

令和 4 年

第 4 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 4 年 6 月 8 日

閉 会 令和 4 年 6 月 16 日

大 津 町 議 会

令和4年第4回大津町議会定例会 会期日程

| 月 日 | 曜 | 開 議 時 刻 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|-------|---|------------|-----|-----------------------|-----|
| 6月 8日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 開会、提案理由の説明 | |
| 6月 9日 | 木 | 午前10時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| 6月10日 | 金 | 午前10時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| 6月11日 | 土 | | 休会 | 議案等整理 | |
| 6月12日 | 日 | | 休会 | 議案等整理 | |
| 6月13日 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 | |
| 6月14日 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 | |
| 6月15日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 | |
| 6月16日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会 | |
| 会 期 | | | | 9 日 間 | |

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町財政事情公表
- 「株式会社 熊本文化の森」経営状況（報告）について
- 大津町下水道事業業務状況報告について
- 大津町工業用水道事業業務状況報告について
- 令和4年3月例月出納検査の結果について
- 令和4年4月例月出納検査の結果について
- 令和4年5月例月出納検査の結果について

令和4年第4回大津町議会定例会会議録

令和4年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和4年6月8日(水曜日)

| | |
|-----------------------------------|---|
| 出席議員 | 1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 金田 英樹 会計管理者 中井 雄一郎 兼 会計課長 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 吉良 元子 兼 行政係長 兼 法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 住民生活部長 木村 欣也 総務部財政課財政係長 田邊 嵩博 健康福祉部長 坂本 光成 教育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也 教育部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教育部 次長 百田 止水 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 農業委員会事務局 長 梅田 博隆 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|---|
| 議案第41号 | 押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第42号 | 大津町公立保育等再編検討委員会設置条例の制定について |
| 議案第43号 | 大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例の制定について |
| 議案第44号 | 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第45号 | 大津町菊阿体育館条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第46号 | 大津町山村広場条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第47号 | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について |
| 議案第48号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 議案第49号 | 菊池環境保全組合の解散について |
| 議案第50号 | 菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について |
| 議案第51号 | 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について |
| 議案第52号 | 令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）について |
| 請願第1号 | 「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」提出の請願書 |

令和4年第4回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

| 受理年月日 請願、陳情 番 号 | 件 名 | 提 出 者 | 所 管 委 員 会 |
|-------------------------------|--|--|----------------------|
| 令和4年 5月16日 請 願 第 1 号 | 「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」提出の請願 | 大津町大字大津1260-3 公益社団法人 大津町シルバー人材センター 理事長 佐方 美紀 | 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 |

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 4 年 6 月 8 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 4 1 号 押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 2 号 大津町公立保育等再編検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 4 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 5 号 大津町菊阿体育館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 4 6 号 大津町山村広場条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 4 7 号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 1 2 議案第 4 8 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 1 3 議案第 4 9 号 菊池環境保全組合の解散について
- 日程第 1 4 議案第 5 0 号 菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第 1 6 議案第 5 2 号 令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号) について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 7 議案質疑
- | | |
|------------------------|------|
| 議案第 4 1 号 | 質 疑 |
| 議案第 4 2 号から議案第 4 4 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 4 5 号から議案第 4 6 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 4 7 号から議案第 5 1 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 5 2 号 | 質 疑 |
- 日程第 1 8 請願第 1 号 「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」提出の請願書
- 日程第 1 9 委員会付託
- 議案第 4 1 号から議案第 5 2 号まで

請願第 1 号

午前10時00分 開会

開議

○議長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和4年第4回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番山部良二議員、8番山本富士夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。津田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月1日、午前10時から役場4階委員会室401において、桐原議長にも出席を願ひ、令和4年第4回大津町議会定例会について、審議いたしました。

まず、町長提出議案の12件について、執行部から説明を求め協議いたしました。また、協議日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

なお一般質問については12名ですので、1日目は通告の1番から5番まで、2日目が6番から10番まで、3日目が11番から12番までで行うことになりました。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から6月16日までの9日間といたしました。また、最終日に追加議案される予定です。

なお、今回もマスクの着用や室内での換気など新型コロナウイルス感染予防のための措置を行うことを申し合わせております。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から6月16日までの9日間をしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について

○議 長（桐原則雄） 日程第4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員会委員長から所管事務の調査報告の申し出がっておりますので、この際、これを許可します。

豊瀬文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。ただいまより文教厚生常任委員会の行政調査について報告をいたします。

当委員会は令和4年5月31日、阿蘇市阿蘇農村公園アピカにおいて、指定管理の状況について行政調査を行い、その後嘉島町に開設予定の熊本県フットボールセンターを見学しました。

初めに阿蘇市、阿蘇農村公園アピカにおいて指定管理の状況についての説明を受け、質疑、応答、意見交換を行いました。阿蘇市では、平成18年9月から公共施設の効果的効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に阿蘇体育館や阿蘇農村公園アピカ、阿蘇市温水プール、一宮体育館など8か所で指定管理者制度を導入されています。今回視察を行った阿蘇市阿蘇農村公園アピカは、市民の体育向上と健康増進、都市と農村の交流目的とした施設で全天候型でフィールドは正式サッカー芝コートの陸上競技場、ナイター設備を備えたソフトボールの試合では4試合が一度に行える広さの多目的グラウンド。弓道場のスポーツ施設のほか農業フェスタ広場、ちびっこ広場などがあり、気候が良いためにスポーツ大会やスポーツ合宿に年間30以上の大学や社会人の陸上部などが訪れるなど幅広く利用されており私たちが訪問した際にも、実業団の陸上部の方が練習をされていました。

運営状況は、平成9年4月から阿蘇市地域振興公社が管理運営業務として業務受託を開始し、平成18年9月から指定管理者に変更されています。現在の阿蘇ワークネットは、平成21年4月から指定管理者に指定され、現在まで13年間管理運営をされています。職員は4名配置されており受付や清掃、剪定、除草は直営で実施されています。管理運営費の変動については、平成17年度の業務委託から平成18年度の指定管理に変更となり約80万円の減額となっていたようですが、現在では物価上昇等の見直しによりほぼ同額となっています。指定管理は2千387万円でサッカ

一芝コートや広場の芝は良い状態で管理されており、本町の運動公園は芝管理の外注コストだけで約2千万円増加する状況とのことですが、指定管理による施設管理や運営方法の見直しだけではなく、芝の管理コストの約2千万円が適正な価格なのか、また芝の管理コストに見合う利用がされているかを費用対効果の観点から再検討が必要ではないかと感じました。

また、指定管理の課題としては住民の福利厚生施設も兼ねているため独立採算は大変難しい面があり何らかの自主事業を行い、財源を確保する必要があるとのことでした。多様化する住民ニーズに応え、自治体ではできない魅力的なサービスを提供することが指定管理者制度を導入する条件になるのではないかと思います。

次に見学をした嘉島町に開設予定の熊本県フットボールセンターについては、嘉島町と熊本県サッカー協会との官民連携事業で、設置管理許可制度適用した嘉島町総合運動公園整備事業として、嘉島町総合運動公園東側宅地に追加整備を行ったもので、施設の建設は、熊本県サッカー協会が行い、完成後嘉島町に譲渡し、管理は熊本県サッカー協会が行うとのことです。施設はナイター照明付き、人工芝サッカーフィールド2面のほか、更衣室、シャワー室を備えたクラブハウス、芝生広場、保育園、カフェ等も併設し、地域の活動拠点としての役割も担うとのことで、サッカー利用だけで年間延べ10万人の来場を見込んでいます。今後、近隣自治体がサッカー場や体育館を建設される予定ですが、競合するのではなく互いの強みを生かして連携した取組を進めていくことが求められるのではないのでしょうか

本定例会には、スポーツ施設の指定管理者制度の導入に向けての関係条例の一部改正等が提案されていますが、今回の視察を踏まえ、施設整備や管理運営のあり方、指定管理者制度には、必ずメリットやデメリットもあると思いますが、町の将来に有効なのか、また町民サービスの質を向上させ持続的に提供していくためには、どのような施設運営が最適なのかを慎重に見極めていくことが重要ではないかと感じました。

以上で、文教厚生常任委員会の行政調査報告を終わります。

日程第5 議案第41号から日程第16 議案第52号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄） 日程第5 議案第41号、「押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第16 議案第52号、「令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）について」までの12件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まず議案第41号、押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止、業務の効率化及び行政サービスの向上を目的として行政手続における押印を廃止し、行政手続の簡素化を図ることについて関係条例を整理するために、条例を制定し

ようとするものです。

次に、議案第42号、大津町公立保育園等再編検討委員会設置条例の制定については、大津町公立保育園等再編検討委員会を設置するために条例を制定しようとするものです。

次に、議案第43号、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例の制定については、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会を設置するために条例を制定しようとするものです。

次に、議案第44号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、大津町公立保育園等再編検討委員会及び大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会を設置し、その委員の報酬、及び費用弁償を定めるために条例の一部を改正しようとするものです。

議案第45号、大津町菊阿体育館条例等の一部を改正する条例については、地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づき指定管理者制度を導入し法人、その他の団体に公の施設の管理を行わせるために条例の一部を改正しようとするものです。

議案第46号、大津町山村広場条例等の一部を改正する条例については、地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づき指定管理者制度を導入し法人、その他の団体に公の施設の管理を行わせるために条例の一部を改正しようとするものです。

議案第41号から第46号までの案件につきましては、条例の制定及び一部改正ですので地方自治法第96条、第1項、第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に議案第47号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてですが、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更については、地方自治法第252条の7、第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に議案第48号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてですが、熊本県市町村総合事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条の第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により定めるため同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に議案第49号、菊池環境保全組合の解散については、菊池環境保全組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に議案第50号、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分については、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に議案第51号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更については、菊池広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に議案第52号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）については、今回の補正はくまモン活用地域資源創出事業や固定資産税の課税誤りに伴う過誤納還付金、令和3年度の子育て世

帯等臨時特別支援事業の事業費確定に伴う返還金、学校教育施設改善交付金交付決定額の減額に伴います町債の繰上償還金などが主なものです。

また、新型コロナウイルス対策関連では、国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金等を財源とする大津町地域応援商品券事業、農業者への補助事業、学校給食用の食材費補助、企業創業事業補助金などに伴う補正が主なものでございまして、規定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4千308万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億5千707万4千円としたものです。議案第52号につきましては、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、所管部長より詳細を説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第41号から議案第46号まで、議案第47号から議案第52号まで分けて説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。

議案第41号の「押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案集は1ページ、説明資料集1ページを御覧いただきたいと思います。

今回の押印見直しの経緯ですけれども、総務省からの通知で、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものであり、各地方公共団においても積極的に取り組むことが望ましいとあっておりまして、押印の見直しに向けた協議を行ってきたところです。

本町におきましては、町民等に押印を求めている様式は1千160種類ありまして、法令等や国・県の制度により押印が義務付けられているもの、それから請求書関係を除いた768種類、約66%ですけれども、が押印廃止可能という結果になりました。

そこで、条例を除きます規則、要綱等の整理はすでに終了いたしておりまして、今回関連条例を整理するものになります。

説明資料の2ページをお願いいたします。

押印廃止に関連する条例4本を一部改正するものです。

説明資料の3ページになります。押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の第1条として、大津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正になります。

改正内容といたしましては、同条例の第3条で文言の整理を行い、第4条で、押印に関する規定を削除しまして、そのあと4ページに移りまして、第7条、第8条、それから5ページに移りまして、第9条、第11条において、それぞれ押印に関する規定を削除いたしております。

説明資料の6ページをお願いいたします。

関係条例の整理に関する条例第2条で、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正を行っております。第2条で職員のサービスの宣誓書について、「署名」を「任命権者に提出」と改正し、別記様式の印を削除することといたします。

7ページをお願いいたします。

関係条例の整理に関する条例第3条で、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部改正を行っております。第1号様式、学校体育施設使用許可申請書におきまして、「使用対象者及び人員」を「使用人数」に改正し、8ページに移りまして、氏名欄の印を削除いたしております。

最後に、関係条例の整理に関する条例第4条で、大津町山林原野火入れに関する条例の一部改正を行っております。

9ページをお願いいたします。

別記様式、火入れ許可申請書の申請者氏名欄の印を削除いたしております。

10ページをお願いいたします。火入れ従事者の男女の項を削除しております。

議案集の3ページをお願いいたします。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。議案第42号、「大津町公立保育等再編検討委員会設置条例の制定について」、御説明をいたします。

議案集は4ページから7ページ、説明資料集は11ページから12ページをお願いいたします。

今回の条例制定は、昨年10月に、就学前児童の教育・保育におけるニーズの変化に向けて、公立園の在り方の見直しと再編方針の検討を目的として、大津町公立保育等再編検討委員会を要綱で設置しておりましたが、その目的について、今年3月に策定しました再編方針の進捗状況の点検・協議などに改め、条例で設置しようとするものでございます。

議案集の5ページをお願いいたします。

第1条で、就学前児童の教育及び保育における環境やニーズの変化に向けて、大津町公立保育等再編検討委員会を設置する旨を規定しております。

第2条、所掌事務で、町長の諮問に応じて、公立保育等の在り方に関する事、再編方針の進捗状況に関する事、その他町長が必要と認める事項について、審議し、答申するとしております。

第3条、組織では、「委員会は、委員16人以内をもって組織するとしており、委員として、学識経験を有するもの、教育及び保育関係者、地域を代表するもの、公立幼稚園及び保育所の園長と、その保護者の代表、行政関係者などを町長が、委嘱又は任命するものとしております。

第4条で、委員の任期は2年としております。

その他、第5条で「委員長及び副委員長」を、第6条で「会議」を、第7条で「意見の聴取等」を、第8条で「秘密の保持」を、第9条で「庶務」を健康福祉部子育て支援課において処理すると、規定しております。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

次に、議案第43号、「大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例の制定について」御説明をさせていただきます。

議案集は8ページから11ページ、説明資料集は13ページから14ページをお願いいたします。

今回の条例制定は、今年3月に策定しました大津町公立保育等再編方針に基づく、大津幼稚園の民営化にあたり、移譲先事業者を適正に選定するために委員会を条例で設置しようとするものでございます。

議案集の9ページをお願いいたします。

第1条で、大津幼稚園の民営化にあたり、移譲先事業者を適正に選定するために、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会を設置する旨を規定しております。

第2条、所掌事務で、町長の諮問に応じて、移譲先事業者の募集要項及び選定基準の策定に関すること、審査及び選定に関すること、その他選定に関し必要な事項について、審議し、答申するとしております。

第3条、組織では、委員会は、委員11人以内をもって組織するとしており、委員として、学識経験を有する者、法人の経営に関し専門的知識を有する者、教育及び保育関係者、地域を代表するもの、公立幼稚園の園長と、保護者の代表、行政関係者などを、町長が委嘱又は任命するとしております。

第4条で、委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る答申を町長が受けた日までとしております。

議案集の10ページをお願いいたします。

その他、第5条で「委員長及び副委員長」を、第6条では「会議」を、第7条で「意見の聴取等」を、第8条で「秘密の保持」を、第9条で「庶務」を健康福祉部子育て支援課において処理すると、規定をしております。

議案集の11ページをお願いいたします。

附則の1で、この条例は公布の日から施行するとしております。

また2で、この条例は、移譲先事業者の選定に係る答申を町長が受けた日に限り、その効力を失うとしております。

続きまして、議案第44号、「特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明をいたします。

議案集は12ページから13ページ、説明資料集は15ページをお願いいたします。

今回の改正は、議案第42条で設置します「大津町公立保育等再編検討委員会」と、議案第43号で設置します「大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会」の委員に対する、報酬及び費用弁償について、別表に追加して定めるものでございます。

説明資料集の15ページをお願いいたします。

大津町公立保育等再編検討委員会及び大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会の、委

員長の報酬について月額3千800円、委員の報酬について月額3千700円をそれぞれ定め、また、両委員会の委員長及び委員の費用弁償として月額2千200円を定めるものでございます。

最後に、議案集の13ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは、議案第45号、「大津町菊阿体育館条例等の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集は14ページ、資料集は16ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、指定管理者制度を導入し、法人その他の団体に公の施設の管理を行わせるために、条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明資料集の16ページのほうで御説明いたします。

まず、改正の目的は、現行の設置条例に、指定管理者制度に関する規定を追加するものです。

条例の概要につきましては、指定管者制度の導入を検討している施設のうち、教育委員会が管理する施設について条例の一部を改正するものです。

第1条の「大津町菊阿体育館条例の一部改正について」御説明します。

(1) 第4条で、「定義の追加」とし、「施設、設備、備品等」を「施設等」と定義を追加、
(2) 第10条で「指定管理者による管理」を明記、第1項で、教育委員会が指定するものに、管理を行わせることができる旨を規定。第2項で、教育委員会の事前承認があれば、指定管理者が供用日や供用時間の変更をすることができる旨を規定。第3項で、第4条の（使用許可）、第5条の（許可の条件）、第6条の（許可の取消等）、及び第8条の（使用料の返還）について、教育委員会に代わって指定管理者が行うことができる旨を規定しております。

第4項で、指定管理者制度導入前に教育委員会に行った使用許可申請は、指定管理者に行ったものとみなす旨を規定しております。

第5項で、指定管理者制度導入前に受けた使用許可は、指定管理者が行ったものとみなす旨を規定しております。

次に、(3) 第11条で「指定管理者の業務」を明記しております。第1号で、体育館の使用許可、第2号で、体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務、第3号で体育館の設置目的を効果的に達成するために必要な業務、第4号で、この他、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務を明記しております。

次に(4) 第12条で「利用料金制の導入」を規定しております。第1項で、施設等の利用料金の指定管理者に収受させることができる旨を規定、第2項で、条例で定める使用料の額を上限とし、町長の承認を得て利用料金を設定できる旨を規定、第3項で、町長の事前承認を得て定めた基準に

より、利用料金の減免や還付ができる旨を規定しております。

説明資料集の次の17ページをお願いします。

第2条で、「大津町町民グラウンド条例の一部改正について」、次に第3条の「大津町武道館条例の一部改正について」、そして第4条の「大津町町民テニスコート条例の一部改正について」は、最初に御説明しました、「大津町菊阿体育館条例の一部改正について」と同様の改正を行うものでございます。

また、今回、指定管理者制度の対象施設としまして、教育部所管以外に、産業振興部所管の山村広場、並びに、都市整備部所管の都市公園の一部、有料公園施設についても対象施設としており、議案第46号にて、関係条例の一部改正につきましても、同内容の提案をさせていただいております。

説明資料の次の18ページの新旧対照表をお願いいたします。

第4条の（使用許可）の第2項第2号中「施設、設備、備品等」の次に「（以下「施設等」という。）」定義を追加し、条文の整理を行っております。

第9条の次に、第10条（指定管理者による管理）を追加し、第1項で指定管理者の規定、第2項で供用日及び供用時間の変更について、第3項で指定管理者の読替規定を定めております。

次の19ページで、第4項で許可申請のみなし規定、第5項で使用許可のみなし規定を定めていきます。

第11条で（指定管理者の業務）を規定し、第1号で体育館の使用の許可に関する業務、第2号の体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務、第3号で体育館の設置目的を効果的に達成するために必要な業務、第4号で前3号に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務を規定しています。

第12条（利用料金）の規定で、第1項で利用料金の収受に関する規定、第2項で利用料金の額の決定について、第3項で利用料金の減免又は還付について規定をしております。

次のページをお願いいたします。20ページになります。

改正前の第10条を第13条とし、第11条中「施設、設備、備品等」を「施設等」に改め、同条を第14条とし、第12条を第15条とし、第13条中「施設、備品等」を「施設等」に改め、同条を第16条とするものです。

次に、第2条、「大津町町民グラウンド条例の一部改正について」、それから次に、説明資料の23ページをお願いいたします。

23ページの第3条、「大津町武道館条例の一部改正について」、それから、資料集の25ページをお願いいたします。

中段になります第4条、「大津町町民テニスコート条例の一部改正について」は、第1条の「大津町菊阿体育館条例の一部改正」と同内容の改正となっております。

議案集の21ページをお願いいたします。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） おはようございます。議案第46号、「大津町山村広場条例等の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集は22ページ、説明資料集は28ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、指定管理者制度を導入し、法人その他の団体に公の施設の管理を行わせるために、条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集の28ページをお願いいたします。

改正の目的は、現行の設置条例に、指定管理者制度に関する規定を追加するものです。

条例の概要につきましては、指定管者制度の導入を検討している施設のうち、町長が管理する施設について条例の一部を改正するものでございます。

第1条は、「大津町山村広場条例の一部改正について」でございます。

第4条で定義の追加、第10条で指定管理者による管理、第11条で指定管理者の業務、第12条で利用料金制の導入を規定しております。

説明資料集の29ページをお願いいたします。

第2条は、「大津町都市公園条例の一部改正について」でございます。

第8条で定義の追加、第19条で指定管理者による管理、第20条で指定管理者の業務、第21条で利用料金制の導入を規定しております。

説明資料集の30ページの新旧対照表で御説明をさせていただきます。

まず、第1条「大津町山村広場条例の一部改正」でございます。第4条（使用許可）の第2項第2号中「施設、設備、備品等」の次に「（以下「施設等」という。）」とし、定義の追加を行っております。第9条の次に、第10条（指定管理者による管理）を追加し、第1項で指定管理者の規定、第2項で供用日及び供用時間の変更について、第3項で指定管理者の読替規定、31ページをお願いいたします。

第4項で許可申請のみなし規定、第5項で使用許可のみなし規定を定めているところです。

第11条で（指定管理者の業務）を規定し、第1号で山村広場の使用の許可に関する業務、第2号で山村広場の施設等の維持及び修繕に関する業務、第3号で山村広場の設置目的を効果的に達成するために必要な業務、第4号で、前3号に掲げるもののほか、指定管理者が山村広場の管理上必要と認める業務を規定しております。

第12条（利用料金）の規定で、第1項で利用料金の収受に関する規定、第2項で利用料金の額の決定について、第3項で利用料金の減免又は還付について規定しております。

32ページをお願いいたします。

第10条を第13条とし、第11条中「施設又は設備、備品等」を「施設等」に改め、同条を第14条とし、第12条を第15条とし、第13条を第16条とするものでございます。

続きまして、第2条の「大津町都市公園条例の一部改正」でございます。

第8条第1項第2号中「施設、設備、備品等」の次に「（以下「施設等」という。）」とし、定義の追加を行っております。

第18条の次に、第19条（指定管理者による管理）を追加し、第1項で指定管理者の規定、第2項で供用日及び供用時間の変更について、33ページをお願いいたします。

第3項で指定管理者の読替規定、第4項で許可申請のみなし規定、第5項で使用許可のみなし規定を定めているところでございます。

第20条で（指定管理者の業務）を規定し、第1号で有料公園施設の使用の許可に関する業務、第2号で有料公園施設の維持及び修繕に関する業務、第3号で有料公園施設の設置目的を効果的に達成するために必要な業務、第4号で前3号に掲げるもののほか、指定管理者が有料公園施設の管理上必要と認める業務を規定しております。

第21条（利用料金）の規定で、第1項で利用料金の収受に関する規定、34ページをお願いいたします。

第2項で利用料金の額の決定について、第3項で利用料金の減免又は還付について規定しているところでございます。

第19条中「施設、設備、備品等」を「施設等」に改め、第22条とし、第20条から第25条までを、3条ずつ繰り下げるものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 次に、議案第47号から議案第52号までの説明を求めます。

木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） おはようございます。私からは議案第49号と議案第50号について御説明させていただきます。

まずは、議案第49号、「菊池環境保全組合の解散について」御説明いたします。

議案集は31ページ、説明資料集は39ページをお願いします。

菊池環境保全組合の解散は、昨日の議会全員協議会において、菊池広域連合及び菊池環境保全組合から説明がありましたとおり、行政事務の効率化及び共通経費と人件費の削減を目的とした、菊池広域連合と菊池環境保全組合の統合に伴うものになります。

菊池環境保全組合は、昭和41年に、菊陽村、大津町、合志村、泗水町、西合志村のし尿の共同処理のために、菊陽村外4か町村し尿処理組合として設立され、その後、ごみの共同処理事務の追加や、し尿の共同処理事務の菊池広域連合への移管を行っております。

また、名称変更が4回行われ、最後は平成17年に、菊池南部清掃組合から菊池環境保全組合に名称を変えて、現在に至っております。

菊池環境保全組合と菊池広域連合との統合については、平成27年5月の菊池環境保全組合の管理者会議において、新環境工場等、現在のクリーンの森合志完成後に統合する方向が示され、令和

元年8月の管理者会議において、統合の時期は令和5年4月1日とする方針が示されております。

その後、令和2年2月の管理者会議において、統合は令和5年4月1日を目標に進めること、統合の方式は菊池環境保全組合を菊池広域連合に編入することの2点が確認・了承されております。

また、同じ月の菊池環境保全組合議会全員協議会において、管理者会議で確認・了承された内容の説明が行われております。

翌年の令和3年11月の管理者会議では、統合の方式、期日、事務所の位置等の統合案及びスケジュール案が了承され、了承された内容は菊池環境保全組合議会全員協議会で説明され、その後、スケジュールに準じて手続が進められ、今回の議案上程に至っております。

今回の統合につきましては、地方自治法第288条の規定により、菊池環境保全組合を解散し、そのすべての事務を菊池広域連合が承継しようとするもので、一部事務組合の解散につきましては、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、解散の日は、令和5年3月31日とされております。

次に、議案第50号、「菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分について」、御説明いたします。議案集は、32、33ページ、説明資料集は40、41ページをお願いします。

議案第49号で説明しましたように、今回、菊池環境保全組合の解散について、同文議決をお願いするわけですが、議案第50号は、解散にあたって菊池環境保全組合が所有する全ての財産及び権利義務を菊池広域連合が承継することについて、同文議決をお願いするものです。

なお、一部事務組合の財産処分については、地方自治法第289条の規定により関係市町の協議の上で定めることとなっており、また、財産処分の協議につきましては、地方自治法第290条の規定により関係市町村議会の議決を得る必要があることから、今回、議会の議決を求めるものです。

議案集33ページは、菊池環境保全組合が令和5年3月31日の解散時に、所有見込みの主要な財産の調書になります。

なお、議案第49号と議案第50号の両議案は、菊池環境保全組合の構成団体であります菊池地域2市2町の議会に同文議決が求められているものであります。

説明は以上です。どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうから、議案第47号、48号、51号、52号について説明をいたします。

まず、議案第47号の「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について」御説明申し上げます。

議案集は27ページ、説明資料集は、35ページになります。

今回、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に、新たに、山鹿市を加えるため規約の一部を変更するものです。

熊本広域行政不服審査会は、熊本連携中枢都市圏を構成します13の市町村により、共同で設置をされております。山鹿市におきましては、これまで行政不服審査は、市独自で設置されておりました。

したが、今回熊本広域行政不服審査会に加入されるものです。

なお、附則で、この規約は、令和4年9月1日から施行することとしており、関係市町村の同文議決となります。

次に議案第48号、「熊本縣市町村総合事務組規約の一部変更」について御説明申し上げます。議案集は29ページ、説明資料集は36ページをお願いいたします。

今回の規約変更は、熊本縣市町村総合事務組合に加入する団体であります、小国町及び南小国町で構成されます「小国町外1ヶ町公立病院組合」の名称変更になります。新たな名称として、「小国郷公立病院組合」に変更するものでございます。附則で、令和4年4月1日から適用することとしております。

規約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回の規約の一部変更は、県内の加入団体の同文議決が求められているところです。

次に、議案第51号、「菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」御説明いたします。

議案集は34ページからになります。説明資料集は、42ページになります。

先ほど、議案49号それから議案第50号で説明いたしましたように、菊池環境保全組合が、令和5年3月末をもって解散することに伴いまして、組合が行う全ての事務、また、全ての財産・権利義務を菊池広域連合が承継することとなるため、菊池広域連合規約の一部を変更するものとなります。

説明資料42ページをお願いいたします。

第4条では、し尿の処理のほか、ごみの処理も加えた事務に改正するものです。

第5条では、連合の作成します広域計画の項目で、「し尿処理施設」を「一般廃棄物処理施設」に改めるものです。

第7条それから第8条では、議員定数を構成市町、それぞれ「4人」から「6人」に改正し、全体で「16人」から「24人」へ改めるものになります。

43ページをお願いいたします。各市町の負担割合を定める別表の改正になります。

「火葬場費」の項の次に、「ごみ処理費」を加えております。

関係市町の負担割合、第1号の「ごみ処理施設等の管理運営に要する負担金」それから第2号の「ごみ処理施設等の建設に要する負担金」、第3号の「ごみ処理施設等の解体に要する負担金」は、現在、環境保全組合で用いております負担割合を踏襲をいたしております。

44ページをお願いします。第2項の次に第3項を加え、「ごみ処理費に係る利用割の計算基礎は、直近1年間の実績によること及びごみ負担基準額とは、当該年度において関係市町が負担すべきごみ処理施設等の管理運営に要する負担金の合計額である」旨を記載しております。

議案は議案集36ページをお願いいたします。

附則におきまして、改正後の規約の施行日は、令和5年4月1日とし、第2項でごみ処理に関す

る事務の準備行為ができること、第3項で、ごみ処理費の算定にあたり、令和7年3月末までの経過措置を設けております。

また、第4項で、承継について、第5項で、決算の認定について規定をいたしております。

最後に、議案第52号、「令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものとしましては、くまモン活用地域資源創出事業や固定資産税の課税誤りに伴います過誤納還付金、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業の事業費確定に伴う返還金、学校施設環境改善交付金の交付決定額の減額に伴います町債の繰上償還金などを補正をいたしております。

新型コロナウイルス関連につきましては、先般、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付上限額が示されましたので、当初予算で計上しております事業で当該交付金それから県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を活用できるものについては、今回財源の組替えを行っております。また、新規、新たな事業としましては、原油価格・物価高騰対策事業としまして、大津町の地域応援商品券事業、農業者への補助事業、学校給食用の食材費補助、また、コロナ禍において、新たな事業・新たな分野に進出する事業者を支援する起業創業事業補助金などを今回新たに計上いたしております。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙「補正予算の概要」を御参照いただきたいと思っております。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ、2億4千308万8千円を追加し、予算の総額を150億5千707万4千円とするものです。第2条で、債務負担行為の追加を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。

7ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の補正になります。

内容につきましては、運動公園をはじめ町民グラウンド、武道館、山村広場などの町管理の体育施設を民間業者において一括管理するための指定管理委託料になります。指定管理の期間については、令和5年度から令和9年度の5か年間を予定しており、債務負担行為の限度額を6億5千500万円としております。

それでは歳出から主なものを御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

財源の組替えは、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の額が示されたことによりまして既存事業への交付金の充当をいたしております。

款2、項1、目7電子計算費、節12委託料は、総合行政システムにおける文字標準化に伴う業務委託になります。

目11、地域づくり推進費、節18の負担金4くまモン活用地域資源創出事業負担金は、県内各地の地域資源とくまモンとのコラボによりまして、地域活性化につながる新たな観光名所の創出を

目的とする事業になります。今回はJR肥後大津駅を中心とした事業展開をすることとしております。

その下、6のコミュニティ助成事業補助金は、中陣内区のコミュニティ無線整備に対するものになります。

款2、項2、目1 税務総務費、節2 2 償還金は、固定資産税の住宅用地特例の適用誤りによる還付金になります。町民の皆様大変御迷惑をおかけしているところでございます。

14ページをお願いいたします。

款3、項1、目1 2 新型コロナウイルス感染症対策費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業者等に係るものになります。節3 職員手当は、職員の時間外、節1 0 の需用費、それから節1 1 の役務費は事業関連の予算をあげております。

ページが変わりまして、15ページをお願いいたします。

節1 2 委託料は、子育て世帯生活支援特別給付金システムそれから住民税非課税世帯の臨時特別給付金システムの改修に係るものになります。

節1 8 補助金の3 子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯に子供一人当たり5万円を給付するものになります。

款3、項2、目1 児童福祉総務費の節1 報酬は、大津町立大津幼稚園の民営化に係る事業者選定委員会委員の報酬で、節8 旅費で費用弁償を計上いたしております。

節1 2 委託料は、大津幼稚園園舎等の民営化に向けての不動産鑑定の実費になります。

16ページをお願いします。

節2 2 償還金、利子及び割引料は、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の事業費確定に伴う返還金になります。

目7 新型コロナウイルス感染症対策費、節1 8 補助金の1 新型コロナウイルス感染症対策補助金では、学童保育施設利用料の減免費用に係る補助金を計上いたしております。

款4、項1、目9 新型コロナウイルス感染症対策費、節1 8 負担金の1 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金で、ワクチン接種後の健康被害認定者への医療費等の給付金を今回新たに計上いたしております。

17ページをお願いいたします。

款6、項1、目3 農業振興費、節1 8 の1 4 攻めの園芸生産対策事業補助金は、県の補助事業で、甘藷及び人参の生産組合に対し、機械の導入に要する経費の一部を補助するものになります。

目1 1 新型コロナウイルス感染症対策費、節1 8、補助金の2 原油価格・物価高騰対策事業補助金では、燃料価格や資材等の物価高騰の影響を受けている農業者の負担軽減のために、10万円を上限に売上額の1%を補助する事業費を計上いたしております。

款7、項1、目6 新型コロナウイルス感染症対策費、節1 2 委託料で大津町地域応援商品券事業の事務委託費を計上いたしております。これは、1人当たり2千円の商品券を配布することとしております。

節18補助金2の大津町起業創業事業費補助金は、ウィズコロナ時代の社会変化に対応するために町内で新たに事業を起こしたり、新たな分野に事業転換を目指す事業者に対し、必要な経費の一部を支援するものになります。

18ページをお願いいたします。

款8、項2、目3道路新設改良費については、電源立地地域対策交付金を充当することで、今回財源の組替えを行っております。

款10、項1、目4新型コロナウイルス感染症対策費、節10需要費では、各小学校の教育用パソコンの液晶抗菌保護フィルム等の消耗品費を計上しております。

節11の役務費は、小学校及び中学校の修学旅行を実施できなかった場合に必要となりますキャンセル手数料になります。

節17の備品購入費は、各小中学校の空気清浄機あるいはパーティション等感染防止対策の備品購入に係るものになります。

19ページをお願いします。

款10、項2、目1学校管理費、節14工事請負費では、大津東小学校の木製支柱の改修工事費を新たに計上しております。

項3、目1学校管理費、節14工事請負費では、大津北中学校図書館の屋外テラスの梁の撤去工事費を計上しております。

節17備品購入費は、大津北中学校のネットワーク中継器の購入費になります。

20ページをお願いします。

項6、目4新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金の1学校給食用食材費補助金は、原油価格・物価高騰対策として学校給食用の食材費の補助を実施するものになります。

21ページをお願いします。

款12、項1、目1元金、節22償還金は、学校施設環境改善交付金の交付決定額の減額それから県の急傾斜地の崩壊対策事業の事業費確定によります町負担金の返還に伴う町債の繰上償還金になります。

目3公債諸費で、繰上償還に係る加算金を計上しております。

款13予備費で所要の財源を調整しております。

最後に、歳入について主なものを御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款15、項1、目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は、ワクチン接種後の健康被害認定者への給付金になります。

項2、目1民生費国庫補助金、節1児童福祉費補助金は、放課後児童クラブの利用料減免に係る子ども・子育て支援交付金になります。

節3社会福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金は、歳出で御説明いたしました子育て世帯の生活支援特別給付金事業に係るものでありまして、次の子育て世帯

等臨時特別支援事業費補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係るものになります。

目4教育費国庫補助金、節1小学校費補助金それから節2中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金は、小中学校の感染症対策物品購入に対するものになります。

目5総務費国庫補助金、節1総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に対し、国から交付されます地方創生臨時交付金になります。当初予算や、今回の補正に計上いたしております、新型コロナウイルス対策に係る費用に充当いたしております。

12ページをお願いいたします。

款16、項2、目1総務費県補助金です。こちらも、新型コロナウイルス感染症対策に対し、県から交付されます感染症対策の総合交付金になります。

下の電源立地地域対策交付金は、対象事業の確定により、新たに計上いたすものであります。

目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金は、放課後児童クラブの利用料減免に係る子ども・子育て支援交付金になります。

目4農林水産業費県補助金、節2農業振興費補助金は、歳出で御説明いたしましたように甘藷及び人参の生産組合に対し、機械の導入に要する経費の一部を補助するものでございます。

款21、項5、目2雑入の一般コミュニティ助成事業は、宝くじ助成事業として、交付が決定したことに伴い計上するものです。その下の、デジタル基盤改革支援補助金は、歳出で御説明いたしました総合行政システムの文字標準化に対するものになります。

以上よろしく願いいたします

○議 長（桐原則雄） これで、提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩します。午前11時15分より再開します。

午前11時05分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案質疑

○議 長（桐原則雄） 日程第17 議案質疑を行います。

まず、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号から議案第44号までを一括して議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは、議案第42号、43号について質疑をいたします。

大津町の公立保育等再編検討委員会条例と大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設

置条例の中の委員さんの選考要領についてなんですが、こちらの議案第42号のほうは一般会計当初予算のほうで積算がしてありまして、議員報酬ぐらいか何かで9名いらっしゃるといふふうに書いてあります。今回の43号の条例の制定においては部内の委員さん7名と書いてあります。もちろん全体の人数も16名と11名というふうに相違があるわけでありましてけれども、こちらはなぜこのような形になっているのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の質疑にお答えしたいと思います。

委員の構成についての御質疑だったかと思います。まず、42条の再編検討委員会のほうでございますけれども、これは昨年まで再編ということでこちらの要綱で設置しまして進めてきたところでございます。そちらのときの委員の構成、そちらが基本的にそれをある程度継承するような形での構成をしておりますので、委員については16名以内ということで構成をしております。それとあと43号の民営化のほうですね、こちらにつきましては新たな選定の委員会という形になりますけれども、こちらについては議案の説明をしましたように11人以内ということで、選定に係りますある程度有識者、あるいは関係者の方、そういうところで関わりのある方を委員として任命させていただいたところでございます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

今の御説明であれば、例えば公立保育等の再編は町の事業でありますから、町の町内の中の有識者が入ってきます。こちらの事業者選定に当たっては、それぞれ見識のある方が入る。税理士さんが入っているということなのでそういうことだと思うんですけども、そのほかの委員の選考においては、例えば民間への譲渡、事業の継続という観点もあるので、少し委員さんの構成というものがプロフェッショナルの目線から入ったものが答申として出てくるということを私は期待をしているんですけども、例えばほかの委員さんにおいてどのような選考基準というか、先ほど言いました専門店見識を持たれる方というのが税理士さんのほかにどなたをお呼びされるのでしょうか。

質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 質疑にお答えいたします。

まず学識ということで、これは大学等の教員の方を想定しておりますけれども、こういった今回の保育所、幼稚園の民営化ということですので、そういったところでその分野の専門の先生ということでお願いをしていきたいと思っております。それからあと先ほど法人の経営に関して専門的知識を有するものということで税理士層ということにしてしておりますが、今こちらのほうも今後検討する中で税理士、あるいは公認会計士、そういったところも含めたところでこの経営等の専門知識を有するものということの方については専任のほうを考えていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は議案第43号の民営化に係る設置条例についてお尋ねをします。

今質問がありました但委員の構成の中で、教育及び保育関係者として民生児童員それと町内保育施設等の代表と、いわゆる民間の保育施設の代表を対象とされているようですが、この方は利害関係者にあたるのではなからうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 今の荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

委員の構成の中で教育保育関係者ということで、町内保育所の代表ということで定めさせていただいておりますが、こちらにつきましては再編検討委員会の中でも保育所の方には入っていただいております。そういった検討の流れの中で今回の第一段階としての大津幼稚園の民営化ということで委員のほうにつきましては、町内保育所の代表の方ということで一応想定はしているところでございます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 保育等の再編に関しては、まだ問題なからうかと思ひますけれども、民営化の事業者選定の委員でしょ。選出された保育施設等の代表が民営化先になる場合もあるし、またその代表となられた方がその関係するほかの民間の保育施設等の代表の利害に関わってくる可能性は十分あると思うんですけども、ですから42号と43号は全く性質が違いますので、43号については直接利害関係に当たるのではないかということなんです。そうであるならば外したほうがよろしいのではなからうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 御指摘のように、選考にあたり公募によってはそういった利害関係が生じてくるというようなところも考えられますので、そこについては考慮させていただきたいと思ひます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私が言っているのは、この委員で町内保育施設等の代表として選ばれた方がいますが、その方が民営化先に直接なる場合ももちろん問題でしょうけど、間接的に経営者ですからその方の利害関係する施設が選ばれる可能性だってあるわけでしょ。十分考えられることですよ。そういう場合も考慮されるんですか。ですから最初からこれは考慮して入れないようにすべきではないんですかということです。いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 御指摘の町内保育所の代表の方というのは御指摘のところもありますので、そこはちょっと検討させていただきたいと思ひます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私も同じ議案についてお尋ねをしたいと思ひます。

まず確認ですけども、この中に不動産の鑑定評価委託料というのが今回計上されるということ

であるわけなんです、この鑑定したときにどのくらいになるのかなというのをみようと思ひまして、一つ意地悪を言いますけれども、固定資産台帳を確認したんですね。固定資産台帳を確認するとあの建物が今7万8千円になっていると書いてあるんですよ。これたぶん丸が三つ足りないんだらうなと思ひますけれども、そうした事業を行うにあたっての基礎的なデータというのは、きちんと整えておくべきだと思ひますので、そこについてはお願いをしたいと思います。

その上でのお尋ねです。今回の鑑定の対象が幼稚園の園舎とプール等ということで、建物ですね、構築物ですので、土地は残すんだらうと。上物だけを譲渡するというふうには考えられると思ひますけれども、その際に事業者さんが応募して実際に購入しようとする場合に事業者さんに対する国からの補助金とか、そういったものがまずきちんとあるんだらうかと。これがないとその後の減価償却とかに対応していくことはできないわけですね。きちんと補助金があつて、一括償却ができてその上でやっていきますというなら安定した経営というのを望めると思ひますけれども、そこがまず一つ事業者さんに対するそういう補助金があるんでしょうかということ。それから現在の建物、もともとが47年度の貸与年数があつて現在28年間が経過している。残りは19年ということになります。このあと譲渡した場合、譲渡して事業を継続された場合に20年後にどうされるのかなと。そこに関してどういうふうなまろみを持っておられるのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず保育所等の整備に関する補助金でございますけれども、私立につきましては、今回民営化ということで私立のほうに移譲するという形になるかと思ひますが、そちらについては保育所の整備等の交付金というのがございまして、国のほうが基本的には2分の1、それから町のほうが4分の1からあと要件によっては12分1の負担、あとは設置主体ですね、事業者のほうで経営されるところが4分の1という制度がございまして、基本的にはそちらのほうを活用じゃないかなというところで考えているところでございまして、それから園舎についてでございますけれども、確かに御指摘のように今耐用年数残っておりますけれども、町のほうとしては今後もそれを活用されるのであれば有償譲渡という形を想定しておりますので、今回鑑定もするわけですが、あと今回は認定こども園ということで、今の天津幼稚園の施設にないのが調理室でございますとか、あとは0から2歳児の保育室、そういったところでは今の園舎のままでは厳しいかなというところがございます。そういうところで場合によっては委譲を受けた事業者さんのほうで建て替えたりも検討されるということは十分考えられるかなと考えております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 保育施設こども園も含めてですね、整備にあつての補助金が出るということは当然わかっているんですけど、これがこういう形で譲渡される場合でも対象になるのかということがお尋ねしたかったところなんです。そこについてはそれでも対象になるのかどうか

についてはちょっと改めてお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つが、事業者の選定の中で社会福祉法人が福祉施設を運営する場合に、その土地は持っておかなきゃいけない場合と持っておかなくていいという場合とルールがあると思うんです。その辺に関してそれは恐らく持っておかなくていいよというところしか応募できないという条件にきちんとされるのかどうかその辺についてもお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） まず補助金の対象でございますけれども、園舎のほう建て替えられると。新たに園舎のほう今回の委譲後に建て替えられるということであれば、対象になるというふう考えております。

それから2点目ですけれども、土地の所有に関しましては、今のところ町の所有のままの賃貸という形での方法を今考えているところでございます。理由としましては、この事業が今後も継続されていくようにある程度町のほうに所有のまま、その部分で事業の継続の担保をとるといいますか、そういった形での手法が一番望ましいのではないかとということで今考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 土地の件についてはきちんと調べて確認をしていただきたいと思いますが、建物建て直すという前提、それは今回の譲渡を受けてすぐ建て直すという意味なのか、それともずっと将来の話なのか。これ3回目なのでそれ以上聞けませんけれども、もし建て直しというのは、今回の民営化譲渡を受けてすぐの問題であれば、それまたちょっと話が違ってこないか。当面は園舎とプラスアルファはあるかもしれないですけれども、やるものという説明でずっと聞いてきたと思うんですよ。そうであれば事業として可能だと思ってたんですが、建て替えるとなるとそもそも事業が成り立たなくなるんじゃないかと思います。そこについてお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） すいません、説明が不足しておりました。申し訳ありませんでした。

今私が申しましたのは、確かに移譲と同時に建て替えというのは確かに当然厳しいかと思いますが。当面は今の園舎に増築あるいは仮設等で幾つかの方法があるかと思いますが、そういった形で対応されるのではないかなと予想しております。いずれにせよ移譲した事業者さんのほうでその辺は実際考えておられるところかなと思いますので、町のほうとしてはいろいろその辺も協議をしながら円滑に移譲ができますように努めてまいりたいと思います。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第45号から議案第46号までを一括して議題とします。質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、議案第45号について質疑いたします。

災害発生時避難所運営とかも関わってくると思います。熊本地震の際には、市町村と指定管理者間で避難所運営を想定した役割分担が共有されておらず、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合があったと聞いております。

本町では避難所運営に対する連携マニュアル、また施設管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担、協議方法の明確化はされているのか。1日、2日の避難所運営であれば大丈夫だと思いますけれども、もしこれが熊本地震のような大規模災害であれば1か月、2か月と収入が断たれるわけですよね。そういう場合のことを想定した避難所運営を考えているのか。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） ただいま山部議員さんのほうから質問ありました。災害時発生時の避難所についてということで。

これにつきまして、今回指定管理者を公募する中で基準の中で災害時の場合の優先利用ということでしっかり明記をしていきたいと思っております。今言われましたように、短期間の台風とか大雨とかという1日、2日の場合と、熊本地震のような長期の場合がございますので、短期の場合についてはあります、今のところ考えてないんですが長期に渡りますとそういった収入も断たれるという部分もありますので、そういったところは特記事項でまたリスク管理の中でしっかり明確にうたっていきたいと思っております。

あと、やはり町としても連携していかなければならない部分がありますので、そういったところは連携マニュアルあたりをしっかりと協議しながら作ってスタートができればと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） その場合、避難所の運営を町が行うのか、それとも運営を指定管理者に任せるのか。これでまた大分制度設計が変わってくると思いますけれども、大体どちらを想定されているのか。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 現在のところは避難所を開設した場合には町の災害対策本部のほうで避難所を開設しますので、町のほうが運営自体は直接あたるかと思えます。ただ指定管理の部分も施設の管理者としては誰もいないという部分はいけないと思っておりますので、その辺はちゃんと明確にマニュアルとか協定の中で結んでいきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） ただいまの議案第45号ですね、46号にも関連するのかもしれませんが、質疑いたします。

防災の話がちょっと出ましたので、大津町の防災計画の中で避難所の運営主体誰ですかというのがあってはくれますけれども、これ後々私これやるんですけど、運営主体は防災計画では、自主防災計画

に基づいた地域のコミュニティーですとなっているはずなんです。だから、今の件でいうと使用者は誰ですかというとももちろん避難にあたっている住民ですよ。そして地域のコミュニティーがそれを運営するという話。避難所を開設するのはなぜかという、避難所を指定するのは災害対策基本法で決まっていますけれど、指定するのは町長なんです。そこまでいったら指定管理者というのは何をしなければならないかって話になったときには、災害時の協定を組んで話なんです。この人たちが例えば1か月、2か月施設が使えないから収入がないというのは本当かなと思いました。要は施設を利用するのは町ですよ、指定しているんだから。それを住民たちの公共のサービスの中でふだんは使っているんだけど、災害発生時はそれに供するんですよと書いてあって、それぞれの確か条例の中には町長が特に認める場合は無償でというのが確かあったと思うんです。条例のかきぶりにあったと思うんですが、これとの整合性はとれていると思うんですよ。このあたりについて質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 今お尋ねの施設の避難時の施設利用につきましては、実際、町が避難所として指定するというので、他の利用者がもし申込みがあっていたとしてもそういったところは災害時避難所を優先していただくということで明確にうたっています。

利用料がその部分でいただけない、徴収ができないというような状況になりますので、そこについては短期間の災害の場合は、指定管理の部分で見ていただいて、長期の地震とかの場合は町が負担をするような部分は必要になるかと思っております。そういった部分ではないですかね。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑します。

誰が使うのっていう話になったとき、それが非常時であろうが常時であろうが利用者がいるよ。それを管理するのは誰なんですかっていったら、コミュニティーがその体育館を使うわけでしょ。山村広場でやるわけでしょ。炊き出しとかするかもしれないじゃないですか。その時の費用弁償の話をするといったときに、本当は非常時だから無償で貸してくださいと管理者に迫りたいところですけど、それはできないというのであれば、今町長が様々な企業と結んでいる協定という形によってそれを例えば指定管理者が困らないようにする仕組みとか、住民のサービスが困らない仕組みとか、あるいは災害時臨時にやるよということができると今思っていたんですけど、部長の答弁の中では指定管理者のためにちゃんと考えますという形なので、そこは防災の観点と少し違うなと思ったので、そこをもう1回ですね。所掌ではないかもしれないですけど、災害に対する考え方一緒だと思うのでそこを質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 防災の観点からの話になりましたので、私のほうがお答えしますが、基本的に指定避難所については町が指定をして開設をいたします。その中で住民の方がそこで避難をされると。そして新たなコミュニティーでやっていくということですので、おっしゃいますように今指定管理の施設についても指定は町がしておりますので、当初の指定管理をする段階でそういっ

た災害時どうするかについては、今おっしゃったような協定を結べるのかどうかについては今おっしゃったような協定結べるのかどうかについては十分業者側協議をしていきたいと思っております。

○3番（時松智弘議員） その通りです。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第47号から議案第51号までを一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。

山本富士夫議員。

○8番（山本富士夫議員） 16ページの7の新型コロナウイルス感染症対策費ということの中で、新型コロナウイルス感染症対策補償金というのが今回上程されております。今なかなかコロナのワクチンを打ってくださいということでも、お年寄り方どうなってもいいから打ちたくないということと、子供さんの場合でも10年後どうなるかわからんということで打たんでいいという部分でもあるんですけども、実際に今現在こういう補償金が今回出たんですけども、具合が悪くなって補償を依頼されたことはありますかとか、その部分をちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山本議員の質疑にお答えしたいと思います。

今のは保健衛生費のコロナ対策費のほうでよかったですでしょうか。今回予防接種の健康被害の給付金ということで予算のほう上げさせていただいております。今現在、件数につきましては、接種直後のアナフィラキシー等の反応で医療機関等受診されたということで、そちらのほうで今まで申請が2件出ております。あと、ワクチン接種が原因で体調不良とかそういった形で何らかの健康被害を受けられた方、これは打たれてから打った直後ではなくて、しばらく時間が経った後ということになりますけれども、こちらのほうが3件ございます。合わせて5件っております。

このうち今回予算を上げさせていただいたのはアナフィラキシーの2件目ということで、1件は令和3年度中にありましたので、あと残りの健康被害の3件につきましては、現在審査のほうを行っている途中、あるいは審査が終わって厚労省のほうに進達している途中でございますので、状況としてはトータルで5件という状況でございます。

○議長（桐原則雄） 所管の部分ですので、ほかに質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 補正予算書の17ページ委託料なんですけれど、大津町地域応援商品券事業委託の一人2千円の町内商品券を交付する事業ですけど、一人2千円とした理由と、あと近隣ではプレミアム商品券という形でかなり人気な即完売するような商品券を売ってるんですけど、そちらのほうがより地域にお金も落ちるし、効果があるのかなと思うんですけど、その辺に対して協議

はされたのかと2千円に対する理由をお願いします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） ただいまの田代議員の質疑についてお答えいたします。

御指摘のとおり今回の臨時交付金の使途については、それぞれの課でまたそれぞれの部でいろんな形で協議をしております。今回の予算計上にあたりましては、御指摘のように他市町村の状況もいろいろ分析をしております。うちで今回一人2千円という形で商品券をプッシュ型の送付という形でやっておりますが視点をどこにおくかということが一番重点を置いたところになります。

商品券につきましては、一度購入する必要があるということもございますし、またそのプレミアムの商品券をそもそも購入することが難しい方もいらっしゃるということもあるかと思えます。今回の事業につきましては、物価高騰については誰もが影響を受けられたと。住民の方がみんな影響を受けられたということが第1にございまして、住民の方に広く支援ができないかということ念頭に置いて政策を作り上げた形になっております。原油価格、物価高騰の分が臨時交付金が9千360万円ほどですけれども、約95%ほどはこれに使わせていただいております、生活者支援と産業支援の両側面を持つということも非常に大きな要素だったということになります。財源からも制限もございますけれども、一人2千円、昨年度実施しましたワクチン接種の負担軽減事業これが意外と町内の事業所でも使っていただいた経過もございます、波及効果も大きかったというようなこともそのようなことも踏まえまして、2千円とプレミアム商品券ではなくて一人2千円の商品券500円4枚綴りを想定しておりますが、直接のプッシュ型でスピード感を持って対応したいと考えている次第です。

よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私も同じ点についてお尋ねをしたいと思えます。

今の事業の予算の内訳なんですけれども、トータルで8千900数十万、その中の7千200万円が実際に使われる商品券の代金と。それ以外の約1千700万円ぐらいが事務費ということになるわけなんですけれども、7千200万円を配布するのに1千700万円の事務費をかけるというのが効率的なものなのかということですね。前回さっき話が出たワクチン接種負担軽減なんかあれのときは郵便局の方が来て、サインしなければいけない形だったと思うんですけれども、それと同じような形をまた取られるのか。あるいは印刷代とかほかの事務費についてこれが内容的にそのときと照らしてみても大体そんなもんだという話になるのかですね。内訳の事務費7千200万円以外の経費が妥当なのかということについてちょっと説明をお願いしたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） ただいまの佐藤議員の質疑についてお答えさせていただきます。

実際の換金、予算に対しまして7千200万円が実際のお金に替わる部分というところでございます。その他が千数百万円が費用対効果の面からみてどうだろうかというような御意見だったと思

います。前回の先ほども説明させていただきましたが、ワクチン接種の負担軽減事業で係ったような一応手順を踏むというような事業の想定をしているところがございます。換金の手数料、郵送料1千万円はゆうパックで郵送いたしました。この点につきましては、世帯主宛てで各世帯員様の分は個別の封筒に入れて送付をさせていただくような手法で送付をさせていただきたいと考えております。あとの印刷代、商品券のポスター、チラシ等、封筒については、大体前回並みの費用がかかると想定しております。事務費等についても前回の分を想定しまして経費が節減できる部分については今後の積算も含めまして可能な限り節減はしていきたいと考えているところがございます。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 説明としては今の説明になるんだろうなとは思いますが、昨日の全協でもちょっと話がでましたけれども、こうした給付金というのが今後も繰り返されるんじゃないかという話ですね。その際に同じように配布される額は本当に少しなだけども多大な経費がかかりますというようなやり方を繰り返していくのか。それとも今後において天草だったかどうかすみませんちょっとはつきり記憶しませんが、県内のどこかの自治体ではアプリを使った形でのデジタルクーポンみたいなものを配布されたような事例もあったかと思えます。もちろんそれができる人、できない人っていうのがいるということがわかった上でできる人に関しては、少なくともそのやり方をすることで経費を節減していくことができるんじゃないかとか。そうした考え方、これから先に向けてどのようなプラン、これはもしかしたら所管課だけの話ではないのかもしれないけれども、トータルとしてそういった方向に進んでいくという考え方、デジタル化も含めてですね。あるのかどうかについてお答えをいただければと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） プレミアム商品券についての今後の考え方の御質問だと思いますけれども、確か天草のほうでもアプリを使っていわゆるハイブリッド型でデジタルとアナログを使ってされる。確かにそうしますとかなり経費がかかるということですので、そういったことを考えますと今回単独でまた今後も引き続きするというようなことになれば、そういったアプリを入れて経費の削減に努めていくことは可能かと思えます。ただ、単独で今回限りということであればなかなかアプリを入れてやると一時的に経費がかさみますので、今後のプレミアム商品券をどうするかということの中であわせて考えていくことが必要かと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 請願第1号 「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」提出の請願書

○議 長（桐原則雄） 日程第 18 請願第 1 号、インボイスを議題とします。

請願第 1 号は、今定例会までに提出されました請願であります。その内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

日程第 19 委員会付託

○議 長（桐原則雄） 日程第 19 委員会付託を行います。

会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 41 号から議案第 52 号まで、及び請願第 1 号を、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午前 11 時 52 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

一 般 質 問

1 番 時 松 智 弘 議員 p 49～ p 64

1. 水害の際の下水道施設の保全と避難場所のトイレの汚泥処理について

(1) 令和2年7月豪雨の際は人吉球磨地域の下水道処理施設、し尿処理施設が壊滅的被害をうけ、仮復旧まで3か月以上を要し、下水道、汲み取りし尿、浄化槽汚泥の処理が困難な状況となった。

そうした処理施設、付帯施設は河川にほど近い場所に建設されることが多く、災害に対しての施設の強靱性や他の市町村との広域処理を確保する必要がある。以上の観点から

- ①町下水道施設の災害対策は十分か。
- ②災害時、し尿汚泥処理の広域連携は出来るのか。
- ③そうした連携を確保するためのBCPの策定は。

2. 避難所運営を考慮したコミュニティへの推進施策は

(1) 1) 熊本地震や令和2年7月豪雨の際は避難所に多くの方が詰めかけ、また両災害でもグラウンド等では車中泊をされる方がたくさんおられた。危機管理の上では避難所運営の初動は役場が担うと思うが役場職員本来の業務を考慮し、また所掌の災害対策を効果的に実施するために、避難所の自主運営能力を高めておき努めて早期にコミュニティの自主運営に移行することが鍵になる。

町においても役場職員による避難所運営訓練が昨年実施されたが、各行政区や避難所単位で住民主体の訓練はコロナ禍によりまだまだの状況である。避難された方の災害関連による命の危機を防ぐためには発災から運営されるコミュニティの共助を促す施策や訓練、手厚い補助が必要と考えられる。

以上の観点から

- ①各行政区、避難所単位での運営訓練の現状は。
- ②運営訓練を活性化するさらなる施策は。
- ③災害関連死を防ぐ取り組みと広域連携強化は。

2 番 豊 瀬 和 久 議員 p 64～ p 77

1. 令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

(1) コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けた生活者や事業者の負担の軽減を実施できるよう、地方創生臨時交付金の「コロ

ナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用して生活者支援、事業者支援を早急に行うべきではないか。

2. 乗合タクシーの対象エリアと乗車・降車区域の拡大について

- (1) 同じ大津町内で乗合タクシーのエリア内とエリア外の地域があるのは不平等ではないか。エリアをなくし、乗合タクシーを利用したい町民全ての人ができるようにすべきではないか。また、町中心部への対策や、乗車・降車区域の拡大について早急に結論を出し、公共交通の利便性を向上させるべきではないか。

3. 給水スポットの設置について

- (1) SDGsの実現に向け、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す計画をより実効性のあるものにするための取り組みの一つとして、直接マイボトルに冷水を補給できる給水器を町民が集う公共施設に設置すべきではないか。

3 番 田 代 元 気 議員 p 77～ p 84

1. 学校給食について

- (1) 近隣自治体と比較し給食費が安い、安定的な提供は行われているのか。
- (2) 給食センターについて。
- (3) 給食費の公会計化について。

2. 保育士の処遇改善について

- (1) 今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善特例給付について、国は公立園も対象としている。本町の公立園でも実施すべきと考えるが町長の考えは。

4 番 山 本 富二夫 議員 p 85～ p 96

1. 立野ダムを大津・立野ダムへの名称変更を

- (1) 立野ダムの名称に大津町民として、違和感を感じるのは私だけか。立野ダムの建設地は南阿蘇村の立野地区と対岸我が大津町内牧区の阿蘇北向谷原始林と大津町町有林にまたがった地域であり、国土交通省に名称変更を強く要望すべきだ。多くの国民に南阿蘇村と大津町に治水対策の為に穴あきダムが建造されていることをPRすべきだ。

2. 都市計画と農振区域の見直しを

- (1) 大津町は町全体が都市計画内に含まれている。南部地区と北部地区は過疎化が進んでいる地域であり、その地域に適した地域住民の開発裁量にゆだねても良い時期に来ているので、見直すべきだ。
- (2) 御船町は農振地区にコストコの誘致を、嘉島町は役場近くの農地にイオンモールの誘致をした。町の発展のためには国道443号沿いの農振を外して、商業施設や工業団地の誘致をすべきだ。

3. 町職員の鳥獣免許取得を

- (1) 20数年前には、町職員も20名近くの鳥獣免許取得者がおられたときいた。現状の猟友会大津は高齢者が多く、猪やシカの捕獲には6地域駆除隊も捕獲に奮闘しているが、最近は大型のサルが幼児へのいたずらや、凶暴なアラグマの町内出沒が頻繁にある。その対策は猟友会大津では無理なので、町職員での対応策を自前ですべきだ。

5 番 山 部 良 二 議 員

p 96～ p 109

1. メガソーラー設置と防災対策を問う（命を守る徹底した防災対策）

- (1) ここ数年、大津町平川集落・矢護川集落の東部にあたる阿蘇外輪山の裾野に矢継ぎ早に太陽光発電（メガソーラー）が建設され、さらに大規模メガソーラー設置工事が開発されようとしている。既に設置に対する県や町の行政手続きは終了していることから、設置に反対しても計画を覆すことはできないと思われるが、地域住民の不安をどう解消していくべきかを、町として示す必要があるのではないか。

①本町でも「太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例」が必要ではないか。

②今後の線状降水帯が引き起こす大規模水害を想定し、浚渫工事は当然の事、河川の拡張工事等が不可欠なのではないか。

③SDGs目標15では、陸の豊かさを守るために「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処。そして土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失を阻止する」ことも目指している。SDGs目標13では「気候変動に具体的な対策」（太陽光発電等）をとあるが、その2つをどう両立するのか、町長の見解を問う。

2. 会計年度任用職員 処遇改善について

- (1) 民間企業では、同一労働同一賃金と言う大原則があるが、会計年度任用職

- 員が担っている業務内容や責任に見合った賃金・労働条件になっているか。
また職員と同じように期末手当のほか、勤勉手当の支給が必要ではないか。
- (2) 総務省の資料を見ると「会計年度任用職員」の内容の(3)の中に、再度の任用について1年ごとに「新たに設置された職」として客観的な能力実証に基づき十分な能力を持ったものを任用するとあるが、これでは身分の不安定さが是正されない。それに対する本町の見解を問う。
- (3) 会計年度任用職員から、業務や待遇に対して不満や不安をどう解消するのか、また解消できるような制度がない事が、問題だと聞いている。町の見解を問う。

3. コロナ禍における障害者・要支援者等に対する合理的配慮の提供について

- (1) 要支援者・介護者が感染した際、濃厚接触者は自宅待機となりスタッフ不足に陥る可能性がある。その際の対策は。
- (2) コロナ禍における避難所開設時の障害者・要支援者等に対する合理的配慮の提供の周知や対策は。

6 番 荒 木 俊 彦 議 員 p 115～ p 124

1. 一般廃棄物収集、再生資源回収について

- (1) 清潔なゴミステーションの改善、補助の引き上げ。再生資源回収の現状と保管庫の整備を促進するべきではないか。

2. 高尾野森林公園 遊歩道整備

- (1) 森林公園の北側の立木伐採で、北側の畑の日当たりが良くなり、喜ばれている。しかしこのまま放置すれば、雑草や雑木林になってしまう。
猪やシカなどの緩衝地帯にもなるので、外周の遊歩道整備をすれば、町民のための森林公園活用になると思う。

7 番 坂 本 典 光 議 員 p 125～ p 135

1. 誤送金について

- (1) 今回山口県の小さい町で役場の誤送金問題が起こった。送金を受けた相手は誤送金と分かっていながら返金しないでそのお金をネットカジノで使いつくしたとされている。この事件は社会に多くの問題を投げかけている。送金の管理システム、町長の弁償、性善説、賭博罪、刑事民事の区別など。

①町の送金システムは万全か。

②この際町民を守るために、個人がATMを使って送金する時の注意

点を明かにし、喚起を促すべきだと思う。

2. 「家族愛」「高齢者を大事にすること」「国を愛すること」

- (1) ロシアは国連の常任理事国でありながら、国連憲章を無視して自国の領土拡張を目指してウクライナに攻め入った。自衛するウクライナから学ぶべきことが多々ある。家族愛、高齢者を大事にすること、国を愛することなどがある。ニュースを見てどのように感じたか。

3. おおきく土地改良区の対応について

- (1) 昨年に、油混じりの水が水田に流れ込むという問題が発生した。水田の持ち主は何度も役場に掛け合い、なんとか解決の糸口をつかむことができた。しかし本来、水を管理する大菊土地改良区が大騒ぎをして解決にのりだすべきだと思う。土地改良区の責任者である町長はどう考えるか。

8 番 大 村 裕一郎 議員 p 135～p 139

1. 有害鳥獣対策について

- (1) 有害鳥獣対策の主な目的は農作物被害の低減である。しかし、大津町では捕獲頭数はカウントしているが農作物被害に関しての状況は把握していない。この状況では、前述した目的に対して何が有効なのか評価をすることができるとは言えない。
こういった状況を踏まえてどういった形で有害鳥獣対策を行うのか。

2. 肥料、飼料の高騰について

- (1) 海外情勢の悪化により物価高騰に歯止めが掛からなくなってきている状況を受け、一次産業の生産者が使用する肥料や飼料の高騰が発生している。そして、食品の中にはすでに高騰し始めている物もあるが、こういった状況が長期化すれば生産者、ひいては消費者にまでさらなる影響が発生する。早い段階で町としても協議を開始し、生産者を助ける考えはないか。

9 番 面 川 秀 貢 議員 p 139～p 150

1. 農業及び商工業の事業承継及び後継者対策について

- (1) 農業、商工業の事業承継及び後継者問題についての基本的な考えを伺う。

2. コロナ禍の中での本町の学力向上の取り組みについて

- (1) 本町の学力は全国平均に対してどうなのか。また学力向上のために何らか

の対策を講じているのか伺う。

3. 学校給食の無料化について

- (1) コロナ禍の中、保護者負担軽減のための学校給食の無料化についての考えを伺う。

10番 佐藤真二議員 p150～p162

1. 町が結ぶ協定や、行っている実験などの説明不足どう扱っていくべきか

- (1) 町は多くの組織と「連携協定」などの名目で契約をし、またいくつかの実験にも取り組んでいる。

しかし、中には内容がわからないものや、成果が見えないもの、検証が行われないものもある。

こうした取り組みについて、どのように説明していくか、その方策を考える必要がある。

2. 不登校児童・生徒への支援の拡充が必要

- (1) (昨年12月一般質問の続き)

教育機会確保法、その後の文科省通知により条件が整えば指導要録上の出席扱いとなり、さらに民間の支援施設等での活動を積極的に評価することが求められた。またこうした民間施設との連携が望ましいとされている。しかしこうした施設は当事者の経済的負担を伴うものや反対に無料・低額のため継続的運営に苦慮しているところもある。こうした一定の負担について町がバウチャー等で支援することはできないか。

11番 三宮美香議員 p167～p177

1. 誰でも安心して使用できるトイレに必要な配慮とは

- (1) 昨今、「生理の貧困」という意味での女性トイレへの関心が高まっている。大津町議会では令和3年9月議会で「学校のトイレに生理用品をトイレットペーパーと同様に常備することができないか」という提案があり教育長から「準備ができる学校から順次進めていきたい」と回答があった。年度が替わり各学校の状況を確認するが、進んでいない印象である。貧困という観点に限らず「安心」という意味でも、生理用品の設置は進めるべきだと思う。また、女性に限らず男性トイレにも配慮が必要だという新聞記事も出ている。高齢化・多様化社会への対応としても、町としてトイレに必要な配慮を考えるべきではないか。

- ①前回の回答結果通りに進んでいるのか。
- ②子どもたちに寄り添うための取り組みは。
- ③高齢化・多様化社会への対応は。

2. 工場進出による環境汚染の懸念に関する問題について

(1) 菊陽町への大手半導体工場の進出により大津町も周辺自治体も活気だっている。しかし、半導体工場は多量の水を必要とするため一部報道でも問題提起をされており不安に感じている町民がいることも事実だ。税収を上げ町を潤すことは必要だが、町民の不安をきちんと取り除くことも大切である。

- ①事前アセスメントと今後の町民への説明を確認したい。
- ②経済的な利益を重視しつつ、町民の生活と健康を慮るために町として。

3. 大津町の活性化のためにPR（広報）大使を設置任命してはどうか

(1) 地域おこし協力隊から始まり地域活性化企業人など、町の活性化に対する取り組みがなされており個々は貢献されていると思うが、近隣市町村と比較して大津町の知名度はどうか。知名度を上げることがふるさと納税や関係人口の増加につながると思う。大津町にはスポーツ・芸術などで活躍されている方も多し。その方々に広報大使となっただき、大津町のPRに協力していただく考えはないか。

12番 永田和彦議員 p177～p190

1. 施新型コロナワクチン接種について

(1) 強制できない法的理解と、ワクチン効果の明確な根拠が町民への呼びかけに対し曖昧になっていないか。後遺症の分析も重要で医科学的根拠を随時情報収集し町民に対しての発信が為されているのか、随時最新のコロナウイルス対策を町民に提供しなければならない。

2. スマホやP a dの教育におけるデメリットについて

(1) 画面に釘付けになる若者の将来も不安であったが、義務教育においても「G I G Aスクール」構想は空回りしているとの情報が多い。義務教育に責任不在は最も下策で教育こそ国家100年の計でなければならない。

3. J R九州と県と大津町

(1) 空港アクセス鉄道のルート決定までに町長はスキのない行動をしなければならない。時代が激変する時こそマクロ的視点が重要で、50年100年後

も通用する地政学的優位性を持って戦略的に主張し、大津駅へ導かねばならない。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。今回の一般質問者は 1 2 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 4 日が 6 番から 1 0 番まで、1 5 日が 1 1 番から 1 2 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

時松智弘議員。

○3 番 (時松智弘議員) おはようございます。3 番議員、時松智弘が通告書に従いまして一般質問のほうを行います。

まず、この 6 月という季節でございますが、熊本県の防災計画の中にはその地域の見積りとか、あるいは特性とか気象の状況とかを見積もれば、6 月から 9 月にかけて最も災害が起こりやすい時期というふうに設定がしてあります。それはなぜかということ、九州の特性で台風がやって来る。そして梅雨の長雨がありますので、そういったことに対して対策を練っていくということが、県の防災計画には書かれております。何をや言わんや、市町村のほうもそういった形で水害対策というものをしっかりやっていくのが肝であるということになっております。

資料 1 枚目をお願いします。それでは通告書の内容で、まず第 1 問目は、水害の際の下水道の施設の保全と避難場所のトイレの汚泥処理について。2 項目は避難所の運営を考慮したコミュニティの推進施策はという 2 点で質問をします。

まず最初に、この水害の件をやります。令和 2 年 7 月豪雨の際は、人吉球磨地域の下水道処理施設、し尿処理施設が壊滅的な被害を受けました。発災から約 3 か月まで復旧を要し、下水道、汲み取りし尿、浄化槽汚泥の処理が困難だった状況があります。

人吉球磨地域には、人吉市の下水道処理施設浄水苑、熊本県の流域下水道はもう副町長がよく御存じかと思いますが、球磨郡農業集落排水施設や人吉球磨広域行政事務組合のし尿処理施設アクアパークというのがございます。そのうち、人吉市の下水道浄水苑と事務組合が運営しておりますし尿処理施設アクアパーク、これが被災をしまして、球磨川の大増水による万江川というのが球磨川と合わさったところにあるんですけれども、その万江川の付近にこのし尿処理施設と下水道の施設がありまして、バックウォーター現象による内水、氾濫及び越水というのが起きました。

トイレの問題なんです、ここに資料に示させていただきます。命を守る防災という形で資料を

付けておりますが、災害が起きたときというのは避難所に避難をされる方、あるいは自宅において垂直避難という形で2階とかに避難した後、さらに自分の家で避難生活を続けられる方というのがあります。厳しい避難所生活等でトイレの快適さが確保できなければ、これは命に関わることであります。出典はこれはトイレ研究所というのがNPO法人であるんです。そちらのほうのアンケートをちょっと活用させていただいております。避難生活の初期におけるアンケートですから、なかなか答えていただく方もいない中、相当の数の方がこの人吉球磨、あるいは熊本地震の災害のときに何が困ったんですかというところを答えておられるんですけども、ここで出してるのは熊本地震のときのやつです。これは重複してる回答を許してるんですけども、62%の方がトイレの対策に非常に困っている。

これはちょっと添付はできませんが、美咲野小学校というところが避難所を運営しておりましたが、熊本地震の際にですね。そのときの手記を私が読みます。4月17日、運動場にトイレがありまして、そのトイレのありさまを見て驚愕をしたと。断水だったから仕方がないという事情があっても、こんなに汚れているトイレがあるのかと。汚物で壁や手すりも汚れていて、入った途端吐き気がするほどだった。それほど緊迫した状況であったことが伝わってきましたという手記が残っております。

トイレというのは快適に使えなければ、やはり入ってる本人も安心してすることができないんです。災害があったときにはそういったものにしっかり手厚く補助をしていったほうが重要であるというのが、私今ちょっと最近総務省、消防庁の委託事業でありまして、各市町村の人たちに防災対策の講義をするという講師をさせていただいております。その中でもやっぱりこのトイレ対策というのがとても大事だということを何度も何度も市町村の皆さんに教えたり、あるいは教授の計画の中に、教える内容の中にそのトイレの重要性というのが非常に出てきます。

球磨村の状況で言いますと、例えば下水道の処理施設が水没した。し尿処理施設が水没した。そういうことで機能喪失しましたが、じゃあ浄化槽というのは大丈夫だったのか。浄化槽は皆さんのお家の前に生活雑排水を処理するためのタンクみたいなものがあるんですが、その浄化槽も球磨村においては越水した球磨川の水圧で喪失をいたしました。蓋がですね。そこに大量の土砂が入ってくる。その内容物の処理に支障を来し、県外への搬出、要は一般廃棄物というのは、皆さんの御家庭から出るごみは生活雑排水やし尿も含むんですけども、その市町村の中で処理しなきゃいけないというルールがあるんです。そのルールに従えば、県外に搬出してそれを処理するというのはとても大変なことなんです。結果的に、人吉の奥球磨というところからずっと流れてきてます県の流域下水道に薄めて投入、希釈投入と言いますですけども、薄めて投入したり、あるいは土砂混じりで処理が困難だったものは仮置き場に暫定的に置いて消毒をするだとか、様々緊急的なことをやっておりました。

資料のほうに戻りましょう。トイレが我慢をしなければいけない状況というのは、要は、トイレ弱者をちょっといじめてしまうわけです。長期にわたる集団避難生活でトイレ弱者対策が必要であります。例えば、要配慮者、1人でトイレに入るのが困難な人だっています。そういった方がトイ

レの回数を減らすためにはどうしなきゃいけないかというと、御自分の判断で食事や水分を取らないということが考えられるんです。実際起きてたんです。そうすると脱水症状やエコノミークラス症候群の危険を生みます。また、先ほど言いましたとおり、避難所のキャパシティを超えるということになれば、故障、清掃の不十分により衛生環境が著しく悪化することも懸念されます。

また食事後に必ず起こる生理現象、トイレを途中で邪魔されたらみんな大概怒ると思います。そういったことはストレスの増加になります。トラブルの増加になります。私が一番懸念するのは既往症の悪化であります。生活習慣が乱れるということは、当然御自分の体の体調は悪い方、薬を飲んだりとか様々なことをしてるんですけども、その生活サイクルの乱れが命の危機に変わるものではないかと思っています。

熊本地震を教訓に町でも仮設トイレを設置を急ぐとかマンホールトイレの啓発とかをやっております。ポータブルトイレとかですね。しかし令和2年7月豪雨では、先ほど申し上げたとおりトイレに関わる致命的な問題が発生をしております。

先ほど説明をさせていただきました人吉の球磨の地域で何が起こったのかと。バックウォーター現象が発生をし、人吉市内の下水、し尿処理施設が水没をした状況、景況であります。バックウォーター現象というのは、もともと河川に河道に水が流れているところから大量に水が押し寄せます。合流部分ではその水が、今青の矢印で示してるとおり水が合わさった形でさらに量を増して下流側に流れていくという現象ですけれども、これが大量の雨の場合もともと球磨川を流れている水量が大きすぎるためにこの万江川の水がせき止められて、そして堤の弱いところ、要するに護岸工事が行き届いてないところから越水をする。こういった形でまずこのし尿処理施設はやられました。そしてこの下流です。千寿園という老人保健施設があったんですけども、そういったところも川幅の狭まったのとバックウォーターの現象で水没をしてしまったんです。このバックウォーター現象というのが近年すごく注目をされている。人吉の下水道に影響が出て、とりあえずその日ですよ、人吉市の下水道利用者2万2千264人おりました。これは熊本県が国に対して報告をしている廃棄物処理事情実態調査というのがあります。そこからひもといておりますが、人口の約7割の生活に影響をしております。そして、そのインフラの被害額、下水道だけでも64億8千万、道路が損壊したとか橋が倒壊したとかいろいろありましたが、公共土木施設の被害額の9割以上を実はこの下水が占めているということがわかるわけです。そうした付帯施設、処理施設というものは河川にほど近いとこに建設されることが多いです。災害に対して施設の強靱性や他の市町村と広域処理を確保する必要があるのではないかと考えています。

資料の中ほどの下です。大津町の状況と照合した場合、町のこれらの施設が水害から危機から免れるのかという話なんです。私は大津町の浄化センターのほうを伺いました。大津町の浄化センターはハザードマップでは災害級の被害を想定した場合に、約50センチの高さの越水が生じる場所があるということは調査でわかりました。この浄化センターのドアのところですね、これは何かと言いますと、この浄化センターの中にある濃縮の施設というのがあります。その濃縮の施設の中ほどですね配電盤がありますが、この配電盤等の施設機器設備は地下にあります。これは施設が造り

が悪いとかということではないです。大体タンクというものを生じるような施設機械であれば、ポンプも電子機器も大体地下に造ることがオーソドックスなんです。しかし、50センチを超える越水があった場合について、このドアから大量の雨水がこの地下に流れる可能性が想定をされています。また、資料の右側、錦野浄化センターです。これは農業集落排水の施設になりますが、まさにこの建屋の下のところ。白川が流れていて、そして鳥子川が合流してくるところ、ここが川の流れが常にあり、バックウォーターがもし起きた場合は、鳥子川の低い護岸のほうから越水をして洪水が発生するのではないかと見積もられます。それはなぜ見積もられるか。右側に付けておりましたが、ハザードマップです。まさに森橋のたもとの部分は、この梅雨前線のように三角マークがずっと並んでるところは護岸、のり面が崩壊した入り、あるいは影響をする危険があるところ。また赤く塗られているところには必ず越水が生じるということがハザードマップで示されています。そういった施設の保全は大丈夫だろうか。もしこれに影響があるとすれば、もし激甚な水害が発生をした場合には大津町のこのトイレの問題という非常に難しくなります。マンホールトイレがあっても、要するにポータブルトイレがあっても処理施設がしっかり保全をして運営をできる体制を作らなければ、いずれ町の中でこのトイレの問題が露見することになります。

以上の観点から下水道処理施設の災害対策は十分であるのか。災害時、し尿汚泥処理施設の広域連携はできるのか。また、そうした連携を確保するための官民一体となったBCP、BCPというのは事業継続計画のことです。こういったものをしっかり策定することができるのか。

以上、3点についてお尋ねをします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。時松議員の一般質問にお答えをいたします。

大津町における下水道処理の現状については、町の全世帯、これは約1万5千600世帯の約77%の汚水を、公共下水道及び農業集落排水事業で処理しており、残りの23%が合併処理浄化槽やくみ取り等による汚水処理となっております。公共下水道事業で約1万1千世帯の汚水を、農業集落排水事業では約1千世帯の汚水処理をしており、これらの下水道処理施設は住民生活に欠かせない大事なインフラであると認識をしております。

近年、豪雨災害による被害は全国各地で多発しており、熊本県内においても、令和2年の人吉球磨地方の豪雨災害は、議員御指摘のとおり記憶に新しいところでございます。

温暖化による気候変動は顕著でありまして、短時間強雨、これは1時間降雨量50ミリ以上の発生件数は約35年前の1.5倍に増加をしており、今後は2倍以上になるとの気象庁の予測も出されております。

そのような中、重要な生活インフラとなる下水道処理施設については、想定される規模の浸水に対して、「人命を守ること」と「下水道機能の確保」を基本的な考え方としてハード・ソフトの両側面からの対策を検討することとしております。

大津町においても、現在策定されています、洪水・土砂災害ハザードマップで想定されている浸水区域を基本として、風水害や地震等の災害発生時に、誰もが最短で最善の行動がとれるBCP計

画のブラッシュアップ等、より強固な災害対策の構築を進めていく必要があると考えております。

その観点から災害対策として、具体的には、被災直後の初動応急対策とその後の速やかな復旧対策を段階的に進めることとしており、例えば浸水被害であれば、大雨が収まり、復旧作業ができる状態になり次第、広域連携の観点から協定を締結している熊本県環境事業団体連合会の協定に基づき支援依頼を行い、施設内に滞留した雨水や汚水を速やかに搬出し、それと同時に避難所等へ不足する仮設トイレの配備を行い、下水道利用を極力抑えていただくよう関係住民の方々へ協力を要請することとしております。

次の段階としては、下水道処理施設に滞留した雨水や汚水の搬出が終わり次第、トイレの使用を通常に戻し、流入してくる汚水については、委託業者により浸水被害のない汚水処理施設へ移送するなどの応急処置を行います。

これらと並行して、災害時における復旧支援協力に関する協定を締結している日本下水道事業団、地域環境資源センター及び日本下水道管路管理業協会と連携し、下水道処理施設の機械、電気、管路施設の被害状況確認、応急対策、資機材の調達等を経て、復旧に必要な設計及び予算積算等を実施し、本復旧を迅速に行うこととしております。

また、BCPとしては、「大津町下水道業務継続計画」を平成27年3月に策定し、直近では令和4年3月に見直しを行っております。内容的には、被害想定、必要資源分析、事前対策、非常時対応計画等を整理・記載しております。いつ起きともわからない大災害に備え、今回の人吉市の事例等を参考に実務的で、きめ細やかなBCPとなるようさらなる改善・見直しを図ってまいります。なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 改めまして、おはようございます。時松議員の御質問の詳細部分について御説明をさせていただきます。

議員御質問の被災した場合のリスクが特に大きい大津町浄化センターの場合、熊本県が指定している洪水浸水想定区域図を基に作成したハザードマップに記載されている白川流域の2日間の総雨量が553ミリの計画規模（150年に1回となっております）の降雨については、浸水被害は想定されておきませんが、白川流域の2日間の総雨量が860ミリの想定最大規模（1千年に一度になりますが）の降雨においては、処理場機械濃縮棟の開口部が50センチ未満の範囲で浸水が想定されております。国土交通省の通知によりますと、公共下水道施設において、計画規模で浸水が想定される場合は、何らかのハード対策を行うこととし、それ以上の降雨による場合は、ソフト対策による下水道機能の迅速な回復を目指すこととしております。

想定最大規模での対策については、浸水が想定される機械搬入口や出入口は、土のう等による閉塞で対応するように計画し、その初動体制について、維持管理受託事業者とも協議を重ね、開口部から浸水しないような対策を行います。

また、さらに想定以上の浸水により機械濃縮棟の内部に雨水が侵入し始めた場合については、棟内地下水路にあります側溝及び床排水ポンプ槽を利用し、最終的にはポンプで配水する計画でござ

います。

また、錦野浄化センターは、計画規模の降雨において2メートル以上5メートル未満の浸水が想定されております。錦野浄化センターが浸水した場合の対策としては、復旧作業ができる状態になり次第、錦野浄化センター内に滞留した雨水や汚水を搬出し、その後に流入してくる汚水については、錦野浄化センター内の流量調整槽に貯留させ、その後、大津町浄化センター等へ移送するなど、の応急措置を行い、復旧支援協力に関する協定を締結している地域環境資源センターと連携し、農業集落排水処理施設の被害確認、応急対策を行い、迅速に施設の復旧を行います。

次に広域的な連携についてですが、災害時の広域連携として、大津町は熊本県内の県央ブロック下水道BCP連絡協議会の構成員となっており、BCPに必要な情報の共有及び連携強化を図るとともに、平時からの確かつ迅速な災害対応ができるよう、熊本市が主催する「熊本市BCP下水道訓練」に参加するなど非常時に備え、他の自治体との相互の応援態勢を構築し、事業の継続や迅速なバックアップができる体制となっております。

また、公共下水道においては日本下水道事業団と、農業集落排水事業においては、地域環境資源センターとそれぞれに災害発生時の「災害支援協定」を締結しておりますので、施設被災後の迅速な復旧に対しても備えているところでございます。

さらに、災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬や仮設トイレ設置等については、熊本県環境事業団体連合会と、管路施設の応急復旧と被害調査については日本下水道管路管理業協会と協定を締結しており、災害時には迅速かつ適切に支援できる体制を整えております。

冒頭でも説明申し上げたとおり、今後の気候変動については予測が難しい状況でございますが、下水道施設の重要性を十分に認識し、随時、災害対策の見直しを行い、非常時には「人命を守る」と「下水道機能の確保」を優先する対策を行い、ひいては施設の安定的な運営に努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは再度質問いたします。

もう1回ちょっと資料を出してもらっていいですか。先ほどの資料です。左側の大津町浄化センターについては、1千年に一度の豪雨が来た場合についてはそういうことも起きるかもしれない。しかし、錦野浄化センターについては、どうやら水没することは見えているということなので、しっかりとした対策を。錦野浄化センターの機能不全に陥ったときには、速やかに大津町浄化センターへこれを持ち込むのだということの御説明でありました。

また、その下水道処理施設が大変重要だという認識をこれで持っていただいたということも、すごく私は良かったなと思うんですが、よかっただけではなくて、こういう施設を町が有していることがどれだけ地域、そのほかの地域に波及をするのかというところを着眼にしたいと思います。

3枚目の資料です。先ほどおっしゃられたとおりで、ハード対策をするのであれば、社会資本整備総合交付金と防災安全交付金というものをしっかり活用して、施設の拡充、あるいは強化をして

いただきたいなというところであります。1千年に一度の水害であるから想定が難しいので、じゃあ、マンパワーで何とかしますという考え方あるんですけども、先ほど資料でお示しました50センチの越水を防ぐためには、そもそも入り口部分のかさ上げとかそういった形で、別に人が来なくてもその防災対策ができないかどうかというところが一つの焦点になると思います、1千年に一度の災害がもし発生した場合については、とても事業者さんが自分の自力でそこに行って災害対応をするのはちょっと難しいこともあるかもしれない。時間もありません。例えば夜中だったらどうするのかとか、道路が冠水をして通れなかったらどうするのかというところも考えられると思います。

このハード対策について何の効果が出てくるのか。もちろん、先ほど1枚目の資料で示しましたトイレ対策の根幹、震災関連死を防ぐための取組としては、処理施設を強靱に確保をしてくださいと。大津町の下水道が大水害でも稼働ができるとなれば、実は近隣市町村では、先ほど申しましたとおり、「Not IN My Back Yard」という言葉があります。私の裏庭にはそういう施設を造らないでくださいということで、そういった処理施設を近くに造るのを嫌がる人たちがいたんです。その苦肉の策で、私人吉市の浄水苑の位置というのは、どう考えても地域の住民がなるべく遠くに造ってくださいますの結果が反映されてると思う。ただ、そういった施設がどうしても出来上がってしまってる場合については、その保全はしっかりやらなければならないのではないかと私は思います。

また、これは副次的な話ですが、大津町はどんどん人口が増加をしていきます。当然ながら下水道処理施設も新たな施設を導入する等の対策を取らなければいけない。その三つを考えて、もし南阿蘇村やあるいは阿蘇市が処理困難な状況に陥ったときは、その県央のしっかりとした協定の中で、各市町村バックアップしてあげることができるのではないかと思います。一番最初に私が申し上げましたけれども、人吉市のその下水道施設が止まったときに、熊本県の流域下水道にそれを流した。これはバックアップですよ。BCPです。そういったことをしっかりできるのかというところなんです。具体的に、例えばそういう状況になったときに、大津町はそういったよその市町村の下水道の処理を受け入れることができるのか一つお尋ねです。

もう一つ、ソフト対策。水没の早期復旧まで避難所や自宅避難者のトイレの環境を守るため、官民の災害時の協定というのは必ず必要になります。衛生環境が悪化をすれば、先ほども言ったとおり、要するに命に関わる話ですから官民でのBCP策定というのが必要になる。今協定の話は各市町村や県が多かった。あるいは事業者団体、協会というのがありましたけれども、もっと小さな各集落ごとの困りごとというのは、例えば民間の事業者さんと共にBCPを組み立てることができるのではないかと思います。これはなんで言ってるかということ、激甚災害だったら国からお金が来るんです。だけど、激甚に指定されてない場合にはかかり増しのお金が絶対市町村発生をするんです。そういったことを未然に防ぐための取組はやっぱり考えておいたほうがいいのではないかと思います。そのためには、実際に下水道環境の保全を行ってあったり、し尿のくみ取りをやっておったりというような、要するに収集の運搬の業者さんや施設の管理をしてる業者さんも交えた防災会議が

必要ではないか。あるいは、その計画を反映させた上で、先ほど町長がおっしゃられた発災後、直ちに動ける体制の定型化というのは私はできると思います。2点目のお尋ねは、防災会議においてそういった事業者との官民連携ができるか。ここは一つ申し添えておきますが、大津町の下水道処理施設利用者2万6千です。約73%、その人たちが災害時でもしっかり安心してトイレを利用できる環境を体制構築、言ったらこれがSDGsの「安全な水とトイレを世界中に災害時にも」というところになるかと思えます。2点お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 時松議員の再質問ということですが、一つ目は、先ほど言いました県央ブロックの受入れ態勢とありますが、県内で災害があった場合は受け入れできるのかの質問と、もう一つが、小さな集落やそのほかの災害であった場合、防災対策上どうなっているかということだったと思いますが、一つ目のまず県央ブロック下水道BCP連絡協議会について御説明しますと、こちらについては関係市町村は県央ブロックについては9市町村ございまして、合志、宇土、大津、菊陽、御船、嘉島、益城、熊本県、熊本市がございまして、こちらのほうで熊本県をいくつかのブロックに分けてこういったふうに我々の大津町は県央ブロックということで連絡協議会を作りまして、お互いの事業内容としては、各自自治体の下水に係る課題意見交換、自治体の連絡強化、下水道に対する災害対策の必要な事項となっておりますので、連絡取り合って災害対策に向かっているところだと思います。県央ブロックがございまして、県内にも同じようなブロックがありまして、最終的にはそれぞれのブロックで対応できない場合は、こういった協議会の中で対策を進めているところでございます。

二つ目の集落に対してですが、大津町地域防災計画によりますと、廃棄物の処理についてはし尿処理計画にいきますと、各地域別の被災状況に速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿処理を把握するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じ、またはし尿処理の実施に必要な人材、機材等の確保に努めるものとなっております。災害時における水洗トイレ等の使用が困難な場合は、共同仮設便所を設ける適正な対応を講じるものとするので、大津町防災計画になっておりますそのように準じて処理をやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） この質問はこれで終わりますが、要はトイレをしっかり保全をするというのは、人吉市の場合は下水道処理施設がだめだったというのは住民にあまり周知されてなかったです。でも水道が出るもんだからみんな使うんです。すると下水道の処理数を制約すると言っても、なかなか住民に伝わらない。結局使ってしまう。下水道処理施設は止まっているのにということがありました。その周知もしっかりやっていただいて、今お答えいただいたことがもうベターであります。だがベストにしていくためには、下水道処理施設とはどういう処理施設であって、災害のときにどれだけの機能を有している便利なものであるかというのは、平日頃の啓発から高まっていくものと考えます。

次の質問に移ります。2点目なのですが、これも命を守る防災の関係ですが、避難所運営を考慮したコミュニティの推進施策はということでお尋ねをします。

熊本地震や令和2年7月豪雨の際は、避難所に多くの方が詰めかけました。また両災害でもグラウンド等で車中泊をされる方がたくさんおられたわけです。

すみません、資料1枚目をお願いします。避難所は誰が運営するんでしょうねという話なんです。災害時避難所に詰めかける人々に対応するため、初動の段階は大体の避難所が学校の施設の体育館であったり、グラウンドであったり、あるいは公共的なものでありますから、初動の場合、役場の職員さんが動いていただくというのは非常にあるわけです。地域のコミュニティの皆さんが苦勞をされるのは、その役場の職員の方々が避難所を開設した後の話です。熊本地震後の振り返りとして、「振興へと向かう一歩」という本が大津町で出ておりますけれども、そこで当時熊本地震で起きたことを広く啓発をしているわけではありますが、現状としてそこで出てきている浮き彫りになったこと。例えばさっきのトイレの話なんかその本の中にいっぱい出てくるんです。出てくるんですけど、じゃあ、そこから何か進みましたかというところは、確かに物を整備するのは逐次進んでいます。しかし事を整備することがなかなか難しいのかなと。要するに施設をどうやって運営するのかというところでもあります。

先ほど御指摘をさせていただいたとおり、危機管理の上では避難所運営の初動は役場なんです。ただ役場職員の本来の業務というのを考えてみれば、その避難所にべったりくっついていくというやり方はあまり好ましくないのかなというふうに思います。災害の規模が大きければ大きいほど、県と連動して様々な対策の調整が起きたり、例えばお金の調整が起きたり、物の調整が起きたり、受け入れ態勢をしなければいけないとか役場本来の機能、役場本来の防災機能と言ったほうがいいですか、そっちに傾注をしていかなければいけないので、発災から72時間が命の危機ではありますが、その72時間の中で努めて早くコミュニティによる自主運営というのが非常に重要になると思います。これはなぜなのかという話なんです。避難所を指定するのは市町村、災害対策基本法の第49条に定められてる市町村の義務行為です。しかし、避難所を運営するのはどうするんですかと言ったら、それは防災計画の定めによるところですよというふうに書いてあります。これは同法の第86条のところに定めてある努力義務、努めてやりなさいよという話であります。命を守るための行動が努めてやりなさいということでちょっと困るのですが、法はそうなってます。ただ大津町の防災計画ではどうなっているか。自主防災組織整備計画の中で災害時の活動においては、避難行動要支援者の避難支援、そして避難生活できる避難所運営は自主防災組織でしろと書いてあるんです。それは正しいことです。はっきり言えます。役場の職員が24時間体制で張り付いているというより、避難所の生活というのは地域の人たちのコミュニティがそこにぎゅっと濃縮されただけなんです。だから避難所を運営するときには自主防災組織というのが、しっかりそこを機能するのが普通だよということをこの防災計画の中で書いておるわけです。であれば、この自主防災組織というのはどれぐらいの練度で、どれぐらいの機能で町の人たちを守っていくのかというところが焦点になります。下のほうに書いてあります。行政区や自治会とコミュニティ主体の自主防災組

織づくりというのを防災計画で書いてます。地域防災計画、自主防災計画、地区防災計画といろんな言い方がありますが、その避難所の運営をコミュニティにお任せをしますと。避難所の運営、要支援者の把握、そこから始まる訓練、もう避難所を運営するのは訓練です。そういった訓練ができないかどうか。そして訓練をしたら訓練の結果を踏まえた組織と計画の修正をしてくださいということになると思います。町の職員はじゃあどうするんですかといったら、もちろん避難所を指定をしておりますから、その避難所がまず扉を開けるに当たって、それが本当に使えるものか使えないかというジャッジはもちろん役場の方がされます。その後に避難場所の中身についてはどうぞ御自由にお使いくださいという形で防災備品の整備、あるいはそういった予算措置をしてどんどん品物がやって来るという仕組みになってると思います。防災士というのがおります。私も防災士、町長も防災士。防災士は自主防災組織づくりのために地域の防災の計画、そういったものを作ることの要は手助けをしましょうと、支援をしましょうと。あるいはちょっとこれはおかしいところがあるんじゃないですかということは指導をしていくと。そして防災訓練に当たっては技術的助言、これを出していくというのが非常に筋であると思います。コミュニティごとに自主防災組織を立ち上げて自助共助体制をしっかりと確立しなければいけない。防災士としてあちこち見たんです。要するにいろんな訓練を見させていただきました。しかし、やっぱり私の見込みどおりというか、防災訓練が機能的にできてないところがあるんです。要は防災倉庫から品物を出しました。こんなものが入ってました。目録作りました。はい、なおしました。はい、防災訓練終わり。いや、誰も使うことできない、やり方がわからない、品物の名前も知らない、そういった防災訓練が終わりましたと言っていると、これは避難所がもし開設されたら、そこに避難する方は悲惨なことになります。要するに品物はあっても誰も使えない状態で運営しても避難所にならんです。先ほど言った命を守る防災、要支援者への取組なんてのは絵空事になってしまう。だからしっかりと訓練ができる体制が僕は必要だと思います。

避難所運営訓練の段階とその効果について、町が推進する自主防災組織によるコミュニティ、強化をしていただきたいが問題点があるよと。行政区嘱託員、いわゆる区長さんですね。もちろん大津町の中にはしっかりと頑張ってる区長さんがおります。防災体制をしっかりと構築していこうと思って一生懸命してる区長さんもたくさんおります。しかし、一部の区長さんがそういったことにあまり御熱心でないような形がちょっと見受けられる。もう私は現にして見ましたので、ああ、じゃあこれじゃいかんかと私は思っています。防災士の活用についてもそうです。防災士を育てるために火の国ぼうさい塾というのを県がやってます。それで市町村のほうも防災士育成のため補助をする。この間、私まちづくり懇談会でびっくりするような話を聞きました。防災士の資格を持つのに災害が発生したら一番に逃げますという人がいたんです。自分の命を守る行動だったらそれでいいんですけども、防災士にお金を出して補助をしている。じゃあ、これからはその地区の防災を盛り上げていくよと言ったときに、そういったちょっと心得違いの防災士が表れても私は困るわけでありまして、今後その防災士の補助というのをまた町のほうが推進をされていきますが、防災士にちゃんと任務を与えないと、防災士の方も活用できない。また私とかいろんな防災士の方

と意見交換をしますが、要するに防災士も活躍の場を与えてもらえてないので、そういったところに機能的な助言、指導ができないよというところが困ってる人もいらっしゃいます。

3番目です。避難所運営の訓練。地域に真に必要な防災訓練ができているのか。避難行動要支援者と要配慮者、こちらをしっかりと掌握できるような防災訓練やってるんですかねということでありまして、実は防災訓練というか避難所運営訓練は多分たくさんの方の行政区が困ってるんじゃないかと思います。

また訓練をした後に問題点は出てきますので、訓練の集積によってそういった問題点は総括できないかということでもあります。

震災から5年経ちました。自主防災組織は作る段階から、いよいよ動かす段階へとシフトして行かなければいけない。もちろん物がまだ足りてないといっぱいあります。そういうところはもちろん物をどんどん購入していただいて、それは防災体制を強靱に作っていく足がかりを付けてほしいんですけども、もう次は運営訓練という段階で、一つの評価をすべき時期が私は来ているような気がします。改善案は下にあります。物買いから訓練支援のシフト、防災の資格取得を補助するなれば防災士活動実績報告、これちょっと固いですけど、でもそれぐらいしないと防災士は効果的に動かないのかなという気もします。私自身もそう思います。避難所運営訓練の実施に向けた情報提供、先進自治体の取組を参考にコロナ禍においてもできることはあるのではないかと。また町職員の訓練成果、これをコミュニティにしっかりと示す。防災訓練しましたもんね、役場の人たちですね。スポーツの森で避難所運営訓練されたと思うんですけど、そのときの問題点とかもフィードバックしてあげればよいのではないかと。PDCAという考え方、だいぶ古いんですけど、しかしやっぱりこれが根幹なんです。計画実行評価、そして改善行動という1回のサイクルを保たなければ、問題点というのは出てこないと思います。その中で要配慮者あるいは避難行動要支援者へ対する対策というのがしっかりと石積みの上に座るんです。そしたら誰一人取り残さない防災というのがしっかりできるのではないかと思います。災害関連死防止というのは、この要配慮者と避難行動要支援者をいかに救ってあげるかということでもあります。防止の基幹事業として自主防災組織による避難所運営訓練を町がイニシアティブを持ってやっていただきたい。防災は所管事項ですよ、私も総務委員会におりますから。しかし防災というのは横串的なものです。先ほど言ったとおり下水道の話もしました。コミュニティがあるということは防災交通課ではなくて、要は総務課の行政区担当の方がやったりもする。あるいは避難行動要支援者や要配慮者の対策というのは福祉の問題です。こういったものを横串的にちゃんと議会の場で一般質問ですというものは、非常に意義があると思います。リードオフを防災交通課頼りにしない。町長のイニシアティブ頼りにしない。各課各部各室がしっかりとそういった体制、防災対策推進に助力をしていただけるのかどうかというところが肝になると思います。

以上、質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質問にお答えをいたします。

平成28年熊本地震においては、4月16日の本震で町民の3分の1、約1万3千人が83か所の避難所に避難し、10月31日まで避難所を開設しております。避難所運営については、当初避難所開設から職員が対応することになりますが、職員は、災害対応等の応急業務に加えて非常時優先業務に該当する通常業務を実施することになります。この点は議員御指摘のとおりでございます。

このため避難生活が長期化すると判断される場合は、時松議員がおっしゃるように早期に避難者による自主運営に移行するとともに、管理業務以外の警備業務等については警備会社等へ移管することも必要と考えており、そこへ向けては地域における自主防災機能の強化に加え、平時における行政と地域の共通認識の構築や平時の訓練、さらに、町内の資源に限られる中では、先ほども御指摘ありましたが、広域的な連携や民間との連携等様々な取組が必要だと考えております。

そうした面も踏まえた町のこれまでの取組としては、まず全体的な自助・共助意識の醸成と各地域における訓練の観点からは、熊本地震を忘れず災害の記憶を受け継ぐために平成29年以降3年間、前震の4月14日に復興シンポジウムを行うとともに、平成30年からは中部及び南部の総合防災訓練での区長の皆様を中心とした避難所運営訓練を行ってきました。令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により職員による感染症禍の避難所開設・運営訓練に移行しておりますが、今後の方向性としては、議員御指摘のとおりこれまでの取組の検証を深めながら、展示型ではなく参加型、体験型等の訓練を地域とも連携しながら実施していきたいと思っております。

また地域防災力向上の観点からは、自主防災組織設立に対して平成27年からは行政区を含む自主防災組織等の活動のための機材購入などの補助事業を行っておりますが、補助事業も5年が経過したため、今後は実践的な活動への補助の移行を考えております。ただ、議員御指摘のとおり訓練の内容も様々ですので、そこはサポートしながら、あるいはコーディネートの共有をしながら、より地域と一緒に練度というか高めていきたいと思っております。

また、各地域における自主防災の基軸となるリーダーの育成に向けて、平成26年9月には町として約50名の防災士を養成するとともに各行政区1名以上の防災士を目標として、県の火の国ぼうさい塾への参加勧奨を行っておりますが、本年度はさらに菊池市、合志市、菊陽町と合同で防災士を養成する補助事業を実施する予定でございます。議員御指摘のとおり、この防災士連絡協議会につきましても、コロナ禍でなかなか活動に悩まれているところでございます。そうした中、図書館での展示や自主的な訓練、学習会など重ねておりますので、ここに関してもしっかりと連携しながらやっていきたいと思っております。

一方、熊本地震では大津町でも4名の関連死がありました。その点も踏まえ、避難の長期化や環境の変化における避難者の健康管理やエコノミー症候群等による災害関連死に対応するため、保健師等による避難所の巡回により避難者の状況把握や避難環境の確認・改善を図っており、避難所を開設した場合は、保健師を待機させるようにしております。

また、避難時や避難所運営での地域コミュニティによる共助を促進するためには、地域での協議などにより、平時から各地区の災害特性等を考慮したマイタイムラインの策定や、実際の災害対応をスムーズに行えるよう、災害時避難行動要支援名簿を活用した個別避難計画や地区防災計画の策

定、さらに避難訓練を行う行政区を増やしていくことも必要だと考えております。

3点目の広域連携強化につきましては、多くの他自治体やボランティアに支えられ、復旧や復興を進めることができた一方で、地震当初は電話の不通や混乱などもあったことも踏まえ、一つには町としての受援体制の強化も必要だと考えております。

また、コロナの影響も踏まえ町外からだけでなく町内においても比較的被害の少ない地域が被害の大きい地域を支援できるような仕組みづくりも必要だと考えております。

さらに、現在は大津市との災害時応援協定や民間企業との同様の協定も複数結んでいますが、近隣市町村や消防や自衛隊との連携も不可欠であり、それらを適切に機能するためには、平時からの情報共有や役割整理が、議員いつも御指摘のとおり重要だと考えております。引き続き、より一層の充実に努めていきます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。

まず、避難所運営訓練の現状等について御説明をいたします。平成27年12月に避難所運営マニュアルは作成をしておったところですが、なかなかその周知が徹底できていないという現状もございまして、平成28年の熊本地震時においては避難者による避難所運営に関しては、そのマニュアルがうまく利用されてなかったふうに思っております。それを踏まえまして、熊本地震以降、マニュアルの見直しを行い、その中で女性や子供等、弱者に配慮した避難所のレイアウトや新型コロナウイルス感染症に対応した動線の確保等について追加をしたところです。それを踏まえまして、町の防災訓練におきましては、平成30年度では中部地域で大津小学校、それから令和元年では南部地域で大津東小学校において、避難所運営訓練として行政区の嘱託員、民生委員さん、防災士、地区担当職員等により避難所の運営班、それぞれ総務、情報、環境、物資、食料関係分けまして業務の確認・実施を行う訓練をやったところであります。

令和2年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症禍における職員による避難所開設・受入訓練を行いましたけれども、今後につきましては、先ほど町長も申し上げましたとおり、防災訓練については住民参加型の訓練を中心に行っていくということで考えております。

また、避難者によります避難所運営を促進するためには、例えば、住民に対する避難所運営ゲーム、HUGというのがありますけれどもそれでやったりとか、クロスロードによる避難所運営業務を具体化した後に、さらに実践的に防災訓練等で避難所運営訓練を行うことも一つの方法ではないかというふうに考えております。

このため、本年度から各行政区など1名以上の防災士の配置を目標としまして、応募人数30名を基準に菊池管内4市町合同の防災士養成講座に参加をすることとしておりまして、防災士の資格取得者の費用については、全額町のほうから補助することとしております。

一方、広域連携強化として、平成29年7月には滋賀県の大津市、先ほど町長からもありましたように、それとの災害時の応援協定、平成30年5月には町内3校の県立学校と避難所等の利用に

関する協定を締結をしたところでは。

また、民間関係では災害時の物資支援の協定でJ A、それからイオンに加えましてコメリ、ナフコ、道の駅大津等々と協定を締結をしているところでは。

さらに、災害発生時においては、災害対応を必要としない地域から被災地域への派遣、あるいは近隣市町村との相互連携などについても十分考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質問いたします。

先ほど総務部長から答弁があったとおりで、各市町村との連携というところですね。あるいは県との広域な連携調整を図っていくというところの御指摘だったと思うんですが、これを水害という災害に落とし込んだときに、先ほどの下水道の話もそうだったんですけども、被災地と被災してない軽微なところというのはすごい温度差なんです。想定してますのは白川流域による水害でありますから、恐らく町南部の人たちが大変困った状況に陥る。じゃあ、町の中央付近にいる住民やその避難所はどういった体制になるかと考えると、そこまで災害の危機という危機感というのがなかなか生じない。しかし現前困ってるところが南部にあるというところも出てきます。私は広域連携というのは、町の中で広域という言い方をするのはどうなのかと思いますが、しかしコミュニティから考えたら広域ですよ。コミュニティとコミュニティの共助という考え方も少し視野に入れていただきたいと思います。要は個々の行政区が避難訓練を十分に行っている災害時の避難所の運営をしっかりとやる能力があれば、よその行政区を支えることもできますよと。そういった広域の考え方もできるのではないかとというふうに思います。

資料3枚目お願いします。その広域連携の話をしたときに、さっき言いましたね。避難所の運営をするときは礎がしっかりできている。運営訓練ができているからこそこの避難行動要支援者を助けることができるのではないかと。そして、横串にするんですということは、この災害時避難行動要支援者というリーフレットは、広報おおづに載ってた文ですけども、先ほど言いました。避難行動要支援者の名簿を作りますよと言ったときに誰がやりますかという話なんです。もちろん役場がやりますよと。そういったところのじゃあ地域の支援者がいてこそ初めて情報が上がるという仕組みの中に、右側のオレンジのところでは。区の嘱託員、民生委員、消防団、自主防災組織、福祉関係者など書いてあるわけですけども、これはもう所掌がどうしたとかということではなくて、本当に横串的な地域の支援の体制を作らないと、この避難行動要支援者というのをしっかりと把握できないよと。私今何が言いたいかとすると、この名簿を作るために民生委員さんをお願いをされてると思うんです。民生委員さんに地区の要支援者名簿を作りたいということで、地回りと言ったら変ですけども、1軒1軒調査してくださいというのが社協のほうから依頼があつてと思うんですが、しかし、ここに壁があります。壁というのは個人情報壁なんです。要するにそこに避難の手が恐らく必要になる人であっても、私はそういう情報を提供したくありませんという意思表示のもとになかなか名簿の整備が進まないということを知ってます。どうすればいいのかなと私は思いますが、この上に命のバトンという制度がありまして、こちら町も町の施策でありました。そういったと

ころで身体で状況で配慮しなきゃいけない人がもし何かあったときは冷蔵庫をぱっと開けるとこれが入ってる。それによってお薬手帳も入ってる。あるいは既往者の状況も確認できる。救急搬送をするときしっかりと情報を共有できるという仕組みなんですけど、これも要は要支援ですよと自分が意志を表示をしない限りは、なかなかそれ以外の人には行き渡らない。外国人はどうするんだろうというところも対策が出てくるわけです。その個人情報の壁を打破するためにも、要は名簿を作るのはもちろん大事です。名簿を作成するのは義務行為ですもんね。町のほうがやらなきゃいけないんですけども、それでもその余ったまだ手が届かない部分については、この下にありますように、埼玉県のある市町村の施策ですが、自らが要支援者であるんですよということを発災時に意思表示するという仕組みがあります。こういったものを玄関先のドアノブにくくりつけておく、あるいは身に付けておくということで、しっかりとそういう、私の支援が必要です。耳が聞こえないかもしれない。要支援はいろんな考え方があるんです。例えば、私が今日帰りがけ車で交通事故を起こして両足骨折したらもう要支援者なんです。しかし、それは誰も情報は持ってないので、そういったことはもっと細やかにというか、名簿化することで全てをという形ではなく、広く困った人に対して手が差し伸べられないかということも考えられます。

町のカラーである青を基調にこういったバンダナ等を整備する考えはありませんか。これが一つです。

そしてもう一つの質問、バンダナを整備するかどうかというのの一つと、もう一つが要支援者の名簿作り、これについてもっと地域の連携、行政区の区長さんは住んでる名簿みんな持ってるのに、そのほかで民生委員さんがそれを単独で調べてるということもあるんです。そういうことがないように、区長会あたりと情報共有ができないのかということについて、2点お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の再質問にお答えさせていただきます。

御指摘のように、確かに要支援者名簿等の活用につきましては、我々も個人情報の関係でありますとかそういうので課題があるということは認識をしてるところでございます。そういう中で、日頃からのコミュニケーションの確保や、あるいは実践を想定した訓練というのは大事なところですけども、いざ大災害が発生した場合の避難支援をさらに意識した上で、御指摘のように要支援者の方が発するSOS、これを瞬時に確認できる仕組みも考える必要があるかというふうに考えております。

そこで議員提案の先ほどバンダナの例もございましたけども、そういったものも含めまして有効な事例などを調査しまして、自主防災組織などの地域での会合の中で名簿の活用等も含めまして、支援を求められる方への対応として、支援する側と共に支援を必要とする側の意思表示やニーズを踏まえまして、地域に応じた声掛け、避難誘導の在り方などにつきまして地域で協議をしてもらえるように我々も努めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） すみません、私もこの防災ということの観点でたくさんの御提言がちょっ

と今回の場でさせていただいてるんですが、要は震災の直接死は50名でした。熊本県内で。しかし、関連死で210名以上の方が亡くなっております。要は災害から72時間、発災から72時間の時間の中でせつかく永らえた命というものが、行政やあるいはその他の人たちの努力が足りなかった。あるいはもう少し手が足りていればよかったなということで失われるような状況があつてはならないと私は思います。こういったことも一つ着眼に置きながら防災の施策を横串的にやっただけということをお願いを申し上げるんですけども、しかし、これは皆様の気づきの話です。ですから、各課、各室、各部と先ほど言いましたけれども、しっかりとした提言を町長のほうに集約をしていただくとこれができるのではないかというふうに思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様もお忙しいところ大変にありがとうございます。9番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は町民の皆様からいただいた声を基に質問をさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

3月のオリコンチャートで17年前にリリースをされたスマップの「Triangle」という曲が3位に急上昇し話題となりました。この曲は銃を構える人、向けられる人、それを見ている自分、その三者によるトライアングルに思いを込めた平和を願う歌です。作詞作曲をした市川喜康氏は、ウクライナの惨劇を見ている自分でも何かできることをやろうとみんなが思えば、世界は少しずつ変わっていくのではないかと話をされています。振り返ってわが身をかえりみたとき、自分ができることは日々寄せられる町民の皆様からの悩みや不安、困難といった小さな声に対して、一つ一つ課題解決の方法を探しながら、小さな幸せと安心を積み上げていくことしかありません。小さな幸せが、やがて大きな幸せとなって平和な世の中に変えていくことができると信じて行動をしていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1問目は、令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、2問目は、乗合タクシーの対象エリアと乗車・降車区域の拡大について、3問目は、給水スポットの設置についてお伺いいたします。

それでは、1問目の令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてお伺いいたします。

コロナ禍における原油価格をはじめとするエネルギー価格や食料品の高騰、さらには急激な円安

が追い打ちをかけ国民生活や中小規模事業者、農業などに幅広い影響を及ぼしています。そのような状況の中、公明党は国民生活総点検・緊急対策本部を設置し、広く事業者や生活者の皆様に御意見を伺う総点検運動を展開してきました。そして、その声をまとめ、5月14日に岸田首相に対し地域の実情に応じた生活困窮者への支援、原油高騰への補助金を柱とした緊急要請を行った結果、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応などの総合緊急対策により地方創生臨時交付金が拡充され、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されました。これにより生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など子育て世帯への支援、また農林水産業者や運輸交通分野など中小企業の方々への支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されています。

地方創生臨時交付金は、各自治体の判断によって様々な事業に充てることができますが、生活者への支援と事業者への支援は、原油・物価高騰で不安を抱かれている住民の暮らしや事業者を守り不安を取り除くためにも迅速かつ機能的に実施することが重要です。

そこで本日はインターネットでもライブ中継されておりますので、本町が地方創生臨時交付金を活用して原油価格・物価高騰に対する影響を勘案するために行う事業につきまして、できる限り詳しく町民の皆様へお知らせいただくとともに、今回の補正予算には計上されなかった取組でも今後計画している生活者への支援、また事業者への支援などをスケジュールも併せてお伝えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、原油・物価高騰で不安を抱かれている町民の方々に対して、今回の支援策を実施するに当たっての金田町長の思いをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

質問の中にありました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「原油価格・物価高騰対応分」については、今回、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の一つでありまして、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む、物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減について、地方公共団体が、地域の実情に応じ、きめ細やかに支援できるよう創設されることとなりました。

今回、原油価格・物価高騰分を含めた令和4年度の交付金の配分額が国より提示されましたので、議員のおっしゃるとおり、既に物価高騰の影響を受けておられる生活者及び事業者に対し、スピード感を持って支援を届ける必要があると町としても認識しております。そこで、今回の6月補正予算において、関連事業の予算を計上させていただいているところでございます。

まず、生活者への支援として、今回の原油価格及び物価高騰については、少なからず町民全体に影響を及ぼしていることから、町民全体への支援策として大津町地域応援商品券事業を展開することを予定しております。また、この商品券事業については、消費喚起の一面もありまして、事業者支援にもつながることも期待しているところでございます。

二つ目の生活者支援としては、学校給食費の負担軽減策を実施します。学校給食の食材調達にお

いても、物価高騰の煽りを受けており、現在の給食費で従来どおりの給食の質を保つことが困難な状況となっております。そこで、物価高騰による原材料費の値上げ分を補助することで、学校給食費を上げることなく、従来どおりの給食の質を確保することとしております。

以上の二つの事業が、生活者支援の大きな取組でございます。

一方、事業者支援につきましては、全体的な支援としまして、先ほど述べさせていただきました商品券事業による経済の波及効果を見込んでいます。

また、今回の原油価格及び物価高騰の影響を大きく受けている業種の一つに農業分野があります。そこで、農業用の燃料費、資材費の価格高騰による農業経営者の負担軽減を図るべく支援を行っていきます。

これらの事業者への支援に加え、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化を見据えた新たな試みを行う方々への事業者支援についても、今回予算に計上をさせていただいております。

以上が、今回の原油価格・物価高騰対策の町の支援策です。物価高騰に対する喫緊の課題に対する支援策とコロナ不況からの脱却といったアフターコロナの未来を見据えた支援策、この2本立てを進めていきたいと考えております。

また、今回の補正予算に計上されていない将来的な生活者支援及び事業者支援につきましては、全方面的に手厚い支援ができれば理想ですが、事態が長期化し、終息の目途も見通せない中で、町の財政面も十分踏まえながら的確に行う必要があると考えております。

したがって、国の交付金の動向なども注視しながら目の前の課題に向き合いつつ、しかし、一方で将来負担のことも念頭に入れながら取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、今回6月補正に短期間で臨時交付金分の予算計上ができましたのは、交付金支給があることも見据えながら普段から各課で職員が課題や優先順位などの整理をしていたためです。今後も平時から常にできること、やるべきことを考える、あるいは実行するように努めていきます。

また、苦境にある方々に対しては寄り添いながら事態解消に向けた相談に乗ってもらえる場があることも極めて重要だと考えております。昨年度から設置している福祉の相談窓口の周知や相談を受けた後の寄り添いを入念に行うとともに、社協や商工会あるいはJA等とも状況を共有しながらの支援にも努めていきます。

交付金及び各事業の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回の原油価格・物価高騰分を含めました令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の交付限度額が国から示されまして、本町におきましては約1億2千万円の配分が予定をされておりまして、原油価格・物価高騰分として約9千万円、通常の新型コロナウイルス感染症対応分として約3千万円という内訳になっております。

これらの財源を基にしまして、物価高騰に限らず、コロナ対策に必要な予算を今回の補正予算に計上をしておるところでございます。

その中で、議員の御質問の中にあります「原油価格・物価高騰対応分」について、事業内容の詳細について御説明をいたします。

まず、生活者支援の大きな柱としまして、「大津町地域応援商品券事業」を実施する予定としております。今回の事業につきましては、国の交付金を活用しまして実施することとしておりまして、全ての住民の方に広き行き渡り、また、自己負担での購入がないような形での全町民を対象としまして、1人当たり2千円の商品券をプッシュ型で配布することとしております。予定としましては、8月頃より商品券を順次郵送し、あらかじめ募集した町内の協力店舗に限定して使用していただくことを予定しております。

また、二つ目の生活者支援として学校給食用の食材費の補助になります。物価高騰に伴います原材料費の一部を補助するものになります。パンや野菜、食用油等の食材価格につきましては、昨年度に比較すると単価が上がっている状況と聞いております。そのような中において、保護者の皆様の給食費における負担を増やすことなく、学校給食の水準を一定に保つために事業を展開していきたいと思っております。

次に、事業者支援の農業者に対する支援について御説明いたします。農業用の燃料価格や資材等の物価高騰の影響を受ける農業者に対しまして、上限額を10万円として、農作物の売上額の1%を補助し、農業経営の負担軽減を図るものになります。

また、事業者支援につきましては、今回、コロナ不況からの脱却を目指すメニューを検討させていただいたところです。アフターコロナを見据え新たな分野に進出される事業者、今までの既存事業からの事業転換に意欲を持っておられる事業者など、これらの事業者を応援する支援策として、「大津町起業創業事業費補助金」を補正予算に計上させていただいております。事業内容につきましては、創業等に必要経費に対し100万円を上限に2分の1を補助するものとしております。

新型コロナウイルスの感染状況については、やや落ち着きを見せているところですが、原油価格それから物価高騰については、世界情勢を含めまして先を見通せない状況が続いておりますので、引き続き国の支援策等を踏まえ、町としても柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） それでは、3点ほど再質問をさせていただきます。

まず1点目は、今まで様々な支援策が国や県や町から示されて活用されてきた一方で、影響を受けながらも対象とならなかった世帯、支援を受けられなかった方々が一定数おられます。そういった方々のニーズを捉え、交付金を活用していくことも必要だと思いますが、そのような点に関してはいかがでしょうか。

2点目は、今回の事業者支援として農業者に対しての支援、それと学校給食費への支援はありますけれども、燃料代が高騰しているという点では、タクシーや地域の物流の維持など運輸交通関連業者や保育園などにも大きな影響が及んでいますので支援が必要でないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

3点目は、今回、生活者への支援として本町では紙の商品券を印刷をして郵送するという形で住民の皆様にお届けをするわけですが、紙ではなくてデジタル商品券として発行することにより、印刷や郵送にかかる時間や経費を削減するとともに、町内の事業者のキャッシュレス化を推進していく方法やこれからのデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を図るために、カードを持っている人やこれから作る人に対してポイントとして付与する方法など、今後新たな取組も検討していく必要があると思いますが、このような点に関してのお考えはいかがかお伺いをいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今大きく3点御質問があったかと思えます。

まず1点目と2点目については、それで対象とならなかった方への支援、あるいは違う事業者への支援ということですので、まとめて考え方についてお示ししたいと思います。

町長のほうからも今回のコロナ禍、そしてアフターコロナにおいてどのようなものがそれぞれ課題になってるかということで、それぞれ部長、課長のほうにも指示が来ておりますので、それぞれの部、それから課において今後見込まれる需要についてどういったものがあるかを今積算しております。そういったものを洗い出して優先順位を付けて、今後、事業展開をしていくこととしております。当然、必要なものについては国あるいは県への要望あたりもやっていく必要があると思えますし、緊急性を要するものについては、スピード感を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、3点目の紙の商品券のデジタル化のお話ですけれども、これについても庁内の中で議論をさせていただきました。当然、紙、そしてデジタルということでハイブリッドでやるという方法もあろうかと思えます。どうしても一時的に経費的なものがかかるものですから、今回の事業が一過性のものではなく、今後継続的にこういった事業展開をするところであれば費用対効果も含めて十分検討する必要があるというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 影響を受けている生活者の方々や事業者の方に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

それでは、次に2問目の乗合タクシーの対象エリアと乗車・降車区域の拡大についてお伺いをいたします。

乗合タクシーに関する質問は今回で4回目となりますが、その間、路線バスの利用が困難な高齢者や障害者の移動手段を確保し、公共交通における地域間格差の是正を図るために令和2年4月1日より利用可能対象エリアが拡大をされました。

お手元の資料②の1を御覧ください。この大津町乗合タクシー対象地域図にありますように、エリア拡大前の赤丸の部分の25地区から青丸の部分が拡大をされて、47地区が利用可能対象エリアとなりました。それまでは既存のバス停から500メートル以上離れている地域のみ乗合タクシーが導入されていましたが、路線バスについては通学や町外からの遠距離利用が大半を占めていることや、高齢者はあまりバスを利用していなくて、町内の病院や買い物にはほとんど利用されてい

ないという状況の調査の結果、路線バスと乗合タクシーのすみ分けはできているということで、路線バスが通る地域に対しましても乗合タクシーが導入されることになりました。この際、私の自宅の地域にも対象となり、大変喜んで乗合タクシーに乗られています。

資料②の1にありますように、本町では青色の枠で囲ってある北エリアと緑色の枠で囲ってある南エリアと、青色で囲ってある東エリアがありますが、枠で囲まれていない緑色の丸の町中心部は、乗合タクシーの利用可能対象エリア外となっており、同じ大津町内なのに不平等ではないでしょうか。現在、対象となっていない町中心部も1日も早く対象として乗合タクシーを利用したい町民全ての人が利用できるようにするべきだと思います。町中心部には坂道も多く、立石団地や西嶽団地、北出口団地、あけぼの団地などの高齢者が多く住んでおられる町営団地があります。北出口団地では一人暮らしの多くの高齢者がタクシーで移動されているとのことで、イオンまで片道980円、セントラル病院まで800円ほどかかるとのことで大きな負担となっています。

もう一つ言われてたことは、朝の9時とか10時にタクシー会社に電話をして来てもらおうとしても、乗合タクシーのほうが優先をされて時間どおりに来てもらえないとのことでした。そのような状況の中、ある住民の方は、以前地域の方に大変お世話になったからということで、誰からも送り迎えなどをしてもらえない高齢者の方を無償で病院や買い物に行くときの送り迎えをしていたらとのお話もお伺いしました。私たちが気づいていないだけで、このような地域の助け合いに支えていただいている状況でもあります。この方が言われていたことには、北出口団地でも高齢で免許証を返納された方が多くいらっしゃるの、乗合タクシーに乗れるようになれば大変助かりますとのことでした。

それともう一つの課題が、乗車・降車区域の見直しです。最近では今の乗車・降車の区域外にお店や病院、介護施設などができるなど環境が大きく変化していますので、このようなニーズの変化に対しても柔軟に対応しなくては利用者のサービス向上にはつながりません。5月16日に行われた町の地域公共交通会議で配布された資料の中にも、タクシー事業者の方の意見として「運行エリアや受付時間の変更などは利用者の意見に応じて改善をしていく余地はあると思う。」と書かれていました。公共交通を考えるときには、交通弱者を守るためにはどのような取組が必要なのかという視点で考えないといけないのではないかと思います。守ってあげないといけない人とは、車を持っていない人、または持てない高齢者、それと、もともと運転免許証を持っていない高齢者、運転免許証を返納された高齢者、一般的に障害者とはされていないけれども持病などのために法律によって運転免許証の所持ができない人など、交通弱者と言われる方が快適に利用できる交通バリアフリー社会を実現させることが住みよい大津町をつくることに必ずつながります。高齢化に対応することは社会のバリアフリー化を進めることになり、そのことは結果的に誰もが住みやすいまちづくりを実現します。時代の変化に対応したまちづくりを公共交通から始めるべきではないでしょうか。

しかしながら、現在作成をされている大津町地域公共交通計画には、先ほども述べましたが、交通弱者を守るためにはどのような取組が必要なのかという視点が欠けています。コンパクトシティを目指すことや公共交通の維持・確保や持続可能な輸送サービスの提供の確保が目的とされていま

すが、それらとともに交通弱者と言われる方が快適に利用できる交通バリアフリー社会を実現させ、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現させることこそが持続可能な社会をつくることになるのではないのでしょうか。

また、令和2年に利用対象エリアが拡大されるとともに、大津町の乗合タクシー運行補助金交付要綱も改正されており、改正以前の乗合タクシーを運行する主旨としては、「大津町内における公共交通空白地域、既存のバス停から500メートル以上離れている地域について交通手段を有しない者への交通手段の確保として」という趣旨になっていた箇所が、改正後は、「町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、町民福祉の向上を図ることを目的として」という趣旨に改正されており、単なる交通手段の確保から町民福祉の向上を図るということに大きな政策転換がなされています。この趣旨をくみ取れば、町民福祉を向上させるために交通弱者を守る取組を進めていかなければならないと思います。

次に財源の問題です。乗合タクシーを運行するに当たっての課題は振興総合計画でも示されているとおり、新規の利用者を増やすことや利便性向上に取り組み、乗合率を現在の約1.4人から2人以上に上げることです。地域公共交通計画案によると、乗合率の向上に向けた取組として「相乗りした場合の利用料金割引制度について検討をします。」とありますが、利用料金割引制度よりも前に検討しないといけないことは、現在エリア外となっている中心部が人口が一番多いですので、中心部を導入し利用者数を大きく増やすことを考えることの優先順位のほうが高いと思いますが、どのように思われますか。乗合タクシーは周辺部から中心部に移動してきます。周辺部から中心部を通らずに別の周辺部にはいきません。必ず中心部に来て中心部からまた周辺部に帰ります。ですので、途中乗車や途中下車をして乗合ができるような予約やコースなどの配車計画をしっかりと組むことにより、無駄をなくして乗合率を上げられれば新たに大きな財源を使わずにエリアの拡大は可能なのではないのでしょうか。そのような観点から3点お伺いいたします。

まず1点目は、「町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、町民福祉の向上を図ることを目的としている。」と要綱に定められている本町の乗合タクシーの事業であるにも関わらず、対象地域と対象地域外があることは不平等だと思いますがいかがでしょうか。

そして2点目は、中心部へ乗合タクシーのエリア拡大が公共交通会議で議論すらされていない点に関しての金田町長のお考えをお伺いいたします。

その上で、3点目の町中心部への対策や乗車・降車区域の拡大について早急に結論を出す。公共交通の利便性を向上させるとともに交通弱者と言われる方が快適に利用できる交通バリアフリー社会を実現させ、住みやすい大津町をつくるべきだと思いますが、以上の3点につきまして金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の御質問にお答えいたします。

本町の公共交通については、平成28年3月に「大津町地域公共交通網形成計画」を策定し、大学の専門家や国・県の行政機関及び交通事業者など29名で組織する大津町地域公共交通会議で協

議しながら、交通弱者の交通手段確保や利便性向上のため、町内バス路線や、乗合タクシーの改善を進めてきました。

また、現在、新たな交通システムの構築に向けて地域公共交通会議において、「大津町地域公共交通計画」の策定を進めております。この会議では、地域の実情を踏まえた公共交通の仕組みづくりを検討しており、協議課題の一つに、まちなかエリアにおける移動サービスの充実及び支援を掲げております。

本町には、地域公共交通として、JR、路線バス及びタクシーがあり、併せてまちなかエリアとその周辺部を結ぶ乗合タクシーや、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象とした、外出支援サービス事業を実施しておりますが、町民の皆様からは、乗合タクシーの運行本数の増便やエリア拡大といった公共交通の充実に対する御要望もいただいているところです。

一方で、町で新たな交通サービスを導入することで、既存のバスや電車、タクシーなどの公共交通等の利用者が減少すれば、減便や廃止など、全体としてサービスの低下につながる可能性があることは十分踏まえる必要があります。

また、新たな交通サービスの導入には、ほかの様々な住民サービスの原資となる一般財源の少ない投入が避けられませんので、費用対効果、国や県の補助制度の利用可能性、財政的な持続可能性といった観点も踏まえ内容を整理し、皆様の御理解を得ることが必要であると考えております。

そうした前提も踏まえ、これまでの大津町の乗合タクシーは、当初あったバス路線が廃止された地域など、「公共交通空白地帯」への対応策としてのエリア設定を基本として開始をしております。

その基本方針のもと、平成22年3月の地域交通総合連携計画を定め、公共交通空白地域の解消に取り組んでおり、平成28年3月に策定した地域公共交通網計画では議員御指摘になられているような乗合タクシーの縦移動をエリア拡大という形で強化し、郊外部からまちなかへの移動の確保を進めてきました。しかし、そうした地域にお住まいでない方でも障害などによって移動が極めて困難な福祉的なサポートが必要な方はおられますので、福祉施策として福祉タクシーによるサポートをさせていただき、重層的な取組を行っているところです。

確かに、全ての住民の皆様にとって利便性の高い移動手段の確保という一面だけを見ますれば、町内全ての地域において、定時制の高い乗合タクシーをドアトゥードアで提供できれば、住民の皆様様の満足度も利便性も飛躍的に高まることは間違いのないと思います。しかし、そうしますと、町がすべての住民に対して、あまねくタクシー補助を行うことに近い状況ともなり、子育てや困窮対策等も含めた福祉など様々な住民サービスの原資ともなる財政との両立は極めて難しく、また、基礎自治体の役割として、全体財源の中で何をどこまで行うべきかをしっかりと整理する必要があると考えております。

このようなことから、交通事業者の現状や将来的な動向について、様々な方面から意見を聴取した上で課題を整理し、どのような手法が町民の皆様様の交通利便性向上につながり効果的に対応でき、かつ適切であるかを費用対効果及び持続可能性の観点も踏まえて検討し、その対策を進めていく考えです。

これからの公共交通はキャッシュレス化による手続の簡素化や、国においては、鉄道及びバスなど複数の交通形態の組み合わせによる移動手段を活用した、MaaS（マース）と言われるような新しいサービスも活用しつつ、公共交通の構築に取り組んでいく目標も掲げられております。

また、町としても今後AIを活用した予約システムなどによって、乗合率や利便性を高めることなどによって、財政負担軽減と住民満足度の向上を図るなど、制約のある中でも取り組めることは複数あると考えております。社会状況の変化などを背景に交通環境を取り巻く状況は刻々と変化しておりますので、国や周辺自治体の動向を注視し、常に情報収集も行いながら、情勢変化に合わせた対策を進めていきたいと考えております。

また、全国的な問題として、高齢化社会が社会全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されており、買い物や通院等、町民の日常生活における移動手段の確保も、議員御指摘のとおりますます重要な課題になってくるものと認識をしております。

したがって、既存の公共交通事業者や国・県との十分な協議を行いながら、新たな交通システムの構築に向けた調査・研究を進め、住み慣れた地域で、これまでと変わらない生活が維持でき、さらに、将来を見据えた持続的な公共交通ネットワークの構築に取り組んでいきます。

なお、詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 本町の公共交通につきましては、平成28年3月に策定しました町の地域公共交通網形成計画に基づきまして、地域公共交通会議で協議をしながら町内バス路線、それから乗合タクシーの見直しを進めてきました。

町の乗合タクシーは、町内バス路線の廃止による新たな公共交通の手段として、平成18年度から運行を行っております。現在の利用者数は月平均約1千人、その9割が70歳以上の高齢者の方で、町内医療機関への通院や商業施設への買い物などに利用されております。運行便は町中心部行きと指定された地域行き、それぞれ1日4便ありまして、利用方法としては、迎えに来る車時間の1時間前までに電話で予約をしていただいて、中心部エリアと指定されたそれぞれの地域の任意の場所で乗り降りが可能となっております。

こうした乗合タクシーの運行につきましては、制度開始以降、可能な範囲で利用者ニーズに応え、制度改正を行ってまいりました。令和2年4月からは、乗合タクシーの利用エリアを北部・南部地区の全域と大津東区に拡大し、また、令和3年2月からは、町中心部に加えまして、菊陽町に移転しました熊本セントラル病院にも特例的に乗り入れが可能となり、多くの御利用をいただいております。

こうした制度改正は、バス事業者やタクシー事業者との意見調整を踏まえまして、最終的には国・県の交通政策関係機関、それから交通事業者、町内団体の代表者などで構成します地域公共交通会議で議論を重ね、進めてきました。

御提言いただいております乗合タクシーの拡充等についても、地域の実情に合わせた新たな公共交通計画の策定を進めていく中で、公共交通としての役割も十分考慮し、利用者ニーズに即した検

討を進めてまいります。

また、計画策定の進捗状況ですけれども、地域公共交通網形成計画に掲げました目標や施策の推進状況、町内公共交通の利用実績、それから利用者アンケートなどの検証を行ったうえで、新たな公共交通の検討を進めておまして、令和5年度に国への実証運行の事業認可申請を行うことと予定しております。

一方、民間の交通事業者にあっては、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症などの社会環境の変化により、長期にわたり利用者の減少傾向が続いております。その結果、場合によっては採算の取れなくなった路線が廃止されることにより、交通ネットワークとしての機能を十分に果たすことができなくなることが懸念されます。

今後、地域公共交通の確保・維持に向けて、地域公共交通会議や関係機関とともに、地域の実情に見合った持続可能な公共交通網の再構築を進め、町民の移動ニーズに対応したサービスの提供により、さらなる公共交通の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、どのような方法にしていくにしても、中心部に住む方々や町営住宅などに住む方々からの御意見を聞く機会を持っていただきたいと思います。そして、できるだけそういうそこに住む方々の御要望に応じていただきたいと思いますが、アンケートということは言われてましたけれども、しっかりと意見を聞く場を設けていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

もう一つは、乗合率を上げるために、先ほども言いましたけど、周辺部から中心部に来るわけですから、必ず中心部のどこかしらを通っていくわけです。ですので、コースであったり時間帯であったりの運行計画をしっかりと立てていけば、乗合率を上げるためにも周辺部の途中乗車であったり、途中下車ということで、全く一からそこに車を走らせるというわけではなくて、そういう途中での乗車したり、途中で先に降りて、後から郊外のほうに行くということで乗合率を上げていくということをしつかりとコースとか時間帯を運行計画をしっかりと立てていけばいいんじゃないかと思うんですけれども、そのような考え方についてはどうかと思います。

それと、交通弱者の方々に対する対策はスピード感が大事だと思いますので、様々将来的にはAIだったりいろんなことが考えられますけれども、まずはすぐにでもできる乗合タクシーをそういう乗合率を上げるという観点から運行計画をしっかりと立てていくという努力をしていただいて、そして、これは実験でもいいですけど、中心部の人の途中下車、途中降車をまずやってみて、どうなのかということをやってもらったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今3点質問をいただいたと思います。

まず、1点目の住民の意見を聞く機会をとということで、公共交通会議の中には事業者のみならず地域の代表者、区長会であったり、あるいは教育関係でPTA関係の方であったり、そして高齢者

の代表である老人クラブの代表者の方がいらっしゃいますので、当然アンケートもやっておりますけれども、その方たちの御意見をしっかり踏まえる中で公共交通会議の中で事業者調整を図ってきたいというふうに思っております。

それから、2点目の乗合率を上げることについては、拡充することが乗合率が上がることにつながるのかというところの議論もありますので、実は秋以降、具体的なコース、あるいは具体的な時間帯、実証運行に向けて、そういったコースについての検討も進めますので、その中で十分議論はしていきたいというふうに思っております。

それから、3点目のスピード感の話ですけれども、当然お金がかからなくてできるものについてはすぐ取り組むというようなことには変わらないんですが、やはりいろんな公共交通の制度設計をするに当たりましては、事業者であったり、あるいは住民の方であったり、そして関係機関との調整ということで、最低限の必要な時間を要するものですから、できるだけやれることについては前倒しでやって行きたいと思っておりますけれども、そういった事業者間の調整等もありますので、その辺も御理解いただきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 住民の方からの意見を聞くというところは、会議では聞けない小さな声がいっぱいあるんです。ですから、会議で聞くということじゃなくて、こちらから出向くなり、しっかり話を、小さな声を聞く、そういう取組を進めていっていただきたいと思っておりますので、そしてその声を政策に反映していくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬議員、ちょっと機械の関係で、しばらく休憩します。

午前11時51分 休憩

△

午前11時52分 再開

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 最後に給水スポットの設置についてお伺いをいたします。

この質問に関しては昨年も行いましたが、本年4月には第4回アジア・太平洋水サミットが「持続可能な発展のための水～実践と継承～」をテーマに開催をされ、アジア太平洋地域の首脳級や国際機関の代表などが水に関する諸問題について議論をされました。

また、熊本市の長年にわたる地下水保全の取組が世界に発信をされました。そのような中、この1年間で給水スポットの設置に取り組む自治体が全国で倍増していますので、再度、提案をさせていただきたいと思っております。

プラスチックごみへの対応が喫緊な課題になっている今、私たちにできることは、マイボトルを持ち、水を詰め替えることにより1日1本でも空のペットボトルを減らすことが、持続可能な社会への第1歩となるのではないのでしょうか。

熊本市では地下水の価値を高めマイボトルの普及につなげるために、地下水で作ったペットボトル「熊本水物語」の生産を中止して、新しい「熊本水物語」として市役所や動植物園など7か所の

公共施設に8台のマイボトル用の給水機が設置されました。このことは水道水を100%地下水で賄う水の都熊本自慢の天然水を全国にPRするとともに、この貴重な地下水を後世に残すためにという市長のSDGsに取り組む姿勢が明確に示されているものだと思います。

また、ペットボトルは確かに便利ですが、買ってはすぐに捨てる大量消費を続ける限り、ペットボトルなどのプラごみが自然にあふれだすことを止めることは不可能です。そしてペットボトル入りのミネラルウォーターを自動販売機で買う場合、生産や流通から処理までに1本につき二酸化炭素が200グラム以上排出されると言われています。

一方、水道水なら冷水器を使っても10グラム以下に抑えられ、マイボトルに入れて持ち歩けば、ペットボトルに関する二酸化炭素の排出量も減らせます。もしマイボトルに直接水を補給できるマイボトル給水機が町中にあれば、通勤通学のときも、歩いたりラインニングをしたりするときにも簡単に水が手に入ります。先進的なプラスチックフリー施策が進むロンドンやパリではマイボトルの給水機が町中に設置をしてあります。本町でも熊本連携中枢都市圏の一員としてSDGsの実現に向け、2030年度の温室効果ガス排出50%削減との目標を目指す第二次大津町地球温暖化対策実行計画が本年2月に策定をされました。その中にもありますが、電気による排出量が全体の約80%を締めている状況です。2030年度の温室効果ガス排出50%削減といっても、再生可能エネルギーの利用促進、事業者、住民の削減活動促進、地球環境の整備、循環型社会の形成などと多岐にわたる政策に取り組まなくてはなりません。金田町長のリーダーシップにより、外灯防犯灯や図書館の電気などをLEDの取り替えて、温室効果ガス排出削減や節電による環境保護の取組も進められています。今回提案している給水スポットの設置についても、温室効果ガス排出削減の取組みの一つです。

お手元の資料③の1を見ていただきたいと思います。八女市の総合体育館には旧型の給水機から触らずにマイボトル機で給水できる非接触式で感染症予防対策の給水機が設置され、このようなものに入れ替えられています。給水カウンターも付いており、ペットボトル削減本数の可視化もできるそうです。

資料③の2の広川町では、小中学校に設置をされています。

資料③の3の本町におきましては、総合体育館にある旧型の給水機のコンプレッサーが故障をしており、随分以前から使用禁止となっている状態です。体育館の利用者の熱中症対策を考えても、早急に利用できる状態にしなければいけないのではないのでしょうか。

また、第二次大津町地球温暖化対策実行計画をより実効性のあるものにするための取組の一つとして、プラごみを減らすことにより温室効果ガスを減らすために、マイボトルへ直接冷水を入れられる給水機を総合体育館や庁舎、公園、公民館など、町民が集う公共施設に設置をして、熱中症対策など町民サービスの向上と防災対策にもなりますし、マイボトルを持ち歩く文化を普及させることで、SDGsやおいしい水がどのようにして飲むことができるのかなど、貴重な地下水について考えるきっかけにすべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の給水スポットの設置に関する質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ペットボトルを含むプラスチックごみによる海洋汚染が深刻な課題となっております。プラスチック製品は、軽くて丈夫で安価なため、生活に欠かせない素材となっており、その利便性から、大量に生産、消費、廃棄されるため、プラスチックごみによる環境汚染や、生産から廃棄の過程で発生するCO₂による地球温暖化、さらに限りある石油資源の消費など、様々な問題を生んでおります。

そこで大津町では、プラスチックごみの削減は、地球温暖化防止のためにも早急に取り組みねばならない地球規模での課題であると考え、熊本連携中枢都市圏の一員として、地球温暖化対策実行計画の施策の中で「ごみ排出抑制の徹底」、「プラスチックの排出削減」を目標に掲げておるところです。

また、水という観点からも、TSMCをはじめとした様々な半導体企業等の進出により水資源への関心も非常に高まっていますので、これを機に地下水保全に向けた啓発や白川中流域の地下水を利用した「おいしい水」のPRなどにも一層力を入れる必要があると認識をしているところです。

議員おっしゃるとおり、マイボトル利用によるペットボトルの利用削減は、プラスチック製品の過剰生産、ひいては海洋汚染問題を解決する有効な手立ての一つであり、給水スポットの普及はその後押しになるものであり、水資源について改めて深く考えるきっかけにもできると認識しております。

そこで、担当部署ではリプレイの必要な時期が来ているところを中心に、給水スポットの設置及び環境意識の向上と大津町の魅力的な水資源をPRできる場所の選定を指示しているところです。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。豊瀬議員の「給水スポットの設置について」の御質問にお答えします。

プラスチックごみ削減のためのマイボトルに給水できる給水スポットの普及についてですが、昨今のペットボトルを含むプラスチックごみによる海洋の汚染は、極めて深刻な状況にあります。こうした状況の主な要因は、投棄されたプラスチックごみが身近な水路から川へ、そして海洋へと流され、その過程で分解が進みマイクロプラスチックとして海水や大気で浮遊しているもので、プラスチックごみの削減は、地球温暖化対策とともに海洋や大気環境改善の一環としましても、早急に取り組まなければならない地球規模での課題であるものと認識しております。

そのような中で、給水スポットの設置によるマイボトル利用の普及は、ペットボトルの利用を削減する有効な手立ての一つであると考えております。給水スポットの設置につきましては、給水が効果的に行われる場所及び地下水を利用した安心して飲める「大津町の水」を町外の方にもアピールできる場所として、まずは試験的に、先ほど議員からも御提案がありました総合体育館を考えているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症対策として非接触の設備にするなど、規格・機能等について、施設の管

理者と協議をしていくところです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） しっかりとしたスピード感を持った取組で進めていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時00分より再開します。

午後0時03分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、田代元気です。今回で通算5回目の一般質問であります。質問に入る前に、皆様も御承知のとおり、都市対抗野球九州地区二次予選においてホンダ熊本が全勝で九州第一代表となり、7年連続16回目の本大会出場を果たしました。今年は熊本で予選が開催されたことと、雨のため日程が1日順延したことで3試案全てに同僚議員と現地に行って応援してまいりました。今年は新戦力も加わり、昨年以上にチーム力も向上し、前回大会以上の成績を残してくれることと確信しております。来月から始まります本戦も一町民として精いっぱい応援したいと思っております。町民の皆様におかれましても力いっぱいの御声援よろしくお願いいたします。

また昨日、自治労の野球大会で大津町役場チームが決勝まで進出して惜しくも敗れましたが、準優勝だったということで、こちらも大変おめでとうございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回は学校給食についてと公立園の保育士の処遇改善についての二つの項目について質問いたします。

まず、学校給食についてですが、1点目に、本町の給食費は近隣自治体と比較して安いというのが現状ですが、安定的な提供はできているかという点です。この安定的というのは中学生、特に上学年の生徒にとってカロリー等も含め量的に足りているのか。また、年間の提供回数が近隣自治体よりも少ないが、給食費が安いことが影響をしているのではないかということですが、町の現状はどのようなになっているのかお伺いします。

次に、給食センターの現状についてですが、人口が増加している本町において、今のセンターの規模で十分に対応ができていますか。今後もTSMCの進出やそれと関連してさらに人口が増えることも予想されます。

また、近年ではアレルギー対応の給食の提供が年々増加傾向と伺いますが、今のセンターだけで十分に対応可能なのか。今後町としてどのような対応、取組を行っていくのかお伺いします。

3点目に、給食費の公会計について。国は給食費の公会計制度の導入を地方自治体に対し推進し

ております。本町では給食費の口座振替を導入しており、教師の負担は以前と比べ軽減されていると思いますが、公会計の導入はシステムの変更や恒久的に役場職員の業務量の増加などデメリットも考えられますが、教師の働き方改革による負担軽減のほかにも多様な支払方法や保護者の利便性の向上、効果的な徴収による公平性の確保、効率的で効果的な食材の調達による給食の安定的な実施、さらには充実も図れるなどのメリットも考えられます。

また、これは後日同僚議員が質問しますが、将来的に給食費を無料にすることがあれば、公会計の導入は欠かせないと思います。このように公会計化はメリットのほうが大きく、早急に導入すべきと考えますが、どう取り組んでいくのか。

以上3点お伺いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の学校給食の質問のうち、私からは2番目の「給食センターについて」の御質問についてお答えいたします。

学校給食センターの現在の施設は、平成3年度に建設をしており、その後、当面は現施設での運営を行うという判断のもとで、平成30年度に一部増築を行っております。施設の現状としては、設備関係では、冷凍庫及び冷蔵庫については、建設当時のまま使用しているところですが、給食提供数の増加により冷蔵設備も狭小な状態となっております。

また、これまで大津町では、子供たちのアレルギー対応については、個々の除去食・代替食の高いレベルでの対応を行ってきました。しかしながら、近年アレルギー対応食の対象者が年々増加傾向にあり、またアレルギー品目が複数ある児童生徒が増加していることもありまして、アレルギー対応食を調理するスペースが手狭な状態となっております。

このようなことから、今後、調理そのものは300食程度の増加には対応可能ですが、食材や調理後の保管スペース、アレルギー対応食の調理スペースが現施設では確保することが難しい状況です。

さらに、議員御指摘のように、今後、TSMCや関連企業等の進出に伴い、現時点での予測は困難ですが人口増加も想定されます。急激な人口増加により児童生徒が増えるということは、単純に食数が増えるだけでなく、アレルギー対応食の対象者や設備関係も増えることが見込まれますので、現在の施設だけでの対応は困難となります。

一方で、学校給食センターは、都市計画法では工場に分類されるため、現在地では増改築をすることができないような状況です。

また、新たな施設の整備については時間を要するため、短期的な対応と中期的な計画の両面について、調査を進めていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。私からは、田代議員の「学校給食について」の御質問のうち、1番目の「現状の給食費で安定した供給ができてきているのか」ということと、3番目の「公会計化について」についてお答えします。

現在、給食センターでは、町立の小・中学校及び幼稚園、県立大津支援学校の全11校1園に対して1日約4千500食の給食を提供しております。この食数は県内では、荒尾市に次いで2番目の規模となっております。

給食費につきましては、1食当たりの単価が、小学校が238円、中学校が267円、幼稚園が236円となっており、周辺市町と比べますと、菊池市の一部を除いて、大津町の単価は安くなっております。

議員の御質問は、この安い給食費で今後も安定的な供給ができるのかということですが、給食センターでは、これまでも4千食を超えるスケールメリットを生かして、通常よりも安く食材の調達を行ってまいりました。また、地元JAなどとの連携により、地元の野菜等も安く購入できており、そのため、ここ数年、給食費の改定を行わず、安定した給食の提供ができてきました。

また、給食提供の上で肝心の1人当たりのカロリー及び栄養価につきましても、栄養士の指導のもと、十分に提供できているところです。なお、本センターの栄養士は栄養教諭の資格を持っており、昨年度から増員もしてもらいましたので、各学校においては食育にも取り組んでいるところです。

ただ、現在は複雑な世界情勢の中、様々な食材の価格が短期間で高騰しており、これまでの方法だけでは解消できなくなっています。こうした状況から、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して物価高騰に伴う学校給食用食材費補助の補正予算をお願いしたところです。学校給食は子供たちにとりまして、学校での大きな楽しみでもあります。保護者に対する負担を軽減しながら、今後も給食の質を落とさず、安定した供給を行ってまいりたいと考えております。

次に「公会計化について」の御質問ですが、これに関しましては、会計そのものの透明性の向上や、業務の効率化に伴う教職員の負担軽減の観点から、今後、本町においても進めていかなければならないものと考えております。ただ、給食費の収納管理のシステム化や法令の整備、金融機関との調整など、いくつかの事務的課題がありますので、先行自治体の事例などを参考にしながら、できる限り早期の実現に向けて動いていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。それでは、まず、田代議員の1番目の「現状の給食費で安定した供給ができているのか」について、給食センターで今年度使用しております主な食材費の状況を御説明させていただきます。

例えば、200ccの牛乳1本について、現在の単価を前年度と比較しますと、約1円上がっており、主食のパンにつきましては、約3円程度の値上げとなっております。

また、米飯・麦ご飯に関しては、1食当たり0.25円の値下げとなっている一方で、食用油の値上がりが続いており、既に1缶16.5キログラムで2千円ほど上昇をしております。年間使用量から推計しますと約50万円ほどの増額となる見込みでございます。そのほか、野菜に関しては、

例年価格の変動があり、年間を通しての予測は難しいのですが、ある程度の値上がりは避けられないものと見込まれます。

昨今の食品の価格高騰は予想を超えるもので、運営上のやり繰りだけで対応ができる範囲を超えている状況です。そのため、教育長からもありましたように、今回、6月補正予算で現時点での食材の値上がり分に対応するための1食当たり8円程度の費用の増額について、国からの交付金を財源とした676万8千円の補正予算をお願いしております。今後も栄養価を踏まえた献立づくりと食材の有効活用を両立させながら、子供たちに安全かつおいしい給食の提供を図っていきたいと考えております。

また、議員御指摘の年間の給食回数につきましては、通常1年間のうちで夏休み等の長期休暇を除いた198日間を提供可能回数としております。この中で、運動会や見学旅行、入学式・卒業式などの行事で喫食できない回数を考慮して設定しているものです。昨年度、新型コロナウイルス感染対策等で運動会等の行事が延期された際に、給食を喫食されたことで、予定以上に回数が消化され、年度末に不足が生じた学校が一部あったものです。今年度も給食の年間実施回数の設定については、各校とも協議をしながら検討をしていきたいと思っております。

次に、3番目の「給食費の公会計化について」御説明いたします。

給食費の収入・支出に係る公会計化についてですが、教員の業務負担軽減、保護者の利便性の向上、徴収管理業務の効率化、透明性の向上、不正の防止、公平性の確保、給食の安定的な実施と充実が公会計化により見込まれる効果があるということで、熊本県は、令和5年度から移行に向けて準備を今進めておられます。

大津町では、給食費の徴収につきましては、現金徴収から口座引落へ、平成27年度に移行しております。その一部の効果を得ている状況でございます。透明性の向上や収納管理業務の効率化、また、教職員等の負担軽減を図る観点から、できるかぎり早期に実施していきたいと考えております。

しかし、現在、町では給食費や賄材料の管理を表計算で行っているため、公会計へ移行するためには給食費を管理するシステム化が必要となっております。

また、昨年度から、就学援助制度の利用について積極的な周知に取り組み、前年度比利用件数で26%、金額で32%と増加している状況です。未収世帯への戸別訪問の際にも、就学援助制度の申請手続きをサポートし、未収金の削減につなげているところです。公会計化へ移行していく上で、未収金の削減も課題の一つでありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、公会計に向けた法令の整備や引落を行う金融機関との調整など、今後、検討が必要な作業がいくつか想定されますので、熊本県や先行自治体を参考に進めていきたいと考えております。短期的には、できるかぎり早期の移行を図りたいところですが、少なくともシステム化への対応を含め、3年から5年程度では公会計化へ移行したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

値上げに関してはJAさんとの協定で今のところ大丈夫ということだったんですが、やはり夏以降にも、報道でもいろんな食材とか油とか、またさらに値上げがあると耳にしますけど、本当に今の給食で安定した給食が提供できるのか、本当疑問なんです。4月に文教厚生常任委員会で給食センターのほうにお邪魔して給食も食べさせていただきましたけども、私こういう体ですけど十分味、量ともに満足だったんですけど、放課後に部活とかスポーツクラブとかで活動される生徒にとっては全然足りないんじゃないかなと思ったんです。そんな中、やっぱりもうちょっと量的にも足りないんじゃないかなというのが疑問だったんで、その辺について本当に値上げはしないで大丈夫なのか。この1点と、もう1点、給食センターのキャパについて、今後300食分ぐらいは増えても可能ということですけど、大津町1か所しかないですね、給食作るところが。ほかの町村とか自校式だったりセンターがあったり両方あるところもあるんですけど、何らかの事故とか、例えばセンターでクラスターが発生した場合とかの対応とかで、やっぱり二つあったりすると安定というか、急々の場合でも対応ができると思うんですけど、なるべくそうやって早急に新たな施設を造るのは大事と思うんですけど、町長の考えはいつぐらいまでにやるのか。300食可能と言いますが、一気に増えるかもしれないんです。再来年、TSMC開業したら。それについて町長の考えをお伺いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。私からはセンターのキャパについてお答えいたします。

先ほど御説明したとおり、平成30年度の増築のときに、町の中では建替えの議論、あるいは複数化の議論もありましたが、財政的な面等も踏まえて今の形になったところがございます。また、コロナ禍等の対応でございますけども、1点は先日限られた量ではございますけども、レトルトカレーいうところでそういった対応も検討をしているところです。

また、300食のキャパなんですけども、おっしゃるとおりのところで、1点では、まだまだ先方も含めた議論も必要なんですけども、場合によっては、現在配食をさせていただいてる支援学校等との御相談も必要になってくるのではないかと考えております。また一部委託等も必要な可能性はあると考えております。

また、内部としては、今後南小等の建替えも検討していく必要がありますけども、その中でも、例えば一部自校式だとか、あるいは、それと併せてまた別のセンターをするのか、複数の可能性を踏まえた上で検討をしてるところでございます。時期については、申し訳ございませんが、示せる時期になりましたらしっかり示していきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、田代議員の再質問の中で給食の今後安定した供給という部分で、量的に、それから値上げの部分でどうなのかという質問でございます。

まず、今回急激な食材の価格の高騰へということで、国の交付金を財源として補助金を計上させていただきました。来年度での財源の保障は今のところありませんので、今後の情勢をしっかりと見極めながら、今現在、平成26年度以降、給食費は据え置きをしておりますが、改定についても検討をしていく必要があるものと考えております。

また、しっかり学校、保護者、それから学校運営協議会のほうで審議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） いろいろと答弁いただきましたけど、本当、値上げをするにしても保護者に対してしっかり説明なりアンケートなり、現状や根拠を説明されることをお願いします。

また、公会計についても公平性の確保のためにも早急に進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次の質問は、保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例給付について質問いたします。

今回の処遇改善臨時特例給付は、公立園の職員も対象となっておりますが、本町の公立園の職員は対象にしないと3月議会の文教厚生常任委員会の審議において答弁がありました。理由としましては、執行部として様々な見解があると思いますが、内閣府が示した要綱で、今回の事業の目的について新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善のための賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための措置を実施することを目的とするとあります。しかし、3月議会の答弁や公立園の会計年度任用職員さんへの説明では、近隣自治体を実施していないこと。町内の民間事業所の職員より賃金が高いことを理由に、本町の公立園の職員については対応を見送るといったことが話されました。はっきり言いまして保育士さんの給料は公立、私立問わずに安すぎ、業務内容に全く見合っていないのが現状であります。

昨日の熊日一面に「県内企業賃上げ顕著」との見出しが出ておりました。そして、今回の執行部の説明には、国が示した方針とは全くと言っていいほど整合性が取れてなく、理由にはなっていないのでこの質問を用意しました。

私も子供が天津保育園にお世話になっておりますので、職員さんの働き、子供や保護者への対応は十分理解しているつもりであります。天津保育園では正規職員、会計年度職員、また給食や事務の職員と全ての職員が子供たちのことを第一に考え、業務に当たっておられます。これは民間の保育事業者や天津幼稚園、陣内幼稚園の職員も同じだと思います。また、役場の職員に至っては、町民第一で業務に当たっていることは重々承知しておりますが、やはり、このコロナ禍において最前線で働き、町の宝である子供たちを守っている職員に対し、今回の処遇改善臨時特例給付事業は公立園の職員も対象とするべきだったと思います。

また、国会においても野田聖子少子化担当大臣の答弁で「公立においても積極的に取り組んでも

らいたい。」との答弁がなされております。このことを踏まえ町長の見解をお伺いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の質問にお答えをいたします。

令和3年11月19日に閣議決定されました、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」におきまして、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることとされ、国では、令和3年度補正予算を成立されたところです。当該補正予算において、保育士・幼稚園教諭等、放課後児童支援員、社会的養護従事者等の処遇を改善するための各種補助金が創設され、関係府省より実施要綱が発出されました。この「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」は、賃金改善を行う教育・保育所に対して、収入を3%程度改善するために必要となる費用を、令和4年2月から9月までの間、限定的に補助をするものでございます。

まず、当該制度の趣旨として、議員御指摘のとおり、コロナの状況の含め一般的に賃金が低いと指摘される保育所や幼稚園等における恒久的な処遇改善が大きな目的となっております。したがって、国からの臨時特例交付金の対象期間以降も賃上げを継続することが自治体への交付の前提とされており、大津町で当該制度を用いて賃上げを行う場合は、当該期間以降も、町の一般財源によって予算措置を行う必要がございます。町では、その低い賃金形態の恒久的な改善という事業趣旨を踏まえ、さらに町財政面も考慮して導入是非の調査・検討を行いました。

まず、業界間および保育業界における賃金ベースという観点からは、厚生労働省が示している賃金構造基本統計調査における保育士の1時間当たり所定内給与額、年間賞与その他特別給与額と本町の会計年度任用職員の報酬、期末手当を比較しました。また、町内民間保育所における時給単価との比較も行いましたが、いずれも本町は比較的高いベースにあり、今回の制度の趣旨及び財政面等を踏まえて見送る判断をさせていただいた次第です。

なお、令和6年に予定しております園の再編に伴う民営化後の会計年度任用職員の任用につきましては、方向性が決まり次第、会計年度任用職員の方々に速やかに情報提供をしていくこととしております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 先ほど町長からもありましたように、現状の会計年度任用職員保育士の報酬等につきましては、町内の民間保育所の時間単価と比較したところでは、本町の会計年度任用職員保育士が高く、また、先ほどございましたが、厚生労働省が公表しています令和2年の賃金構造基本統計調査との比較を行いました。これにつきましては統計調査結果における1時間単価においては、本町の時間単価が若干低い状況にありますけれども、年間賞与は町が高いというような状況でございます。

一方で、公立保育所のある県内自治体24団体のうち、処遇改善を行った自治体は3団体あります。改善を行った自治体におきましては個別の事情があったとは思いますが、事業を実施し

ないとされた他自治体の聞き取りでは、大津町と同様に民間との給与を比較したところ、「自治体の職員のほうがより高い水準であった。」、あるいは正規・非正規職員間や他職種との均衡なども総合的に勘案し実施しない。」などの理由が挙げられております。

そういったことを踏まえまして、今回の改正につきましては見送りさせていただいたところであります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。これは町長に質問しますが、大津保育園、大津幼稚園、陣内幼稚園には最近行かれていますか。そこでの職員さんの働きを見ますと、やっぱりそういった答弁は私の中では考えられないんです。今回の処遇改善事業は一旦9月で終了のようですが、国は10月以降も公定価格を見直すことなどにより、引き続き同様の措置を行うということとしてみたいです。

また、町長、会計年度任用職員さんから多分要望書が提出されてると思うんですけど、それに関してどういった内容の要望が上がったのか。それに対してどういったお答えをされたのかをお伺いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、保育所等に伺っているのかというお話なんですけど、頻繁に伺ってるかという頻繁がどの程度かありますけども、適宜うかがわせていただいております、それとは別に園長等とも適宜意見交換というか意見聴取、状況確認をしているところでございます。

また、働きぶりの話なんですけども、おっしゃるとおり保育士の方々、あるいは関係の方、非常に努力されてると思います。

また、それ以外の職員の方々もコロナ禍においてとても業務がひっ迫しております、厳しい状況でございます。心情的にはそうした方々に給与等、報酬等でできるだけ報いてあげたい気持ちはありますけども、住民の皆様とのサービスと財源が同じくなってる点、また報酬だけがモチベーションではない点ということもありますので、現場の状況改善を含めてしっかり考えていきたいというふうに思っております。

また、意見書等に関しましては、しっかり読ませていただきまして、その上で先ほどお話ししたような御回答をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） もうこれで再度質問はしませんが、ぜひ頻繁に、園長さんから話を聞くんじゃなくて、もっと現場に足を運んでもらって、先生たちがどのように子供たちと接しているのか。本当、親身になって接しておられるんです。そういったのを見たら、もう出してやろうと本当思うと思うんです。町長の腹一つで出せると思うことだと思いで、ぜひ10月以降、気持ちが変わりましたら前向きに考えていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。1時40分より再開します。

午後1時32分 休憩

△

午後1時40分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

百田教育部次長はちょっと早退をされますので、御連絡を申し上げます。

引き続き、一般質問を続けます。山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様、こんにちは。8番議員、山本富二夫です。

農家の方は田植えやカライモの作付けが最盛期の時期であります。今年は例年になく雨が少なく、農家としては水不足も心配しているところです。インターネットや今日傍聴に来ていただき、ありがとうございます。今回は3問を質問させていただきます。

一つ目は、「立野ダム」を「大津立野ダム」への名称変更。2、都市計画と農振区域の見直しを。3、町職員の鳥獣免許取得をとということで質問させていただきます。

2016年、熊本地震と6月の豪雨による甚大な被害が白川沿いに出ました。そこで国は立野ダムの建設を決定いたしました。大津町は代官橋の崩壊や中島地区浸水被害、多くの田畑の浸水被害、熊本市では自宅の崩壊や流出、大津町下流の被害が甚大でした。その被害を最小限に抑えるためのダムだと地域の皆さんは考えています。だからこそダムの名称は大事だと感じます。

大津町議会も3回、立野ダムの建設現場を実際に確認しております。北向山原始林の山津波の被害状況や大津町町有林もしかりです。大規模な地滑りでの山肌の被害、その立野地区と大津町町有林を今現在掘削し、ダム建設が行われております。

資料1を見ていただきたいと思います。立野ダムの対岸は大津町です。立野ダムの名称には多くの大津町民が違和感を感じております。立野ダムの建設地は南阿蘇村の立野地区と対岸、我が町大津町内牧区の阿蘇北向谷原始林と大津町町有林にまたがった地域であり、国土交通省に名称の変更を強く要望すべきだと感じております。流域関係住民のために南阿蘇村と大津町に治水対策のために穴あきダムが建設されている状況です。現在の立野ダムの魅力は大津町側のほうが歩いて白川河川まで下りられる。観光に生かすべきだと私は感じております。

戦前は北向山原始林には久木野まで南郷道路があり、人や人馬の往来が頻繁にされておりました。立野ダムの大津沿いに道路を造り観光道路を造るのも、また町の観光の発展につながると思います。

名称変更の事例では、旧国道57号線は以前は熊本市龍田から大津町まで大津街道杉並木国道というふうに言っていました。菊陽町が県に強く名称変更を依頼し、県は今では菊陽街道杉並木となっております。立野ダムも関係部署に強く要望して「大津立野ダム」へと変更すべきだと感じております。

そこで町長に質問します。立野ダムの「大津立野ダム」への名称変更をどう考えるか。2、大津町畑地区沿いに観光振興と町有林伐採のために林道と作業道を造る考えがあるか。林道計画には国の補助事業を積極的に活用し、道路を造るために町は無償で道幅の土地を提供することで道路がで

きます。ぜひ64年のスギ・ヒノキの販売にもつながりますので、町長に1、2の問題を問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えをいたします。

立野ダムは、白川と黒川の合流地点から1キロメートルほど下流の右岸を南阿蘇村大字立野、左岸を大津町大字外牧に隣接する、白川沿線の洪水被害を防ぐことを目的とした洪水調節専用の流水型ダムでございます。

立野ダムがある白川流域は、全国平均に比べて降水量が多く、地形的特性から洪水が発生しやすいため、これまで昭和28年6月洪水をはじめ、平成24年7月九州北部豪雨や令和2年7月豪雨など、度々白川が氾濫し、家屋の浸水など甚大な被害が発生しており、早期の治水対策が望まれております。

国土交通省では、昭和54年のダム実施計画調査段階から始まり、昭和58年にダム建設事業に着手し、平成30年からダム本体工事が着工されました。議員の皆様には4月全員協議会の現地視察で御確認いただきましたとおり、ダム本体工事の進捗率は4月末時点53%で、来年の出水期の効果発現に向け工事が進められているところです。

議員御質問の南阿蘇村立野地区と大津町にまたがるダムであるため、大津町の名称も入れるべきではないかにつきましては、国土交通省立野ダム工事事務所に確認をいたしました。その結果、ダムの名称につきましては、ダムに関わる白川流域の沿川自治体が多いため、1自治体の要望のみで変更するのは難しいとのこと。変更には、名称の選定や関係する八つの地方公共団体、具体的には、熊本県、熊本市、阿蘇市、菊陽町、高森町、南阿蘇村、西原村、大津町の同意・総意が必要となります。

しかしながら、立野ダムは、昭和44年のダム予備調査開始から50年以上が経ち、現在も続いている国の政策であります。その流れの中で永年、白川流域をはじめ県内から全国的にも「立野ダム」の名称で広く親しまれ認知されており、特に関連する各市町村の多くの住民の皆様にとって愛着もある名称であることから、大津町以外の関連市町村内における住民との合意形成は極めて困難であると予測され、現段階からの大津町主導の名称変更は難しいと認識をしております。

一方で、立野ダム左岸側上流に位置する国指定天然記念物の阿蘇北向谷原始林など貴重な地域資源と、穴あきダムとして国内に事例が少ない、国直轄では初めての環境に優しい流水型ダムとなっております。

この立野ダムを用いた観光に関しては、国や南阿蘇村とも連携をしながら取り組んでいるところであり、今後もダム周辺地域を巻き込んだ広域的な観光PRを検討しながら、町の関係機関や南阿蘇村と連携し取り組んでいきたいと考えております。

次に、大津町畑周辺の観光振興のための観光道路建設についてですが、熊本地震以前は、畑地区から立野ダムまで林道がつながってございましたが、地震後に崩壊し、現在使用できない状況となっております。流出した林道、作業道復旧も含め、白川河川沿い護岸兼用路線の整備などを内部で検討し、国へも私からも重ねて御相談をさせていただいたところでございますが、通行の安全確保や

費用対効果の面から、現在のところは実現が困難であり当面見合わせているような状況でございます。現在、畑地区の観光施策の一つとして、岩戸溪谷の整備についても調査を予定しており、立野ダムだけではなく、岩戸溪谷なども観光資源として一体的活用していきたいと考えております。

今後、南阿蘇鉄道の復旧やJR肥後大津駅までの乗り入れが始まりますと、観光客の利用形態等も見えてきますので、観光客リサーチ等も行いながら、観光道路も含めてどのような振興策がいいのかさらなる研究を行っていききたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長からお答えをさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 山本議員の御質問に対して御説明いたします。

ダムの名称につきまして、過去に大分県で「ななせダム」というダムが変更した事例がございます。これは沿川自治体が大分市の1自治体であったので、名称の変更ができたと同っております。先ほど町長が申し上げたとおり、ダムの名称につきましては、関係する全ての地方公共団体にお諮りし同意を得ることが必要となりますので、変更することは厳しいのではないかと考えております。

また、白川沿川自治体で構成する「白川改修・立野ダム建設促進期成会」での合意形成等も必要かと考えられます。

今後、立野ダムについては、将来にわたって地域に親しまれるような愛称の募集やキャラクター・マスコットの制作など、観光PRとなるような施策ができないか国土交通省へ働きかけたいと思っております。

また、畑地区の地元周辺の観光道路建設につきましては、熊本地震で流出した林道の復旧とダム左岸に位置する大津町町有林の作業道整備についても、利用者の安全確保と数千万円規模の道路整備に係る費用や地元の協力同意が必要となります。

立野ダム建設にあたり、「立野ダム景観検討委員会」が設立されました。景観形成の方針や景観に関わる設計・施工の方針について検討や協議が行われております。その委員会の中で、国土交通省と南阿蘇村と大津町で組織する「立野ダム周辺地域景観ワーキンググループ」において、ダム周辺地域の景観及び利活用等について、地域の特性を踏まえて景観の整備方針の検討がなされています。地震前には、フットパスの検討として、「岩戸周辺コース」や「北向山林道コース」など五つの試歩が行われ、夏の学校として、大津町と南阿蘇村の小学生が川遊びと水生生物調査等の活動などを体験し、立野ダムがあることによる地域資源の利活用等を行ってまいりました。しかし、地震後、フットパスコースは林道や遊歩道の崩壊により利用できない状況となっております。

また、夏の学校については、昨年度は新型コロナの影響で開催中止となりましたが、本年度については開催する方向で実行委員会が行われております。

「立野ダム周辺地域景観ワーキンググループ」の中でも、今後取組の活動として、岩戸溪谷遊歩道の整備や立野ダムの利用動向を注視しながら、立野ダムと一体になった計画の構想を行っていく方針となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 2問ほど質問します。

今菊池森林組合では土地を無償で提供してくれれば林道計画は国の補助事業でできますということとで説明をされております。大津町の広大な畑地区にはヒノキやスギの材木というか60年以上過ぎた木があります。今が一番時期としては販売するには高い時期にもつながりますので、その点を菊池森林組合と町とで協議する必要があると思うんですけども、そのことについて一つのお尋ねと、もう一つは、八つの自治体と協議ということですけども、立野ダムを「大津」を付けることが云々ということであれば、川の名前を取って「白川ダム」とかという部分での名称変更を各自治体に打診することはできるのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 山本議員の再質問に対して御説明したいと思えます。

一つ目が、林道について山の管理上、森林組合と協議をしないかということと、もう一つは、先ほど申し上げた八つの自治体について、川の名称変更について「白川立野ダム」あたりのそういった協議ができないかということでございますが、一つ目の質問については、森林組合のほうに林道整備においては森林組合が窓口になって国からの助成金があるということで、森林組合にお伺いしていますので、山の管理上そういった道路は必要かと思えますので、今後、そういった山の管理上必要なものについては森林組合と打合せをしていきたいと思っております。

二つ目の近隣自治体との話ですが、「立野ダム景観形成ワーキンググループ」の中では、例えば、阿蘇立野ダムの景観づくりあたりとかといったいろんな名称あたりの愛称や名称あたりを検討をされております。その中で現在のところ事業的には「立野ダム」となっておりますので、愛称、名称あたりについてはお話をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 一つ、林道のほうについてはぜひ前向きに進めて行っていただきたいなと思えます。

では、2番目の質問に移ります。都市計画と農振区域の見直しをということで、時代は毎年変化をしております。町はそれに対してうまく対応していく必要があると感じます。その時期が今であると感じております。今対応を間違えば周りの市町村との格差が目に見えて差が出てしまうのではないのでしょうか。町長は県と密な打合せをしながら、他町村に後れを取らないように尽力すべきだと感じております。

都市計画と農振区域の見直しを大胆にすべき時期が、南部地区と北部地区は過疎化が進んでいる地域でもあり、その地域に適した地域住民の開発裁量に委ねてもよい時期に来ているのではないのでしょうか。ぜひ見直してほしいものです。

40年前は食料自給率が悪く、農地を守るために必要でしたが、日本の人口は減少するばかりで、

大津町での水田で稲の栽培をしている耕作者は20%未満です。資料米やWCS等が多く栽培されており、多くの農家は水田以外の利用を模索している現状です。農振がネックで、農家自身の土地利用ができないのが現状だと私は感じております。

また、大津町の都市近郊の田畑の活用も、もっと柔軟な対応を認めるべき時期に来ていると感じております。

国は認定農家を推奨しておりますが、多くの小規模農家が多量の田畑を維持管理しているのが大津町の現状です。5月の大麦の刈り取りから、6月、8月ごろまでの時期は、農家の人たちは朝5時過ぎから夕方遅くまで働きつくめの日常生活をしております。農地転用はもっと柔軟な対応が今から必要だとされる時期に来ていると感じております。日中の炎天下、泥まみれでの作業が過酷な労働環境の中で、皆様頑張っておられます。私の知り合いの菊陽町の農家の同級生は、自分の土地に10階建てのマンション2棟を建てて、農業とアパート経営をしているのです。菊陽町農業委員会と打合せをし、農業委員会も農家の生活向上を理解をして柔軟に対応していると聞いております。

御船町は農振地区にコストコの誘致を、嘉島町は役場近くの農振地域にイオンモールの誘致をしました。大津町の発展には、国道443号沿いの農振を外し商業施設や工業団地や住宅地の誘致をすべき時期に来ていると感じます。それぐらいの大胆な農振・農用地の見直しを町長は認識し、すべき時期が来ていると感じております。農家の私が言うのも変ですが、農地転用で工場施設や住宅地にすべき時期、土地がたくさん過疎地域にはあります。20年前、九大が糸島地区に九大の学園都市構想で九大を移設しました。糸島の山の中のみかん山や田畑が商業施設や住宅地になり学園都市になりました。今後、大津町にもTSMC関係で国道325号線沿いは空港に近いし魅力的な開発地域であり、大手企業より大型の商業施設を整備したいと県を通じて話が来た場合の対応を農業委員会として積極的に検討したことはあるのでしょうか。

大きく大津町が発展するとき、町の施政ではだめだと思います。近隣市町村、特に活発に動いているのは合志市です。大津町長も多くの企業を回り、他の市町村に後れを取らないように頑張ってもらいたいものです。

そこで五つ問います。国道443号線沿いの大胆な見直しをすべきと思いますが、どう考えているのか。菊陽町は第三、第四原水工業団地の造成計画を進めていると聞いております。合志市はテクノパーク隣接地に11.2ヘクタールの分譲を計画中ともあります。大津町も1か所以外に分譲計画はあるのか。1、2を町長に問います。

3番目の大津町の将来を見据えた農地転用は、検討されていることがあるのか。4番、都市計画の見直しと、北部地区、南部地区の農振の見直し等がされているのか。5番、高齢者が増え、県外居住者の地権者の耕作放棄地対策はどうなっているのか。こちらについては農業委員会の局長のほうにお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、大津町は全域が都市計画区域に指定されております。指定されたことによ

るメリットとしては、都市計画法や関連法に基づき開発行為や建築などの規制が行われるようになり、災害リスクの高い乱開発や違法建築などの抑制につながる事が挙げられます。

具体的には、都市計画法により、一定規模の住宅開発は熊本県の許可が必要になり、用途地域の指定により、高さの規制、建ぺい率、容積率による制限や、用途に適した施設を誘導することができるのと同時に、建築基準法により、建物の構造、道路条件、町の用途等に適しているかなど様々な規制をかけることができます。このように法的条件をクリアすることによって安全・安心なまちづくりを行うことができていると考えております。

また、財政的な観点からは都市計画区域内であれば様々な都市計画の補助事業を行うこともできます。区域外になれば、その地区には都市計画法や関連法の法的制限がなくなりますので、雨水排水施設や消防水利がない場所で住宅開発が行われたり、消防車などの緊急車両が入れないような狭い道路に隣接して家屋が建ったりなど様々な問題が生じてくると考えられ、乱開発によって逆に住みにくいまちになっていくことも考えられます。したがって、行政が都市計画区域を定め、都市計画法による様々な規制を行うことは、まちづくりを行う上では、必要なことだと考えております。

しかしながら、山本議員御指摘のとおり、南北地域の過疎化は町が向き合う必要のある課題だと考えております。地域発展や暮らしの向上において必要な要素は、道路、学校、生活環境など様々な要因がありますので、その一つ一つの課題を解決しながら、総合的、重層的に南部北部および町内全域の活性化を行っていきたいと考えております。

また、農振区域の見直しに向けては、各種規制の存在や県との協議が必要であるなど農振の除外要件は厳しい内容となっています。

一方で、TSMCの進出や中九州横断道路の計画など、大津町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、今後も企業誘致や宅地開発等の相談が増加すると予想されることから、今後の継続的な発展のためは一定程度の開発は必要だと考えております。

しかしながら、一方で農業関係者の方の中には農振をしっかりと守ってほしいという切実な声があるのも事実でございます。このようなことから、農振法の目的も十分踏まえた上で、土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ農業上の利用との調整に留意して、総合的な土地利用計画の中で、計画的で効率的な土地利用を図っていく方針でまちづくりを進めているところです。

また、2点目の工業団地の件かと思えますけれども、全員協議会でお示ししましたとおり、3月の議会で補正予算調査費をいただいておりますので、その結果が8月末までには出てくる予定となっております。その中で、現在6か所ほど選定しておりますけれども、その中からまずは1か所を選定して、町主導でやるのか民間主導でやるのか、あるいはその他の方法でやるのか、現在、どの場所になるかでまた適する手法も変わってきますので、並行して結果を待ちながら町のほうも県との協議をしながら進めておるところです。

また、町だけではなくて、一旦、県の県営工業団地は菊池と合志の2か所となっておりますけれども、現状の動向を踏まえますと3か所、4か所目があってもおかしくはないと思っておりますので、

その3か所目を大津町にぜひ誘致できるように積極的に働きかけを行ってるところでございます。

以上、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 山本議員の（1）都市計画についての御質問に対して説明いたします。

都市計画法の都市計画区域は人口、土地利用、交通量などの現状及び推移を勘案して指定されます。区域が指定されますと、都市計画法や建築基準法などの関連する法律によって開発行為や建物の基準などが決められてまいります。例えば、用途地域の指定により建築できる建築物の用途が決まりますし、建築物を建築することを目的とした土地の形質の変更をする場合には、一定の面積を超えれば開発行為の許可を受けなければなりません。

また、区域内であれば様々な国の補助事業を行うことができます。例えば、公共下水道事業、都市計画道路事業、土地区画整理事業や駅前再開発事業などの事業を行うことができます。

また、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理場などの処理施設につきましても、区域内であれば都市計画決定を受けなければなりませんので町の都市計画審議会に諮り、熊本県へ報告しなければなりません。

このように法による規制や基準は、まちづくりを行う上では必要なことと認識しております。

議員がおっしゃいますように南部地区、北部地区の過疎化が進んでいるために都市計画区域を見直すことについては、区域外になれば法的規制がなくなるということにより、先ほど町長が申し上げたとおり、雨水排水、道路等の計画がない場所に家屋が建築されたり、数区画の住宅開発が行われたりすれば、大雨時には適正な雨水対策が行われなかったりして、河川の越流などの災害等の問題も出てくると思われます。

また、工場等に隣接して住宅が建築されれば、騒音、振動、悪臭などいろいろな問題が出てくるとも考えられます。このような状況では安全・安心なまちづくりはできないと考えられます。

過疎化につきましては、町長が申し上げたとおり、いろいろなことが要因となっていると考えますし、都市計画区域の問題だけではないと考えております。地区の状況等を把握して、それに合ったまちづくりを考えなければと思っております。

近隣の市町は、全域が都市計画区域に指定されております。県下には行政区域全体が都市計画区域ではない市町があったりしますが、もともと都市計画区域ではなかった町、村が合併したことや、市町の状況により合わせた都市計画を指定していることにより、区域の違いが生じていると思われ

ます。県内でも、人口が増加している合志市、菊陽町においても行政区域全域を区域区分がある線引き都市計画区域となっており、市街化を優先的・計画的に図る市街化区域と都市の市街化を抑制する市街化調整区域とに分かれており、都市計画法による規制や都市計画事業の補助事業等を活用しま

ちづくりを行っております。

今後も、町としましては、町全域を都市計画区域として、都市計画に基づくまちづくりを推進し

ていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） こんにちは。私のほうからは主に農振の観点から御説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、市町村が定める総合的な農業振興の計画でございます。この農業振興地域整備計画の中で、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域を設定しているところでございます。

大津町の総土地面積9千910ヘクタールのうち、約2千600ヘクタール、26%程度になりますが農用地区域ということになっております。この農用地区域ですが、編入や除外の申出があった際は、大津町農業振興地域整備促進協議会及び県との協議を行い、要件を満たした場合は、おおむね5年ごとの全体見直しや年2回の個別見直しにより、農用地区域の変更を行っているところでございます。

現在、農振農用地区域内において、企業誘致や宅地開発をはじめ、様々な開発等の御相談がございます。このようなことから、今後におきましては、法律に基づく優良農地の確保を図りつつ、先ほど町長答弁にもありましたように、工業団地を含む開発などは、一方で産業発展の視点を持ちながら、将来のまちづくりを見据えた総合的な土地利用計画の中で協議していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 梅田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（梅田博隆） こんにちは。山本議員の農業委員会への御質問にお答えします。

農業委員会は農業委員会法で位置づけられた法律に基づく業務を担っております。とりわけ農地法に基づく業務は農地行政を担う農業委員会業務の中核をなすもので、一つ目に、農地の効率的な利用、二つ目が優良農地の確保、三つ目に新たな農地ニーズへの対応という基本的な考え方に基いています。

農業委員会でも農地法に基づき農地法第4条、第5条の農地転用許可を行っております。今後、TSMCの進出に伴い、農地転用の相談も増えることが予想されますが、農地転用協議は具体的な計画がなければ協議はできません。具体的な計画の相談があれば農地法規定の許可基準により転用事務を進めてまいります。

また、大規模開発は400ヘクタールを超えると県知事の許可となりますので、県の担当部局と連携を図り対応することとなります。

今後、農業委員会としては農工商併進で誰もが住み続けたいまちづくりで全体計画の見直し等が行われた場合、農地法に基づき農業農家にだけしわ寄せがないように取組を行ってまいります。

また、耕作放棄地対策としては、農地中間管理機構、農地バンクを活用し、農地の貸し借り、農

業公社を通じた農地の売買を継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 都市計画というのが大事というのはわかります。だけど、南部とか北部地区は、私を感じる中ではあまり恩恵が少ないのではないかと感じております。大津町が大きく発展するときに、この都市計画とか農振の見直しをもっと積極的に動いてやっていただきたいなと思います。

第2問はこれで終わります。

3問目に移ります。町職員の鳥獣免許取得を。二十数年前には町職員にも多くの鳥獣免許取得者がおられたと聞いております。現状の猟友会大津は高齢者が多く、イノシシやシカの捕獲には6地域の駆除隊も捕獲に奮闘しているところです。最近、サルが人へのいたずらや凶暴なアナグマの出没が頻繁に聞かれるようになりました。その対策は、猟友会大津では無理なので、町職員での対応を自前ですべき時期に来ているのではないのでしょうか。

町の職員1名が鳥獣免許取得しましたが、部署が変わり、今は柔軟な対応ができていないと感じております。鳥獣対策は長い目で取り組むべき。担当者が短期間で移動になるのは、鳥獣対策に対する対応が行き当たりばったりとしか町民の目には受け取れません。

私たちがスイカを畑に栽培したとき、サルは大型のスイカを持ち去ります。畑に大豆収穫後、二十数匹のサルが集団で大豆畑に残った大豆を食べに来ますが、畑から追い出そうとすると60センチぐらいの大型のボスザルが子ザルなどが安全地帯に隠れるまでどんと居座るし、威嚇しながら逃げないのです。私も50メートル以上は近づかないようにしています。そんなサルが最近、役場近くやこの町内に出るようになりました。直ちに対応できるのは鳥獣免許取得者の職員がいれば、被害が出る前に対応できる。ただし、無許可での捕獲は法律違反となります。ましてや猟銃免許取得者の免許取得は国家試験を受ける必要があります。鳥獣捕獲は県知事や町長の許可が要ります。キツネは雄は捕獲はできるのですが、雌は年中捕獲禁止です。国家資格を取得し勉強し、初めて活動できるのです。そのためにも職員のわな師などの免許取得をぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

最近、区長さんからハクビシンやタヌキや外来種などの被害が多く相談が寄せられます「何とか猟友会で捕れんか。」とか、「わなで捕れんか。」とかという部分の話もよく聞きます。ここ数年、異常な繁殖で被害が多く確認されています。会員数の少ない大津猟友会では小型の対応には限界があります。

私が探しに行ったときに、白いカラス、向こうでは白ガラス言ってましたが、本当に電柱に巣を作りひどい状況でした。熊本市議会議員の議員さんも最近、カササギ、イコール白ガラスが市内中心部に集まり電柱に巣を作り、停電や糞公害の駆除対策が必要と言われました。駆除隊が少ないので、市役所に苦情が数多く来ると言われております。将来を見据えた鳥獣免許取得者の確保について間近に考えるべきに来ていると感じております。

近年、サル等の伝染病がコロナのように人間に伝染病媒介する時代が来ないとも考えられません。農家は耕作放棄地をなくす努力は今後もし、イノシシやシカが棲めない努力をしていきます。そのことを含めて町長に聞きます。

1、猟友会の高齢化が進み、サルやカラス、ハクビシン、アライグマ等の対応が猟友会では手が回らない状態です。対応ができる対策をどうするのか。

2、町内へのサルやシカ、カラス等の対応のために職員の国家資格者の猟銃免許取得者育成を考えていくつもりはあるのか。

害獣の目線で考え、指導できる職員の育成をすべきだ。このことについて質問を行います。よろしくをお願いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の質問にお答えをいたします。

鳥獣免許については、20年以上前は、議員御指摘のとおり、多くの町職員の免許取得者がおられたと伺っております。現在は1名の職員が鳥獣免許を取得しており、猟友会に参加し有害鳥獣対策活動に参加している状況です。

町内におけるイノシシやシカ等の捕獲数は年々増加傾向にあり、5年前の平成29年度捕獲総数113頭から、令和3年度は340頭を超える数が捕獲されており、約3倍程度に増えております。また、最近では住宅地において、サルやアライグマ等の小動物の目撃情報が寄せられており、町としましても、早急な対策が必要であると認識をしております。

このような背景もあり、自衛の機運が高まり、令和3年度において「多面的機能支払交付金事業」を活用した「地域駆除隊」を6地域で結成していただきました。地域での農作物被害防止対策に努めておられ、大変心強く思うとともに感謝をしておるところでございます。

現在、町としましても「有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得補助金制度」を設け、新たに狩猟免許を取得する方への講習会受講料、申請手数料などの補助をしております。

鳥獣免許を取得することで、有害鳥獣対策への意識が高まるとともに、農作物の被害状況や課題の正確な把握も可能となります。また、捕獲隊の皆様と一緒に活動することで、安全確保・捕獲技術も向上し、担い手の確保も図ることができると考えております。

一方で、議員御提案の職員の狩猟免許取得及び専門的な見地からの対応は有効な対策の一つではあるかと思いますが、取得の義務付けや職務の一環としての新たな位置づけなどは様々な課題も想定されるところです。

今後は、有害鳥獣による被害の状況や狩猟免許取得補助金制度を住民の皆様にもわかりやすく周知し、職員も含め、少しでも興味を持ってもらい、その中から狩猟免許取得につながるような支援や適切な情報提供が、有害鳥獣対策強化と体制整備にも寄与すると考えております。

そのほか、民間関係団体とも連携しながらICTを活用した新たな取組なども行っておりますので、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 山本議員の町職員の鳥獣免許取得につきまして御説明させていただきます。

県内の市町村職員の狩猟免許取得状況を確認しましたところ、熊本市4名、阿蘇市、山都町3名、益城町2名と少ない状況でありました。

また、県内の狩猟免許取得者数で見ますと、平成20年度は6千237人から平成30年度は5千273人と約1千人の狩猟免許取得者が減少してる現状がございます。60歳以上の割合は徐々に増加している状況です。現在は67%が60歳以上と高齢化しており、今後は、若年層を中心に新たな狩猟者を育成する必要があると考えております。

熊本県猟友会の取組では、狩猟免許試験の受験希望者に対し、初心者講習会を開催し、狩猟の知識や技術に関する講習会を年6回実施し、受験前の準備の対策支援を行っておられます。

また、町でも町内に住所を有し、新規に狩猟免許を取得する方への受講料や、申請手数料、医師の診断書料について補助を行わせていただいております。捕獲に対する町からの補助金も行っており、イノシシやシカは7千円、カラスや小動物は1千円を助成しております。このほか、同額程度の国・県補助も協議会のほうに国・県のほうから交付をされてる状況です。年々捕獲頭数が増加傾向にあるため、増加に合わせた補助をさせていただいております。

さらに、令和3年度は町内で目撃情報が増加したサルの行動範囲や生息状況を把握するために、町協議会で国の補助事業を活用し、1匹のサルにGPS装置を装着し、行動履歴のデータ観察を実施しているところでございます。今後、このデータを活用し、サルに対する総合的な対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

また、町及び捕獲隊並びに関係団体で構成される大津町有害鳥獣対策協議会におきましては、被害防止のためのわなの設置に加え、ICT機器をわなに設置することで、捕獲をメールで通知したり、わなの位置を地図上に表示することができる機器の導入など、新技術の活用にも取り組まれており、見回りにかかる負担の軽減や事前の情報把握が可能となっております。

また、最近では、アナグマやアライグマ等の小動物の目撃情報や被害が多数寄せられ、住宅地にも出現するようになっておりますので、今後も引き続き、町の協議会や捕獲隊、また地域駆除隊の皆さんと連携を図り、鳥獣免許取得者の確保及び有害鳥獣対策の体制強化に努めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） シカやイノシシとかハクビシンとかサルとか、いろんな意味でいつもかつも誰が捕っていいというわけじゃなくて、ちゃんとそこには国から決められた狩猟期間というのがあります。それはちょっとやっぱり勉強しないと難しい部分もあります。そのためにはぜひ町長にお願いしたいのは、職員の中でやっぱり国家資格を持った鳥獣免許取得者の育成をお願いしたいと。そのことについて再度聞きます。

それともう一つは、鳥獣対策で私たち猟友会のほうでシカとかイノシシなどの大型は廃棄物が出

ます。シカの場合は100キロのシカであれば30キロが肉で取れて、あと残りの70キロは廃棄物として合志の焼却場に持って行かなければなりません。持って行くのはいいんですけども、そこで焼却代を取られるわけです。それはもう持って行った人が鳥獣駆除で捕っているのにお金を払わなきゃいけないということなので、町のほうにそういう部分では補助とかそういうのを個人負担ではなく駆除隊のほうで払っていただけないかということで御相談をしたんですけども、そのことについても一つお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

まず国家資格としての狩猟免許等を強く勧奨、あるいは義務づけということなんですけども、先ほどお伝えしましたとおり、やはり業務の一環とするのか、あるいは義務づけとするのか、制度そのもの、あるいは雇用形態の在り方、危険性等も含めて総合的に判断する必要があると考えておりますけども、まずは住民の皆様も含め、職員の方に向けてという意味でもわかりやすい制度の周知等を進めていきたいと思っております。

また、焼却に関する費用等に関しましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 私のほうからは廃棄に伴う手数料についてということで、先ほど3割は肉として取れるが7割は廃棄物で焼却の手数料がかかるというお話でございました。町から委嘱しております捕獲隊、隊長さんもらっしゃいますので、山本議員のただいまの意見を参考に検討はさせていただきたいと思っております。捕獲の1頭当たりの単価も令和2年度からいろんな御意見を伺って、被害の状況とかを踏まえまして増額をさせていただいたような経過もございますので、しっかりその辺、中身を精査しまして検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ぜひ前向きに検討をよろしく申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時45分より再開します。

午後2時34分 休憩

△

午後2時45分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） こんにちは。それでは、7番議員、山部良二が、通告に従い質問を行います。

現在、温室ガス排出ゼロを目指してメガソーラーの建設が日本各地で相次いでいます。本町でもここ数年、平川集落、矢護川集落の東部にある阿蘇外輪山の裾野に矢継ぎ早に太陽光発電が建設され、今回、さらに大規模メガソーラー設置工事が着手されようとしています。全国では建設を巡っ

て地域の住民とのトラブルも頻発しています。確かにクリーンエネルギーは地球温暖化を防ぐためにはどうしても必要なエネルギーです。大津町のメガソーラー建設は、これまでに多くの森林を伐採し、そしてこれからも多くの森林を伐採することになります。これでは山の保水力が失われ、土砂災害を誘発するのではないかと町民が不安になるのも当然なことではないでしょうか。

そこで今回、メガソーラー建設現場の下流域、堀ヶ谷川付近の調査に行ってみました。

資料1を見ていただいてよろしいでしょうか。この写真は平川と堀ヶ谷川の合流地点です。奥に見えるのが堀ヶ谷です。この地点を見るとわかるとおり、青色の図ですが、バックウォーター現象が起りやすい地形となっています。バックウォーター現象については、同僚議員からも詳しい説明がありましたので割愛させていただきたいと思います。当然、平川と合流地点で水位が上昇し、堤防の決壊なども考えられます。

また、支流の合流地点で行き場を失い、内側に㊸がありますけど、A地点付近で決壊する可能性も十分考えられます。

それでは、資料2を見ていただいてよろしいでしょうか。右側の2枚の写真がA地点の現場です。これまでの大雨により地面がえぐられ、木の根が露出した状況になっております。対策として土のうが置いてあります。ですが、これはもうまさにバックウォーター現象が起きた可能性が高いと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

資料2の左側下の写真はA地点から平川合流地点の状況です。これをよく見ると倒木が結構あるんです。これは上流域も同じような感じです。これが大雨になれば流木が水流をせき止め、堤防決壊などの可能性も高めることもあるのではないかと懸念しております。ですから、このまま何も対策を打たなければ、線状降水帯などによる想定外の大規模水害時には、下流域に洪水、土砂災害の危険性が高くなる甚大な被害が想定されるのではないのでしょうか。そして、この過剰なメガソーラー建設により陸域生態系などの保全、回復及び持続可能な利用を確保することが難しくなるのではないかと懸念しております。

近年、先ほどもありましたが、美咲野地区などでもサルやイノシシの目撃例が増えております。これはメガソーラーの開発により森林の伐採が進んだ影響がないとは言い切れないのではないのでしょうか。

既に設置に対する県や町の行政手続きは終了していることから、設置に反対しても計画を覆すことはできないと思われませんが、地域住民の不安をどう解消していくべきか、町として示す必要があるのではないかと考えております。

それでは、3点ほど質問させていただきます。本町でも太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例が必要ではありませんか。今後の線状降水帯が引き起こす大規模水害を想定し、浚渫工事は当然のこととして、河川の拡張工事などが不可欠になってくるのではないのでしょうか。

3番目です。SDGs目標15では、陸の豊かさを守ることを目指しております。SDGs目標13では「気候変動に具体的な対策」とありますが、この二つをどう両立するのか、これは非常に難しい問題だと思いますので、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えをいたします。

世界の気候変動問題に対処するため、化石燃料からの脱却と再生可能エネルギーへの政策転換が世界的に進んでおります。我が国においても国内の温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比46%削減し、2050年までに「実質ゼロ」にするという方針を国が打ち出し、昨年5月26日には「改正地球温暖化対策推進法」が成立し、本年度以降には脱炭素社会の動きが一層加速化する勢いです。この計画を実現させるため国は再生可能エネルギーの導入を促進しております。

こうした中、町内におきましても、特に太陽光発電につきましても、既に大津町北部地域の山林に10メガワットを超える大規模な太陽光発電施設（メガソーラー）が設置されております。

しかしながら、太陽光発電施設の整備に伴う周辺地域の自然環境・景観・防災などへの影響は全国的にも問題となっており、特に、議員御指摘のとおり、全国的に豪雨災害が頻発する中で、周辺地域や下流地域の住民が不安に感じておられることは大津町においても同様でございます。

その背景の大きな要因としては、メガソーラー発電を含む再生可能エネルギーを推進する法整備が進む一方で、メガソーラー発電開発自体を規制する国の法整備が進んでいないという現状があると認識しております。

大規模な太陽光発電施設では、山林伐採を伴うものもあり、開発の条件としては熊本県から山林開発許可を得なければなりません。また、20ヘクタール以上の太陽電池発電所の設置を行う場合には法に基づく環境アセスメント（環境影響評価）の対象となり、対象事業を実施する場合には、事業者が住民等や行政の意見を聞き、調査や評価等を行うことが求められております。

しかしながら、現在の法令では森林法などの上位法があるために県の条例には拘束力に限界があるとともに、開発の評価は当該施設に対して行うものであるため、1施設では基準を満たしてもそれが複数できれば、下流への影響は多大になる懸念がございます。

こうした中、独自にメガソーラー設置を規制する条例を制定している市町村も増加しておりますが、建設の前提の上位法のクリアをしていることや条例の制定によって土地所有者の財産の活用に制約をもたらすことにもなるため、係争となっている地域もある状況です。

しかしながら、条例の制定には一定の抑制効果があると考えておるとともに、町としてできるメガソーラーの危険地域における新設抑制の手段は限られておりますので、住民の安全・安心を守るために条例を制定すべく、既に環境保全課、防災交通課、農政課などで連携しながら本格的な調査・協議を慎重に進めているところでございます。

また、地域住民の不安の払拭に向けては、条例の制定だけに頼らず、発電事業者や関係機関と連携した危険レベル情報の把握と速やかな情報伝達による早期の避難を促す体制整備を強化していきたいと考えており、先の条例制定と合わせて具体的な協議を進めているところです。

続きまして2点目の質問の河川の拡張工事等についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、矢護川や平川の上流にはメガソーラーが設置されており、今後も建設が計

画されているものもあり、建設に当たっては、林地開発などの許可を得て進められております。

今回御指摘のメガソーラーの影響が想定される平川と矢護川についてですが、平川は全線砂防指定を受けている町管理の河川になります。矢護川については、矢護川上中地区一ノ尾橋直近上流にあります農業用堰から下流域は熊本県が管理し、上流域は大津町管理となっており、砂防指定も受けています。砂防指定を受けている区間については熊本県と協議して河川整備を行う必要があります。

矢護川と平川については、令和元年度に河川の堆積土の調査を行っており、現在、町では浚渫に特化し交付税措置が大変有利な起債事業を活用して河川の浚渫工事を進めています。また、矢護川については、県が管理する区域で今年度から浚渫が行われております。また、メガソーラーを設置する事業者にも、現状では浚渫などの義務はありませんが、河川協議の中でお願いをし、平川河川浚渫を行っていただいている状況です。

今後も、河川を管理する大津町と熊本県、それから事業者とも連携して河川の維持管理や河川改修に取り組んでいきます。

続きまして、3点目の質問は、SDGs目標13「気候変動に具体的な対策」の一つである太陽光発電を推進する一方で、SDGs目標15の陸の豊かさを守るための「陸域生態系の保護、持続可能な森林の経営」を維持するための森林を切り開いている現状を鑑みて、SDGsの目標13と目標15を、どう両立していくのかとのことですが、持続可能な森林の経営につきましては、森林整備計画を策定し、新植から下刈り、間伐等計画的な施業を図りながら、循環型林業の実現を目指しているところです。

しかし、大津町はもとより、国内で問題になっているメガソーラーは、主として山間部に多く設置されているようです。そのような場所が太陽光発電の設置場所として選択されますと、必然的に施設を整備するために森林が伐採されることになってしまいますので、制定予定の町条例において、森林破壊や陸の生態系を崩す可能性が低く、住民も災害に対する不安を抱えることがない遊休地や低地の未利用土地などへ太陽光発電を誘導することで、両立を図っていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 山部議員の「（1）本町でも太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例が必要ではないか」の質問について御説明いたします。

大津町内にある1メガワット以上の発電施設は、計画を含めまして現在16か所あり、うち10メガワット以上の発電能力を持つ施設が6か所あります。そのうち4か所は既に稼働しておりますが、残りの2か所についても協議や手続が完了次第、稼働が始まるものと思われま

す。本町の山林には、林地開発許可制度により太陽光発電施設が設置されておりますが、森林の持つ多面的な機能を損なうことのないように許可基準が設けられております。

しかし、基準以上の降雨も予想されますので、施設の維持管理については事業者や施設管理者に対して県の指導はもちろん、町からも要請を行っているところです。

また、令和元年7月の環境影響評価法施行令の改正に伴い、熊本県では令和2年10月から、20ヘクタール以上の太陽電池発電所の設置及び変更工事を行う場合には、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの対象事業となり、生息動植物や地下水、雨量など開発区域が自然環境に与える影響などを調査、予測し、住民や行政など関係機関等からの意見を求めなければならなくなっております。

さらに、熊本県は、太陽光発電事業者に対して、市町村、事業者、県の3者からなる立地協定の締結を進めており、安定した事業運営や地元住民の不安を少しでも解消しようとしております。

条例制定について説明しますと、全国では、太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体は少なくありません。

平成26年1月に大分県由布市が制定し、それ以降、全国各地で制定されるようになりました。

令和4年4月現在で公布されたことが確認できるものとして、都道府県条例が五つ、市町村条例が184を数えます。

市町村の条例では、規制の対象地域・対象施設や手続、また、住民との調整、実効性及び適正管理の確保等の手法は、それぞれの自治体によって異なっております。熊本県内では菊池市が昨年、条例を制定されたところです。

そのような中で想定しています町条例の内容は、今後建設される施設につきましては、災害等の危険性だけではなく、3点目の質問にもありました森林や生態系の保護の観点からも抑制地域を設定した上で、当該地域において新設を行う場合には、地元の同意、あるいは協定書締結を許可等の必須要件として定めるとともに、稼働中及び今後稼働する施設につきましては保守点検及び点検結果の報告義務、並びに今後創設予定の事業者、地元住民、行政による連絡会などへの参加及び梅雨前線や秋雨前線が停滞する時期前の調整池やのり面の現地調査の義務などを考えております。

一方で、上位法令もある中で、太陽光発電設置可能性地域の地権者を含めた私有財産や事業活動に制約を課すことになり、先行して条例化している自治体では事業者との係争になっているケースも複数発生しております。

町としましては、住民の皆様の不利益につながることはないよう、また、より高い実効性を担保するために、規制する範囲や内容につきましても慎重な調査・検討をして行っております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 山部議員の「（2）今後の線状降水帯が引き起こす大規模水害を想定し、浚渫工事は当然のこと、河川の拡張工事等が不可欠なのではないか」とう質問に対して御説明いたします。

大津町では昨年度平川の支流である堀ヶ谷川を倒木等で閉塞していた区域について、緊急浚渫推進事業債を活用して浚渫を行いました。今年度も同じ事業を活用して、東山川と平川の浚渫を予定しております。

また、メガソーラーの設置事業者との協議により、平川の御所原地区から仮宿地区の土砂浚渫が完了しております。

大津町としましては、起債事業等を活用し、関連企業の協力を得ながら定期的な河川の浚渫などを行い維持管理に努めてまいります。

地域でも要望がある河川断面の拡幅についてですが、砂防指定を受けている区間の河川の改修については、熊本県との協議が必要であり、土砂流出防止については、砂防事業となりますので、県に要望を行っていきたいと思っております。

矢護川や平川は、1級河川菊池川水系となっており、河川の拡幅については、大津町管内だけ拡幅を行うと下流への影響が想定されますので、関係市町村と慎重に協議等を進める必要があります。

しかし、地元の不安解消として越水防止対策については、町としても取り組むことが可能です。部分的にはなりますがパラペット等の越水防止壁の設置や一時水量カットが期待される調整池等の建設の事業実現に向けてどのような対策が有効であるか、熊本県と協議して進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 2点目に対してはもうこのまま事業を継続して今後とも水害とかに対応できるようにやっていただけたらと思います。

1点目の問題です。業者と行政との係争なんかもなってるということで、この条例のやり方次第によっては係争が起こったり、反対に今度は住民の不安が解消されなかったりみたいなことがあると思うんです。これはいくつかの規制手続の種類があります。抑制地域を設定・届出・協議するタイプなどと、抑制地域の設定・許可制とするタイプなど様々な条例のタイプがあると思いますが、本町ではどのような条例を目指したいのか。今のままではちょっとまだわからないと思いますが、その辺がわかる範囲があれば教えていただきたいのと、あともう1点、日本の再生可能エネルギー比率は18%で他の先進国と比べて非常に遅れております。日本は総力を挙げて脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があると考えております。

本町でもメガソーラーは本当、これだけでできれば大概の危険性なんかも増えてくると思うので、小規模水力発電などの環境にやさしい発電にシフトするような考えは必要だと思いますが、その2点お伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 山部議員の再質問に御説明いたします。

まず、「どのような条例を目指すか」という質問についてですが、山部議員がおっしゃったとおり、市町村条例の種類は、対象地域としましては抑制区域、保全地区、禁止区域等の設定の有無があり、規制手続としましては、届出・協議制、届出・同意制、許可制など、様々な条例のタイプがあります。

また、制定しています自治体では、対象地域に関しましては、抑制区域を設定するものが最も多

くて97条例、地域設定をしないものが45条例、抑制地域を含む禁止区域を設定するものが25条例、保全地区を設定するものが13条例、その他となっています。

また、規制手続につきましては、届出・協議制の形を取っているものが最も多く96条例、届出・同意制を取っているものが43条例、許可制を取っているものが39条例、その他となっております。

このように、それぞれの自治体によって規制の対象地域や手続、また住民との調整、実効性の確保、適正管理の確保等の手法も異なっております。

また、国におきましても、本年4月に、経済産業、環境、国土交通、農水の4省が事務局を務める「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」を発足させ、法制度の改善の検討を始められたところです。

そこで、本町の条例につきましては、国・県の動向を注視しながら、内容につきましては、全国の先進事例を参考に、本町の現状を踏まえた上で、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、調査研究を進めておりますので、さらなる研究をするところでございます。

次に、「太陽光以外の再生可能エネルギーにシフトする考えが必要では」との再質問について御説明いたします。

国は、脱炭素社会に向けた取組の手段として再生可能エネルギーの導入を推進しており、再生エネルギー特別措置法では、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどが再生可能エネルギー源とされております。

大津町でも、現在、太陽光発電のほかに小水力発電の建設が進められております。

全国的な課題である開発と環境保全の関係や地域住民の不安払拭など、町内の地形や環境条件に対応できる施設を考慮しながら、関係部署はもちろん、県とも連携を図りながら大津の地域に適した再生可能エネルギーとの共生に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） まだ今から調査、検討ということで、実行する方向性だという認識でよろしいのかなと思います。1点だけ注意する点は、やっぱり地域住民との同意の義務づけです。地域住民の不安をどう解消できる条例になるかが一番重要だと思いますので、そのことだけを忘れずに今後の調査、検討を続けていただきたいと思います。

それでは、2点目の会計年度任用職員の処遇改善についてお伺いいたします。

先ほども田代議員から保育士の処遇改善についての質問がありました。残念ながらゼロ回答だったと思います。

今年に入って町立保育園の保育士から相談を私受けまして、何度も聞き取りを行い、悩みや不満を話していただいて、こちらもいらっしゃる健康福祉部長、坂本部長や子育て支援課と町立保育園の保育士との意見交換会開催にこぎつけることができました。その際、21名の署名の入った処遇改善についての意見書を提出しております。その内訳を見ますと、職員42名中、会計年度任用職

員25名のうちの21名の署名です。このことからわかりますように、会計年度任用職員の不安、不満の相談窓口がないことが非常に問題だと私考えております。

資料3を見ていただいてよろしいでしょうか。これが一般職員と会計年度任用職員の給与比較表です。一般職員219人、職員当たりの給与は平均して約360万円に対して、会計年度任用職員223人に対して職員1人当たり約170万円にしかすぎません。期末手当を合わせても200万円前後ではないでしょうか。一概には言えませんが、日本の年収中央値は約396万円であり、任用職員1人当たりの給料は安すぎると思いませんか。これが世帯を支える立場であれば、もう完璧な官製ワーキングプアと言えるのではないのでしょうか。

また、この本町における非正規比率がこれ50%を超えております。これも他の市町村から比べると非常に多いのではないかと思います。また、特別職非常勤職員の多くが経験の蓄積が必要のない補助的な会計年度任用職員に置き換えられているのではないかと考えております。本来の職員は任期を定めない常勤職員を中心とすることを基本とされているのではないのでしょうか。実際には基幹的職務の多くを非正規が担っているのが現状ではないのでしょうか。

ここからは公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）の調査をもとにお話をさせていただきます。会計年度任用職員3年目、公募問題があります。今年度は地方自治体で直接任用されている非正規公務員の多くに関係する会計年度任用職員制度が始まってから3年目の年度です。このまま行くと全国の地方自治体で現職として働いている人が、一旦雇い止めとなり、継続を希望する人は再度の公募に応じなければならないという大量の雇い止め、公募が実施される可能性があります。継続して必要とされる職について、問題なく働いている人を一律に公募にかけることは大きな問題だとはむねっとでは訴えています。

以上を踏まえ、3点お伺いいたします。民間企業は、同一労働同一賃金という大原則がありますが、会計年度任用職員が担っている業務内容や責任に見合った賃金・労働条件になっているのか。また職員と同じように期末手当のほか、勤勉手当の支給も必要ではないのでしょうか。

総務省の資料を見ると「会計年度任用職員」の内容の（3）の中に、再度の任用について1年ごとに「新たに設置された職」として客観的な能力実証に基づき十分な能力を持った者を任用するとあるが、これでは身分の不安定さが是正されないのではないのでしょうか。

会計年度任用職員から、業務や待遇に対する不満・不安をどう解消するのか、また解消できるような制度がないことが問題だと声が上がっています。この3点について町の見解を伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えをいたします。

まずは、大津町の行政サービスの提供に関し、会計年度任用職員の皆様が、職員をフォローしながら業務に精励されておりますことに、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

さて、会計年度任用職員制度は、地方自治体間で運用のばらつきがあった臨時職員と一般非常勤職員制度を全国的に統一したもので、令和2年度から運用が開始されております。この制度の開始

に合わせ、通勤手当、期末手当の支給も開始されており、会計年度任用職員の方に対する処遇改善も一定程度行われたところでございます。

また、大津町における会計年度任用職員の給与等は、従事する職種に応じて条例で定めておりますが、議員御指摘の「勤勉手当」については、民間では「賞与のうち成績査定分に相当する給与で、各職員の人事評価の結果および勤務の状況に支給されるもの」などと提起されております。この運用については、国も検討課題としていることから、大津町も含め、ほとんどの地方自治体において導入していない状況でございます。

いずれにしましても、正規職員も含め、その給与の原資が他の行政サービスの原資でもある一般財源から拠出されることを踏まえ、単に支給の議論をするのではなく、そもそもの趣旨である成績査定や人事評価と連動させることによる住民サービス向上への反映や、費用対効果を踏まえることが、住民の皆様への説明責任という意味でも不可欠であると考えております。

したがって、勤勉手当の話になりますけれども、そちらに関しては、町としても研究しつつ、国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、会計年度任用職員の方の任期については、地方公務員法において採用日の属する年度の末日となっておりますが、町の規則において、最大3年間以内の任用を行うことができるとし、雇用の安定に配慮を行っているところでございます。このことにより、採用から3年間までは、面接や人事評価を経て、再度の任用を行うことが可能となっておりますので、当面は、この運用を継続していく考えです。

また、任用期間中における会計年度任用職員の方からの、業務や待遇に対する不安の解消については、職場での信頼関係のもと、気兼ねなく職員に相談していただき、解決することが一番よいことですが、議員御指摘のとおり、誰にも相談できない状況となっている場合、町ではハラスメント等の相談業務を外部に委託して実施しておりますので、熊本県公平委員会による相談制度と併せて、会計年度任用職員の方への周知徹底はもちろん、不安や不満を口に出せるような、風通しのよい職場風土の醸成に努めていきます。

また、人員体制等につきましては、昨年度から本年度にかけて、会計年度任用職員の方の業務も含めた、役場全体の業務量調査を実施しております。役場業務の全ての棚卸しが終わり、本年度は、職員の時間外勤務等の詳細調査を行った上で、組織ごとの的確な職員数、また、T S M Cの進出等に伴う開発の広がり、需要が拡大する社会保障、教育、防災等の住民サービスを勘案しつつ、一方で業務プロセスの見直しやR P AやA Iによる業務削減効果も加味した将来的な職員数について、本年度中に報告書をまとめる計画としております。

なお、詳細につきましては、所管部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 御質問にお答えいたします。

現在の職員数ですけれども、今正規職員が225人に対しまして会計年度任用職員が260名となっております。職員全体の中の約半分以上、会計年度任用職員が占めてるというのが現状にな

っております。

先ほど町長からの説明がありましたように、会計年度任用職員制度については令和2年度から運用を開始しております、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」に基づきまして、職種別の給料や手当等を定めた町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定し、職務に応じた給与体系を取っているところです。

なお、議員御指摘の「勤勉手当」についても、国は、「各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とすべきもの。」としており、今後、国の制度改正があれば対応を講じる必要があると思っております。

次に、会計年度任用職員の方の任期ですけれども、地方公務員法で、採用日の属する年度の末日となっております、単年度の雇用が原則となっております。ただし、会計年度任用職員との面談、それから人事評価等を通じ、能力の実証ができる場合には、国の運用に合わせ、町の規則において、最大3年以内の任用を行うことができることとして、雇用の安定に配慮を行っております。

次に、会計年度任用職員の方の不満や不安をどう解消するかについてですけれども、業務を行う上で、様々な困難を抱えることもあると思いますが、そのようなときは、所属長、あるいは所属の職員にということで御相談いただきたいと考えておりますけれども、なかなか難しい場合については、利害関係のない第三者への相談ということで、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

また、併せまして、今後につきましてもそういった県の公平委員会、あるいは社会保険労務士等にも委託してありますが、そういったところと併せて総務課のほうでも受け付けるような形を取っておりますので、そのような形で今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 再度質問させていただきます。

3年くぎりということで、今年度末ぐらいにあるんですね。自治体によっては任用の継続を公募を行わずずっと続けるような団体もあるみたいですが、このはむねっとの調査には書いてありましたが、そういう運用は本当にできないのかというのが1点と、先ほども相談、もし本当に今言われたのが正常に運用できているんだとしたら、私のとこに相談が来るはずはないと思うんです。だから、その運用が正しく運用されることが重要だと思うので、この運用を相談しやすい運用になるような対策というのを、やることは今言われたとおりでいいと思うんですけど、それが私のとことかみんなのとこ相談が来なくてもできるような対応というのが必要だと思いますので、その2点、お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 2点御質問あったかと思えます。

まず1点目の会計年度職員の任期3年についての公募ということですが、これについては国の指針が出されておりますので、総務省が出しております会計年度の導入等に向けた事務処理マニュアルということで、今基本的には先ほど申し上げましたように、単年度の雇用ですけれども、その後、任期更新が2回できて3年と言うことですが、国が示しておりますように、それを受け

て3年後には公募という形であわせてやっていきたいとは思っております。

それと、もう1点のいろんな相談事については、いろいろな組織の中で総務のみならず社会保険労務士とか外部委託とか、あるいは県の公安委員会と色々な相談窓口を設けておりますけれども、そういった周知もまだ徹底できてないかと思っておりますので、改めてそういった窓口があることも周知をさせていただいて、気軽に相談ができる体制を整えていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） そうですね。だから弱い立場の人に寄り添った調整、町長の考え方が弱い立場に寄り添ったような方向性で行くことを期待しております。

それでは、3点目のコロナ禍における障害者・要支援者等に対する合理的配慮の提供についてお伺いいたします。

この質問は3月に行うはずでしたが、時間の都合により今回、再度質問したいと思いますので、ちょっとタイムラグがあるので、その辺はあれしたいと思います。

まずは今年3月10日の世界的な医学専門誌であるランセットに20年、21年の2年間で、全世界の超過死亡数の推計が1千820万人達したそうです。論文の中には、日本の超過死亡の推計値も載っております、その数字は11万1千人だったそうです。21年度末時点において、日本のコロナでの死亡者数は政府発表は1万8千400人、実際に6倍の人数がコロナとその関連で亡くなっているという調査結果が出ております。ですから、今後もこれまで以上の対策が必要ではないかと考えております。

それでは本題に入りたいと思います。要支援者が陽性になった場合、介護者スタッフは自宅待機となり通常の対応ができない状況が考えられます。なお、本人も介護状態により入院できない場合もあります。そのような場合、入所、在宅に関わらずスタッフが防護服を着ての対応となるのではないのでしょうか。陽性者以外の介護現場への支援が重要です。また、その現場にしてもぎりぎりの人員体制ではないのでしょうか。今後、サル痘など未知のウイルスによるパンデミックなども起き得る可能性もありますので、そうなればさらに厳しさに拍車がかかることも考えられます。

そこで、要介護者が感染した場合、スタッフ不足になった場合などの行政や事業所間の連携などの対応・対策が必要になると思いますが、現在、そして今後の対応を確認したいと思います。

また、コロナ禍における避難所開設時の障害者・要支援者に対する合理的配慮の提供の周知や対策をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の「コロナ禍における障害者・要支援者等に対する合理的配慮の提供について」の質問にお答えをいたします。

昨年6月議会において、山部議員からの「障害者等に対する合理的配慮の提供と障害理解の促進について」の一般質問をいただき、その一環として、昨年9月、様々な障害特性を理解し、一人一人に応じた適切に対応できることを目的とした職員研修を実施いたしました。

町では、障害者差別解消法の趣旨に基づき、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、

共生する社会の実現を目指していますが、研修を通じて人それぞれ違った背景や問題を抱える中、共生社会のためには、「違い」を互いに理解し合うためには双方の建設的な対話が必要であること、また、合理的配慮は双方合意の上で提供されるものであり、本人が納得できる状況をつくることが大切との理解を職員全体で再度確認したところです。施策の策定段階や日々の接遇面においても、常に必要な視点・姿勢ですので、引き続き合理的配慮を踏まえた町政運営に努めていきます。

今回、議員から実際的な場面において障害者や要支援者の立場に立ち、わかりやすく合理的配慮の提供が実施されているのか、具体的に二つの観点から御質問をいただいております。

まず、1点目の障害福祉や介護従事者のコロナ感染による施設でのスタッフ不足によるサービス提供への影響に対しては、まずはスタッフの感染拡大を防止することが第一ですので、事業所内の感染防止策の徹底や検査体制の強化を図ります。また、感染拡大によりスタッフが不足する場合には人員確保の支援など、県を中心にサービス提供を継続できる体制が構築されておりますので、そちらを活用しながら切れ目のないサービス実施につなげます。

2点目の避難所における合理的配慮につきましては、避難所での感染症対策を実施の上、避難された方の健康状態や必要な支援等をしっかりと把握し、その方に応じた避難所での生活ができるよう対応をしていきます。

これらのケースでは、それぞれ合理的配慮に基づいた周知や対策を取っているところですが、そのほか、電話や窓口等、町業務の様々な場面で合理的配慮の提供が求められる場合が多くありますので、町民の皆様への合理的配慮の考え方の周知も踏まえ、引き続き、職員一人一人が常日頃から合理的配慮を意識し、相手の個別事情も十分にくんだ対応が自然にできるように努めていきます。

そのほか、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 私からは、議員の御質問の2点についての詳細について説明をさせていただきます。

まず1点目の「施設スタッフがコロナに感染、または濃厚接触者と認定された場合の対応」についてでございますけども、新型コロナに感染するか、濃厚接触者に該当しますと数日間療養や自宅待機が必要となりますので、従業員間で感染拡大すれば、スタッフ不足になることもあり得ますが、幸いこれまで大津町内でスタッフ不足によるサービスの休止やケアの継続停滞などはあっておりません。

感染防止対策としまして、施設の従業員向けにスクリーニングのための検査を定期的を実施するなどの対応なども施設のほうでは行われております。万が一、感染が確認された場合につきましては、保健所の指示のもと、施設内のゾーニング、隔離ですね、そういった感染を拡大しないための適切な措置を行ったり、仮にスタッフ不足になるような事態が発生した場合につきましては、県の応援派遣登録者名簿により他施設からの職員の調整・派遣が行われることになっております。

障害者・介護関係事業所などが提供するサービスは、利用者や家族の生活にとって欠かせないものでございます。感染拡大時においても業務が継続されるよう必要な支援を行うことが重要でござ

いますので、町としましても、必要な福祉サービスの提供が困難になるような事態に陥ることがないように、次期障害福祉計画での位置づけなど、感染拡大防止に向けた支援を行ってまいりたいと思います。

次に、2点目の「避難所運営時の合理的配慮」につきましてでございますけれども、避難所には災害の規模により多数の避難者の方が避難される可能性もございますので、まずは、受付時の検温や手指消毒の徹底、感染疑いのある人との接触履歴のチェックなどの感染対策をしっかりと行い、避難者が自身の健康状態はもちろん、必要とする支援の内容ですね、そういったものを記載したヘルプカードの周知徹底など、避難所での高齢者や障害者など合理的配慮も提供してまいります。

昨年10月の防災訓練におきましては、職員による合理的配慮を反映した形での避難所受入れの実践訓練を実施したところでございますけれども、今後も要配慮者の症状や状態を理解した適切な配慮を行い、地域とも連携して良好な避難所環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 1点目については、今後、状況を見守りながら町としてできる支援を考えていただければと思います。

2点目についてですが、福岡県内では避難所での合理的配慮をわかりやすく動画でまとめて、インターネット上で公開するなど合理的配慮の提供の周知を行っております。本町でも今後災害時、周知の徹底が必要となると思われませんが、その点ともう1点、合理的配慮の提供については、先ほども言われてますように、職員は研修を行って十分理解してと思っておりますが、避難所で関連性の高い区長さんとか防災士さんとか消防団の方への周知はどうなっているのか、その2点お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再質問について説明をさせていただきます。

先ほど御指摘のありました福岡県のほうですけれども、各種施設や公共交通機関、避難所など様々な場面での合理的配慮について動画を作られておりまして、大変わかりやすく解説をされております。

町のほうでは、今年度の新規採用職員にもこの動画を研修の際に視聴してもらい、一人一人の問題として理解し、用具や日常生活への合理的配慮に努めるよう学んだところでございます。

一方、本町の含め県内で動画配信を作成して配信を送ってる自治体は今のところ確認はしておりませんが、なかなか町だけですぐに独自に作成するというのは時間もかかりかなり難しい部分もございますので、まずは御紹介の福岡県の事例などを参考にさせていただきまして、ヘルプカードの活用なども併せて今後の周知につなげてまいりたいと考えております。

それから、2点目の防災士や消防団等の周知のほうということでございましたけれども、そちらにつきましては、防災士の方、あるいは消防団員の方など町をリードしていただいている方々におかれましては、地域住民を支える気持ちで活動されておりまして、合理的配慮を要する様々な場面において、その方の体調やお具合に基づき対応されているところでございます。これらの方々を対象と

した合理的配慮に特化した研修などは、今のところできてはおりませんが、改めて福祉部門あたりが中心になって関係部署と連携して、今後、合理的配慮に対する理解と周知には努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 最後に1点だけ。先ほどからヘルプカードが何回も出てきましたので、啓蒙活動ですね、ヘルプカードの。体育館などにヘルプカードのポスターなんかを貼るとか、そういう啓発活動はやっているのか。その1点だけ確認で。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） ヘルプカードの周知についての御質問かと思えます。それにつきましては、今避難所等で訓練の際、これは県のほうが一応作っております、昨年までは県のほうでそういったカードの活用あたりを中心にやられておりましたけれども、今年のいつからですか、これは市町村のほうにも窓口を今作るようになっておまして、今福祉課のほうでその受付を行っております。現在、十数名の方が登録をされておりますけれども、そういった活用についてはまだちょっと不十分な点もございますので、今後、避難所等でそういったものを活用できますように、周知のほうは有効な活用法あたりを検討させていただいて、こちらのほうの活用周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（山部良二議員） ぜひよろしく。それでは質問を終わります。

○議長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時38分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。
本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦議員。

- 1 5 番 (荒木俊彦議員) 私は大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

質問に先立ちウクライナで戦争がまだ続いております。命を奪われたウクライナの方々に対して心から哀悼の意を表したいと思っております。ロシアの侵略戦争に対する非難の声を世界中に広がることを切に願っているところであります。

それでは、質問の第 1 点目であります。資料の 1 をお願いします。質問の第 1 点目は、一般廃棄物収集、再生資源回収についてであります。具体的には清潔なごみステーションの改善、補助金の引上げと、また再生資源回収の現状と保管庫の整備を促進するべきではないかという点であります。

大津町のごみ一時保管所整備費補助金交付規則、これが 1 9 9 8 年規則が定められております。今から 2 4 年前です。それから 1 9 9 4 年、平成 6 年 1 月から現在の赤い袋、緑の袋、黄色い袋といったごみ袋の有料化がスタートいたしております。これが 2 8 年前です。そこで、このごみ一時保管所、私はごみステーションと呼んでおりますが、この一時保管所ごみステーションに対する町の補助金交付規則についてまずお尋ねをします。この規則の第 1 条ですね、交付規則の目的は妥当だろうかということでもあります。整備に要する経費の一部ですね、この第 1 条は町民の日常生活から排出されるごみを適正に処理し快適な生活環境を作るため、ごみ一時保管所の整備に要する経費の一部を補助しもって環境美化思想の普及を図ることを目的とするというふうに定められております。

しかし、この規則目的が本当に妥当だろうかという点であります。一つは、日常生活から排出されるごみを適正に処理となっておりますが、ごみ保管所というのは収集が目的であります。そこに収集をして、車で運ぶわけでありまして、収集が抜けている。それから環境美化思想の普及を図ることを目的とするとなっておりますが、町民の生活利便性の支援、この視点がかけているのではないかということで私は景観と公衆衛生を守り、町民生活を維持することというような目的に改めるべきではなかろうかと思う点であります。

次に、質問の2点目は第2条であります。ごみステーションを設置した自治会に対して補助金を出すようになってはいるわけですが、2行目ですね、ただし開発行為及び開発事業等並び事業所等で整備するものは原則として省くものとする。つまりアパートとか大きなマンションとか集合住宅ですね、こうした建物に対しては補助の対象外とするとなっているわけがあります。これはほかの自治体とも比べても妥当なことだと思います。アパートマンションは最近ではほとんどきれいなごみステーションを業者のほうで設置をしているのが大半だと思います。ところが、町の廃棄物の処理及び清掃並び浄化槽に関する条例というのがございますが、その中でもこうしたアパートマンションなどに対するごみステーション保管庫の義務付けがなされておられませんので、アパートやマンションやあるいは最近では業者が宅地造成をして住宅をまとまってつくと。そういう場所に対してもきちんとごみステーションの義務付けをするべきではなかろうかというのが第2点であります。

第3の疑問は、補助金の交付規則では第3条で保管所の整備は1保管所に要する経費の2分の1の額を予算の範囲内で補助すると。ただし補助金交付額は6万円を限度とするということになっております。これが果たして妥当な金額かどうかということでもあります。そこで町内のごみステーションの現状を何箇所か調べてまいりました。

その前提として、大津町には大津町美しいまちづくり条例という条例がございまして、この中で町の規則が定められております。第3条で町はあらゆる施策を通じて環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するものとなっておりますが、これに照らして町内のごみステーションが美化を図られているかどうか、美しいまちづくりに貢献をしているかどうかということ疑問に思ったわけであります。写真の一番上は私の地元の高尾野区の新小屋桜山線という幹線道路の横にあるごみステーションです。大変便利のいい所ではありますが、通勤途中の車からごみの置き去り、地元で置かないで通りがかりでゴミをここに置いていくというのが非常に目立ちます。地元の人たちは本当に迷惑をされているわけですが、それと同時にカラスなどの被害が心配をされるステーションであります。

2番目は高尾野区の実はこれは私の家のすぐ横のごみステーションであります。屋根を付けてゴミがぬれないように、前のほうにネットを張ってカラスなどが散らかさないようにということをしてありますが、なんせ手作りですので美観はあまりよろしくはありません。補助金はもらっていません。

3番は、きれいに管理された美咲野団地のステーションですね。こちらは団地造成のときから計画的にごみステーションが設置されたようであります。そういう場所が作られております。確かに見た目もきれいで掃除もなされておりますが、雨が降るとゴミがぬれてしまうわけですね。新聞紙とかそういうものもゴミ出しをすることがありますが、袋に直接雨があたりますと中身がぬれてしまう可能性もあります。またゴミ袋の中に雨水が入りますと、ゴミの重量が増えますので、大津町が持ち出すゴミ処理の負担が増えるということになってしまいます。

それから4番目ですね、こちらは一番下、一番立派なごみステーションです。これは町営住宅に

付属されたステーションです。雨にぬれませんし、カラスや猫の被害もありません。なおかつ景観も大変きれいであります。ところがこの一番下の立派なごみステーションはこれは今2台置いてありますが、1台あたり二十数万円です。周りのコンクリートの打設などを含めると、恐らくこの2台で四、五十万かかるのではなかろうかと思えます。これは町が町営住宅を作るときに設置されたものと思われま

す。以上、ごみステーションはきれいで快適に使えるようなごみステーションとそれなりのお金がかかるということでありま

す。大津町の補助金は最大6万円、ですから12万円費用がかかった場合半分の6万円が限度として補助されるわけでありま

すが、果たしてそれでよろしいのでしょうかということでありま

す。それでは、よその自治体はどうかということ調べてみました。

一番左側が大津町の事例であります。ステーションの新設は2分の1、6万円限度で、回収費用の規定はありません。あるいは道路でごみを置く場合、猫やカラスがいたずらをしないようにネットがよく被せてありますが、大津町はこうしたネットに対する補助はございません。それから、この補助金が一番進んでいるのは岡山市が地元の負担はなくて100%、30万円補助がなされております。改修する場合も100%で15万円、市から補助が出るそうです。倉敷市ですかね、大変、美観地区など町全体がきれいな整備された町だと思えますけど、こちらでもステーションでは3分の2、25万円限度で補助がなされております。改修もそうです。

隣の菊陽町は大津町より遅れているようですが、シート、ネット等は5万円補助がなされております。こうした進んだ自治体と比較して果たして大津町の2分の1、6万円は妥当でしょうかということをお聞きをす

るところであります。そこで、町内のごみステーションの箇所数ですね。何箇所あるのか。それから暦年の補助の内訳ですね、今年度の予算は68万円

で今まで四、五十万円だったのが増額はなされております。新たに家が建ったり、アパートが建ったり、アパートは対象外ですけど、住宅が増えることを想定がなされているかと思

いますが、暦年の補助の内訳についてお尋ねをします。申請件数それから実際にかかった整備費用の最高額ですね、どのくらい10万円とか20万円とか30万円とかあるかと思

います。それから最低額、平均がどのくらいで申請がなされているのかお尋ねをしたいと思います。

質問の第4点目は、自治会などの再生資源物の保管倉庫を把握をしているかということでありま

す。最近、コロナが広がる中で通販が非常に増えておりまして、我が家でもたぶん子供たちが通販で取り寄せると段ボールに入

ってきまして、段ボールがどんどんどんどん家にたまっていくということで、町内の何箇所か業者の方がそうした段ボールとか古紙を改修するトラックのようなものを置いて回収がなされてお

りますが、本来大津町ではそうした再生資源ですね、新聞紙とか段ボールとか空き缶とかビン類とかを自治会や子ども会などで回収すれば、そこに補助金を出しますという制度があるわけでありま

すが、年々これが減ってきているのではなかろうかと思われま

す。それでこれも調べましたが、自治体によっては再生資源物を保管する倉庫、簡易な倉庫ですけれども補助金が出てお

ります。岡山市では15万円、100%再生資源物を保管するために補助金が出るよ

うになっております。お隣の菊陽町でも3分の2で10万円、こうした経費の補助がなされております。残念ながら大津町ではございません。そこで町としてこうした再生資源物の保管倉庫、これについて把握がなされているかどうかお尋ねをしたいと思っております。1問目の質問を1回目を終わります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。荒木議員の一般廃棄物収集、再生資源回収についての一般質問にお答えをいたします。

一般廃棄物収集、再生資源回収については、住民の生活に直結している課題であり、菊池環境保全組合構成4市町の菊池市、合志市、菊陽町と連携して広域的に行い、ごみの減量、分別による資源化、リサイクルの推進に取り組んでおります。

ごみ収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、町に処理責任があり、また、住民の皆様の関心が高い問題であると認識をしております。

ごみの出し方については、主に個別収集と、一時保管所（ごみステーション）による収集を行っております。荒木議員から質問がありましたごみステーションは、主に地区で管理されているものと、マンションやアパートを管理している不動産会社等が管理されているものがございます。

地区で管理されているごみステーションは、地区の役員さん方が持ち回りで管理され、地区の方々の目もあることから、ある程度は管理が行き届いているものと認識をしております。

一方、マンションやアパートの敷地内にあるごみステーションは、不動産管理会社から入居されている方に対し、ごみの分別やごみ出し方マナーについて周知をされておられますが、周知の徹底がなされていない所では、分別できていないごみ袋が、違反ごみとして回収されず、ごみステーションにとどまっていき、ステーション内のスペースを取り、ステーションからはみ出しているものも見受けられます。

適正に管理されていないごみ袋は、カラス等の害獣による食い荒らし等の被害が目立っており、被害を防ぐために、ごみを収集日の前日には出さずに当日の朝、午前8時半までに出すなど、決められたごみ出しのルールとマナーを守っていただくように不動産管理会社などをお願いをしているところです。またごみの分け方・出し方の出前講座の実施などを依頼しているところです。さらに、ごみの分別や出し方については、広報おおづの環境プレスのコーナーでも繰り返し周知を図るとともに、特集も組んでおります。

ごみステーションは、ごみ散乱防止用ネットが設置してある保管所とボックス型の保管庫がある保管所、また、何も対策されていない保管所があります。そこで、町では、ごみ一時保管所整備費補助金を創設し、ごみステーションの整備を進めているところです。この補助金は、各行政区が整備する一時保管所を対象としており、大津町開発指導要綱に基づく開発行為については補助の対象外となります。開発行為とは、議員御指摘のとおりアパート、マンション、宅地分譲等の開発のこととなります。

御指摘のごみステーション整備に係る補助金につきましては、菊池環境保全組合構成の自治体と

比較しますと、議員からもお示しありましたけれども本町が高くなっている現状があります。今後、組合の構成団体とも意見、情報交換もしていきたいと思っております。

また、補助額の件なんですけれども、ネット等に関しましてはぜひ前向きに検討していきたいと思っております。また、一方で蓋付きのボックス等に関しましては私の住んでいる場所もあのタイプなんですけれども、逆に御高齢の方が苦勞されている様子もございまして、町のほうに付いているというお話もありましたけれども、そうしたあり方等も含めてしっかり整理していきたいと思っております。

次に、再生資源集団回収についてお答えをいたします。

この事業は、自主的に再生資源の集団回収を行う子ども会、自治会、老人会、学校PTA等の団体に助成金を交付するものです。

今年度は5月末時点で60の団体が団体登録をされ活動をされております。資源リサイクルの推進を図るためにも、町としては積極的に取り組んでいただきたい事業と考えており、行政区嘱託員会議での制度の周知を行っております。この事業が創設された平成4年度から今日に至るまで、社会情勢も変化しており、活動開始までのハードルが高いというお声も実際にいただきました。

そこで、住民の皆様のお声を反映し、令和3年度に補助金交付要綱の一部を改正しております。まず、1点目が登録団体の登録要件の緩和です。また2点目が登録有効期間の撤廃、3点目が助成金申請書類の簡素化でございます。

今後の対応としましては、事業内容の周知を行い、団体への新規登録と実施回数を増やせるように、団体の皆様が活動しやすい環境づくりを行ってまいります。

また、再生資源ごみの保管庫の整備につきましては、現状、大津町では補助を行っておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策として、人との接触を減らす生活様式を背景として、議員御指摘のようにインターネット通販が急速に普及し、宅配便等による商品受け取りの結果、多くの段ボールが自宅に残るようになっておることと思います。これらの資源ごみが確実に再利用されるよう保管庫あるいは議員がおっしゃるような民間の保管ボックス、そのような必要性は感じているところです。

なお、御指摘がありました補助金交付規則の目的への町民の利便性の支援加筆につきましては、保管庫整備に対する補助と併せまして、調査研究を行ってまいります。また、条例における集合住宅や民間等の義務付けでございますけれども、現状の実態としましては、確認してもらったところ町の把握している限りでは100%の住宅で設置されているところでございます。背景としましては、やはり集合住宅は入居者を少しでも増やすために環境整備すること。住宅販売会社も同様のことというところとなっておりますので、そちらも調査研究を進めたいと思います。

最後に、今後はTSMC進出による人口増が見込まれるとともに、環境問題をはじめ、ごみの出し方についての関心も高まることが予想されます。引き続きごみステーションをはじめ環境整備の啓発に努めてまいります。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆様、おはようございます。ごみ一時保管所整備費補助金について御説明させていただきます。

現在、町内には約1千330個のごみステーションが設置してあり、この補助金は、そのごみステーションの整備に要する経費の一部を補助し、環境美化思想の普及を図ることを目的とし、平成9年度に設立されたものです。補助の対象としまして、原則10世帯以上の各行政区又は組が設置するごみステーション、及びその回収修理の経費になります。交付額としましては、補助率2分の1であり、上限6万円となっております。町ホームページにおいて、制度の周知を図っているところです。

議員のほうから県外等の事例等も紹介されましたけれど、菊池環境保全組合構成4市町の菊池市、合志市、菊陽町でも同様の補助を行っておりますが、それぞれの補助率は大津町と同じ2分の1で、上限は5万円となっております。大津町のほうが金額が多くなっております。そこで、この補助につきましては、構成市町村との協議をやっていきたいと考えております。

近年の補助実績としましては、令和2年度が予算額40万円に対し、決算額38万9千円、申請件数6件、令和3年度は予算額68万円、執行済額66万1千円、申請件数が9件となっており、実際かかった整備費用の最高額は23万2千705円、最低額は2千418円、平均額としましては5万4千800円となっております。

この補助はあくまで各地区でごみステーションを整備される場合に交付するものであり、不動産会社が管理されている予定のごみステーションについては、補助を行っておりません。

なお、集合住宅のごみステーションに関しては、大津町開発事業等指導要綱に基づく設置前の開発事前協議書の中で、十分な収容量の確保と、入居される方での管理を行うこと等の記載を行い、指導を行っているところです。

つぎに、再生資源集団回収助成金の現状について御説明致します。

まず、再生資源とは、古紙類、ビン類、缶類、布類、ペットボトル、廃食用油のことを指しております。これらを回収した際の品目、補助単位、金額を要綱で定めております。金額は品目ごとに異なっており、紙類は1キロ10円、ビン類、缶類、布類は1キロ20円、ペットボトルは1キロ30円、ビール瓶、一升瓶は1本10円、廃食用油は1リットル20円となっております。

なお、各自治会では再生資源物の保管倉庫を整備され、そこで資源物を集められているという話もお伺いしたことがあります。現在のところは、日吉ヶ丘団地以外には、町ではその保管庫の設置場所、個数は把握しておりません。

次に、団体の活動実績、補助金額について御説明いたします。

平成24年度と令和3年度を比較しますと、平成24年度は参加団体数が65、補助金額が約549万1千円、令和3年度は参加団体数67、補助金額は約317万3千円となっております。過去10年間では参加団体数は60台後半から70台前半で推移しており、補助金額については毎年減少傾向となっております。

団体数にほぼ増減がないにも関わらず、補助金額が減少している点につきまして、推察されるのは、参加者の負担軽減のために活動回数を減らしておられるのではないかと考えております。

なお、前年度に助成金交付要綱の一部改正を行っております。この事業が創設されました平成4年度から今日に至るまで、社会情勢も変化しており、活動開始までのハードルが高いというお声もいただいておりますので、事業参加へのハードルを下げることを目的として、助成金交付要綱の一部改正を行ったところです。まず、登録団体の登録要件の拡充です。自治会や非営利団体以外の地域活動団体でも登録ができるよう改正前の要綱に規定されていた、再生資源の集団回収を年2回以上実施することの項目を削除し、新規団体の参加ハードルの引下げを行っております。

次に、登録の有効期間の撤廃です。これまでは団体の登録有効期間が1年間であり、毎年度の更新作業を必要としておりました。これを撤廃し、団体の負担削減につなげております。

最後に、助成金の申請書類の簡素化です。これまでは申請書、報告書、請求書の3種類を提出していただきましたが、申請書と報告書を統合し、申請時の負担軽減につなげております。

今後の対応としましては、事業内容の周知を行い、団体への新規登録と実施回数を増やせるよう、団体の皆様が活動しやすい環境づくりを行ってまいります。

再生資源ごみの保管庫の整備につきましては、用地の問題や資源ごみを無断で持ち去られる方もおられますので、地域の住民の方の意見を伺うとともに、補助を先行されている自治体を研究していきたいと思っております。

最後に、今後も再生資源が回収されやすい環境づくりと住民の皆様が気持ちよく生活できる衛生的なごみステーションの維持に向けて、努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） ごみステーションの問題で、アパート集合住宅については、指導要領でほとんどステーションが設置されているということですが、先般相談があったのは、室地区の住宅街、割と新しい住宅街ですが、そこのごみステーションに新しく建った戸建ての家から違反ごみがどんどん持ち込まれると。何でだろうと思っただろうもそこが戸建ての貸家が連続していたわけですね。5軒から10軒ぐらい貸家だったんですね。入居者がどんどん入れ替わるもんですからなかなかごみの分別がきちんとできていないということで、地元の人たちがごみが散らかって困っていると。下手に直接言うと何らかのトラブルが予想されるということで、相談がございました。

そのあと、役場にも相談してその大家さんですかね、管理会社と話をして今のところ指導が入ったのかと思いますけど、落ち着いたという話は聞いております。ですから、先ほど言いましたように集合住宅等アパート、それから進んだところですね、5軒か、6軒以上、貸家とかアパートを所有しているところは、ごみステーションを義務付けるという条例あるいは要綱等が決められているようであります。ですから、そういった要綱もあるいは条例も必要ではなからうかと思うのが1点であります。それからごみステーションというのは大抵の人は私もそうですけど、迷惑施設と

られてしまうわけですね。汚ければ汚いほど迷惑施設になってしまう。うちの前には作らんでくれと。大半の人がそう思うと。そう思うのが自然だと思うわけであります。迷惑施設だからこそきれいで管理できるような快適なごみステーションが必要だということであります。先ほど言いましたように、大津町美しいまちづくり条例がございますが、美しいまちづくり条例ではありませんけど、迷惑施設だからこそきれいに快適に使えるように、そういう設備を作るべきではないかと。そちらの方に誘導するべきではないかと。ましてや大津町はいわゆる文教都市とって、文化と教育ですね、高校もあり文教都市と言っていいと思うわけであります。そういう文教都市が美しいまちづくりを推進をすると。その最も大事な点がごみをどうやってきれいに処理をして住んでいる人たちが快適に生活できる。そういう観点が必要だと思うわけです。ですから、ほかの自治体と相談をしてということではないんですね、進んだところを研究して真っ先に大津町がそういうことを手をつけるべきだと私はそう思います。そうでなければこの美しいまちづくり条例は死んでしまうわけがあります。そういう意味で、アパートの問題と町独自で率先して改善をするつもりがあるのかどうか再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 荒木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目が室地区のほうで個別住宅、戸建て住宅のほうで問題があったということで、それは町のほうに相談いただいて現在落ち着いているということで町としてもよかったかと思えます。ただその他にも条例で義務付けないかということですが、開発行為につきましては、先ほど町長のほうからも言われましたとおり100%ごみステーションについては現在ついておりますので大丈夫かと思っております。ただ、やはりほかの自治体の状況、こういったものを調査しまして今後調査研究はこちらについてはやっていきたいと思えます。

あと、美しいまちづくり条例にあるように文教都市として美しいまちを推進しないかということですが、こちらについても先ほどと同じように他自治体の調査をやっていきたいと思えます。ただ、ごみステーションの状況なんですけど、現在地区のほうで設置されているのがマンション等に設置してあるボックス等のような外観が良いきれいなものではなくて、実際町の補助をした実績としましては、事業費としまして大体6万円、補助金として3万円のものをやってきております。先ほども23万円とか補助金額申しましたけど、そちらにつきましては、新規設置等で基礎等の工事が一緒にごみステーションの設置事業に含まれているもの。または対象世帯数が多くて大型のごみステーションを設置されているもの。こういったものがありましたので、そういったものにつきましては、住民の意見を聞くだけではなく率先してということは言われましたけれども、住民の方の希望を聞くなどして実態を把握して限度額の引上げなどに対する調査研究をやっていきたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 先ほどごみステーション資料の1の2をお願いします。

一番下の1台が二十数万円するという話でしたが、私の地元でも15世帯ぐらいで多いときは上

から2番目ですけど、ここが溢れるぐらいごみが出てまいります。ですからこのくらい大きい2段ごみを詰めるようなやつだと20万円以上するんですよ。そもそも2分の1しか補助をしないというのが問題であり、6万円がまた少なすぎるという点を再度指摘をしておきたいと思います。

それから条例で貸家アパートに義務付けるとするのは設置を義務付けるわけではなくて、ごみが散らかったりした場合、違反ごみが出た場合自治体として指導をするという根拠になるわけですね。きちんとごみを分別して出してくださいという民間人同士がやるとトラブルが起きるんですよ。非常にそういう点が心配されますので条例の検討をお願いをしたいと。

時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。次の1番をお願いします。

高尾野森林公園についてであります。これはグーグルマップから印刷をしたんですが、上のほうがミルクロード、ミルクロードの南側のほうに高尾野森林公園がございます。もとは国営の営林署だったところを町が払下げを受けて森林公園としているところであります。一昨年からこの地図の上側ですね、ギザギザを付けたところが、いわゆる森林公園の北側に広がる農地に公園の木がどんどん太りますので、影を打って農地に非常に支障を来しているという相談があって、担当課にもお願いをする中で、北側の木を伐採をしていただいて、関係者の皆さんが非常に喜んでいるところであります。この北側ですね、木の伐採をしたのは、日当たりをよくすると同時に、イノシシやシカがこの森林公園の中で生活をしているというかですね、いわゆる有害鳥獣とも言いますが、イノシシやシカが農地のほうに入り込まないように緩衝地帯を作る必要があるという目的もあったわけでありまして。そこでせつかく外周のほう伐採をしていただいたのですから、ここを今機械がございまして遊歩道を整備したらどうかということをお聞きしたいと思います。これも大津町には環境基本条例というのがございまして、この環境基本条例の中では森林の保全、地下水の保全、河川の浄化、自然景観の形成及び野生動植物の保護、その他自然環境にする施策を町の責務として定めております。そういう意味で森林公園の町民の皆さんが散歩などに活用していただくという点もございまして、また有害鳥獣の害を防止するためにも外周を使って遊歩道等の整備ができないかお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の2点目の質問についてお答えをいたします。

高尾野森林公園は、平成17年に整備され、公園内には広葉樹の森、椎茸の森、針葉樹の森、森林浴の森と4つにゾーニングされ、森林公園内には遊歩道があり、東駐車場、西駐車場の2か所とトイレもそれぞれ2か所整備をされております。

また、森林そのものの状態を保ちながら整備を行っていることから、四季折々の山の恵みを感じることのできる公園となっております。

しかし、平成28年の熊本地震以降、遊歩道が通れなくなったことから、利用者も減少傾向にございます。

現在、森林公園の管理については定期的な伐採を行うことで、周辺の農地への日照を確保し、御迷惑がからないように適正管理に努めております。また、令和3年度においては、熊本県の補助金

を活用し森林公園内の作業道の一部整備を行ったところです。

議員御指摘の通り、伐採後に放置をしますと雑草や雑木林となることも懸念されますので、森林公園全体の利活用と整備計画の策定に向けた調査を行い、有害鳥獣対策を考慮した遊歩道のルート設計等を進めていきたいと考えております。

なお、詳細については担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） おはようございます。荒木議員の高尾野森林公園遊歩道整備について御説明させていただきます。

高尾野森林公園の遊歩道は延長3千70メートルあり、総面積27.4ヘクタールの4つの森林区域内を網羅しております。森林公園は森林そのものの状態で整備を行っているため、自然環境が数多く残っておりますが、一方で、遊歩道につきましては、熊本地震以降、一部の箇所での通行が困難な状況となっております。

今後の森林公園の整備につきましては、熊本県や県森林組合連合会等の専門的な知識・技術を有する機関に相談しながら、森林環境譲与税や熊本県の未来につなぐ森づくり事業補助金これなどを活用いたしまして、将来に向けた公園内の林道・作業道路の路網整備や、有害鳥獣対策を考慮した遊歩道の整備計画の策定を行っていききたいと考えております。

また、今年度は、森林公園の積極的なPRを図るため、菊池地域森づくりの集いによる植樹祭や熊本県林業技能協議会の事業を森林公園で実施する予定でございます。

今後は、高尾野森林公園の知名度アップを図るため、森林公園を活用した植樹祭や体験型のイベントを定期的に開催し、観光協会との連携によりまして情報発信も積極的に行うことで、多くの方に利用していただけるような魅力ある公園づくりを目指していききたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 資料1番を。はい。

森林公園はもともと国の営林署でスギやヒノキの挿し木ですかね。枝を切り取って新しい苗を作るところであったのですから、スギやヒノキが植林されておりますが、木材としての価値はあまり高くはないと。ただ今ウッドショック以降は、そうした木材もそれなりの価値が上がってきているということで、不要な所は伐採をしていただきたい。この地図の左側のほうは美咲野団地が広がっております。大津町民の皆さんもあるいは小学生、中学生あたりもいわゆる遠足の対象としても非常に美しいところだと思います。しかし、現状ではとても一人では歩けないような現状となっております。農地の保全と同時に町民の皆さんから愛される、また利用されるそういう森林公園になって欲しいということで、森林環境譲与税も本格的にあと2年ぐらいしたら導入が本格化すると聞いておりますので、ぜひそれも活用して整備を進めていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開いたします。

午前10時52分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 皆さん、こんにちは。坂本典光が、一般質問いたします。

第1問目は、誤送金についてです。今回山口県の小さな町、阿武町役場で誤って個人の口座に根拠のない多額の金額を送り込むという誤送金問題が起きました。送金を受けた相手は役場職員の説明で誤送金と知りながらも返金しないで、そのお金をネットカジノで使い尽したと言い張っております。その男の行動は社会に多くの問題点を投げかけました。自治体のガバナンス、職員の未熟さ、会計と送金の管理システム、町長はじめ関係者の責任問題、日本人の持つ性善説、賭博罪、刑事民事の区別、ネットバンキング、ネットカジノ、デビット決済、決済代行業者、電子計算機使用詐欺、地方税法、国税徴収法などが絡んできました。どれをとっても行政に関わる職員は勉強しておく必要事項なので事件の内容について少し踏み込んで言及したいと思います。

5月16日、およそ3千人の山口県阿武町は低所得者を対象とした新型コロナ対策の給付金463世帯分、4千630万円を誤って別途24歳の男性一人の口座に振り込むという二重の支払いをしてしまいました。その後、町がその男性に返金を求めましたが男性はまさかの返金拒否、お金を別の銀行に移しました。そこで町は電子計算機使用詐欺で男性を提訴し実名を公表するという異例の事態が発生いたしました。

その経過は4月1日、支給される463世帯の記録が入ったフロッピーディスクが銀行に持ち込まれた。本来なら銀行は8日に、463世帯に対して1世帯10万円、トータル4千630万円を振り込み、手続は終了する予定だった。ところが4月6日、事務手続のミスで本来は提出する必要のない振込依頼書が銀行に持ち込まれた。銀行はそれに基づいて8日に4千630万円を個人宛の口座に振り込むこととなります。24歳の男性の口座には通常の10万円プラス463世帯分の4千630万円、合計4千640万円が振り込まれることになりました。町からすると給付金4千630万円の二重払事務であります。4月8日、役場には午前9時50分頃、取引銀行から担当者から電話があり、4千630万円の誤送金が発覚しました。そして役場の担当者は急いでこの男性に電話をいれました。つながらなかったため、男性の自宅に行き誤送金の内容を説明してから返金の手続をするため銀行への同行を依頼した。男の口座は宇部市の銀行にあるため阿武町から車で2時間かけて移動した。2時半ごろ銀行に到着しましたが、入り口まで来ると今日は手続しないと断られて返金の手続を拒否し始めた。町は男性の対応を受け、関係銀行宛に誤送金が発生した旨男性への払戻しを行わないよう依頼する旨、速達で公文書で送った。4月6日土曜日、電話しても男性は留守だったが、4月10日、日曜日男性から連絡があり知人の弁護士と相談すると言われた。4月11日、12日は連絡が取れず、13日町は母親に連絡をして説得を依頼、14日母親が男性の職場を訪れ説得したが無駄だった。必要のなかった4月6日の4千600万円の振込依頼書に

どうして田口容疑者のみしか印字されなかったのか。のちの報道で明らかにされたことは、対象となる463世帯の名簿が銀行コード順になっており、田口容疑者の口座は唯一メガバンクであったため、名簿の一番上であったとされていますが、なぜ一番上だけが印字され残り462世帯は印字されなかったのか説明されておりません。フロッピーも一番上は田口容疑者だだと思いますが、役場も銀行も気づかなかったのが不思議です。先ほど述べたようにフロッピーが銀行に持ち込まれたのが、4月1日、振込依頼書は4月6日、銀行から送金されたのはどちらも4月8日です。そして送金したのちの朝、9時50分頃銀行から役場に電話があったのですから、どうして送金後にはわかったのか不可解です。その後の報道で、誤送金の前に役場の会計室で何があったのか明らかにされてきました。4月1日に出納室補佐が異動して新人職員が引き継いだと。これまで歳入は室長、実務は室長補佐だったが、後継者が新人ということもあり前年度、新年度の支払事務が複雑に入り込み室長も不慣れで支払い事務の対応に苦慮し始めたようです。こここのころは大津町役場の方は難なく理解できると思いますが、自治体の会計年度は4月から始まるが支払いが終了するのは翌年の5月末日です。つまり、4月、5月は前年度と今年度の両方の支払いが起こるといふ煩雑さのことだと思います。3月31日までに申請があった463件分のフロッピーディスクを室長の指示で新人が銀行に持参したとされています。4月5日に室長が臨時給付金の支払支出命令書が回っていないことに気づき担当課に問い合わせたところ未処理であることが判明しましたので、繰越処理を行った。ここまでしか町からは説明されておりません。4月6日に必要なかった振込依頼書がなぜ銀行に持ち込まれたかはいまだに不明です。当然ながら時代とともに会社や自治体の支払いの形態は変化してきました。以前は給料は現金の入った給料袋を本人に手渡ししておりました。大量の現金を銀行から持ち運ぶのは危険です。そのお金を各人の給料袋に入れる作業は効率が悪く当時、会計課は緊張したことだと思います。40年ほど前から各人の銀行口座への振込に変わりました。会社や官庁のやり方がそのように変わったのです。手作業が減りすごく合理化されたと思います。また業者への支払いなどには現金の代わりに小切手が使われておりました。自治体は小切手を相手に渡し引き換えにその場で領収書を受け取ると。お互いに支払い受領をその場で確認し合いました。小切手を受け取った相手は後日銀行に行って、自治体と当座預金から現金を引き出すと。これで支払行為は終了します。

しかし問題はあります。小切手を受け取った業者がすぐに現金に換えないと決算のとき煩雑さが残ります。支払いは終わっているのに決算日の銀行の当座預金に残高が残ります。それぞれの銀行がオンラインで結ばれている今は、自治体は指定金融機関を通して相手の銀行口座に直接送金すればスピーディーで煩雑さがなく合理的で明瞭です。このやり方は現在個人にも適用されています。ただこれにも問題があります。振り込まれた本人が気づかないことがあるからです。通帳を見ないとわかりません。通帳を見て適用からどこから送金されたかわかりますが、どのような理由によるものか、金額の正確さはよくわかりません。このやり方の弱点はここにあります。今回の誤送金は如実にその弱点の現われではないでしょうか。山口県阿武町は人口約3千人、大津町の美咲野住宅団地と同じくらいの人口です。そこに庁舎があり、町長、副町長さん、職員、議会議員がいらっし

やるコンパクトな町と言えます。2022年度の一般会計予算は31億2千800万円です。その規模での4千630万円は、非常に大きな金額です。会計室も銀行の担当者もどうして感受性がないのか不思議でたまりません。誤送金問題は2020年福島県天栄村でも起こっております。この村は人口およそ5千300人のうちその2割ほどにあたる1千162人に二重払込があり、総額1億1千620万円の二重振込を起こしております。原因は職員が金融機関に送るデータを誤って2回送ったとのこと。村民が入金されたという情報を聞き、通帳を記入したら何か多いな、本当にもらっているのかなと思って役場に連絡をして発覚しました。こうして村民や銀行の指摘を受けた役場は総務課の人員を7人から12人に増やして1週間かけて電話や自宅訪問して謝罪や返金の依頼を行い回収に務めたそうです。3週間で返金は終了したとのこと。自治体の誤送金で民事訴訟になった例もあります。これは会計課の問題ではなく住民税課の事務処理ミスではないかと思えます。大阪市摂津市で2018年度分の住民税の還付金約165万円を間違えて1千667万円を一人の住民に誤送金しました。摂津市は1年半もの間ミスに気づかず、住民も自ら名乗りでませんでした。市が問題を認知し謝罪の上返金を求めました。住民は借金返済や株取引の損失補填に充ててしまったので、お金はないと主張し返金を拒否、2020年摂津市は返還を求めて提訴、昨年大阪地裁は全額返金を命じましたが今現在入金されていないとのこと。返金命令が出ても資産のない人は返金できません。働いて少しずつ支払うことになるでしょう。現在、交渉中だそうです。こういう問題は日本だけじゃなくて、アメリカでも起こっております。2019年、5月ペンシルベニア州で30代の夫婦の口座に銀行のミスで身に覚えのない大金、日本円で1千540万円が振り込まれていました。送金ミスに気づいた銀行はすぐに電話して返済する責任があると伝えました。夫婦は返済すると約束したのですが、その後音信不通になりその間に車5台を買ってほとんどお金を使い果たしてしまいました。警察の取調べに対し、夫婦は誤って送金されたお金は自分たちのものではないことは分かっていたと。でも使ってしまったと答えております。その後、罰を受けたことは言うまでもありません。

さてここで話を阿武町のほうに戻します。田口容疑者は自分の口座に振り込まれた誤送金をB銀行、C銀行にある決済代行業者の口座に振込み、そこを通して海外のネットカジノで使ったと言っております。日本の法律では公営ギャンブル以外は賭博罪になりますが、ネットカジノは実態がはっきりわからずグレーゾーンだそうです。日本円を決済代行業者に振込み、そこでドルに替え、このカジノに開設した田口被告の口座に送るとそこでチップに代えてルーレット、バカラ、ブラックジャックなどで勝負するらしいのですが、一部のを除いて詳しい人はいないようです。犯罪など不正に得たお金をわからなくする、いわゆるマネーロンダリングに使われる可能性があるとして複数の評論家、弁護士が指摘しています。田口容疑者は、決済代行業者A社の口座に3千600万円、L社に300万円、M社に400万円を送金しております。トータルで4千300万円になります。5月13日に町の代理人中山弁護士は各決済代行業者に田口容疑者からの入金を疑わしい取引と指摘、マネーロンダリングを規制する犯罪収益移転防止法に触れるといたしました。過去にこの法律に触れるとして決済代行業者の役員が逮捕されたことがあるそうです。このとき、3社の口座には6

00万円しか残っておりませんでした。その600万円は田口容疑者の金かどうかはわかりません。田口容疑者は国民健康保険税を滞納しておりました。国税徴収法47条催促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納者の財産を差し押さえなければならないとされており、さらに国税徴収法67条の1項には滞納額に関わらず差押債権の全額を取り立てるとあります。例えば1円を取り立てるために全財産を差押処分してよいとする強力手段です。国税徴収法は、司法税にする税についても適用するという条文があります。なお、この法律は差押えについて裁判所を通さずに自治体の判断でできるとのことです。今社会全体が優しくなっており大津町でもそこまで厳しい取立てはしておりませんが、原則はそういうことのようなのです。5月19日、町の職員が東京に出張して、三つの決済代行業者の事務所に差押えと即時払えという取立命令書を置いて帰りました。次の日5月20日に決済代行業者の3社から合計4千300万円が町に入金されたとのことですが、業者が立替えたかは不明とされています。警察の調べが入ったら知られたくないグレーな部分が出ることを業者が恐れたのかもしれませんが。これでデビット決済分約340万円を除いてほぼ町に返還されたこととなります。

この不祥事に対して町の責任の取り方について熊本地震のときに大津町がお世話になった前大津市長越直美弁護士は現実的には町長以下何人かの減給になるのではないかと予想しておりましたが、その通りになりました。町長は減給、給料の50%カット3か月、副町長給料の40%カット、3か月出納室長給料の10%カット3か月などとなっております。町民説明会で町は今後の対策として人材育成、ほかの部署との連携の強化、会計システムの見直しを上げていますが、町民からは具体性がない、いい加減な上司が育ててもいい加減な人材しか育たないという厳しい意見が出ておりました。しかしこの言葉は実に的を得た名言だと思います。

さて、そこで大津町の送金システムは万全かお尋ねをします。これには会計課の問題とさらに先ほど述べた大阪府摂津市のように担当課の事務処理ミスがあると思います。誤送金問題は自治体だけの問題ではありません。個人がATMを使って送金する際にも起こります。送った方も受け取った方も困ります。送金するとき、相手の銀行、口座番号を入力すると相手の口座名が出てきますが同姓同名もあります。急いでいて確認しないで押してしまうこともあるでしょう。レシートは出てきますが100%間違いはないかと言われたらちょっと不安です。もし誤送金したときは金融機関が受取人に連絡をとり、返金してもらうようお願いすることができるようですが、手間と時間がかかります。相手が善良な人ならいいのですが、町民を守る意味でも広報誌で注意を呼びかけるべきだと思います。金額が小さいと誤送金した人も受け取った人も気づかないことがあるようです。少し大きい金額のときは手数料がかかっても銀行の窓口を利用したほうが無難なようです。

以上、質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

山口県で起こった誤送金は、連日ニュース等で報道され、非常に注目を集める大きな問題となっております。日々新たな展開等で状況が変わり、今後も注視していかなければならない状況です。

この問題により、町は大丈夫なのかと心配される町民の方の気持ちは当然だと考えております。

今回のような誤送金問題が、万が一町で起こった場合、町民の皆様の信頼を大きく失墜するものであり、それに対処する職員の多大な時間や労力が割かれ、強いては通常の行政サービスが滞る可能性も考えられます。

そのような事態を回避するためには、日頃の職員のリスク管理が非常に重要だと考えております。事務過誤は起こしてはなりません、それでもヒューマンエラーは起こり得るものだという事を前提に、職員への啓発は当然として、事務手順やITも含めたシステムとしてのミスが起こらない、あるいはミスが起こっても検知できるそういった事務フロー、事務システムを構築することが肝要だと思っております。また、今回の事例においては、事務過誤、発生後の初動についても様々な指摘がありますが、ミスを起こしてしまった場合の適切なバックアップの意識や仕組みも極めて重要だと考えております。

山口県においては内部統制制度の体制の確保を市町村に対して要請をしている状況だと伺っております。内部統制制度は都道府県や政令指定都市には地方自治法で義務付けられており、県、政令指定都市は策定している状況です。大津町においても、数年前の不適切な事務処理を受けて内部統制制度の内容を参考にリスクと対応策を記載したリスク検討シートの作成を行い、人事異動に伴う引継ぎの際は新担当者へ引継ぎを行うことにも活用しております。

また、伝票処理のみならず事務全般において管理職による内容把握とチェックについて強化を促しているところであります。不適切な事務処理は、町民の皆様の信頼を大きく失墜させるものであり、今後も事務確認体制を維持しつつ、様々な想定を行いながら更なる事務の正確性を保っていきたいと考えております。

二つ目の質問の個人がATMにて送金する場合の注意喚起につきましては、広報おおづに大津警察署が掲載している「安全安心おおづまち」の欄で振込詐欺への注意喚起の掲載を行っておりますが、議員御指摘のとおり今回の件も踏まえまして、今後も様々な事象を想定しながら町広報など、媒体を活用した情報発信・啓発を実施していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 中井会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（中井雄一郎） 皆さん、こんにちは。私からは具体的な送金等の事務処理について御説明したいと思います。

町の口座振込方法には、毎週火曜日支払と振込日指定支払の大きく二つがあります。まず、毎週火曜日支払については、会計課での支出伝票の決裁後、支出伝票の総合計と会計係長のデータの総合計、総合行政システムに伝票の支払情報を読み込ませた総合計の三つが合致した後、指定金融機関にデータを送信し、翌週の火曜日に支払いをすることとなります。

次に、支払日指定のものは指定日の4日前までに伝票を受領し指定日に口座振込を行っております。

こちらでも伝票の総合計と振込用紙などの総合計と、総合行政システムに伝票の支払情報を読み込ませた総合計の三つが合致した後、指定金融機関に支払いを依頼いたします。二つの支払方法によ

るデータ元となる伝票は、担当課で住所、氏名、金額、振込金融機関、口座番号のチェックと会計課での、同じ項目のチェックを行い内容に誤りがないか十分に確認を行っております。

先ほど議員がふれられました摂津市の誤還付について大津町における還付の事務は、まず担当課でデータの作成と担当課にて氏名、住所、金額、振込金融機関、口座番号等の確認を2回以上チェックし、さらに会計課で同項目のチェックを行います。還付決議書の合計とデータの総合計が合致した後、指定金融機関へデータを送信し、支払いを行っております。

支払い全般につきましては、支払データや振込先からの振込用紙などの振込方法と伝票が一つのセットとなっておりどちらかが欠けると振込みは行えないこととなります。

以上が町の支払事務の現状ですが、今回、報道されている誤送金問題については詳細な事務の経緯は発表されておりましたが、伝票と振込方法が一つのセットになっていないことが、二重振込が発生した原因と考えられます。町においては、伝票と振込方法が必ずセットとならない状況では支払いを行わないため、今回の問題のような二重振込は起こらない状況です。

今後も会計課職員のチェックはもちろんのこと担当課にも定期的に正確なチェックを依頼するとともに、「大津町の会計事務の手引き」を活用した正確な会計事務をお願いしてまいりたいと思っております。また、今までのチェック体制に満足することなく、いろいろなパターンの間違いや想定、他市町村の取扱状況、RPAなどの技術を利用したシステムでのチェック方法も模索しながら正確な処理を行いたいと考えております。

二つめの質問の個人がATMを使用し送金する際の喚起については、個人がATMで誤送金する例として振込詐欺や振込口座の入力間違いなどいろいろなパターンが想像されます。

県内での高額な振込詐欺は増加傾向にあると先日発表されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向にあることなどから高齢者の外出が可能となったことが要因の一つとされています。

町長からもありましたように、町民の安全を守るためにも、警察からの情報提供や社会の状況を見据えながら、町広報誌、媒体等を利用し情報の発信をしていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 会計管理者にお尋ねします。

町民の皆さんが安心して大津町は大丈夫と自信をもって言い切れますか。お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 中井会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（中井雄一郎） 坂本議員の質問にお答えいたします。

先ほど、チェック方法等など二重、三重のチェック等を説明させていただきましたけれども、大津町においてはそのチェック体制の中でしっかりとやっておりますので、自信を持ってそこは間違いはないというふうに言い換えることができます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の再質問にお答えします。

先ほど手順等申し上げましたとおり、大津町では万全の体制を整えております。ただ一方でミスということはやはり起こり得るといことも想定に入れながら慢心せずに望みたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） まとめなんですけれども、仕事には効率が求められます。5人で処理していたものを4人、3人でできるようにやり方を改善していくのは当然でございます。誰にでもできるようにマニュアル化され、デジタル化されてきました。仕事が楽になった反面それを信頼信用しすぎて考えなくなったような気がします。阿武町の場合フロッピーにどんな情報が入っているのか、どうして必要なのか、振込依頼書はどうして必要なのか、考えればわかったのではないのでしょうか。会計室長も担当者も銀行の係も程度が低いと言えばそれまでですが、仕事は適材適所です。お金を動かす場合にはそれなりにしっかりした職員を配置すべきです。阿武町の町長、副町長には大いに問題があります。大津町は会計課と銀行は電算化されており、このようなミスは起きないと思えますが還付金の計算ミス、入力ミスは起こり得るのではないかと考えております。いずれにせよ人間はミスを起こすという前提で対策を考えるべきだと思います。特に大きな金額のときは要注意です。

以上で2問目に入ります。

3年ほど前の一般質問で、これはNHKの番組からとって一般質問したわけなんです、人間つまりホモサピエンスは集団をつくる生き物である。そういう性格を持った生き物であると述べました。地域的集団、民族的集団、宗教的集団、イデオロギー的集団、民主主義集団、専制主義集団それらの集団の経済力、領土欲によって争いが起こります。欧米列強による植民地主義とそれに伴う派遣争いは第一次世界大戦、第二次世界大戦を引き起こし広島長崎の原爆投下という衝撃的な出来事を最後に対戦は終わりました。二度とこのような戦争を起こさないように国際連合が作られましたが、こともあろうか安全保障理事会のロシアがウクライナに攻め込みました。私はもちろん世界の多くの人々が平和を願ってもヒットラーやスターリン、そしてプーチンのような独裁者が出てきて言論を統制しプロパガンダを流してよその国の領土を取ろうとするこういうことがあるんですね。かつては日本の軍部もそうだったのではないかと思います。国連中心の平和主義は、終わりを告げアメリカ対中ソの派遣争いが世界に波及していきそうです。また世界や日本の価値観もかわっていくことでしょう。

さて、家族とはいったい何でしょうか。戦後の日本人は、家族を食べさせるためにただ働きしました。馬で田んぼを耕し共同作業で一本一本苗を植え、釜で一株一株稲を刈り取りました。勤め人は土曜日も働きました。国民常に身体を動かしていないと怠け者であると指差される。そういう鋭い人の目を感じる雰囲気がありました。趣味は何ですかと聞かれても答えられない。なぜならそんな時間がないからです。楽しみはお酒を飲むことぐらいだったでしょうか。親の苦勞を見てきた

子供たちは何とか家族を楽にさせたいという気持ちで集団就職をしたり、そうでない人も早くから都会に出て働き家に仕送りをしていました。家族とは苦楽を共にする運命共同体と言えるかもしれません。そのように働いて今日の日本を作ってきた人たちが今の高齢者になっているわけでございます。その後の高度経済成長と土地バブルは張りつめた精神を溶かしてしまいました。高度経済成長もバブルも終わったのに精神は溶かされたままです。国は国政選挙のたびに国民にお金をばらまき、ばらまき選挙になっています。国の借金は増えるばかりです。戦後日本はアメリカ軍基地に守られた温室の中で暮らしてきました。日本人は平和ぼけしているといわれます。

そのような中今回いきなりロシアに攻め込まれたウクライナの人々の報道映像から伝えられる家族愛、高齢者を大事にする光景、国を愛する姿を見て、町長、教育長はどのように感じられたかお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の質問にお答えいたします。

まずもって、今回のウクライナ危機に際し、命を落とされた多くの人々に対し、謹んで哀悼の意を表します。また、故郷を離れ他国へ避難している人々、国内にとどまり戦火におびえながら暮らしている人々の不安、恐怖、悲しみ、怒りは筆舌に尽くし難いものがあり、私自身も悲しみと憤りを感じているところでございます。

一連のウクライナ危機の報道を目にしますと、高齢者や子供たちを守るため、やむを得ず隣国へ避難する人々の姿、また一方で家族と別れてウクライナに残り、兵士となって祖国のために戦う人々の姿があり、国や同胞を思う強い気持ちが伝わってきます。

悲しみと憤りのほか、私が思うことは、まずもって日本においてそのような悲劇を起こしてはならないということ、そのためには国際社会として、様々なメッセージを発することで、こうした蛮行をけん制していくことも極めて重要だと考えております。

また、ウクライナにおいては議員御指摘の通り、家族や近所で助け合う姿、危険を顧みず自国に留まりながら、家族や地域を守る姿が連日報道されております。自然災害であるという大きな違いはありますが、熊本地震においては大津町においても多くの方が、家族や地域で助け合い、高齢者をいたわり、さらに自らが大変な中でもボランティアや支援活動に多くの方が取り組まれておりました。状況は異なりますが、これも議員御指摘の家族愛、高齢者を大事にすること、国、郷土を愛することにつながるところではないかと考えており、今後も様々な機会を通して、そうした心を育んでいくことが、平時においても、緊急時においても、住民の皆様がより安心して平和に暮らしていくためには必要不可欠であると再認識をしたところでございます。

そうした二つの点も踏まえ、一つ町の取組みを御紹介させていただきますと、今回のウクライナ侵攻に当たっては、草の根の活動になるかもしれませんが、様々な掲示やLINEなどでの呼びかけも広く行いながら募金を集め多くの方に御協力をいただいております、そうした面からも多くの町民の皆様への寄り添いを日々感じているところでございます。このことも通して、戦火に見舞われている人々を支援しながら、多くの人々がウクライナ側に寄り添い支援をしているという国際的

なメッセージを本町からも発するとともに、本町においても身近な場所にこの問題を考える機会や募金の場を一つでも多く設けることによって、寄り添いや助け合いの精神を育んでいきたいと考えております。

また、地域コミュニティー活動の根本にあるのは、他人への思いやりや支えあいの精神、そして郷土への愛だと考えておりますので、大津町として、今後も地域における活動をしっかりと支援しながら共に進んでいきたいと思っております。

また、御質問の趣旨とは少し外れるかもしれませんが、首長としては様々な状況を想定して、住民を守るために果たして基礎自治体として取り組むことはどういったことがあるのか、どういったことができるのかを考えることが重要だとそちらも改めて認識をしたところです。

一方で、自国や現在の今住み暮らす町民の生活の面だけではなく、町として取り組んでいかなければならないことに、多文化共生の地域づくりがあります。ここ数年のうちには、外国籍の住民や海外からの観光客が一層増加すると見込んでおり、さらに国際化が進んでいくものと考えております。

多様な文化・習慣を持つ人々が共生できることが平和の大前提でもあると考えています。多文化共生の町を築いていく上では、大津町を愛する心、自国を愛する心とともに、他国の文化への理解が必要不可欠です。今後は、海外の方々を含む多様な転入者ができるだけ不便を感じないような多言語化や掲示などの工夫にも取り組むとともに、地域で生じる課題については解決策を共に講じることで、融和が進むような地域づくりを進めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。坂本議員の家族愛、高齢者を大事にすること、国を愛することの御質問にお答えします。

今回のロシアによるウクライナ侵攻に関しましては、侵攻当初から多くの尊い命が失われています。日々、報道される悲惨な光景、瓦礫の中で、愛する人の亡骸を抱きかかえ泣き崩れる人の姿などを目にしますと、直視できないほどの心の痛みを覚えました。

また、侵攻が進む中、学校や教会など、そこに避難している女性や子供、高齢者などの戦争弱者と言われる一般人を、あえて標的にしているような、ロシア軍の無差別的な攻撃には、怒りを感じずにはられません。

戦争は最大の人権侵害と言いますが、ロシアにおいては情報がコントロールされ、侵攻に係る理解できない正当性が作りあげられています。正しい情報が得られないこと、その中でプロパガンダの恐ろしさも感じています。

かつて戦争の当事国となった日本においても、多くの命が失われました。私の叔父も満州で亡くなりましたが、その遺骨は家族の元に帰ることはなく、その話をするたびに涙を流す母の姿を覚えています。尊い犠牲の上に、今の日本の平和があることを、私たちは忘れてはいけないのだと思っています。

そして、過去の悲惨な戦争から学んだ多くのことを後世に伝えながら、二度とあのような悲劇が

繰り返されないよう、教育の場においても、平和の大切さや国際理解教育を通じた多様性の尊重、正しい情報の中、自分自身で主体的に考え判断することの大切さを、子供たちに教えているところ
です。

国際問題に限らず、個人の問題においても、その解決の手段として暴力を用いることは、決して許されるものではありません。そのためにも、互いを尊重し合いながら協調・共存していく方途を粘り強く話し合っていくことの大切さを、子供たちには伝えていくことが必要であると考えています。

また、坂本議員がおっしゃるように、悲しい報道の中でも、ウクライナの人々の家族や高齢者を大事にする心、故郷や国を愛する心が伝わるような場面も目にしました。

自分が生まれ育った故郷や家族は何者にも代え難い大切なものです。このような故郷や家族に対する深い思い、高齢者を大切にすることは、家族と共に過ごす中で得る愛情や高齢者をはじめ身近な人々との温かいつながりの経験の中で醸成されていくのだと考えます。

学校教育においては、全ての教科・領域で行う道徳教育の要としての特別な教科・道徳の時間を位置付けています。ここでは、一人一人の児童生徒が身近な出来事を自分の問題として受け止め、自分の中にある道徳的な価値感を多くの友達と交流、あるいは議論する活動を重視します。教師が一方的に道徳的価値観を押し付けるのではなく、物事に対する多面的・多角的な見方や考え方について話し合う活動等を通して、子供たちは、自分自身の道徳的価値観をさらに高めたり新たな価値観を見いだしたりしていきます。

家族との関係や身近な人との関わり、あるいは地域における多くの体験等を出し合い、話し合う中で、子供たちは改めて、その経験が、自分自身にとって、どのような価値があるのかを認識していきます。

学校の内外において、多くの人や事柄との関わりを持っている子供たちです。その関わりの意味や価値を認識する時間を持つことで、家族や故郷は、何ものにも代えられない価値あるものとして子供たちの心に醸成されていくのではないのでしょうか。

なお授業で、子供たちが考えたことや感じたことをワークシート等に記述して残していくことも各学校で工夫しています。それらを読み返すことも、子供たち自身が、自分の心の成長を感じることに繋がっていると考えているところです。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） ウクライナの人たちは知的で勇敢だな、素晴らしい人たちだなと。こういう人たちは信頼できるなということを思った次第なんです、町のリーダー、教育のリーダーの言葉はほかの人々に影響を与えてきます。

良い方向に向かうように、そして町民、国民がしゃっきりとするように発現されることは大事だと思います。ただ、今回はこれ以上何も聞きませんが、私が一言ちょっと触れたアメリカ軍基地があって平和が守られてきた日本という現実、日本は今まで優しさとか思いやりだけを中心に教えてきたと思うんですけども、しかし現実にはロシアみたいいきなり入ってくるということは

あるわけです。この心構えというか対策というのは本当は必要なんだけど、今日はそこまで踏み込みません。

以上で質問を終わります。

3問目は大事なことなんですけど、この件に関しては今まで何回も私は質問してきたわけなんですけれども、いわゆる農業用水路である上井手が町の中を流れているというこれが問題ですね。それと大きく土地改良区と役場の関係とかそういったことなんですけれども、金田町長が就任されてから短い時間しか経っておりませんので、今回はカットし同じ内容で次のときに質問しますから、土地改良区の定款とか全体の農業用水とは何かとか、それから町を流れる雨水の関係ですね、その辺を勉強しとってもらいたいと。職員に頼らず自分の考えを答えられるように一つお願いして一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時53分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。傍聴席の皆様、本日は傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただく内容は有害鳥獣対策について肥料、飼料の高騰についての2問となります。

まずは有害鳥獣についてから質問させていただきます。この有害鳥獣なんですけれども、状況から御説明いたしますと、野生鳥獣による農作物の被害は国全体で令和2年度のデータではありますけれども、161億円となっております。これに関しましては、以前と高い水準となっております。この被害に関しては額に表れる以上に営業意欲の衰退にも表れており、深刻な影響を及ぼしております。

そこで有害鳥獣による農作物被害の低減を目的に、有害鳥獣対策を行うわけではありますが、今現在、大津町では有害鳥獣の捕獲頭数はデータとして把握しておりますが、町内でどの程度の被害が発生しているのか。対策を行ってどの程度被害が提言されているのかなど、目的の達成度を図るものさしとなるデータが存在せず、このままでは、町として有害鳥獣対策にしっかり取り組んでいるのかと問われてもおかしくないのではないかと考えます。

また、今後、有害鳥獣対策の改善を行う上でデータが存在しないというのは、この有害鳥獣対策が正しい方向への改善が図られているとは到底思えません。そういった状況を踏まえた上で、今後どういった姿勢でどういった有害鳥獣対策を行うのか質問させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

有害鳥獣につきましては、有害鳥獣による農作物被害を防止し、農業経営の安定と更なる向上を図ることを目的としております。現在、大津町では、有害鳥獣の捕獲に対する補助や鳥獣害防止対策事業として、電気牧柵及び箱わな等導入への補助、わな免許取得への補助、有害鳥獣対策協議会への補助により対策を進めております。

また、令和3年度には鳥獣害に強い地域づくりを推進することを目的とした有害鳥獣地域駆除隊が発足され、活動を開始されております。またわな等、あるいは電気牧柵等への補助は近年増え続ける対策として増額を町としても行っているところでございます。

御指摘いただきました農作物被害の状況把握につきましては、被害にあわれた農家が報告をされないケースも多く、検証・検査の基礎データともなる被害把握への取組は課題であると町としても認識しております。

したがって、現況としては町としては捕獲頭数を主な指標としておりますが、これは狩猟期間であるとか、あるいは狩猟される方々の動向によって変わってくる部分もございますので、別の取組も必要だと考えております。

今後につきましては、ICTの活用も含めて農作物被害報告に対する現地確認と状況把握をさらに徹底し、有害鳥獣対策協議会や捕獲隊と、より一層の連携を図り、有効な対策について検証していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 大村議員の有害鳥獣対策について説明させていただきます。

有害鳥獣による農作物被害があった際の流れについてですが、被害連絡を受けた際、まずは現地確認を行います。確認により鳥獣が原因である場合は、電気牧柵及び箱わな等導入への補助を御案内いたしております。電気牧柵や箱わな等導入後の被害につきましては、捕獲隊へ捕獲の依頼を行っているところでございます。

捕獲に対する町からの補助金としましては、イノシシ、シカは町単独では7千円、カラスや小動物は1千円を助成しているところでございます。年々捕獲頭数が増加傾向にあるため、増加に合わせた補助をさせていただいているところでございます。

また、町及び捕獲隊と関係団体で構成される有害鳥獣対策協議会では、被害防止のためのわなの設置に加え、ICT機器をわなに設置することで、捕獲をメールで通知したり、わなの位置を地図上に表示したりすることができる機器の導入など、新技術の活用にも取り組んでおり、見回りに係る負担の軽減や事前の情報把握が可能となっております。さらに、昨年度は捕獲した猿1頭にGPS装置を装着することに成功しましたので、現在は行動履歴のデータ観察を実施しております。今後、このデータを活用し、猿に対する全体的な対応策の検討を行っていきたいと考えているところでございます。

御指摘いただきました農作物被害に関しての状況把握につきましては、電気牧柵及び箱わな等導入の補助を通して、被害箇所・被害面積・被害作物・対象となる鳥獣の種類を把握しているところ

です。なお、電気牧柵に対する補助につきましては、需要が増える中で必要とする方によりお届けできるよう、令和2年度から予算の増額を行っているところでございます。

一方で、電気牧柵等の設置により被害がなくなったとの声は聞いておりますが、評価を行うためのデータ管理やICTを活用した取組につきましては大村議員御指摘のとおり課題であると考えております。

今後の有害鳥獣対策につきましては、令和元年度に策定しました大津町鳥獣被害防止計画に基づき、大津町有害鳥獣対策協議会を中心に捕獲隊や地域駆除隊と連携を図り、有効な対策を検証することとしております。

また、熊本県もITを活用した鳥獣対策として、有害鳥獣対策アプリの開発に向けた検討を始めております。これは、農家が入力した鳥獣による被害状況を基に、どこにわなを設置すべきか、どこのエリアへの対応を捕獲隊に依頼するべきか等を地図情報で共有できるものと伺っております。

今後は、ICTの導入による、より効率的な把握や一元管理も行い検証することで、次の有効な対策につながるような体制づくりを進めていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） それでは、再質問させていただきます。

確かに農家の方先ほど言われていたように農家の方のほうから連絡をしていただけないというような話があったかと思うんですけれども、実際同じ動物が違う畑に被害を及ぼす可能性というのも十分考えられると思うんですけれども、その点に関してどういった対策をとられるのか、極力農家の方がしっかり連絡していただけるような仕組みというのを作っていかないといけないというふうに私は思うんですけれども、その点に関してどういった考えをお持ちなのかお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 大村議員の再質問についてお答えいたします。

同じ動物が被害を及ぼしたり、そのような対策を今後どのように行うかという御質問だったかと思えます。先ほど町長答弁にもありましたように農家の方からなかなか被害が遭っても報告がないという現状もございます。その辺は町職員、それからJAさん、関係する団体と連絡を取りながら現地の確認等も含めてしっかりと対応していきたいと思えます。特にカライモの被害は今基腐病の対策協議会をたてて、不定期ではございますが会議を行っております。そのような場でも農家の方に情報の提供を呼びかけたりそのような対策を取っていきたくと思っております。特に甘藷は今から成育が盛んになりますので、1日、2日で元通りに繁茂して被害状況が確認できないので役場に電話、こちらから情報をキャッチした際はなるべく早急に現地確認をして対策を講じるよう努めたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） この有害鳥獣に関しましては、農家の方にとっては非常に重要な問題となります。なのでしっかり役場としても農業の一端を担っているという自覚を農家の方と共有して

いただいて、今後取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は肥料、飼料の高騰についてになります。二つ目の質問も現状から御説明いたします。

まず肥料になりますが、これは皆さん御承知かと思うんですけども、野菜の生産を行う上で絶対に必要になるものになります。この肥料の原料は窒素、リン酸、カリウムなどがありますが、この原料の産出量の多い国からの輸出の停滞や国際市況の高騰により先ほど述べさせていただいた窒素、リン酸、カリウムなどが現在市場最高値というところで上昇をしております。また、外国為替市場の急激な円安が進行しておりまして、結果として大幅な肥料の確保等が起きております。

そして飼料に関しましても、配合飼料で見れば令和4年4月の推計を確認してみますと、工場渡価格で1トンあたり8万7千731円と平成18年と比較しても約2倍、原料であるトウモロコシが高騰した平成20年次と比較しても約1.3倍と市場類を見ないような高騰が起きております。このしわよせは日頃から価格転嫁の難しい不安定な価格相場の中で切磋琢磨している農業従事者の方にくるのは必至であり、このままでは多くの農業従事者の皆様が壊滅的な打撃を受けます。そして最終的には離農せざるを得ない状況に追い込まれるのではないかと思います。

まずは大津町で農業を営んでいらっしゃる皆様の声を集約して、早期に協議を行うべきであると考えますが町長の見解を伺わせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

昨今の海外情勢の影響を受け、原料価格が上昇したことにより、議員御指摘のとおり肥料及び家畜飼料価格が高騰しており、農家の皆様の経営への影響は避けられない状況であると認識しております。

畜産業の配合飼料や施設園芸用の燃油につきましては、生産者・国・関係機関等が事前に積立てを行い、価格高騰時に補填を行うことで、経営の影響を緩和するセーフティーネットがありますが、肥料向けには制度がないような状況です。そのような状況の中で肥料については大幅値上げにより過去最高値を更新しております。また、畜産の中でも酪農での生乳の需要減少や、肥育農家の買い控えによる肥育素牛価格の大幅下落など厳しい経営状況が続いております。

そうした中で町としましては、少しでも農家の皆様の負担軽減を図るべく、今回の6月補正におきまして、原油及び物価高騰の影響を受けている農業者に対し、事業者支援対策をお願いしたところ です。

しかしながら、コロナや円安、ウクライナ情勢などを踏まえますと、この状況はまだまだ長期化するものと予測されます。今後も国・県が実施する燃油、資材、肥料、家畜飼料の価格高騰に対する支援について注視しつつ、また早急かつ実効性のある緊急対策の早期実現を国へも強く働きかけていきます。一方で、町としても継続的に対応を行っていきたいと考えております。

その詳細につきましては担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 大村議員の肥料、家畜用飼料の高騰について説明させていただきます。

肥料の6月から10月の販売価格につきましては、原料コストの上昇により、前期と比較し、25%から94%引上げとなっております。農産物の販売価格は市場の需要に左右されるため、採算価格上昇分を販売価格に転嫁することが難しいと言われております。

また、畜産におきましては、国と生産者が3対1の割合で基金を積立て、標準的な販売価格が生産費を下回った場合に差額の9割を補填する制度がございますが、特に乳用種においては発動が続いている現状がございます。輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合に発動される飼料価格安定制度についても、補填発動が続いており、上昇率115%を超えたときに発動される異常補填財源につきましては枯渇し、国による予算措置が行われている状況でございます。長期にかかる負担は農家の方の離農や作付けの減少につながり、価格の高騰や需給のひっ迫をもたらし、最終的には消費者の生活に大きな影響を与えることとなります。

町としましても、物価高騰の影響を受けている農家への支援は必要であると考えており、負担軽減を図るため、先ほど町長答弁にもありましたように10万円を上限とし、売上の1%の補助を行うことができるよう、今回の6月補正にて計上をさせていただいているところでございます。

今後も情報収集を行い、国・県の補助制度の創設を注視しながら、継続的な経営安定に向けての支援を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 本当にですね、今起こっている農家の現状というのは今までにないような本当に危機だと私は思っております。このままいけば本当に大津町の農業がなくなってしまうのではないかというふうに私は考えています。なので、今後とも先ほど話のほう言われていたとおり、しっかりと長期で対策を打っていただいて行政のほうも農家を助けていただければと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄） 1時30分より再開したいと思います。

午後1時19分 休憩

△

午後1時30分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 皆さん、こんにちは。令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症は社会経済活動に大きな影響を与え続けています。また変異ウイルスによる感染拡大という新たな問題もありその終息はいまだ見通せない状況です。さらには原油価格の高騰や原材料価格の値上がりにより経済情勢、社会情勢、共に不安定な状況が続く恐れがあります。

本町に起きましてはT SMCの進出またその関連会社の進出等、将来性が見込める中、決して乗

り遅れることがない努力が必要であると考えます。今回の質問は10年、20年先を見据えた質問であり、この問題を解決しなければ先の大津町はないと考えます。それでは、通告に従い議席番号4番、畠川秀貢が一般質問いたします。

農業及び商工業の後継者対策及び事業承継について。

農業や商工業の後継者不足が叫ばれるようになったのは1970年代の頃からと聞いております。それから随分時が経っておりますが、この後継者不足は自給率の低下や耕作放棄地、休校農地の増加、雇用、技術、経営ノウハウの喪失など経済全般に渡り深刻な問題に派生し、地方経済にも相当の影響を与えると、国では農業分野では改正農地法の思考や「ひと、農地プラン」が法制化されたり商工業分野では経営承継円滑化が施行されるなど、後継者不足による影響を強力に是正するための対策をとっていることは御承知のことと思います。

そこでまず伺いたいのは、農業商工業の後継者問題についての基本的な見解をお聞かせ願いたい。そしてその上で後継者問題に対して、これまで何らかの対策を講じられてきたのか、今後何らかの対策を講じられることがあるのかをお聞かせ願いたい。また後継者対策や事業承継においては後継者育成が欠かせないと思うが、この後継者育成に関してはどういうお考えをお持ちなのか。そしてどう取り組んでいかれるのかをお聞きしたい。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 畠川議員の質問にお答えをいたします。

まず、現状認識及び事業継承・後継者問題の町としての基本的な考え方についてですが、農業及び商工業の事業継承、後継者不足は全国的な課題であり、本町においても大変重要な課題であると認識をしております。

また議員御指摘のとおり、事業者の方の高齢化や長引くコロナ禍の影響で業績が落ち込めば、事業継承そのものが成り立たないという事態となります。仮に廃業に至った場合は、貴重な雇用やこれまで培ってきた技術を喪失することにつながります。価値ある事業を維持し、あるいは引継ぎ、更なる発展を目指すためには、行政と関係機関等が連携し、事業者に寄り添う支援体制が求められます。このようなことから、町では特にコロナ禍においては、商工会やJA等の関係団体との情報共有、施策の協議を行い、国や県、あるいは町の独自事業により様々な支援策を実施させていただきました。

事業が維持されれば、引き継がれるということは、人材が育つことにもつながります。また、これからのまちづくりを進める上では人材の確保と育成が喫緊の課題でもあります。

このような背景から、中小企業及び小規模事業者の方の大津町経済に果たす役割の重要性に鑑み、また、健全で持続可能な発展が、ひいては町民の方の生活向上につながることを目的として、本年3月議会に大津町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定させていただきました。

今後は、この条例の趣旨も十分に踏まえ、それぞれの役割を理解するとともに、連携を深め、振興策を調査・審議する活性化会議の位置付けが非常に重要だと考えております。

次に、現在の支援策の取組については、まず農業者の方には国の補助を活用し、中核的な経営体

の後継者が、スムーズに継承できるような支援を実施しており、令和3年度は、2経営体が経営継承され、今年度も1経営体が継承予定となっております。

また、商工業の方においても、事業継承の相談窓口となる大津町商工会を支援することで事業継承の支援を行ってきたところです。

最後に、町としての支援策についてですが、今後も農業団体や商工会、その他関係機関との連携を深め、相談窓口や支援体制の整備をさらに充実させ、国や県の補助事業の有効活用を進めることとしております。

また、補助金だけではなく、事業者の方の経営が軌道に乗り、安定することが最も重要だと認識しておりますので、事業者に寄り添った人的支援等にも力を注ぎ、事業継承のほか、起業や新分野進出等に対する支援対策にも取り組んでいきます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 私のほうからは農業及び商工業の事業継承及び後継者問題についての基本的な考えについて御説明させていただきます。

大津町の農業経営体455経営体のうち、5年以内に農業を引継ぐ後継者を確保している経営体は93経営体であり、全体の約20%となっております。全国の平均が24%のため、同等の水準となっているところでございます。また、大津町の農業経営主のうち、330経営体が60歳以上であり、全体の約73%となっております。このように農業者の高齢化と減少が進むことが見込まれる中、将来に渡って農業の発展を図るためには、事業の継承及び後継者問題が重要な課題となっております。

現在町では、国補助事業の経営継承・発展等支援事業により、地域の中心的な経営体の後継者が、継承後の経営発展に取り組む場合、必要な経費を国及び町一体となって支援をしております。国県2分の1補助で上限が100万円という事業を活用させていただいております。令和3年度は、2経営体が経営継承を行いました。本年度も経営継承に向け、1経営体分の町予算の確保しているところでございます。

また、あわせて、地域の農業の現況を把握し、アンケート調査や地域での話し合いを通じて、地域ごとに、先ほど議員からも御指摘もございましたが「ひと・農地プラン」を作成しているところでございます。将来の農地利用を担う後継者として、認定農業者や新規就農者を中心経営体に定めているところです。

将来の農地利用を担う中心経営体に対しては、機械・施設の導入等の補助事業を推進し、さらに新規就農者については経営開始にかかる資金面の支援や経営発展への支援等、今後の農業の発展を見据えた事業推進を行っているところでございます。

今後も国・県の制度を活用しながら、新規就農者や後継者の確保に努めてまいります。また、資金面や機械等導入の補助に併せ、関係機関が専門の立場でサポートできる体制づくりなど、新規就農者や後継者の経営が安定するまでの間の仕組みづくりについても、研究していきたいと考えてお

ります。

また、商工業におきましても事業継承・後継者問題は農業問題とあわせて、大きな課題と考えています。県商工会連合会が令和元年に行った実態調査によりますと、町内事業者で継承を希望する事業者が57%とある中で、後継者が決まっていない事業者は56%と過半数を占めています。希望される後継者の属性としては、親族が77%と多く、役員や従業員、第三者への継承も17%となっていますが、この問題への取組状況につきましては、「具体的に取り組んでいる」が44%とあるものの、「近々取り組む予定」が27%、「まだ何も取り組んでいない」が19%となるなど、何らかの支援策が必要な状況にあることは間違いないと思われま。

事業継承につきましては、商工会が中心となり相談を受けていただいておりますが、商工会では年間約10件の個別相談も受けておられ、国の補助事業のサポートも行っていただいているところでございます。

商工業の活力の維持・発展のためにも事業継承は不可欠です。町としましても、本年3月に制定しました中小企業・小規模企業振興基本条例の中で、経営基盤の安定及び強化や、人材育成及び雇用の安定の促進について、町の基本方針等掲げておりますので、事業継承については活性化会議の中でも協議し、商工会や熊本県など関係機関と連携し、後継者育成のみならず、まちづくりにもつながる事業継承問題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） この後継者問題、これは農業団体、商業団体共に団を挙げての問題であると認識しております。人を育てるには時間とお金がかかるという上で、例えば農業団体としてはJA菊池総青年部が婚活に取り組んだり、田植え、稲刈り、ブドウ狩りの体験、または国家戦略としてCO2を減らし温暖化防止になるような考えを元に、食料安保を考え、その上で旬産旬消に取り組む、商工団体におきましては、青年部、女性部の育成、研修など、ここを育てることで事業継承につながる。そういった対策をしておると私は聞いておりますが、町におきましても、もう一步踏み込んだ具体的な策が必要であると考えますが、町長のお考えをお聞きしたい。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） ただいまの西川議員の再質問について御説明させていただきます。

農業団体、商工関係団体それぞれ様々な取組をやって、後継者の方、担い手の方を育てておられるということで御質問があったかと思えます。町としましてもコロナで、ここ2年はなかなか関係団体との交流もできず対策事業におわれるという場面がございました。ただその協議、施策をすり合わせる中で、本当に関係団体の現実のお話を聞き、交流をすることが非常に大事であったというふうにご2年感じたところでございます。懇親も含めた情報交換とかですね、情報共有が不十分だったと反省をしております。

そのようなことから先ほど申しましたような、商業関係については中小企業振興の基本条例この中の活性化会議で意見をしっかり吸い上げて取り組んで参りたいと思えます。町としてもう一步踏

み込みが足りないということは、肝に銘じまして、しっかりこれから先関係団体との生の情報を交換し、事業者の方の少しでも支援になるような支援策を展開して参りたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり町の産業としての活性はもちろんなんですけども自営の方、あるいは商工会の方、あるいはその団体等からなる方々、様々に地域活性にもつながる取組を行っていただいております。そうした意味でも町にとって非常に貴重な人材の皆様であり、非常に貴重な産業であると思っております。そこに向けては先ほど部長からありましたが、しっかりと現場の声を聞きながらやっていく必要があると思っております。またこの間、コロナの事業補助今回 J A の方に関しては物価高騰等に対する補助を行わせていただきました。また新たな取組として 100 万円の 2 分の 1 なんですけれども、別の取組をできるような仕組みも初めて提案をさせていただいたところがございます。そうした中でより町としても皆様と意見をすり合わせながら協働してやっていきたいと思っておりますので、引き続き御指導、御助言等いただければと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4 番（西川秀貢議員） 今の T S M C 関係で大津町がどんどん変わってきておるといのは事実なんですけど、そういった中でこの農業団体、商業団体も必死に今頑張っているところだと思います。いずれにしてもこの魅力ある農業、商業があってこそ後継者が育ち、ひいては町の発展につながっていくと考えますので、一刻も早い町の姿勢を示すようお願いしたい。

次の質問にいききたいと思います。コロナ禍の中での本町の学力向上の取組について。

後継者育成に関連して後継者育成という意味では、本町の子供たちの教育も重要ではないかと考えるところであり、コロナ禍での学力の低下も心配されるところです。そこでお伺いしたいのは、本町の学力水準は全国平均と比べてどうなのか、そして学力向上のための対策はどうとられているのかをお聞かせ願いたい。

次に教育に関連しての質問ですが、現在教育のあり方において、学者連携、学科連携が重要視されている。つまり学校、家庭、社会が一体となった教育体制が重要であると理解しているところです。そこで伺いたいのは、この学校、家庭、社会が一体となった教育体制についてどうのお考えをお持ちなのかお聞きしたい。また、現在何か一体となった取組がなされているのか。なされようとしているのか伺いたい。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 西川議員のコロナ禍での本町の学力向上の取組についての質問にお答えします。

令和元年度に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、学校においても長期にわたる臨時休業を余儀なくされるなど、甚大な影響を及ぼしています。

学校に通えない状況が続く中、子供たちや保護者の日常において、学校がどれだけ大きな存在で

あったのかということが、改めて浮き彫りになりました。

学校に通うことができず、勉強が遅れることが不安という声もある中、学校においては、ICT環境を最大限に活用して学びの保障を進めること、またこの事態に対応するためのカリキュラム・マネジメントが求められました。

大津町内の小中学校におきましても、感染症対策を講じながら子供たちの学びを保障するため、オンラインやハイブリッドによる学習を実施したり、授業における学習活動の重点化や次年度以降を見通した教育課程を編成したりしました。

そのような中で学んできた子供たちの学力の状況でございますが、令和3年度熊本県学力・学習状況調査、令和3年度全国学力・学習状況調査において、全体の傾向としては全国値比較においてプラスマイナスの範囲内であり、全国とほぼ同程度であると判断されています。しかしながら、町内の実態を前年度と比較しますと、やはり、全体的な学力の低下と学習定着に課題のある児童生徒の割合の増加が見られます。

今後は議員御指摘のとおり、コロナ禍においても学力を維持するだけでなく、少しでも改善・向上させる方策が必要であると考えています。

教育委員会としましても、今年度は子供たちの学力向上に向け、各学校の実態に応じながら、共通実践に取り組み、特に学習の定着に困難さを抱えている子供たちの学力向上を図りたいと考えています。

また、感染症の状況がどのようになるかという予測は極めて困難ですが、どのような状況になろうとも子供たちの学力を保障するために、ICT危機の利点を最大限に活用した授業改善に取り組み、コロナ禍においても精一杯、学力の充実につなげていきたいと考えております。

なお、ICT活用につきましては、昨年度から町内小中学校において日常の教育活動で積極的に活用を進めることで、全ての小中学校が、学校情報化優良校に認定されております。今年度は、ICT機器をさらに効果的に活用することができるよう取組を進めてまいります。

また2番目に御質問の地域、学校、そして保護者の学校、地域、家庭との連携による子供たちの教育につきましては、地域学校連携協議会そういったものを中心にしながら、子供たちの学校の学びが地域の中に生きるということを大事にしながら取り組んでいるところでございます。このような取組の中で、子供たちの学びが学校の中に閉じてしまわず、学びがさらに地域の中で充実し膨らんでいくようなそういうことを意図的に進めております。そういう意味でも今後も商工会をはじめ、様々な地域の方の御協力をお願いしながら子供たちをしっかりと将来の人材に向けて育てていきたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。それでは、私からは具体的な取組内容について御説明をさせていただきます。

まず、学力向上についてです。教育委員会としましては、大津町の子供たちの学力向上に向け、特に、学習の定着に困難さを抱えている子供たちへの指導の充実を図ることを、共通実践の一つと

捉えております。

町内の校長、学校教育課の担当者で組織します学力向上ワーキングにおいて、大津町の児童生徒の学力の実態分析において、学力の定着に困難さを抱える割合が増加したことに基づき共通実践としたところです。

成果があった学校の取組について、特設の時間の日々の授業での共通実践として取り入れながら、各学校で実施を始めたところです。

また、コロナ禍において、新たな学校の基盤となりますICT機器の整備が前倒して進みました。これまで我が国の教育が大切にしてきた学びを基盤として、ICT機器の利点を最大限に生かした授業改善に取り組むことで、子供たちの学力向上につながると思われまます。ただ、そのためには、教員の活用指導力の向上が必要でございます。教育委員会としましても、先生方のICT活用指導力向上に向けて、研修の充実を図るとともに、ICT活用の好事例を共有していきたいと考えております。

4月当初には、新しく大津町に転入してこられた教職員を対象にした、ICT活用研修を実施するとともに、5月の研究主任研修会では、熊本県立教育センターから指導主事をお招きして、教科等における学力向上のための効果的なICT活用について具体的な実践研修を行っております。

また、熊本大学大学院教育学研究科の特任教授を講師に、6月から、各小中学校6校ほどの授業参観と指導助言をしていただいております。その上で7月には、授業参観での気づきを踏まえた大津町教育講演会でも実践的講演をしていただく予定としております。

なお教育委員会では、先生方のICT活用指導力の実態調査を行っております。調査結果に基づき、各学校での課題に応じた校内研修を実施していただくようにしております。

また、ICT支援員の配置、家庭へのルーターの貸出し等、コロナ禍でも途切れることのない学びを最大限保証するためのICT環境の適切な維持と活用を図っていききたいと考えております。

なお、学校・地域・家庭との連携につきましては、コミュニティー・スクールや地域学校協働活動の推進を図り、幅広い地域住民の参画を得ながら、地域全体で子供たちの学びを支えるとともに、更なる先生方の働き方改革を進めてまいりたいと考えています。

以上で説明は終わります。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 私が思う言いたいのは学力数値、これは大事なことですが、例えばどれくらいの子供がどこにつまずいているのか、そこに先生方が気づいているのか。例えば一つの問題に対し30人の生徒がいたとします。その3分の1の生徒がその一つの問題につまずいたとする。なぜそこにつまずいたのか。もしかしたら教え方に問題がとか、またはほかに何か。そういう踏み込んだ先生方の考え方。採点は先生方が自分でされていると思います。生徒たちの。そこは先生方が子供たちのことは一番わかっておられると思います。ただそういう考え方が教育の指導であり、学力向上につながっていくと私は考えますが、教育長のお考えをお聞きしたい。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 今子供たちのつまずきに対して先生方がどのような支援をしていくのかという大変大切な部分を御指摘いただきました。まさに面川議員がおっしゃるとおりのことでございます。テストはできるかできないかを見るのではなく、先生方にとっては自分の指導がどれだけ子供たちに届いたかということを見極めるものでもございます。

したがって、テスト等をしたときに定着が悪いということは、つまりは先生方の指導がなかなか届いていないということになりますので、先ほど私が答弁しました学力の定着がなかなか厳しい子供たちということは、つまりそのクラスの先生の授業がどの子にどれが届いていないのかそこをきちっと分析しながら、そこに対しての手立てをきちんと講じていく、そのことを今年大事にしていくということでございます。

また、その手立てとして従来は、アナログで先生方が手で採点をしながらどこでつまずきがあるのかというのを先生方自身で分析をするというのが常でございましたけれども、今回このようなICT機器が入ってきますと、その分析というのが非常に子供たち一人一人にとって、また個別の問題にとってどういうところが問題なのかということが非常に分析が可能になります。そういった予算を大事にしなが、より子供たち一人一人の実態に応じた指導をしていくということでありますのでぜひ全学校で取り組んでいきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 面川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今の教育長の話も確かにそう思いますが、この教育問題というのは非常に難しいと私も思っております。今新たな知識や技術の活用により社会の進歩、変化のスピードが速まり、またコロナの影響により教育の指導も変わってきていると思っております。

しかし、その変化に指導者が対応しなければ子供たちへの立派な指導、教育もできないと考えますし、保護者の皆様が抱える一番の不安であると私は思いますので、しっかりとした今後の町の対策をお願いしたいと思います。

次に移ります。コロナ禍の中、保護者負担軽減のための学校給食の無料化についてのお考えをお聞きしたい。長引くコロナ禍の中で、低所得世帯や子育て世帯は収入の伸びの鈍化が見受けられるとある民間会社の調査結果がある。これだけを見ていうわけではないが、やはり出来得る限り子育て世帯の負担を軽くしてあげる必要があると考える。また、子育てがしやすい環境を整え、子育て世帯の定住と新たな子育て世帯の本町への流入を促すことが、住民税の増収や子育てに係る消費の拡大につながり本町の経済の活性化にもつながっていくと考える。そういう意味で、現在、学校給食費のうち保護者が負担している給食費を無料化することでコロナ禍での負担軽減と子育てがしやすい環境づくりができるのではないかと考える。時折しも、TSMCの進出で、各分野、方面での成長が期待されている本町も乗り遅れることがないようにあらゆる方面で政策を打ち出さなければならぬと考える。TSMCの進出で人口増加も期待されており、本町への流入策、例えば近隣町村との差別化として給食費を無償化することは有効ではないかとも思う。この給食費には年約2億円が支出されていると理解しているが、長い目でみればこの負担よりも先々の経済効果のほうが大きいと考える。そこでこの給食費の無料化についての考えを伺いたい。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 面川議員の学校給食の無料化についてお答えをいたします。

こちらコロナ禍の対応というところと、恒久的なお話、二つの観点で答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰による影響は、今後、電気・ガス料金をはじめ、原材料や食料等の高騰分を含め、生活者及び子育て世帯に、さらに大きく影響することが見込まれます。町としましても、まずは、いま必要な迅速な支援を、今定例会におきまして、提案をさせていただいております。

さて、議員御質問の給食費については、現在、幼稚園から中学生までそれぞれの単価と給食回数に応じた負担をさせていただいております。

そこですべての児童・生徒・園児の給食費を無料化した場合には、毎年、およそ議員からありましたとおり2億円程度の財源が新たに必要となってきます。

こうした状況から、現状では全ての児童生徒の給食費無償化を直ちに実施することは難しいものと考えております。

コロナ禍で、さらに、原油価格の高騰による煽りを受けて、生活に直結する様々な物価高騰の中で、限られた財源をどこにどのように振り分けることができるのか、それが子供たちや子育て世代はもちろん、町全体としてどのような効果を得られるのかまでをしっかりと考えていかなければならないと思っております。

一方で、このような社会情勢の中で、子供たちの就学に伴う経費の負担が困難な場合には就学援助制度の活用をお勧めしております。就学援助制度は給食費を含め、就学に伴う費用について実質的に無料化することとなるもので、この制度を活用していただくことで保護者の負担を大幅に軽減することができます。ただし、申請することによって活用可能な当該制度が必ずしも正確に認知されていないケースもあるようでしたので、昨年度から該当世帯に向けてはプッシュ型での郵送通知を実施するとともに、学校でのプリントなどでも従前以上に丁寧な説明行っているところです。これにより、家計的に負担が難しい世帯においては、全ての世帯において実質的に無料化の状態となっているものと考えております。

また、今回の補正予算で、給食用食材の値上がりに対応するため、国の臨時交付金を財源として約676万円の補助金を計上させていただいております。

また、議員から、将来のまちづくりの観点から、他に先んじて、給食費を無料化することにより、子育て世帯が流入し、人口が増加し、税収も増加するのではという御意見ですが、御指摘のような観点も踏まえまして、これまで大津町は18歳までの医療費無償化を近隣の2市1町に先んじて昨年度から実施をしております。

これは議員御指摘のように、子育て支援策の強化による町の魅力化、ひいては子育て世代の流入促進、消費促進等を見込んでという側面もあり、何よりも第一には子供たちが家計の問題で、やむを得なく受診を控えることで、子供達の・中長期あるいは短期の健康が阻害されることがあってはならないという思いから実施したもので、財源としては年間約2千万円ほどを投じております。

一方で、給食の無料化につきましては、義務教育の小学校1年から中学3年生までに限定した場合においても、新たに1億8千200万円ほどの財源が必要で財政負担が多大であり、子育て世代を呼び込む策としては費用対効果の検証も必要であると考えております。

また、議員御指摘のような徹底した子育て支援策は特に人口減少局面において、特に有効性が高いと感じております。一方で、大津町、本町においては、長年、小中学生は早い速度で増加傾向、また昨年度までの数年間は未就学児の人口は微減傾向にありましたが、本年度からまた0歳児にあたっては再度上昇傾向に転じておりまして、さらにTSMCの動きもあり大津町では子供の数がまた増加していくことも見込まれます。

こうした中で、いま住み暮らす子供達が幸せであるために、今議会でも指摘がありました、学校の増築、学童の新設あるいは給食センターや学校建替えも必要となる一方で、財政的な制約がある中での全体的な予算、あるいは子育て・教育関連予算をどのように振り分けでいくかは、具体的な数字の分析を基に慎重に考えていく必要があると認識しております。

一方で、大津町の子育て支援策や制度・環境構築を多数行っておりますが、潜在的移住者はもちろん、一部ではいま住み暮らす方々にも確実にその魅力、制度等が伝わっていない状況があると感じております。

実際に子育て世帯が大津町以上に流入している明石市や流山市では、子育て支援策自体も充実していますが、やはり「子育て支援の町あるいは市」としてのブランディングや認知度向上に成功している点も大きく影響していると考えております。

したがって、大津町としましても、町の子育て支援策等を体系化し、積極的にブランディングやプロモーションをし、町の様々な支援制度や魅力的な環境を、町内にお住まいの皆様や潜在的な移住者の方々に向けて発信していくための導入予算を3月の当初予算で承認いただいております。全国的には少子化がさらに進んでいき、本町への影響も増大が見込まれますので、その観点からも多くの子育て世帯に選ばれ、そして住み暮らす中で実際に様々な資源や制度を活用してもらえ、子育て世代に優しいまちづくりに努めていきます。

また、今後大津町が引き続き、子育て世帯の居住地として多くの方に選ばれる持続可能な町であるために、金銭的な補助だけではなく、幅広い視点での環境向上に努めていきたいと考えております。

その他詳細につきましては所管部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、面川議員の給食費の無料化についての御質問について御説明させていただきます。

学校給食センターでは、現在、小・中学校・幼稚園・県立支援学校の10校、2園、約4千500人分の給食を提供しております。

給食費は、小学生が年間4万4千744円、中学生が学年別に単価が異なりますが年額4万6千191円から5万196円、それから幼稚園が年額4万2千8円となっております。

この金額は平成26年度以来、据え置いた金額となっております。

この給食費全体を無料化した場合、先ほど町長からもありましたように、毎年、およそ2億円程度の新たな財源を要することになります。

また、給食を作る際のセンターの運営費として、人件費をはじめ施設管理、整備費などで年間約1億5千万円程度が必要となっております。全てを合計しますと年間で3億5千万円ほどの財源を要することになります。

先ほど町長からも答弁がありましたが、小中学校に通われている世帯で、経済的にお困りの子育て世帯に対しましての支援としては、就学援助制度をお勧めしているところでございます。

この制度では、学用品費をはじめ、修学旅行等の校外活動費に加え、給食費についても全額給付を行うものです。

特に昨年度からは、対象となる世帯を抽出して、申請をされていない世帯には、直接、制度の御案内通知を郵送したり、戸別訪問をする際、申請手続のサポートなどを行い、積極的に支援を行ってまいりました。

これによりまして昨年度は、認定件数が小学生対象で前年度67件増の295件、中学生が前年度25件増の157件、合わせまして、前年度92件増の452件が認定されている状況でございます。

このことは、町として、生活に困っておられる子育て世帯に対しまして、就学援助制度の周知と案内を積極的に働きかけてさせていただいた成果と考えております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の更なる長期化と原油価格高騰による影響の長期化により、経済的にお困りの御家庭に対しましては、今後、さらに、就学援助制度の活用を推進し御案内をしていきたいと考えております。そして子育て世帯の支援にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今の支援制度の話は何べんも出てきましたが、その支援制度だけでも耐えられなくなってくるのじゃないだろうかとも私は思います。支援制度支援制度言われますが、実際、このコロナの状況でにっちもさっちもいかん人はかなりおると思います。言葉はそれは良い言葉ですよ支援制度で。でも今度はそれだけで耐えられないことが私は出てくると思います。私が言っているのは10年、20年先を見据えた取組であって、例えば1世帯の家族が大津町に住みたい、大津町で子育てをしようかといって入ってきた場合に、1年間にその時に税金は幾ら払わないといけなかなど。税金以外に子供がおれば子供の洋服、食べ物これは必然と大津町で買い物をしたり、ということは必ず大津町におちてきますそのお金は。そしたらその世帯が10世帯、100世帯となってくれば、いずれにしてもこれは最終的には町の発展につながると。そういうふうには私は考えております。

そのためには町独自の施策が必要になると。そのためには先に仕掛けることが必要であると私は

思っております。この給食とは、食育にも活用されており、教材でもある。義務教育の範囲に入れるべき。そういう考えもあります。私はこの給食費の無料化によって人を呼び込み、子育てしやすい環境になり、どこにも負けないまちづくりにつながっていくと思っております。これから先の町を見据えた対策を早急をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時25分より再開します。

午後2時16分 休憩

△

午後2時25分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） こんにちは。通告に従い一般質問を行います。今回は大きく二つの点をお尋ねしたいと思っております。

まず第一問目ですけれども、町が結ぶ協定や、行っている実証実験などの説明不足をどう扱っていくべきかということです。

まず質問の前提としまして、こうした連携協定とかそういうのが悪いということを言っているわけではありません。ただ中によくわからないものがあるということで、それについての説明をどのようにしていったらいいんだろうかということをお尋ねするというものです。そのきっかけになりましたのが、ワンピースのゾロ像です。今中央公園のほうに設置されておりますけれども、設置されること自体はとてもうれしいことで、非常に観光的にも人気があるということはわかっておりますが、そもそもあの像というのは、一体誰のものなんだということを考えたときに、お金、製作費の財源はワンピースの作者からの県への寄附によって賄われています。ところがそれを設置の工事、あるいはオープニングイベントがありましたけれどもそうした費用というのは町のほうが復興基金の中から出していっていると。そして監視カメラのほうも町が設置しております。このように例えばワンピース像が破損した場合、あるいは汚損した場合ですね、それは誰がどのように対応するんだろうかと。もしそれが故意になされたものであったとすると、警察の対応は誰がするんだろうかと。あるいは将来的に汚れてきたときにきちんと磨かなきゃいけませんと。そうした将来負担は誰が負うことになるのか。そういった決め事というのの説明というのは一切なされていないんですね。そういったことをいろいろ考えていった中で、様々、町はいろんな団体と協定等結んで活動しているわけなんですけれども、それについての約束事と言いますか、それがどのように管理されているんだろうかということが疑問となったわけです。町はたくさんの協定を結んでおります。

資料をお願いします。今回は町が結ぶ協定についてどんなものがありますかということで、事前に総合政策課のほうに問い合わせしましたところ、提供されたものが49件ありました。そして、それと別に防災交通課のほうにホームページで公開しているものが17件ありました。その中には大半はと言ってもいいと思うんですけど、防災とか高齢者の見守りとか、内容が具体的なもの、何

をするんだろうなというのが予想できるものというのがたくさんあるわけなんです。

ところがそうしたものは一定数あるんですが、そうではないものというのが大きく二つの分野で残ってきました。一つが過去に締結された協定の中で、あれって今どうなっているんだろうかと思うものです。ここで今、上のほうに幾つか出てはいますが、姉妹都市の提携というのが幾つかあります。ブラジルとかアメリカとかあるんですが、4つあるんですけど、その中のヘースティングズ以外は今のところは現在交流が途絶えているというような状態になっております。でも形式的には姉妹都市の協定は残っているということですね。

それから幾つかの大学と包括的な連携というものがあります。この質問についてちょっと具体的な内容を考えておりましたときに、過去の町長の一般質問が出てきまして、そのとき町長はもっと大学や学生に町に積極的に関わってもらおうという方向性を提案しておられたと。しかし、最近でもなんとか審議会の座長とかいうようなところで大学との連携は見えるんですけども、それ以外なかなか何かやっているようには見えないというものがあります。ただ議会のほうが尚綱大学と結んでいる協定についても今日の午前中も学生さんがたくさん見えておりましたけれども、こちらのほうは何とか続いているというところですけども、それ以外は停滞しているというか、少なくとも姿が見えないような状態になっております。それから、台湾に関する学生交流、販路拡大、観光PRに関する包括連携協定というのもありました。大津町の室小学校ですかね。台湾との交流もあったと思うんですけども、グローバル化する社会で将来活躍する人材の育成を目指すとはありますが、これには書いてありませんけれども、確かカライモの海外販路の拡大とかいったような内容もあったと思います。これについては議会からも台湾まで確か行ったと思いますけれども、これも今停滞しているんじゃないでしょうか。これが一概にコロナだけが理由とも思えない。

そしてこの後ろのほうにあります1年数か月間。町長が就任されたあとに矢継ぎ早に行われている連携の協定です。具体的なものもあるんだと思うんですけども、内容がわからないものというものもあります。それを幾つかピックアップしてみました。

少し大きめにしておりますのが、住民間い合わせ対応サービスの「しつぎおとうふくん」というものです。これは町のホームページに載ってしまっていてチャットボットの仕組みですけども、町への問合せを入力すると、それに対する最適な答えのページを選んで返してくれるというようなシステムです。今はこれが去年の5月くらいですね。未実証実験ということで行われておりましたけれども、これが今はなくなっておりますので、恐らくは実験の結果は芳しくなかったんだろうということになります。実験は失敗するためのものという言葉がありますけれども、実験のパートナー相手方は、この実験の中から自分のところのシステムのAIの制度を高めるための学習データというのを確実に得ているわけです。ところが町は一体この実験で何を得たのか。普通に考えればここで失敗したのであれば、さらに制度を高めた新しいシステムを試されるというのが実験のやり方としては上等だと思うんですけども、そういった様子は特にありません。町民を巻き込んで行った実験、結果やデータ、今後どうするかなど説明されてもいいんじゃないでしょうか。町として対応がなければただパートナーの企業にデータを提供しただけということに終わってしまいます。

パートナーシップ協定というのもこの中に二つあります。地域課題の解決や町の施策の推進のため連携ということになっておりますけれども、町としてはこの連携をどのように活用して、どのような成果を上げてきたのか、またそのためにパートナーに対しどう答えていったのか。それからちょっと町にゆかりのある企業との包括連携協定というのもあります。この企業と町の相互が有する人的知的物的資源やIOTなどの技術の活用を図ることで町民の安心安全の確保や利便性の向上などに資することを目的とするということになっておりますが、実際はこの企業から昨年度あるシステムを導入しております。こうした状況を踏まえて考えますと、この中のどれかがという話ではないんですけども、あくまで一般論としてですけども、連携の内容や進め方によっては町が製品やサービスの調達を行う際の足かせになってしまうことはないのか。あるいは連携の中で共有した情報が、結果としてその企業のみにも有利に働くこと。もしかしたら将来的な負担が発生する可能性など、かなり遠回しに言いましたけれども、そうしたリスクを含んでいると考えるべきではないかということです。過去の連携は現在ではどのような状況にあるのか。どういう成果につながっているのかがわからなくなっております。また、最近のものは理念ものが説明されており具体的な内容や連携に基づく活動や成果、町の負担というものが全く見えてきておりません。

いくつかの指摘をしましたので、この一つ一つに答弁を求めるわけではありません。こうした連携協定や実証実験について、今後どのように説明をされていくのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

町と民間企業との連携協定は、本町が抱える課題について、協定先の人的・知的資源を活用し、協力し合うことで課題解決につなげるための枠組みでございます。

公共施設やインフラの老朽化、少子高齢化による社会保障費の増大、新型コロナウイルスへの対応、デジタル社会への変革や町民ニーズの多様化など、従来型の考え方や取組、人や資金などの運営資源だけでは行政運営が困難な状況となっております。

本町においても、多様化するニーズに対応し、効率的かつ効果的な行政運営と持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまでの考え方や枠組みのみにとらわれず、民間企業等の外部のパートナーとも連携しながら、その知見や技術力、運営資源を生かし、公共サービスを提供していくことが必要だと考えております。

また、大津町においては地域活性化起業人やアドバイザーの登用を行うことによって、役場内の多くの分野において日常的に民間の手法や考えに触れる機会が増加したことで、多面的な見方も求められる現代において職員自体の新たな気付きや学びに寄与している部分もあると感じております。

一方で、企業側としては新たな取組に向けたデータ収集やノウハウの磨き上げだけではなく、社会貢献という意味でのコーポレートブランドが消費者の選好に影響する度合いが増大していることなどからCSRやSDGsの観点から自治体との連携を模索する企業も増加しているようです。そのようなニーズや自治体の狙いを背景に、自治体と企業が連携し、様々な地域課題の解決に取り組

む包括連携協定等が全国の自治体でも増加傾向にあります。本町においても、町と企業等がそれぞれの資源や特色を生かしながら、多岐にわたる分野において協定の締結を進めてきました。

これまでに締結してきた協定数としては、まず災害時応援協定関係が21件。うち2件は私が就任してから新たに締結したものとなります。災害時応援協定は熊本地震の際にも大きな効果を発揮しましたし、今後起こりうる災害に対しての備えとして必要不可欠な協定であると認識をしております。

また、災害時応援以外の協定に関しましては、現時点で整理できているもので計49件あります。うち私が就任してから締結したものは、18件でございます。

これまでの協定としては、消費生活相談業務等を隣接町村と合同で行うといった図書館の資料の貸出しを熊本市と相互に行うことができるもの、大津警察署と防犯カメラの設置を促進するものなど、自治体同士や関係機関との事務的・実務的な取決めの協定が主でした。

私が就任してからも、JAとの移動販売事業実施に関する協定や、社協とのボランティアセンター設置・運営等に関する協定、下水道事業団との災害時の処理施設復旧に関する支援協定など実務的な協定は複数行っております。これらの中には締結以前から、実務的な連携はできていたものもございしますが、議員まさに御指摘のとおり双方の役割や責任を明文化することで、より実効性を高めることや責任の所在を担保する意図もあるところでございます。また、締結先企業としても経営層や株主などへの一定の説明の必要性が生じるため、より実働に繋がる関係構築のためにも協定締結は進められているところでございます。

なお尚綱大学等を含め大学との連携の話ありましたけれども、まさに尚綱大学に関しましては、私が議員の頃町に提案したものをなかなか結びつかずに、議会のほうで結果として結ぶ形になったもので、今後もお互いに利があればぜひ何かしらやっていきたいと思っております。

また、その他にはNPO法人との子供の第三の居場所事業の設置と連携に向けての協定、日本郵便や地域郵便局との包括協定によるフードポストやワクチン接種予約補助の取組、官民連携を推進・助言・マッチングする官民連携事業研究所とのパートナーシップ協定、複業人材をマッチングさせるアナザーワークスとの協定による民間アドバイザーの登用、ANAや大手スポーツクラブを運営するルネサンスとの協定による民間人材派遣など、町内において新たな取組を行うために締結した協定もございます。

御指摘のように、特に包括協定の場合には協定を結んだものの具体的な動きが住民の皆様にとってわかりづらいということや、取組自体が曖昧になること、さらに過去に結んだものの形だけ残るという事態も起こり得ますので、新たな協定締結にあたっては包括協定の場合にも必ず当初に取り組む具体的なコンテンツを決定・合意した上で行うとともに、限られた紙面ではありますが町広報を中心に導入の部分がメインになっておりますけれども、発信・周知を行っているところでございます。

また、副次的な効果として、積極的に取組をPRすることで、メディア等にも取り上げていただき、町の認知度やイメージ向上にもつながっていると考えており、災害時応援協定を含めた新たな

企業などからの提案の呼び水になっております。また特にITをはじめとした企業誘致にあたっては多くの企業が興味を示されるとともに、町の前向きな姿勢として好意的に受け止めていただいていると認識をしております。

一方で、議員御指摘の過去の協定に関しましては、今回の質問を機に本来であればすでに行っていたところがございますけれども、再度、所管横断的な洗い出しを実施しましたので、新たに提携した協定の管理あるいは関係性の整理も含めて、今後しっかりと整理をしていかなければならないと考えております。

また、連携後に、時には予算措置を伴う新たな提案をいただくこともありますし、未連携の新たな企業などから町として取り組む時機にない分野での協定の御提案をいただくこともありますが、町に利がないと判断した場合には、これまでも御丁寧にお断りしており、協定のための協定にならないようにしているところでございます。

また、構造計画さんのお話もありましたけれども、そちらに関してはまずは契約のほうが先にありまして、その後にやはりベンダーさんとしても特定の市町村あるいは販売先とともにだけ何かしらの取組を進めることもできませんので、我々をしっかりとサポートしてもらうためにも協定を結んで今一緒に取り組んでいるところでございます。

また、より詳細な目的や成果を含めた住民の皆様への周知に関しては、まだまだ改善の余地があるのは御指摘の通りですので、一連の取組がより効果を発揮できるようにまた住民の皆様にもしっかりとわかっていただけるように努めていきます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 今丁寧にお断りいただきましたけれども、その通りなんですね。確かに実際に実利のある提携というものがほとんどであろうと思います。将来の負担とかその辺はできればもう丁寧に避けていくというのも当然の考え方であって、それをきちんとできているということで説明はあったんだと思います。

問題は、最後に言われたそれをどうやってきちんと説明していくのか。広報では入り口だけということになりますし、アピールの場ということもありましたけれども、それも呼び水になったりするということもあるというような説明もありましたが、そうではなくてというかですね、やはり一つ一つのをきちんと説明していくというのは必要だと思います。今回そこをきちんと考えていただいてリストをまた作っていただいたということもありますので、これに関してもこれで終わりたいと思っております、2問目に移りたいと思っております。

二つ目の質問ですね。不登校児童・生徒への支援の拡充が必要ということで、これにつきましては昨年12月に一般質問を行いました、その続きということになります。通告書では、教育機会確保法、その後の文科省の通知により条件を整えば指導要録上の出席扱いとなり、さらに民間の支援施設等での活動を積極的に評価することが求められた。またこうした民間施設との連携が望ましいとされている。

しかしこうした施設は当事者の経済的負担を伴うものや反対に無料や低額であって継続的運営に苦慮しているところもあります。こうした一定の負担について町がバウチャー等で支援することはできないだろうかというものになります。今回ここまで何回もこの質問をしてきたんですけども、時間はかかっておりますけれども、取組が少しずつ前進していることについては敬意を表したいと思います。

では資料のほうをお願いいたします。これ前回の最後のほうに出した資料ですけども、学校以外での支援施設等で活動する子供たちへの評価が適切に行われているかについてお尋ねしました。その中でまた民間施設が果たす役割が増大しているということもお示しをして答弁としては、児童生徒理解シートの活用が途上にあることや、連携の仕組みづくりを模索していることなどの状況が説明いただいたところでした。質問の最後にそうした民間施設を利用する際の当事者の負担や施設の経費負担についても考えるべき時期にあるのではないのでしょうかということ最後に指摘させていただいたのがこの部分になります。その前提としてまずこうした支援が必要なのか。あるいは町がそれを行う理由についてちょっと確認をしたいと思います。

資料1に戻ります。これは不登校の児童生徒への支援のあり方の変化についてまとめたものです。ポイントとしては、以前は学校復帰を目指すことが前提だったものが、現在は休養の必要性を認め登校という結果のみを求めないこと。そして状況に応じた学習活動、自らの進路を主体的に捉えて社会的自立を目指すということが目的になってきているということです。そしてそのためにこの緑の部分ですね。児童生徒及びその保護者に対する必要な情報を提供、助言、その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとするということになっております。この必要な措置というところが今回の一つポイントになるかと思えます。つまり全体として不登校という状態を拒否せず否定せずにその中で自立を目指すということを支援していくということです。これに書いてはございませんけれども、教育機会確保法の付帯決議の中には、不登校の児童生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援のあり方について検討しその結果に基づき必要な財政上の措置を講ずることとなっております。

これは状況に応じた学習活動の機会を確保するために経済的な支援は必要な措置ではないかということをお問うてるものだと思います。こうした動きを受けまして、すでに支援を行っている自治体も増えてきております。例えば佐賀県の江北町というところがございます。令和3年4月から。滋賀県の草津市では令和3年9月から、そして新潟県では上越市ほか県が始動する形でいくつかの市町村が参画している形です。ほかにもあるようですけれどもいくつも出てきているということをお申し上げたところです。ただし、先行の自治体はいわゆる補助金という形での給付をしているところ。私は最初に申しましたように、バウチャーがいいと思います。バウチャーというのはクーポンというふうにご考えていただければいいんですけども、町もこれまで様々な給付金を配布する中でよくクーポンを使ってこられました。今回の補正にもそういったものが含まれております。クーポンとする理由は使い道ですね、用途を政策目的に合わせ、限定して生かすことができるためというふうにごこれまでも説明しております。そしてこれは教育バウチャーにおいても同じです。交

付した補助金なり給付金なりそういったものがきちんと目的に応じて使用されることを担保するための仕組みとを考えていただければいいかと思います。

少し具体的なイメージで言いますと、まず前提として、子供や保護者と学校や教育委員会がきちんと連携できていること。これがまず必要なものになります。この中でその子供の不登校という状態がどういうものなのか、どういう状況なのかということを中心に把握することができるということですね。それからこの施設です。学習機会を提供する施設、これが子供たちが子供が自ら選んだもの。自ら選択したものでここでなら頑張っていけるというふうに考えられるということであることです。そしてその施設を学校や教育委員会がきちんと確認をして、認定をしてそして個別に協定を結ぶということです。その上で学習活動を行った場合には町はクーポンを子供たち保護者当事者にお渡しして、そのクーポンをフリースクールやその他の施設に送ります。そのクーポンを役場に提出することによって、負担が転化されていくというような仕組みになるかと思います。こうした仕組みで不登校の児童生徒というものを支援することが可能であると考えますが、それについてはいかがでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 佐藤議員の不登校児童・生徒への支援の拡充が必要ではないかという質問にお答えをします。

不登校児童生徒数の増加は、全国的な傾向であり、大津町でもこの課題に様々な面から支援を行っていくことが大切であると私も考えております。

学校は、子供たちが学力を伸ばすだけではなく、多くの先生や子供たちと出会い、協働で学んだり活動したりする中で、人間関係を築いたり、その後の人生においても続く絆を作るとともに、社会で生き抜く力を養うすばらしい学びの場だと認識をしております。

このような学校に通う意義を考えますと、大津町では、不登校対策について、まず、学校教育の更なる充実を図り、一人一人の子供たちにとって、魅力ある学校づくりを推進していくことが大切であると考えております。

現在、学校においては、不登校の未然防止に向けた取組、的確な初期対応、自立支援に向けた取組の三つの柱をもとに、情報の共有、「愛の1・2・3運動プラス1」の確実な実施、支援体制の充実等を重点事項として組織的な不登校対策に取り組んでおります。

また、町の教育支援センターの機能をさらに拡充させることで、様々なニーズの子供たちへ支援ができるように、支援の在り方の工夫・改善や人員の確保を行っているところです。

ただ、このような対策の中でも、学校にも、教育支援センターにも通うことができない子供たちがおり、中には、フリースクール等の民間施設に通う子供もおり、先ほど述べました通り、様々な支援を行った結果、最終的にフリースクールが望ましい児童生徒、あるいはそこにしか行き場がない児童生徒もいるのではないかと考えております。

したがって、教育の機会を確保する上では、このような民間施設等の役割は大切であり、大津町でも、今後、さらにフリースクール等の民間施設との連携を充実させていきたいと考えております。

一方で、当初の学校選択時における「親の教育方針としての選択」のフリースクールなのか、あるいは、子供たちが様々な課題と向き合った結果としてのフリースクールなのかによっても、公費でバウチャーを設けることの意味合いは異なり、子供たちの今の充実はもちろん将来の生活やまさに社会的自立の面も見据えた上で、その見極めや判断をどのように行っていくのかも検討すべき課題であると考えており、教育部局学校との連携が不可欠だと認識をしております。

そうした面も踏まえまして、教育長から詳細の説明はあるかと思いますが、対象の民間施設の利用者は指導要録上の出席扱いとするとともに民間施設と学校間における教育活動の連携も図っております。

また、経費の負担につきましては、就学援助の対象の児童生徒に対しましても就学援助費を支給しており、今後も教育委員会とも課題を共有しながら様々な面で深めていきたいと考えております。

したがって、議員お尋ねのフリースクール等の民間施設に通う子供の保護者の経済的負担軽減策については、現状は既存の制度をまずは適用することで支援していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 大津町の不登校児童生徒数につきましては、全国の状況と同様に増加しております。

大津町教育委員会では、近年の増加傾向を受け、不登校対策ワーキングや不登校対策担当者会議の中で、町内の小中学校の不登校対策について協議するとともに、連携しながら一人一人に応じた対策を講じてきたところです。

学校では、定期的なアンケート等による不登校傾向にある児童生徒の把握やいじめや暴力のない魅力ある学校づくりを進めるとともに、教育事務所のスクールソーシャルワーカーとの連携による早期のカウンセリングの実施など、児童生徒や保護者に対して組織的・継続的かつ個別的支援の充実に取り組んでいます。

また、教育支援センターの機能強化も進めてきております。

教育支援センターを利用する児童生徒の増加や一人一人の児童生徒の様々な課題に対応するために、教育相談員を増員するとともに、個別の支援計画を作成し、保護者や学校と連携しながら、必要に応じて公用車による送迎やアウトリーチ型の支援を行っています。また、学習の遅れが再登校へのハードルの一つになっている状況に対応するため、民間業者への委託による中学生への学習補填も3年前にスタートし、一定の効果が見えているところです。

さらに本年度は、教育事務所のスクールカウンセラーを二つの中学校に拠点校配置してもらうなど、より細かな支援の充実に図っています。

なお、フリースクール等の民間の施設との連携についても、必要であると考えております。大津町では、不登校児童生徒の将来の社会的自立に向け、有効・適切であると判断した民間施設の利用者につきましては、指導要録上の出席扱いとするとともに、民間施設での活動内容を共有しながら、時には、学校行事に参加してもらうなど、民間施設と学校間における教育活動の連携も図っております。

なお、今後も民間施設を利用する児童生徒の増加が考えられますので、教育委員会としましては、現在、民間施設と学校との効果的な連携につなぐための共通シートを作成しているところでございます。この共通シートは、それぞれの民間施設の理念や活動内容、子供の状況・ニーズ、組織運営、安全管理等を把握するものです。これをもとに教育委員会や学校長が民間施設を見学したり、面談したりする中で、民間施設と学校が相互に子供たちの自立に向けて情報等を連携していけるように考えているところです。

なお、民間施設へ通う児童生徒に対する経費の負担につきましては、先ほど町長からもありましたように、就学援助対象の児童生徒に対して援助費の支給をしておりますが、それに加えた議員御提案のバウチャーでの支援につきましては、教育委員会としましてもまだ制度の在り方が見える段階にはなく、実施する方向にはありません。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 再度お尋ねをしたいと思います。

最初町長のほうが答えられたのは教育長のほうから出てくるかなと思ってた答えだったんですけども、町長のほうからということでしたので、お尋ねをしたいと思いますけれども、そもそも、もう1回資料映していただいてよろしいですか。

町長が言われたのは、いわゆる学校教育ではないアンスクールの子供たちですね。アンスクール志向の子供たち。つまりいわゆるオルタナティブスクールとかホームスクールとかそういったところを志向する。つまり学校教育でないところで勉強していきたいと思っている子供たち、これと不登校というのを一緒にすることはできないというのが前提にあるんだと思います。それは確かにその通りだと。

ただし、私今回提案しておりますのは、あくまでこの部分ですね。きちんと保護者と学校が連携、相談支援ができていれば本当に不登校なのかアンスクールなのかということはわかる、わからなければいけないんですね。わからなければ、それも支援しているという状態にはなりませんので、したがってそれを理由にするということはないのではないかなと思います。そもそもが、先行している自治体の要項をみましても、確かにその点は施設の認定の段階、この段階ですね、ここの段階でクリアするようになっていきます。例えばインターナショナルスクールや民族学校というのは、この場合は対象外になりますよということが書いてあるわけですね。つまりアンスクールがどうかというのは意味を持たないということです。

それから教育長のほうがたくさんおっしゃったのは、まず最初が学校そのものの充実ということをおっしゃいました。これは教育基本法の文科省が定めた基本指針ですね、基本指針の中で理念として全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう学校における環境の確保が図られるようにすることということが書いてあるわけですね。たぶんそれに沿った内容の活動のようになってくるんだと思うんですけども、これって不登校であろうがなかろうが一緒なんです。そもそも学校がやるべきことであって、こういう努力をしているから、それによって不登校の子が元に戻って来れるかということ、それはそこは期待しすぎのところがあるんじゃないかなと思

います。

それから次にいわれた教育支援センターを充実させていますということをおっしゃいました。

確かにこの数年間いろんな仕組みによって教育支援センターの中身が充実しているという事はわかります。それから民間施設との連携、これについても充実させていくんだと。そのためのツールも作ったんだというようなこととおっしゃったんですけども、そもそもが、教育支援センターにも行けてないということが前提なんですね。ですから、教育支援センターが充実してそこに戻ってくればそれはそれでいいことだと思うんですけども、そうでない場合にどうしようかということをおっしゃるわけなんです。12月の質問の際にいただいたデータを基に分析、数をあたってみましたところ、やはり教育支援センターにも民間施設にも行けていない、自宅で支援をほぼ受けていない子供というのも相当数にいます。この子たちについてもやはり考えなければいけないんです。きちんと支援をすることによって、それは教育センターの充実なのかもしれませんが、そうでなくてあるいは民間にもっと行けるような仕組みを作ることなのかもしれませんが、民間であろうが教育センターであろうが、どちらにしても子供たちに対する経費という負担は必要なんです。教育センターのほうは、概ね今年の予算ベースで確か1千900万円近くですね、費用がかかっているかと思えます。これを今教育センターが利用している概ね20人ぐらいで割ると、概ね一人100万円ぐらいの経費がかかっているということになります。ほかの先行している自治体の例で見ますと、概ね民間施設に対する補助額というのが概ね50万円程度です。一人当たりですね。そうすると教育センターの概ね半分ぐらいの経費ということになります。これは教育センターの充実性、あるいは公が設置しているものであるということに対して民間が支援するサービスに対して半分程度の補助をしようという考え方で非常にバランスがとれていると思うんですね。

ですから、同じように全てを保障する必要はもろくないと思えます。一定のところではいいと思うんですけども、そうした支援というのはやはり必要になってくると考えます。その中でこれは町長が言われたのか、どっちだったかな。就学援助これは両方言われましたね。就学援助の仕組みを使って支援をしていますとおっしゃいましたけれども、就学援助の仕組みの中には学費ですね、フリースクールであれば利用料、こうしたものって含まれてないんじゃないかなと思うんですけども、もし含まれているのであればその制度を拡充すればいいんですが、たぶんそうではないから就学援助の仕組みを使うといったって、給食費なのか、あるいは修学旅行とかそういったもの。それから必要経費というのかな、そういったものが含まれているだけだと思いますので、それが子供たちへの学習活動に対する経費の支援ということにはならないと思えますので、その辺まで含めまして、もう一度お答えをいただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

まず私の立場としまして、佐藤議員の御指摘もありましたけれども、本当にどこにも行き場がなく不登校になっていて、かつ家庭としてもフリースクール等に行かせようとしても行かせること

ができない。そうした家庭に関しましてはバウチャー制度などで補助していくことは非常に有効だと思っております。その点も踏まえまして、今回の就学援助というところも適用させていただいているところでございます。またその前提なんですけれども、先ほど施設認定のお話がありました。その中でどういったところを認定していくかというのはしっかりと出席の扱いも含めてやっていく必要があると思うんですけれども、やはり学校の中には義務教育で果たすべき内容も担保できるところ、そうでないところ、あるいは私立の学校、そういったもの様々あります。その選択としても不登校の方が行くケース、あるいは先ほどお話をしましたけど、親の当初の選択として行かせるケース、あるいは子供たちが楽しそうというケースもあるかもしれません。そうしたもので子供たちの今と将来の先ほど議員からも社会的自立を踏まえたときにどういったことが子供たちに一番いいのかというのは、ただ単にバウチャーを出す適用するではなくて、教育委員会のほうとあるいは学校とも連携しながら、どういった子に適切に適用すべきかというところの議論を深めていく、あるいは連携を深めることが重要だと思っております。その点も踏まえまして、教育委員会のほうとも連携をしながら制度の研究等進めたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 佐藤議員のほうからいろいろな視点を言われましたけれども、私はやはり教育支援センターまた各中学校に設置しています別室登校用の教室ですけれども、この辺りをしっかり大事にしていきたいという思いがあります。それはなぜかということを少し説明させていただきたいと思います。

実は、十分御存知ですけれども、義務教育の時期というのは子供たちが実際居住している場所を基本にした校区性をとっています。子供たちは近所の友達と小中学校共に過ごす中で、いかにいろんな思い出を積み上げながら強い絆が結ばれていきます。毎年成人式等に参加していますと、その中で子供たちの思い出の写真等が流れまして、本当に子供たちが喜んでる姿を見るとそういう子供たち同志の小中学校での絆こういったものを少しでも大事にして育てていきたいなと思っております。それが将来の子供たちの故郷観にもつながるんじゃないか。そういう考えがあります。

そうしますと不登校の子供たちも、できれば少しでもそのような友達とのつながりを絆を紡ぐようなそういう時間を大切にしていってほしいと心から願っています。そうしますと、やはりまず各学校にある別室教室で教室に入れなければそこで少し勉強してみますかといったような段階、あるいはそこもちょっと来たくないのであれば、教育支援センターに行っているんなことを考えながら勉強したいとなれば、そこで学習補填をしながらそれまでの積み上げがないことでちょっと学校に行ってみようかなと思っても、教室に入るとやっぱり勉強がわからないから行けないということで帰ってくる子供たちの事例をいくつか目にしておりました。そこで学年に関係なく中学生でも3年生でも1年生の内容から再度振り返りの学習補填をできる、そういう場面を作ることが大事ではなかろうかと民間委託を始めたところでございます。このことによって、ついていけないかもしれないという自信を持って結果的に教室での学びを選択してくれた子供たちが、2年ぐらい前に統計

をとったときには50%ぐらいあったんですね。なのでここは大事にしていきたいと思っています。それでもやっぱり自宅にしかいない子供がいるんじゃないか、本当にその通りでございます。以前から申し上げている通り、不登校というのは子供たちにいろんな状況があって、家の中にいて家の中で保護者とも話をせずに自室にこもりっぱなしになっている子供もいるわけです。なので、そういう一人一人の子供たちの状況に応じてどのようなアプローチをしていくのか、保護者と共に悩みながら、まずは部屋から出る、部屋から出ることができたら今度は家から出る。こういったことを各学校は毎日家庭訪問したり、いろんなことをしながら子供たちの状況を支えている状況があります。そして、その中で少し出てもいいかなというタイミングを見計らったときにアウトリーチ的な支援を教育支援センターが作っているところでございます。そしてアウトリーチ的な支援の中で支援センターに行ってもいいなとなったら、支援センターに公用車で迎えに行き、学びの場を提供しながら再度学校につないでいく。そういう努力をしているところでございます。

ただお尋ねのフリースクールに通う子供たちに関しましては、先ほど申しましたように、まずは施設の認定ここが基盤になると思っております。大津町でもここ一、二年におきまして子供たちの居場所的などころができておりますが、なかなか教育委員会としましてこのような施設ときちんと内容等の聞き取りであったり、子供たちの通いの実態であるというのが把握できていない状況がございます。ですので、まずは今作成中の連携シート等を使いながら、それぞれの施設の機能的なものをまず把握して、そして本当に子供たちに必要な適した施設であるということであれば認定をして、そのあとでじゃあどんな連携が模索できるのか。その模索する中で本当に子供たちに経済的な支援が必要であると考えたときには、そこで再度様々な検討をしていかなければならないと思っておりますので、最初お答えしましたように、現段階においてはまだその辺の制度のあり方が見える段階ではないということでございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 3回目になりますかね、お尋ねをしたいと思います。

最初に教育長がおっしゃいました話、これは十分に私も理解できます。学校も先生方も大変な御苦労をされて、支援をしていこうとされているということは十分にわかるんですけども、ただそれってやっぱり重いですよ。結果として、今どういう状態にあるのかということをやはり考えなければならぬと思います。本当にちょっと言葉としてはあまり言いたくない言葉なんですけれども、できないことはできないでやっぱり切り替えなければいけないと思います。その切り替えるときってどうか切り替えとか、そもそもこの教育確保の目的というのは多様な教育の場を準備するということですので、こことかに持っていきたいという思いではなくて、多様なものを準備して選択肢を与えた中で一つの場所というものを選び取ってほしいと。そういう願いであるかと思うんですよ。

ですからもちろん学校が第一です。それから適用教室がその次に大事です。教育センターが大事です。こういうふうに教育長が順位をつけられるのは、それはそれで意味のあることだとは思いますが、そうではなく、それはそれとして、やはり民間の施設がいいということを選択したあ

るいは選択しやすい仕組みという状態というのを作らなきゃいけないと思うんですよ。それが多様性の確保だというふうに思います。その中で確かに民間との連携と言いながら、民間の施設の中身がわからないとか、それはもちろんあると思います。そうした中でそれを作ろうという仕組みは今考えて検討しておりますということですので、資料いいですか。恐らく困られているのがこの部分ということになってくるんだと思いますので、ほかの先行している自治体というのはそれをクリアしたわけですよね。そこをクリアして今があるわけだと思いますので、まだその時期にないというふうに言いきるのではなくて、早急に検討ができる必要があるとか、少なくとももう少しスピードアップして対応しないと、まずこれやって、次これやって、それでだめならこれではなくてこれもこれもこれも多様性の選択肢として準備していくというのが法の趣旨だと思いますので、そういった立場での御答弁をもう1回お願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おっしゃる意味はよくわかります。精一杯努力はしていきたいとは思いますが、すぐにできるというお返事もここではできませんので、努力するという事で答えさせていただきますと思います。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） しっかり考えていただければと思います。町長のほうもバウチャーそのものを否定しているという言い方ではなかったかと思いますので、ぜひしっかりと早急に検討していただければと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後3時15分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和4年第4回大津町議会定例会会議録

令和4年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和4年6月15日(水曜日)

| | |
|-----------------------------------|---|
| 出席議員 | 1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 中井 雄一郎 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 木村 欣也 総務部財政課財政係 長 田邊 嵩博 健康福祉部長 坂本 光成 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 百田 止水 併任工業用水道課 長 総務部総務課 長 村山 博徳 農業委員会事務局 長 梅田 博隆 選挙管理委員会書記 長 総務部財政課 長 大塚 昌憲 |

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

その前に昨日の一般質問におきまして、佐藤議員より一般質問の中でゾロ像の設置の件がありました。そのとき、一部誤認があり町が作ったというふうにしてますが、県が作ったということで確認が取れたということで訂正の申出がありましたので、ここで皆さん方の御了解を得たいと思います。よろしゅうございますか。では、そういうことで訂正をさせていただくということになります。よろしくをお願いします。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 それでは、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

三宮美香議員。

○6 番 (三宮美香議員) 皆様、おはようございます。議席番号 6 番、三宮美香です。通告に従い質問させていただきます。

質問は大きく三つです。1 誰でも安心して使用できるトイレに必要な配慮とは。2 工場進出による環境汚染の懸念に関する問題について。3 大津町の活性化のために PR 大使を設置任命してはどうかです。

まず 1、誰でも安心して使用できるトイレに必要な配慮とは。先にお断りをしますが、今議会の陳情で提出されている女子トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情とは趣旨が違うことを伝えておきます。

昨今、「生理の貧困」という意味での女性トイレへの関心が高まっています。大津町議会では令和 3 年 9 月、議会の一般質問で学校のトイレに生理用品をトイレットペーパーと同様に常備することができないかという提案があり教育長からは、準備ができる学校から順次進めていきたい。と回答されています。年度が替わり各学校の状況を確認しましたが、進んでいないようでした。そこで町内の小中学生女子にアンケートに協力をお願いしました。

資料をお願いします。回答者数は 8 2 人です。アンケート結果は資料にある通りですが、問 1 で学年を聞きましたが小学 4 年生以上の学年からまんべんなく回答が得られています。問 2 で学校に生理用品が準備されているのを知っていますかとの問いには、6 1 %、半数以上が知っていると回答しています。これは問 1 での回答者の半数以上が中学生であること、もしくは養護教諭が周知を

しっかりされているからだと推測しました。そして問3で学校の生理用品を使ったことがある児童生徒は8.5%、問4理由を聞いていますが、困っているときに使えたということになります。問5学校に生理用品が準備されていることについて、95%が必要だと思うと回答しました。問6生理用品の設置場所については、トイレの手洗い場ではなく個室に置いて欲しいという回答が74%ありました。4月に熊本女性議員の会が発足しましたが、その会でもこの学校トイレに生理用品を設置する取組についてはよく話題になります。そして各自治体でも一般質問をされています。比較的前向きな回答が多いのですが、トイレではなく保健室に設置という回答もあるようです。もちろん保健室にも常備されるといいのですが、ここには出していませんが、アンケートの記述式回答の中には、教室から保健室までが遠く休み時間も短いのでトイレにあるほうが緊急時に役に立つという意見や、友達に相談できないのでトイレに常備してもらえると助かるというものもありました。保健室の先生は女性という思いこみがありますが、近いうちに男性の養護教諭が誕生するという情報もあります。保健の先生と言えど、なかなか異性には言いにくいこともあります。生理の貧困というキーワードから始まりましたが、貧困という観点に限らず安心という意味でも生理用品のトイレへの設置は進めるべきです。

また、女性に限らず、男性トイレにも配慮が必要だという新聞記事も熊日新聞、朝日新聞でも出ていました。男性も膀胱がんや加齢により日常的に尿漏れパッドが欠かせない人がいるのに、男性トイレにはサニタリーボックスが置かれていないため、使用済みの尿もれパッドをポケットやバッグに入れて持ち帰ることがあるそうです。健康で元気な方はびんと来ないかもしれません。尿の悩みに向き合うウェブサービス尿ラボというものがあります。そこでは、60歳以上の男性における尿もれ経験者の割合を把握する目的で、60歳以上の男性195人を対象にアンケートを実施されています。実に8割の人が何らかの尿トラブルを抱えているという結果が出ていました。内容はあえてここでは言いませんが、自分の意志とは無関係に尿が漏れ出てしまう状態を尿もれと言います。走る、くしゃみをするという腹圧がかかったときや急に尿意を感じ我慢できずに漏れる。自分で尿を出したいときには出ず、少量ずつ尿が漏れ出てしまうなどです。病気に限らず年齢を追うごとに様々な機能が衰えていくのは当たり前、仕方のないことです。そして他人事がいずれは自分事となるのです。尿漏れがある人は195人中23人でした。11%ほどです。例えばこの議場には約30人がいますが、いずれそのうち3人は尿漏れを起こすかもしれないということです。赤ん坊のおむつと違い大人の尿漏れパッドは尿臭がします。それをサニタリーボックスがないために捨てることができず、バッグに入れて移動する、人と会わなければならない。それはかなりのストレスだとは思いませんか。高齢化、多様化社会への対応としても町としてトイレに必要な配慮を考えるべきではないでしょうか。

以上から、①学校での生理用品の設置は前回の回答結果通りに進んでいるのか。②子供たちに寄り添うための取組は。③高齢化・多様化社会への対応は。を質問します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。私からは、三宮議員御質問の誰でも安心して使用でき

るトイレに必要な配慮とはのうち、③高齢化・多様化社会への対応について、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、女性に限らず男性トイレにも配慮が必要な事例もあることから、誰もが安心して使用しやすいトイレの観点は重要であると認識をしております。

その背景としましては、前立腺がんや膀胱がん等の病気が原因で、尿漏れ用パッドを使用している方や、加齢からもパッドを使用している方にとって、外出先等でなかなか捨てる場所がないことや、人に言いづらいということもあり、議員おっしゃるとおり、人知れず悩まれている方、お困りの方が潜在的に多いということが挙げられます。

そこで、サンタリーボックスが設置されていないことで外出が億劫になりますと、身体的・精神的な影響も懸念され、地域福祉で目指す項目の一つである、外出の機会を増やすことでの社会参加の推進にも影響が出るということが考えられます。

そのため、年齢や性別を問わず、様々な事情を抱える方々が安心して外出できる機会を確保する手段の一つとして、男性用トイレへのサンタリーボックス設置を、まずは、役場庁舎内で進めていきたいと考えております。

あわせて、住民の皆様にも、男性用トイレへのサンタリーボックスの必要性を広く知ってもらい、理解を深めていただくことで、お互いを尊重し支え合える社会づくりに努めることとともに、町による設置の取組が社会に広がるよう、啓発にも取り組んでいきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。三宮議員の誰でも安心して使用できるトイレに必要な配慮とはの質問につきまして、前回の回答結果通りに進んでいるのか、また子供たちに寄り添うための取組はについてお答えいたします。

令和3年9月定例会で、学校に生理用品を常備することはできないか。という一般質問を受けました。これに対しましては、町内の小中学校長からも取組を進めたいとの意向もあり、準備ができる学校から、順次トイレへの生理用品の常備について進めてまいりたいと答弁しています。

その後、各学校ではアンケート調査や性に関する教育を実施した上で常備するなど、順次生理用品の常備を進めていただきました。置く場所も、子供たちの心情に配慮して基本的にトイレの個室内に各学校で工夫して配置してもらい、教育委員会は進捗状況の調査も進めてまいりました。

現在は、全ての学校に常備しているところです。

なお、詳細につきましては、担当部長よりこのあと説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは、各学校の状況につきまして御説明をさせていただきます。

令和3年9月の定例会で、学校は多くの子供たちにとって行かなければならない場所ですが、生理用品を買うことができないとの事情で学校に行くことをためらう子供たちがいると言われています。

生理の貧困への取組が各地で行われており、学校に生理用品をトイレットペーパー同様に常備することはできないか、という一般質問がありました。

一般質問を受ける前に、町内校長会においても、生理用品の常備については協議をしていたところでございます。トイレへの常備の可否につきましては、学校の声として衛生的な面での心配、それから児童生徒の養護教諭と関わる機会の減少、補充管理の心配などもございましたが、全ての小中学校長からは取組を進めたいとの意向を確認しておりました。

ただ、学校において常備する環境整備などの違いもありますので、準備ができた学校から、順次トイレへの生理用品の常備について進めてまいりたいと考えていますと答弁をしたところです。

その後、各学校で対応に向けて準備を進めていただき、令和3年の昨年の11月に小中学校の常備状況を確認をさせていただきました。

その時点では、大切に 부탁드립니다と表示した上で、常備をしていたり、性に関する教育後に常備をするなど、取組は進んでおりましたが、一方で常備ができていない学校からはアンケートを実施して、置いてあると助かるなどの意見もあり、前向きに取り組むたいが、学校に在庫もなく、購入している状況であることから、予算措置や現物支給があると導入しやすいとの要望もあり、現物支給も行ってまいりました。

その後、令和4年3月にも調査を実施して、トイレの改修工事中の1校を除いて、常備していることを確認しました。トイレ改修中であった1校も改修完了後には常備しており、全ての小中学校に常備していることを確認しております。

常備箇所としましては、小学校では高学年用のトイレ、中学校では、まず三年生のトイレに常備して、学年集会等で指導を行いながら、今後、常備箇所を増やすなどの計画となっております。

なお、子供たちに寄り添うための取組としましては、生理用品を多めに欲しい児童生徒にはカードを作成して対応していたり、個室にメッセージを貼るなどの取組を実施しているところです。

また、今後も調達方法も予算で購入するような周知しているところでございます。

以上で説明終わります。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問をさせていただきます。

まず、学校のトイレについてですが、中学3年生から順次設置をしていくというところでしたが、次年度は1、2年生のトイレ、今年度の中盤からかもしれませんが、1、2年生のトイレの個室にも設置をされるというふうに理解してよろしいのかということと、今後の予算については、どのように考えていらっしゃるのかを教えてください。

あと、男性トイレのほうは役場のほうからまずは設置をしていただくということで、私もとてもそれはいいことだと思いますが、それがいつ頃からそれも予算はどこから持って見える予定なのかを確認させてください。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 三宮議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、中学校のほうは3年生からということで御回答しました。中学校のほうも2校ございまして、3年生、2年生のところすでに常備している部分と3年生から常備している部分がございます。今後につきましては、2年生、1年生のほうにも性の教育あたりを実施して集会あたりでも説明をして、段階的に常備していくというお話を聞いております。

また、今後の予算の状況ですけれども、使用の状況あたりを各学校から今回かお聞きしているところでは、利用数も多くなっているというような話も聞いておりますので、今後学校とその辺の状況を注視しながら、予算化が必要であれば再度予算のほうをお願いする場合があるかと思えます。

そういった状況でございます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。男性の尿取りの件ですけれども、一応役場のほうに設置をさせていただきたいと思っております。それを見据えて今後どうするかということについては考えていきたいと思っております。

大変失礼いたしました。設置の時期と予算はどこから出すかということで、当然庁舎管理のほうで財政課のほうで予算を持っておりますので、そちらのほうで予算措置をしていきたいと思っております。当然できるだけ早い時期ということで考えておりますので、早めの予算措置について検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再再質問はありません。

ただ、学校を周ったときにある中学校の養護教諭と話をしたんですが、きちんこの話が出たときに、一人一台のタブレットのクラスルーム機能を活用して生徒の皆さんにアンケートを取られたりして、実現に向けて一つずつきちんとされていたということにすごく感動したので、そういう取組ができていたことがとてもよかったと感じています。

では、次の質問です。2番目、工場進出による環境汚染の懸念に関する問題について。菊陽町への大手半導体工場の進出により大津町や周辺自治体も活気だっています。しかし、半導体工場は大量の水を必要とするため一部報道でも問題提起をされており不安に感じている町民がいることも事実です。実際に先月開催されたまちづくり町民懇談会でも環境汚染、水問題についての質問が出ていました。税金を上げ町を潤すことは必要ですが、町民の不安をきちんと取り除くことは大切なことです。では、懇談会のときに質問された方はその解答で納得されたと思われたでしょうか。安心されて帰られたでしょうか。化学物質を洗浄する大量の地下水を使う、水質汚染や湧水量の減少など不安に思うのは当たり前の感情だと思います。菊陽町でも6月議会で一般質問が出ており、新工場が採取する地下水について影響は少ないと考えると回答はされていましたが、その根拠がわかりません。上水道をほぼ100%地下水で賄う熊本の水循環は独特と言われています。年間降水量2千ミリの熊本地域には、1年間に約20億立米の雨が降り、その3分の1が蒸発し、3分の1が川となり、残り3分の1が地下水となるそうです。1970年頃から地下水の低下や湧水量の減少が表面化して以来、地下水保全の機運が高まり住民、企業、行政などの多様な主体が連携した取組を

進めています。熊本地下水財団の諮問機関である熊本地下水会議、平成26年3月に記載されました。それでは、熊本の地下水を守りぬくための対策八つの提言を出されていて、目指す姿が書かれています。熊本地下水財団の第1次中長期基本計画、これは平成26年から平成35年度なので令和5年度までです。今後の課題の一つにウォーターオフセット事業の認知度向上、淡水事業拡大に向けた新規候補地の選定などがありました。ウォーターオフセットの事業の認知度は低いと思います。地下水は雨や灌漑用水が地表から浸透してできるものなので、土地利用が変化すれば地下水にも大きな影響を与えます。例えば水田や畑だった土地がアスファルトやコンクリートで覆われてしまうと雨は地中に染み込みにくくなります。つまり地下水ができにくいのです。このように都市化が進むにつれ地下水ができにくい土地になってしまいます。熊本県と熊本市の調査によると、その地下水ができにくくなった土地、非涵養域というそうですが熊本全体の面積に対して昭和40年頃から平成9年頃には2倍以上拡大しているということでした。今はまだ都市化も進んでいるので、もっと拡大していると推測されます。大津町も近年、特に畑がアスファルトやコンクリートで覆われています。だから心配する声が出ているのです。

以上のことから、①事前アセスメントと今後の町民への説明を確認したい。②経済的な利益を重視しつつ、町民の生活と健康をおもひやるために町としての考えをお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の工場進出による環境汚染の懸念に関する問題についてお答えをいたします。

大津町は、昭和51年の本田技研工業熊本製作所の操業以来、積極的な企業の誘致に努め、産業の活性化や雇用の拡大を図ってまいりました。あわせて、関連企業の進出も相次ぎ、運輸、原材料、飲食・宿泊等の新たな需要も喚起されたことで、転入者も安定的に増加し、更なる町のにぎわいにつながるといふ好循環を経て今日に至っております。

今回の菊陽町へのTSMC関連企業の進出は、大津町への関連企業の進出はもとより、税収や人口の増加など、今後の町発展及び将来も含めた町の繁栄、何より住民生活の向上に大きく寄与するもの寄与させるべきものだと捉えております。

しかし一方で、議員御指摘のとおり、半導体関連企業は大量の地下水を必要とすることから、地下水の「質と量」の保全について不安をお持ちの住民の方がおられることも認識しており、近隣市町でも関心が高くなっております。この他、交通渋滞や住環境保全も共通する課題であることから、町単独はもちろん、近隣地域とも連携して取り組む必要があるため合志市、菊池市、菊陽町と管内4市町で「菊池地域行政連絡会」を立ち上げ、情報を共有するとともに課題の検討を進めているところです。

また、新工場は、TSMCの子会社で熊本市に本社を置くJASMにより運営がなされます。5月下旬に県内自治体を対象に開催された説明会でも地下水と同等量を還元するとの説明がなされ、同様の内容は各種マスコミでも報道がなされているところです。また、現在は、造成工事の段階ではありますが、現状把握の必要があることから現地でも直接説明を受けることとしております。

以上も踏まえまして、まず、1点目の事前アセスメントと今後の町民への説明についてですが、御指摘のアセスメントは、潜在的に憂慮されるリスクの事前低減の手法だと考えております。企業立地に伴う開発行為は、都市計画法及び大津町開発指導要綱に基づく事前協議がなされ、法令順守を前提に知事許可もしくは町長の指導を経た上で事業に着手することになっております。

地下水保全については、熊本県地下水保全条例、大津町環境基本条例で、目的、趣旨が示されており、事業所、県、自治体、住民のそれぞれの責務が規定されていることから、必要に応じ、立地協定の際に環境の保全に関する協定を締結し環境保全に努めております。

また、地下水涵養では、大津町と菊陽町で組織する水循環型営農推進協議会をはじめ、多種多様な地下水涵養も実施をしております。

住民の方には、少しでも不安を解消できるよう、開発に伴う法の順守や地下水保全の取組を、広報やホームページ等でわかりやすくお伝えすることが大切であると感じております。

次に、2点目の経済的な利益を重視しつつ、住民生活と健康をおもんばかるために町としてについてです。御指摘の通り、日本全体で少子高齢化が進み、社会機能や財政を支える生産年齢人口も減少する中、TSMC進出に伴う昨今の動きは、まちづくりや福祉・子育て支援などの原資となる税収確保の面からも非常に有意義であると考えております。

しかしながら、一方で経済的な利益を重視しすぎるあまり、今住み暮らす方々やこれから移り住む方々の生活や健康が害されれば本末転倒であると考えております。

今後も持続可能なまちづくり、そして住民生活の安定と向上を実現するためには、経済発展と自然環境保全の両立が必要であり、そのためには国、県、町、住民のそれぞれの立場で取り組む活動が求められます。町としては、今後とも経済の振興・活性化を図りながら、あわせて地下水保全等の自然維持監視体制の充実に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） おはようございます。私の方からは、主に1点目の事前アセスメントと今後の町民への説明について御説明させていただきます。

事前アセスメントは、潜在的なリスクを事前に見つけ出し、これを除去又は低減させる手法です。大津町は全域が都市計画区域に指定されておりますので、3千平米以上の開発行為は都市計画法に基づく県知事許可が必要になります。また、3千平米未満の開発行為は、大津町開発指導要綱に基づく町の指導を行っております。いずれの開発行為も、現地調査を含む事前協議がなされ、法に基づく対応事項について、関係機関や役場各課からの意見を示し、法令順守を前提に知事許可、もしくは町長の指導を経て開発に着手します。事前協議の段階で、必要に応じ環境の保全に関する協定の締結を行っているところです。

協定では、地下水の保全や地下水汚濁防止対策について、地下水の使用量や再利用、排出される排水の検査などのほか、協定実施のための報告や立入調査を定めている例もありますので、このような協定を生かしまして情報を収集し、住民の方の不安を払拭していきたいと考えております。

また、地下水の保全という観点につきましては、熊本県地下水保全条例の遵守を強く求めることとしております。地下水は公共性のある水との認識のもと地下水採取を許可制にして地下水の水質と水量の管理強化が図られておりますので、法令・条例等に基づく厳格な手続はもちろん、住民からの理解が得られる協議や情報公開をお願いし、その実施を確認してまいります。

なお、町としましても、地下水の保全につきましては、熊本連携中枢都市圏の一員として、熊本地下水財団に参画し、広域での地下水環境の現状把握のための調査研究や水田での湛水事業、雨水浸透枳及び雨水貯留タンクの設置助成事業を行っておりますが、住民の方への情報発信が不足しておりますので、今後はこのような地下水保全に対する取組につきましても、広報紙や町ホームページ等を活用し、丁寧な情報の提供に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） おはようございます。私の方からは、主に2点目の経済的な利益を重視しつつ、住民生活と健康をおもんばかるために町としてについて御説明させていただきます。

世界的半導体メーカーTSMCが菊陽町へ進出することが発表された後、大津町におきましても関連企業を中心に、立地の相談、問合せが増加しております。また、企業進出が具体化した場合は、都市計画法や町開発指導要綱の関係法令に基づき誘致を行っているところでございます。必要に応じて企業と立地協定を締結しております。現在の協定企業数は75事業所となっております。協定書では、法令、条例を遵守し環境の保全に努める規定や、自然との調和を図るため適切な措置を講じることが規定されております。この他、工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、立地に関する準則等を公表し、経済と住民福祉の向上に寄与する規定のほか、対応が不適切である場合は勧告、変更命令が行われる規定が定められているところでございます。

日本は、自由な経済活動が保障されており、そのことが今日の経済的発展をもたらしてまいりました。一方で、SDGs等が世界の潮流となる中、環境や資源に関する課題が指摘されております。今後企業が継続的に発展するためには、法令遵守は無論、自然環境や住環境の保全に加え、社会や地域への貢献が企業価値の評価基準にもなっております。今後は、このような要素を踏まえた企業の経済活動が、住民生活と健康をおもんばかる取組につながることから、町としても最大の支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

話の中に出てきましたが熊本地下水財団だったかな。予算書や事業報告書などもざっとですが確認をしましたが、やはりコロナ禍でしばらく書面議決になっていることが続いたようなので、やはり書面議決が続くことによって心配されることが出てきているのではないかなとちょっと危惧しているところです。そのような心配はないのかということと、今必要であればその都度町民の方々への説明をされるというふうに受け取ってよいのかということを確認させてください。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 三宮議員の再質問にお答えします。

まず第1点、地下水財団の進み方について書面決議等がなされていて、十分な議論がなされているかという御質問ですけれども、地下水財団のほう代表の会議とは別に幹事会等がございます。こちらのほうでも議論を尽くして上のほうで各種事業を決定しておりますので、その辺は十分審議されていると思います。あと1点が町の方でいろいろ地下水等環境問題について入手した情報につきましては、必要に応じて町のほうでホームページもしくは広報こういったものを通じて十分住民の方に御説明していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） では説明のほうもよろしくをお願いします。

次3番目の質問に移ります。大津町の活性化のためにPR大使を設置してはどうか。地域おこし協力隊から始まり地域活性化企業人など、町の活性化に対する取組がなされていて個々は貢献されていると思いますが、近隣市町村と比較して大津町の知名度はどうでしょうか。知名度を上げることがふると納税や関係人口の増加などにもつながると思います。大津町にはスポーツ・芸術などで活躍されている方も多くいらっしゃいます。その方々にPR広報大使となっただき、大津町のPRに御協力いただく考えはありませんか。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の質問にお答えをいたします。

議員御提案のPR広報大使は、自治体の魅力を全国に広く発信し、イメージアップを図る目的で委嘱される、自治体のイメージキャラクターともいえる存在であり、各方面で活躍されている著名人が出身地やゆかりのある地域の広告塔として活動されるケースが多いと認識しております。

御存じのとおり、本町出身者やゆかりのある方の中にも、文化、芸能、スポーツなど多方面で活躍されている方が数多くおられ、メディア等でその活躍される姿を拝見する度に、私も大津町民として大変誇らしく感じておるところでございます。

町では、広報誌、ホームページ、LINE、マスメディアへの露出など通して、町の話題や魅力の積極的な広報に向けて従前以上に力を入れておりまして、本年度の当初予算においても町の魅力をより分かりやすく発信するためのブランディングやプロモーションに関する予算を御承認いただいております。

広報大使に関しましても様々な広報手段がある中において、町の広報を推進するための一つの有力な手段であると考えております。著名人を町の広報大使に任命すると、大使になること自体がニュース性を持つため、メディアやSNSで取り上げられやすくなり、また、著名人が紹介した観光地や特産品をきっかけに、まずは大津町の名前を知ってもらい、興味を持ってもらうことから、観光やふるさと納税、ひいては移住定住にも一部つながることも期待できます。

一方で、町としても更なる知名度や、町としてのブランドイメージ向上の必要性は認識しておりますが、広報大使の任命にあたっては、全体的なブランディングやプロモーション戦略の中で、何

を主目的として、町としてのどういったブランドイメージ確立のために、具体的にいかなる活動をしていただくのか、また、広報大使を置くことで、どのような効果・影響が見込まれるのか、持続するのかといった、町としての全体ビジョンや広報大使の位置付け、具体的な役割やお願いごと等を明確にした上で実施する必要があると考えております。

また、一般的には無料で務めていただくことの多い自治体の広報大使においては難しいところだと思っておりますが、企業のイメージキャラクターや広報大使などにおいては、ブランドイメージを守っていただくために、様々な行動制約等を設けているケースが多くあり、ある面では「町の看板」ともなり得る広報大使の方とどのような関係構築が可能なのか、あるいはすべきなのか、また、どういった方が町の獲得したい自治体イメージに適合するのか等をしっかり整理検討する必要があると思っております。あわせて、企業と同様に、仮にですが、望ましくない事象が発生した場合のリスク管理をどうするか。そういった現実的な問題も少し踏まえる必要があると思っております。

一方で、町内の学校や企業の皆様、出身者の方々が頑張られていることで、最初のお話にもありました「大津町」という名前は、ある程度の知名度があと思っております。今後も学校や企業の皆様が地域の代表として一層頑張っていただけるような応援体制を整えることで、町の知名度やイメージ向上にしっかりつなげていきたいと思っております。

本町出身者やゆかりのある方の中には、著名で影響力の大きい方もおられますので、引き続きふるさと大津の応援をいただけるようお願いしたいと思っておりますが、広報大使の委嘱等に関しては、所属事務所やスポンサー側の御意向が強く反映される場合が多いことも考えられ、御本人の御意向のみではマッチングがうまく整わない可能性もあります。

しかしながら、広報大使は、町の広報を推進するための重ねてになります一つの有効な手段であると考えておりますので、広報大使として町を共に盛り上げていただける方と、町としての広報大使の位置付けとのマッチング、その手段の検討等に、知名度向上に向けた手段として、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

なかなか声を上げているのに使ってもらえないという声も周りから聞かれています。ネームバリュー、例えば大津高校であれば、学校なので難しいかもしれませんが、先日大津高校のポロシャツをちょっと着て町外に行ったときに、大津高校ですか、頑張ってください。応援ですかとすぐに全く知らない方からも声をかけられました。バレーの古閑紗理那さんも今回キャプテンになって、大分活躍をされています。それから大津出身ではありませんが、歌手のなかざわけんじさんも大津町に今在住されていますが日向坂46の曲を今回手掛けられたというふうにも聞いております。ネームバリューとしても大きな効果を持つ方々が大津町にはいらっしゃるということです。先ほど町長が何を主目的としてなど条件をいろいろと整理検討したいとおっしゃいましたが、ではそれがいつ前に進むのかを教えてください。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、固有名詞になりますけれども大津高校、ホンダさん、あるいは古閑紗理那さんの名前も出ましたけれども、夏には古閑紗理那選手がオリンピックに出場されて、またその後ホンダの野球部さんが全国で準優勝されて、さらに翌年1月に大津高校が全国また準優勝というところで、町としても一つは庁舎に掲示等させてもらいましたが、多くの来庁者の方からそれでよく知ったという話だとか、あるいは話のネタになったりだとかそういったこともありまして、あるいはマスメディアでも何度も取り上げたことで大津町の影響効果では非常に大きかったというふうに考えております。なので、そういった大津在住の方あるいは企業、団体等がもつブランドイメージ、あるいはその集客力と言いますか、知名度というのは生かしていく必要があると思っております。

しかしながら先ほど御説明したとおり仮に公式に観光大使等、あるいは広報大使等任命したときには得られるメリットの部分とリスクの部分も整理する必要があると考えておりますので、そこは重ねてになりますけれども、少しお時間をいただきたいと思っております。

時期に関しましては、本年度の所信表明のところでもブランディング、あるいはプロモーションの話させてもらいましたけれども、また整理する中で来年度本格的に取り組んでいきたいと思っておりますので、そこに向けてこれから全体的なブランディングとイメージ戦略プロモーションについて整理する中で観光大使の位置付けあるいは実施の是非等も判断していきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 質問は終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時55分より再開します。

午前10時45分 休憩

△

午前10時55分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 通告書にしたがいまして、一般質問を行います。今回は3点挙げております。私は毎朝ラジオ体操をやっているもので6時過ぎには必ず起きます。今日も6時過ぎに起床して、まず本を1ページだけ必ず読みます。そしてインターネットで情報をまず集めます。その中で私昨日のニュース見ていなかったんですけども、JR九州の古宮社長がTKUニュース言うならTKUの取材に応じまして空港アクセス鉄道、分岐は肥後大津が便利と発言されました。これ私もびっくりしました。3本目にこの質問は用意しておりますので、3問目はじっくりと事情が少しずつ変わってきているなというのを感じましたので、この点については3問目に質問をしていきたいと思っております。

まず最初の質問であります。新型コロナウイルスのワクチンの接種についてであります。

新型コロナウイルス感染症の今までの流れは御承知のとおりでありまして、感染拡大当初は、できるだけ早く終息させるためには、ソーシャルディスタンスそしてまたマスクの着用、手洗いやうがいなどの徹底など基礎基本の感染対策が有効とされました。またウイルスはカビなどの菌とは違いまして、人体に付着したら増えるけれど、ドアノブや服などに付着しても数時間で消滅するとも報道されました。決して強くないウイルスだと報道されたんです。ここで私は国民の緩みが生じたかなと第一のミスだったと思います。実際にはこのウイルスに感染しましたならば、死にいたる極めて恐ろしいものでありました。有名人などの感染による死亡報道などで国の見解の無責任を理解したところでもありました。現在までにウイルスは変異を繰り返し、重症化しにくいものなのか、ワクチン効果の波及によるものなのか、不明ではありますが、終息に向かいつつあります。新型コロナワクチン接種は法的には強制はできません。各地方自治体の対応はそれぞれ違います。ワクチン効果の根拠が町民への呼びかけに対し曖昧になってはいけません。情報が溢れる時代であります。医学的根拠を随時情報を収集して町民に対しての発言がなされているのか、そういった周知がなされているのか。随時最新のコロナウイルス対策を町民に提供しなければならないと思います。また国におきましては外国人観光客受入れなどの政府見解です。この変化は明確なエビデンスを掴んでいるとも考えられます。しかしながら、まだ終息はしていないし、重症化しなくても罹患後の後遺症が問題になっております。実際、新型コロナウイルス感染症に感染したのちに治療や療養が終わっても倦怠感や味覚、臭覚の障害、頭痛、息苦しさといった症状が長引く、罹患後症状のある人がいることがわかっております。WHO世界保健機関の定義によりますれば、新型コロナウイルスに罹患した人で倦怠感、息切れ、思考力や記憶への影響などの症状が少なくとも2か月以上持続し、またほかの疾患による症状として説明がつかないものとされております。

以上考えますれば、感染予防を呼びかける内容も現在の状況に合ったものに更新していかなければならないと思います。町民をしっかりと新型コロナウイルス感染症から守るために町行政としてできることは何か。住みよい町とは様々な問題に最新の対応策を打つことができると考えます。町長へ質問をいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の新型コロナワクチン接種についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行に陥りました。

大津町では、2020年8月2日に感染者を初確認以来、本年6月1日現在で2千114人の感染報告がなされております。

感染された皆様方及びまん延による生活環境の変化に影響を受けている皆様方には、謹んでお見舞いを申し上げます。

これまで町では、2020年2月23日に町長を本部長とする対策本部を設置して第1回会議を開催し、新型インフルエンザ行動計画に沿った実施体制を確認しております。

それから、本年6月2日まで、延べ77回の会議を開催し、感染予防や啓発、ワクチン接種など

のまん延防止対策及び事業者支援や各種支援給付金などの社会経済対策を講じてきたところです。

また、2021年2月には、県内自治体でもいち早く新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、組織体制を整えてワクチン接種や感染予防、相談体制、県や医療機関との連携を図ってまいりました。

ワクチンの4回目追加接種につきましても、来月4日から本格的に開始することとして準備を進めております。

今回のこのような感染力の強いウイルス感染症がまん延した場合、多数の国民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことになり、国家の危機管理の問題として、国・都道府県・市町村が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たして取り組むことが極めて重要であります。

その役割分担の中で、住民に最も近い行政単位である市町村は、地域住民に対するワクチンの接種や、マスク着用・咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策の実践を促す役割を担っております。

今回の新型コロナに対するワクチン接種は、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として、国の指示により、市町村が対象者に対して接種勧奨することとされております。また、今回の予防接種は感染症の緊急のまん延予防の観点から実施されるものであり、接種は強制ではありませんが接種を受けるよう努めなければならないという、同法第9条の努力義務の規定が適用されているところです。

そこで、実施主体である町としましても、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、安全性や効果などの必要な情報の提供に努めているところですが、特に若い世代の皆様方には、副反応への敬遠や、重症化リスクが高齢者より低いなど、ワクチン接種を敬遠される風潮もあるようです。

実際に、感染後に倦怠感や味覚障害などの後遺症が発生する場合もあり、特に30歳代以下の方にその割合が高いことや、ワクチンによる副反応などによるデメリットよりも総合的にみてメリットの方が大きいという厚労省のデータなど、国内外での報告を踏まえた厚労省の調査研究による後遺症に関する基本的な知見などの情報も提供されております。

町としては、これまで広報や接種券の同封文書、さらにLINEなども積極的に活用しながら接種勧奨に努めているところですが、議員御指摘のとおり、こうした具体的なデータなども従前以上に示しながら、また最新の動向を追いながら都道府県や自治体の情報提供事例なども参考にし、引き続きワクチン接種によって、重症化予防、及び、後遺症への発症予防効果にもつながることも、今後周知し、若い世代をはじめとした広い世代への接種勧奨につなげていきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは、永田議員の新型コロナワクチン接種に関する御質問について説明をさせていただきます。

まず、大津町の3回目接種までのワクチン接種の状況でございますが、これまでに2万6千人、延べ7万2千回以上の接種回数を実施しております。

新型コロナのワクチン接種につきましては、昨年からの初回接種から、今回の4回目の追加接種まで、予防接種法の臨時接種に位置付けられておまして、本年9月末までの特例承認の期間内で実施することになっております。

これまでの議会の全員協議会でも説明させていただきましたが、感染力が極めて強いオミクロン株による今年1月以降の第6波での町の感染者は激増しまして、感染者全体の全体の8割を占めるに至っております。また、年代別でも、30代以下の感染者が全体の7割以上という状況でございます。

一方で、ワクチンの接種率でございますけれども、3回目の追加接種では、全体でこれ人口割ですけれども約6割、30歳代で5割に満たなく、特に10代においては2割程度となかなか進んでいないため、ワクチン接種勧奨においては課題も感じているところでございます。

これは、全国的な傾向でもございまして、接種後の発熱などの副反応への警戒と、若い人は重症化のリスクが低いのではないかなどの情報により、ワクチン接種に気持ちが向かないのではないかと考えますし、一方では接種率が低い世代に感染者が多いというこの事実については、ワクチン接種がいかに感染予防に効果があるのかといえるのではないかと考えております。

また、最近では、議員御指摘の新型コロナ感染後の後遺症についても、多く報道があるようになってまいりました。

後遺症の症状につきましては、先ほど議員の資料にもありましたように強い倦怠感・味覚や嗅覚障害・呼吸困難や発熱・抜け毛など様々で、40代以下が相談者全体の6割と、若い年代に多く現れる傾向があるようでございます。後遺症は重症化する恐れもあり、また治療には長い期間を要する場合もありまして、感染から1年経過後も症状がみられるという場合もあるようです。コロナ感染の中等症以上の方に後遺症の発症例が多いという報告もありますので、ワクチン接種によって、重症化予防につなげることにより、後遺症への発症予防効果にもつながることも、今後周知し、若い世代への接種勧奨につなげるよう取り組んでまいりたいと思います。

具体的には、これまでも接種券の郵送時でのパンフレットの同封、広報紙などでの情報提供、ホームページや町の公式LINEを使って現在リアルタイムでのお知らせをしております。そして町主催による会議等による情報発信なども通しまして積極的に今まで提供してきたところではございますけれども、更なる、ワクチンの接種の有効性の周知と、基本的な感染防止対策について町民の皆様にお願ひし、1日も早く、この感染拡大が終息するよう努めてまいりたいとます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問します。

答弁としては当たり前ではありますが、今後も注視しながらしっかりとやっていくというふうに出ました。部長の今の説明にもありましたけれども、その通りではありますが、どこがのを得たそういったワクチンの緩衝につながるか。また予防を徹底して基礎基本に戻って、ソーシャルディスタンスをちゃんと保ち手洗いを徹底とかそういったものにつながるかということところが要点です。私が今回用意しました補助資料の中で、この補助資料は東京都が新型コロナウイルスの後遺

症についてとして4ページ中2ページですけれども、これ抜いております。これを後遺症について今顕著にそういった問題が広まってきておりますから、ここを問題視したんですね。その問題視したのはどこかというのは、東京感染症対策センターと言いまして、東京ICDCと言います。ここは感染症に関する政策立案、危機管理、調査、分析、評価、情報収集、発信など効果的な感染症対策を一体的に担う常設の司令塔機能を設け知事に対してエビデンスに基づいた助言を行うとなっております。ですから、やはりこういったプロジェクトとすぐ立ち上げて対応をするんですね。やはり例えば重症化しないという甘くなります。ただ、重症化しないといっても罹患後があるんですよ。後遺症怖いですよというのを要点に都民の皆様方に周知していただくというような取組ですよ。この東京ICDCという運営は新型コロナウイルスに打ち勝つための実践そのものだと誇らしげに書いてありました。こういったいい所はまねしましょうよ。これが自治体間の横のつながりですよ。これはそういったことの良い宣伝をされているところの自治体があるならばそれをまねていいんです。これが日本国内できちんと手と手を結ぶということはこういったところです。だから情報収集はいつも怠らなくやってくださいと。しかしながら例えば町長も言われました。ワクチンを打たない理由ですね。副反応とかいろんなものが考えられます。しかしこの用意しました中で、例えばこの部分です。結局どっちが重いかということですね。打つことと打たないことの。私はこの点についてもものすごくこの画像はいいと思ったので、ネットからダウンロードしました。分かりやすく、ワクチンの有効性ってあるんだよ。実際我々だって多くのそういったウイルスにさらされていると思うんですよ。ただ、ワクチン効果が抵抗力かわかりませんが発症してないということだろうと思います。今ここを握りました。ここに付いているかもしれませぬ。わからないんですよ。見えない敵です。ですから、今後も効果的にそういったものを組み合わせると津町は大津町でうまい具合、若い方々にも分かっていたいただけるような周知をしなければならない。実際、昨日のニュースを見てまして厚労省の大臣ですね。夏休みが非常に怖いという発言もなされてました。やはり人が集まるだろうということですね。密になるだろうということに心配しているという発言だったかと思います。ですから、こういった効果的な方法はまだまだあります。ですから、こういったものをきちんと町長は指示していただきたい。町長も全力を尽くすと言いましたよね。町民の生命をきちんと守ってあげるといふ意気込みというのがちゃんとあるならば、もう少し情報収集しましょう。私が再度質問ができないぐらい、それぐらい構えていただかんと。そこが重要なんです。だからこういった東京都のことをまねして新しいものを作り上げていただきたいということですね。

この点について再度質問をして建設的なお答えをいただいて次にいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えをいたします。

町としてこれまで以上に、しっかり戦略的に情報を精査しながら適切に発信していくべきだというお話だったかと思えます。

まず1点目、大津町に関しては対策室のほう立ち上げております。一方で東京都ほどの人的リソ

ースはございませんが、議員御指摘のとおり県、国、あるいは他の市町村でも様々な分析データ等がございます。そちらのほうもしっかり連携しながら活用させていただきまして、補い合いながら適切に発信していきたいと思っております。

また、先ほど若者のなかなかワクチンを打たないお話もありましたけれども、御説明して議員からもありましたとおり、やはり副反応というところと後遺症の認識があまりないというところがあると思います。そうした中で様々な首相官邸、あるいは厚労省のデータ等もありますので、それを恐らく事細かに伝えてもなかなか読んでいただけないと思いますので、御指摘のとおりインパクトのある形で、わかりやすい形で対象となる層に届く形で進めていきたいと思っております。また夏休み等の話がありましたけれども、今後こういった動きになっているのかという仮説予測をしながら全庁的にしっかりと担当課中心に私中心に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 次の質問に移ります。

2問目はスマホやパッドを使った教育におけるデメリットについて教育長に対して質問をしたいと思っております。最近私が読んだ本の中に「スマホ脳」という本があります。これは昨年度一番本屋さんで売れた本だそうです。これは去年から読みたいと思っておって、1月前ぐらいですか読んでみて、あまりの面白さに寝不足になるくらい2日間ぐらいでぱっと読んでですけども、内容は非常に面白かったです。アンデシュ・ハンセンさんという方は世界的人気を得た精神科医ですね。いわゆるそれなりの能力が高い人でしょう。文章も隙がなくうまく書かれておりました。読めば読むほど恐ろしくなると。内容を理解すればするほど恐ろしくなったというのが答えです。この学校がGIGAスクール構想というものが国が立ち上げて、それこそ一人一台にパッドを持たせるというような形をとったわけですけども、ここには多大な税金が使われております。ただそれがその投資ですね、人に対する投資が有効に人への投資として人の資本となるのか。教育経済学と言いますけれども、そういったものに対してきちんと人が育っていくのかということに合致あっているのかなというのが非常に心配であります。実際、このこの通告書に書きましたけれども、それこそ教育というのは国家100年の計ですよ。この後本当に今の小さい子供さんたちあたりも100歳まで生きるかもしれない。だってどんどん寿命延びているじゃないですか。ですからそういったことを考えれば一生つつがなくいい人生を送ってもらうための一つの教育でなければならないわけですよ。だからそういったことを考えますれば、やっぱりこの今のGIGAスクール構想が将来に渡って有効なものであったというものにするのか、だめだったら途中でやめるのかですよ。学校においてはなくてもスマホ中毒みたいな感じになっておられる方々が多いということで、実際スマホは便利です。いろいろなものが調べられますし、リアルタイムに世界の情報が入手できます。そういったことを考えてもGIGAスクール構想というのは、教育のICTの遅れを挽回するために国が立ち上げたという一面もあって経済協力開発機構OECDの18年の調査ですね、これは。ちょっと古

いですがけれども。日本は国語の授業でデジタル機器を使う割合が14%にとどまりましたと。毎日かほぼ毎日コンピューターで宿題をする割合はわずか3%。いずれも主要国で最下位に沈んでいたというこういった実状がありまして、よそに負けたくないというのがあったんでしょう。

しかしながら、その前に電子黒板とか入れた時代がありましたよね。あれも失敗しましたよね。あれももっと言ったらいけないけれど、あれも使いあぐんでいたというのが確か実情だったと思います。あれに無理やり押し付けているんですよ子供たちを。このGIGAスクール構想だってそういった側面はあります。しかし昨日の質問に対して教育長はいろんな統計をとったりとか、アンケートとったりするのは非常に便利だと。そりゃそうでしょう。それこそそういった集計とか得意な分野ですよ。私が最初にパソコンをしたときに便利なのは、エクセルでしたよね。文書作成とエクセルですよ。縦横の計算それと階層の計算そういったものでしたよね。そういったもののほうが実際私は役に立つと思います。根本的な人の要素として、そののところをよく理解しておかないと、この電子機器が先ほど言いました脳に及ぼす影響とか依存性、そういったものをきちんと理解しておかなくては、本当に子供たちが社会に出てそれを生かせるかということが非常に問題になってくると思うんです。ここで一つこの本の中にこの逸話は面白いから一般質問に使おうかなというものがありました。ここでドーパミンとエルドルフィンというものを書いておりますけれども、非常に重要な問題になる脳内物質なんですね、これは。IT企業のトップは子供にスマホを与えませんよというのがこの本の中に書かれていて、その内容が面白いんですよ。知ってる人も多いでしょうけれども、アップルの創業者スティーブ・ジョブズですね。彼のエピソードがあつて、ジョブズ氏は2010年初冬にサンフランシスコで開かれて製品発表会でiPadを初めて紹介し聴衆を魅了しました。インターネットへのアクセスという特別な可能性をもたらす驚くべき比類なき存在とiPadに最大級の賞賛を浴びせられました。

しかし、自分の子供の使用については慎重になっておりますというのがここが面白いんです。あまりに依存性が高いことに気づいていたので、ニューヨークタイムズ紙の記者があるインタビューでジョブズ氏にこう尋ねております。自宅の壁はスクリーンやiPadで埋め尽くされているんでしょう。ディナーに訪れたゲストにはお菓子の代わりにiPadを配るんですかと。それに対するジョブズ氏の答えはiPadはそばにおくことすらしないと。そしてスクリーンタイムを厳しく制限していると話した。これを聞いて記者はジョブズ氏をローテクな親だなというふうに決めつけたという笑話で締め括りしてあるんですが、その後にテクノロジーが私たちにどのような影響を与えるのかスティーブ・ジョブズほどの確に見抜いた人はいないとして書いてあります。そしてもう一つビル・ゲイツさんの逸話も書いてありました。これも面白いんです。マイクロソフト社のビル・ゲイツ氏は子供が14歳になるまでスマホは持たせなかったと話します。現在、スウェーデンのこのアンディシュ・ハンセンさんもスウェーデンですがけれども、11歳時の98%が自分のスマホを持っております。ビル・ゲイツ氏の子供たちはスマホを持たない2%に属しているわけです。それは確実にビル・ゲイツ氏に金銭的余裕がなかったせいではありませんよね。だから良いか悪いかという判断をここでやっているんです。確かに現代の文明としてスマホやパッドを使いこなすと

というのは重要な要素だと私も思います。しかし、順番を間違えたらだめなんですね。言わんとするところはそこです。人格形成に非常に重要なときに、その時に自制心とか自立いろんなものがそれによって曖昧にされるような感じがします。思いやりのある子供たちを本当に育てていき、社会を本当に豊かにするためにはやはり情操教育から義務教育期間というのは人間性の確立に非常に重要な時期なんです。これを文明が発展したからと言って、そういったものを何か国からやりなさいというのいかにがなもんかなど。私以前潮谷知事の時だったですか。ゆとりの教育という逆緩み、緩みすぎるようなことをやってあれは失敗だったと後から、あなたは事例を知っておりますからイの一番にあれはだめだと。そんなことしたら何をゆとりだと言った覚えがあります。それはなぜか。ゆとりというのは働いて働いて、やっと仕事がしなくてよくなったよねと言ったときにやっとゆとりができたよねというイメージがどうしたってあるんですね、私の年代。だからゆとりの教育というのを小学生とか中学生にやりますって言ったとき、びっくりしましたもんね。ただ今からこのパッドを使った教育というのが花開くかどうかということを中心に道標を教師は示すべきでしょうね。それができないならば今すぐやめた方がいいですよ。本当にもう少しアナログに戻してやったほうがずっと育つかも知れません。

以上、質問します。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。永田議員のスマホやiPadの教育におけるデメリットについての御質問にお答えいたします。

本町におけるGIGAスクール構想の取組状況は、議員御承知のとおり、一昨年度に全児童生徒の端末整備が完了し、災害や感染症の発生などによる学校の臨時休業等の緊急時においても、オンラインにより全ての子供たちの学びを保障することができる環境が整いました。

国は、今後の日本の学びの姿としてGIGAスクール構想を入り口とした、教育DXによる未来の学校で実現される学びを描いております。

一つには、従前の「一律・一斉・大量生産」的な教育に対し、子供たち一人一人が自分の学習ログの分析により、自分の学びを認知して、自律的に自分に適した学習や指導者、学習場所を組み合わせることで、もう一つには、日本中、世界中からネット・リアルを問わず知識を集め、対話し思考する中で、大学や企業が取り組む本物の課題と学校で習う教科の単元が接続され、中高生であっても本物の課題の当事者として、学術的な探究の入り口に立てる学びを実現することです。

このような未来の学校を見据えながら、今後、小中学校でもICT機器を活用することにより、授業の幅が大きく広がるメリットが期待されています。

しかし反面、先ほど議員御指摘のとおり、スマホやタブレットばかり長時間使用し続けると、脳疲労が引き起こされ、身体面や精神面での影響が出てくるとも指摘されています。具体的には、集中力や判断力、意欲の低下、自制心の発達やコミュニケーション力への影響などですが、時には心の不調に陥ったり、SNSトラブルが引き起こされたりなど、使い方に係わる課題があることも認識しているところです。

少し以前になりますけれども、WHOがネットゲーム依存性ということで、病気として認定したというニュースも4年ほどあったところでございます。

ただ、学校教育におけるタブレットは、主体的・対話的で深い学びを実現するあくまでも学習道具としての活用を目指しています。現段階では、まだまだ未熟でありますけれども、今後、学習内容や教科の特性、子供の発達段階に応じながら、子供たちが主体的に学び合う学習づくりに向け、効果的な活用の在り方を全学校において実践研究をしてみたいと思います。一時間あるいは一日の学習のどこに、タブレット等のICT機器を位置付けるのか、従来の学習方法であるアナログ学習のよさと、ICT機器によるデジタル学習のよさとのハイブリッド学習が重要であります。このような学習を通して、子供たちの情報モラルを含む情報活用能力を育成していくことが、将来の情報化社会の中で生きていく力として必要であると考えます。

しかしながら、あくまでも学校は、将来の社会の形成者としての子供たちの、全人的な発達や成長を育むところであり、「知・徳・体」を一体的に育む教育活動こそを充実させることが大切であると考えております。

2030年から先を生きる子供たちに育むべき力として、OECDは一つに新しい価値を創出する力、二つ目に対立やジレンマを克服する力、三つ目に責任ある行動をとる力。そして、四つ目としてこれらの三つを回すエンジンとなる当事者意識を掲げております。

この四つの力は、人間が持つ強みを生かしながら、AIに負けないうまく柔軟に生きていく力となると受け止めています。

現在、大津町では、学校の「学び」と「暮らし」をリンクさせる「社会に開かれた教育課程」や「キャリア教育」、「コミュニティ・スクールと地域・学校協働活動との連携」など、子供たちが、多様な人やモノ、事柄と出会い、問いを立てながら、直接・間接に、対話や協働、体験活動することを意図的に進めております。

このような活動の中ではICT機器も活用しますが、大事なことは価値ある経験を積むことであります。その積み重ねの中で、先ほどの四つの力も培われていくことを期待しているところでございます。

令和3年度は、タブレット活用元年でありました。教える側も教わる側も、数多く利用して慣れることを大事にしたところです。タブレットなどを「主体的・対話的で深い学びへの転換点」とする道具としていけるかどうか、GIGAスクール構想の今後の大きな分かれ道であると言われております。このことをしっかりと肝に銘じ、子供たちにとって、将来に有効な力が育まれるような活用の在り方について、学校と一体となって取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

今答弁を受けましたけれども、GIGAスクール構想について否定的な記事がよく見られるんですね。私はいろいろ考えた末にこの質問をしているわけですが、GIGAスクール構想は失敗すると私は思っております。必要ないと思うんです。それを例えば義務教育の場に持ち込んだこ

と自体私は失敗とっておりますので、これから10年後、20年後は誰が責任持つのかと言ったときに、永田が失敗と言ってそれが当たらなかったらそれはよかったですよ。それ。全然いいですよ。あいつは大風呂敷でそれでいいです。ただ注意喚起だけはしとかんといかんということですね。くしくもこれ日経の切り抜きですけれども、今日の新聞の切り抜き、やさしい経済学というのがありまして、教育が社会に与える影響の一番始まりです今日。朝からよくよく読んでました。これが前段で書いてあることが面白いんですね。教育と経済ですよ。これをどうマッチさせるかというもちろ子供たちは大きくなって経済界の中に入っていくわけですから、社会の中で。経済学において教育は人的資本への投資と考えられます。人的資本ですね、人の資本です。教育を受けることで知識や能力が資本として蓄積され、その資本によって生産性が高まり収益を得られるためです。近年は教育経済学への関心が高まったこともあり、このような投資としての教育の役割が一般にも広く理解されるようになってきましたと。投資としての役割、このGIGAスクール構想に対しまして、国は3千億円の予算を計上してICTの支援員を雇ったりする費用を含めて総額で約4千800億円の税金を投じております。機械は古くなります。人間は成長します。問題というのがその後出てきます。この用意した端末、これは2025年前後に更新時期を迎えます。責任体制を明確にして政策を再起動をきちんとしなければめったに使われないパソコンに巨額の税金を費やし、子供たちの教育機会も奪うことになる。失敗というのは、その部分が空白で抜け落ちるんですよ。今まで一步一步前進させてきた子供たちの教育を、がばっと逆にそれこそ衝撃的なDXですよ。それこそデジタルに潰された変化ですよ。そうならないようにきちんと策を練ってくださいよね。それが正しいことかどうかというのを善悪成否を高める理性、そういったものが子供たちを高めることが本当は必要なんですよ。局長すいません本当はこれは議論を深めたいんですが、ちょっと時間がないので、2問目の再質問はおります。

3問目に移ります。JR九州と県と大津町という形で質問事項を申し述べております。

この通告書を出すまでは、空港アクセス鉄道のルート非常に問題でありまして、今年の元旦の新聞持っております。「肥後大津分岐提案へ。JR九州空港アクセス鉄道」このときには青柳社長ですね。青柳社長は大津が一番利便性が高いんだということを言われました。しかしながら、そのあとに運動公園を通過して三里木とかいろんな形が出てきたと思えば、今度はTSMC関係で原水という話まで今度は出てきました。この通告書を出した後にそれこそ昨日です。前段で言いましたけれどもTKUの取材にJR九州の今、古宮社長ですね。古宮社長に対して一体どこがJR九州として本命なんですかという質問をしておられます。この中で私は朝SNSで大津町にも随分いい風が吹いてきてるんじゃないかというのを見まして、実は朝から二、三度見ました。要点はどこかというのを探ってみました。JR九州の古宮社長あたりは鉄道事業者としては大津町の輸送も全て考えて電化したんだと。ですからやっぱり大津が理想なんだと。それも熊本駅発、熊本空港終着というような一般路線ができるというようなことも強みで言われました。例えば距離が長い短いがあったとしても定時制、我々はそういった列車の時間は何時なんだというものをきちんと時間割計画をちゃんと立てますよね。それがたてられるんですね、JR。バスはなかなか難しい。そのところも強調

されておられました。乗換えなしですね、それとそうなってくると増便、言うならば今までの例えば1日の本数がもっと増やす可能性さえ出てくるということで、今回の質問でこの空港のアクセス鉄道がどうしても大津町に町長頑張ってもらって引っ張ってきてもらいたいというふうな質問が大体は趣旨だったです。

しかしながら、かなり近づいてきたのが昨日のニュースだったわけですね。ところがまだ決定ではないんです。このときにJR九州と県と大津町と考えたときに、これを覆されるようなことがないかなとも考えました。ここを町長どう思いますかというところですけども、これ覆すことができるのは県ですよ。思います。だからJRと大津町がやっぱりJRが大津じゃなからんといかんぞというようなことをJRから言わせんと本当にここになるのかなと。だったら大津町の戦略というのが、昨日の記者会見古宮社長の記者会見に対して、我々がとる戦略というのが若干変えなければならぬ。前段じゃなくて次は実のあるもの、JRもやっぱり大津と組んだが一番良かったよねと。大津はいろんな施策でJRの乗客数を増やす、荷物を増やす。そういった自分のところを使ってくれるような策を持ってきたじゃないかと。こういったことが大切なんです。そういうことを我々チーム大津で作り上げなければならぬ。そういったことは部長、課長たちに私ずっと話しています。そして大津町の地政学的なもので、できることって何だと。ここが非常に重要ではかにはできないけれども、大津町だったらできるということをやっぱり持ってこんといかんでしょね。やはり宿場町だったこともありまして、交通の要所です。以前、大空港構想で蒲島さんが阿蘇くまもと空港を多く広げるゲートウェイとしてどんどん広げていきたいということ言われてました。実際そのゲートウェイのサブ的なゲートウェイはうちなんだということ、ずっと私は心の中に秘めていました。まさにそれが私の思うところでありまして、これは私の青春時代くらいの大津駅ですよ。この時代に私はこの辺で遊んでおりました。学生時代も過ごしました。その青春時代というのは大津駅というのは駅から都会と結んでくれる場所だったんですね。まさしく未来への出入口だったんですよ。これが今度は時代を超えて世界へ通じるような大津駅となる可能性が50年、100年のチャンスじゃないですもんね。これは。本当にこの駅の写真は恐らく50年くらい前ですかね、写真ですけども。どんどん花開かせるためには絶対的に大津町が空港アクセス鉄道の駅とならなければならないと。豊肥線を生かして、そしてそのことによって多くの新しい商売も生まれるでしょう。人が多くなれば例えば第3次産業のサービス業あたりはまたどんどんにぎわってくると思います。教育も先ほどの質問にもありましたけれども、あの有名な大津高校、翔陽高校も誇らしい高校ですけども養護学校もあります。恵まれていますよ。だからこの所に大津だって言わせるような戦略というもの。これですね、町長がもし言われなければ戦略というものはばれたらいかんのですよ、実際は。その通りでしょ。敵の作戦がわかったらこっちその上の作戦立てますから。言えない部分はいいです。もしここで、漏らしていい作戦がありましたならば、そこはやはりみんながよし町長が言ってるからみんなも努力して大津町に引っ張るような策を練ろうじゃないか。知恵を絞ろうじゃないかというふうにしななければならないということです。それがリーダーですよ。

だからこの点について町長の力強い答弁をお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の御質問にお答えいたします。

全体としまして、議員からありましたとおり、やはり戦略という意味で施政の部分と内容の部分がございませぬども、やはり表でアピールしながらどんどんやるべき内容とひっそりとやるべき淡々とすべきことがあるというのは踏まえた上での答弁とさせていただきます。

議員からもありましたとおり、つい昨日、古宮社長のほうからもぜひ大津駅というお話が事業者としてはというお話がございました。私も大変心強く思ったところです。一方で前回はそうしたJ Rの意向もあったものの三里木になった経緯もございますので、油断ならないところだと思っております。

それを踏まえまして、空港アクセス鉄道につきましては、T S M Cの進出や今後想定される関連企業の更なる集積により、空港を含めた人や物の流れの変化が、県内全域の交通ネットワークの利便性向上につながるよう県主導で進められているところでございます。

大津町の戦略として最も重要となるのが、やはり現状理解のところと適切な打ち手というところだと思います。打ち手という意味で言いますと、県もJ Rも例えば乗換えが不要だとか。そういったところは重々承知しておりますので、そこをアピールしてもあまり効果がないと思っております。それも踏まえまして、これまでの県の報道発表経緯も踏まえたところで、ルート決定にあたって、県が何を重視するのかと考えておりました。これまでですね。その中でまず一つ目は用地建設コストをはじめとしてイニシャルコスト。二つ目に中長期的に費用便益分析、これB / Cと言いますけれども、が1を上回ることやランニングコスト。三つ目に早期での実現可能性。四つ目に運賃収入および経済効果も踏まえた利用者数。五つ目に沿線や周辺開発、更には県内全域への波及効果の観点からの発展性だと分析をしておりました。また、その中では、予算要望先である国へのアピール、および整備費の最大3分の1を支出するJ Rの意向も十分に勘案されるものとあわせて分析しております。

以上の観点を元に、議員御指摘の地理的な優位性を踏まえて、町のでき得る誘致策を整理して取り組んでおまして、例えばこれまで県幹部はもちろん、本年5月上旬にはJ R九州の本社に赴き、4月に就任された古宮洋二代表取締役社長執行役員と面談をさせていただきました。そこでそれぞれの皆様に町の魅力や現状と将来性、県の大空港構想に基づく空港ライナー設置や阿蘇くまもと空港駅の愛称化に関連した町のこれまでの取組・努力、またアクセス鉄道に留まらず、令和5年に予定される南阿蘇鉄道の乗入れも踏まえた肥後大津駅の将来像、肥後大津駅経由の新ルート案も踏まえたスポーツの森への新駅構想、鉄道利用者増と利便性向上をにらんだ工業団地への大津としてのバス構想、また、県やJ Rは既に重々承知のことではありますが、乗換えを想定した場合における肥後大津駅の阿蘇・熊本方面、双方への高い利便性、土地の広がりや踏まえた将来的な可能性などの今後の発展性や利用者増に向けた取組みについて御説明・共有をさせていただいているところで

す。また、空港周辺には東海大学臨空校舎が来年4月に開校予定であり、学生を中心に多くの利用客

が見込めます。そこで同大学としても肥後大津駅経由の方が鉄道利用者の乗換負荷が生じないメリットもありますので、同大学とも情報共有などをさせていただいております。

一つ目と二つ目のイニシャルおよびランニングコストに関しては、なかなか町としてはコントロールが難しい部分であります。しかし、その他の観点からもう少し詳しく御報告させていただきますと、肥後大津駅周辺に関しては、具体的にはターミナル駅あるいは空港の玄関駅としての存在感と重要性を示すために、東海大大学臨空キャンパス及び南阿蘇村に本年開校したITスクールへの肥後大津駅発着スクールバスの発着場誘致の交渉を昨年度から重ねておりまして、これらは実現する見込みでございます。

また、大津町側の重要な拠点となる肥後大津駅については、一つには今回補正予算を計上させていただいている、くまモン活用地域資源創出事業に取り組んでいく計画ですが、こちらは蒲島知事の肝いりの事業で複数の応募があったものの、大津町と山鹿市の2自治体だけが採択をされております。

具体的な内容としては、現状では単なる通過点となりがちな肥後大津駅を、空の玄関口として、阿蘇くまもと空港駅と言う愛称を前面に押し出しながら、地域資源としてアピールしつつ更なるにぎわいや県内全域への波及効果づくりを通して、存在感向上に努めるとともに、併せて来年3月下旬にリニューアルする阿蘇くまもと空港との連携も強める計画です。

具体的には、ビジターセンターもしっかりと生かしながら、くまモンを主軸とした空港ライナーのラッピングや夜間も楽しめるスポットライトを設置し、本町はもちろん県内全体の観光や交流の拠点として、地域の経済活性化につなげる考えです。つい先日は県庁の知事公室くまモングループの方々も来られましたので、今後のビジョンを共有するとともに、駅周辺を視察いただいたところです。

また、その中では熊本空港の玄関口である駅ビジターセンターのくまモン化など徹底的に取り組んでほしいと言われております。また別途ワンピースのゾロ像を活用した次なる取組やバイクを用いた空港と大津町の連携強化策なども民間と協働しながら具体的に検討中です。そうした先ほど北口の方へもありましたけれども、北口及び周辺への波及連携というのもしっかり努めていきたいと思っております。

その他、県等にもしっかり働きかけております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問したいところですが、時間がありませんので、問題点、我々が認識しなければならない点としまして、蒲島さんの台湾との就航というのは非常に的を得ていたという現実ですね。ただ、今、台湾とアメリカの新貿易枠組みをアメリカも模索しております。そういったことを考えますれば熊本から台湾、そしてアメリカですよ。アメリカは世界最大の経済大国ですから、これ供給基地、言うならばグローバルサプライの基地になる可能性だってあるということです。ですから、そういった認識を強く持つことですね。可能性すごいですよ。アメリカの経済

大国のレベルは全然10分の1くらいですか。それぐらいありますので、ぜひそういった認識は忘れなくよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（桐原則雄） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

傍聴の皆様、ありがとうございました。

午前11時56分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和4年第4回大津町議会定例会会議録

令和4年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和4年6月16日(木曜日)

| | |
|-----------------------------------|---|
| 出席議員 | 1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 面川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 中井 雄一郎 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 木村 欣也 総務部財政課財政係 長 田邊 嵩博 健康福祉部長 坂本 光成 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 百田 止水 併任工業用水道課 長 総務部総務課 長 村山 博徳 農業委員会事務局 長 梅田 博隆 選挙管理委員会書記 長 総務部財政課 長 大塚 昌憲 |

令和4年第4回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

| 受理年月日 請願、陳情 番 号 | 件 名 | 審 査 の 結 果 | 所 管 委 員 会 |
|-------------------------------|---|-----------|---------------|
| 令和4年 5月16日 請 願 第 1 号 | 「インボイス制度を導入後もシルバー 人材センターの安定的な事業運営が可 能となる措置を求める意見書」提出の 請願 | 採 択 | 文教厚生 常任委員会 |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|-----------|--|
| 発議第 2 号 | 「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」の提出について |
| 議案第 5 3 号 | 大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 4 号 | 大津町立大津北中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結について |
| 議案第 5 5 号 | 大津町一般会計補正予算（第 3 号）について |

議 事 日 程 (第 5 号) 令和 4 年 6 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 令和 4 年度議員派遣について 議決
- 日程第 5 発議第 2 号 「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な
事業運営が可能となる措置を求める意見書」の提出につい
て
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 議案第 5 3 号 大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 7 議案第 5 4 号 大津町立大津北中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結に
ついて
- 日程第 8 議案第 5 5 号 大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦) ただいまから、経済建設常任委員会に令和 4 年 6 月 8 日におき
まして付託されました案件について、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 4 6 号関連、議案第 5 2 号関連の 2 件であります。

当委員会は、6 月 9 日、委員会室 4 0 3 におきまして、執行部より付託議案の説明を求めながら

審議を行いました。

それでは、審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、議題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず、議案第46号関連、大津町山村広場条例等の一部を改正する条例についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より指定管理に伴い利用料金が上がると町民負担になるが、その点についてはいかがかとの問いに、執行部より条例で定めてある利用料金が上限となるため、それを超えることはなく、現在より高くなることは考えられませんでした。

また委員より、山村広場だけでなく他の施設も同じだが、ある程度整備して引き渡した方がよいのではないかと。山村広場のテニスコートは、ヒビが入っておりそこに接着剤のようなものを入れてある状況である。未整備の状態では指定管理者に渡すのは良くないとの問いに、執行部より、現状は施設の修繕が必要な箇所がいくつかある状況であります。今後各施設の見回りを行い、大規模な改修は難しいですが、指定管理者が受けられる範囲で不備がないよう手直しを行う予定で考えております。今後、補正予算で修繕の対応をお願いしていきたいと思っております。なお、指定管理者を公募し、決まった後には、引継期間に業者との意見交換を行い、齟齬がないように、食い違いないように対応したいと考えておりますとありました。

また委員より、例えば、良好な状態で引き渡すことを基準として、指定管理が終わったときには、多少の経年劣化はあるが、元の状態で返していただくことが基本である。その基本となる状態を維持していただくことをお願いするのが重要である。また、テニスコートのヒビに接着剤のようなもので埋めてあるのは緊急措置ではあろうが、採算性と需要と供給のバランスがあり、あまり利用されない所に多くの公金をつぎ込むことになる。本来なら独立採算でいけるのが一番良いが、必ず町民の皆さんの税金のフォローが必要となる。修理やメンテナンスの頻度など、需要と供給の割り出しはしたことがあるのか。どの施設も同じ修理や点検の方法なのかとの問いに、執行部より、社会教育全般は、補助金がなかなかありませんが、何らかの財源がないか情報収集し、先進地事例を調査研究していきます。利用頻度が比較的高い施設については、細やかなメンテナンスができていますが、御指摘いただきました山村広場のテニスコートなどの施設については外注して修繕ができず、直営で修繕している状況であります。できるだけ良好な環境で住民の方に気持ちよく使っていただきたいと思っておりますので、今後も細やかなメンテナンスを行います。今回指定管理者を導入し、施設の管理・運営を行っていただきますが、業者に任せっきりでなく、しっかりメンテナンスをし、修繕等の齟齬がないように対応していきたいと思っておりますとありました。

また委員より、経営的観点が見えていないのではないかと。例えば、山村広場の利用が少ないのであれば、地域管理等の手法を取り、国や県の補助金があれば活用し、単費で行う場合は、固定経費が膨らむことを繰り返してはいけない。採算性を常に頭に入れておかないと、最終的に負担するのは町民の皆さんである。現在はインフレであり、委託だけではなく、経費のかからないやり方や採算性を考え、地域にある施設は、地域の方に管理をお願いし、地域の方が優先的に使うことができるなどの手法もある。採算性を業者に伝えず、指定管理した場合、その期間中は何も変わらず、向上

しない。これまでも指定管理の失敗事例があり、賠償能力のない人が受けることもある。そういったことを想定し、長期に渡る契約であれば、年度ごとの決算なりを求めるだろうが、隙がないようにしていくことが重大であるとの問いに、執行部より、モニタリングにより月に1回意見交換・財務状況の調査を行っていきます。また、金銭面のみでなく、今回、仕様書の中で自主事業についても、もプロポーザルの中で高い点数配分としたいと思います。経験や実績がある業者をお願いしたいので、財産の仕様書についても必要書類として提出していただき、確認していきます。町の施設であり、住民サービスの向上が一番ですので、その点を考慮し業者の方と定期的に意見を交換し、注視していきたいと考えておりますとありました。

また執行部より、指定管理の業者が決まったならば、移行期間があります。予定では公募し、10月に選定委員会を行い、12月の議会で契約の承認をお願いする予定であります。その後3か月ほど引継期間がございますので、齟齬が生じないよう業者と意見交換をさせていただきます。原状回復につきましては、公募する仕様書の中に、業者が町の意に反して途中で管理運営ができない場合、契約解除ができる規定や契約が変わるときには原状回復する規定を入れようと考えております。

また執行部より、齟齬がないよう、今後見回りを行い、修繕しなければ受入業者が迷惑するような場合は、修繕等について予算化していきたいと考えておりますとありました。

また意見として、立野ダム の視察の際、進捗状況等をドローンがやっており、導入しないといけないと話していた。特に公園や広場については、いろいろな視点で見たいと聞きたいと思う。今後、ドローンを活用した管理の仕方もある。今回指定管理業者に対しては、最初に施設を渡す際の画像的なものは、最低でも記録として取っておかないと聞きたいとありました。

続きまして、都市整備部都市計画課におきましては、委員より、指定管理を行う上で、管理方法で受託者に求めることはあるのかとの問いに、執行部より、募集要項には、現在管理している町内事業者を優先的に採用していただくよう、記載していきたいと思います。

また委員より、公園の周辺には農地や住宅等があり、草刈りや除草剤の使用で周辺との影響が懸念されると思うが、行政としてはどのように対応を考えているのかとの問いに、執行部より、受託者任せにするのではなく、施設所有者として適切な指導・監督を行えるよう、受託者との協議打合せの場としてのモニタリングを毎月実施していく予定であります。また、施設利用者へのアンケート調査を実施し、生の声を聴いて不具合が生じないよう対応していきたいと思います。昭和園につきましては、テニスコートのみを指定管理とするため、植栽管理等はこれまでどおり、都市計画課で管理を行っていきますとありました。

委員の意見といたしまして、今の人たちは、みんなで集まってバーベキューをするといったことが好きだが、公園ではできないし、陽の原キャンプ場も閉鎖され、場所がない。各家庭においてルールを守って行うのであればいいのではとも思うし、杉水公園や高尾野公園等スポーツの施設利用者への場所の提供を認めバーベキューを行うことで利用者間における親睦につながることもあるなど、公園がもっている能力を最大限に活用するためにも、現在のニーズに合わせ公園使用ルールの見直しの検討も必要な時期にきているものとする。ルール決めは大切だが、ニーズに合わせ、

様々な形で見直しを検討し、今後の指定管理の中でもイベント等の自主事業を実施する上での制限とならないよう、新しい取組を行うことも随時議論してもらいたいとありました。

議案第46号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、原油価格・物価高騰対策事業補助金について、現在農家の方にお話を聞くと、経費が2倍程度に膨れ上がっていると言われる。国が対策を立てようとし、輸出入を探している状況だが、今後物価高騰によって農家の方がダメージを受ける状況が長期化していくと思われる。その点に関して、町はどういった動きをしていくのかとの問いに執行部より、今後につきましても、世界情勢が長期化することが考えられますので、国や県に対して支援の要望を行い、また、農家の方の声を伝えていきながら、町としましても継続した最大限の支援を行っていきたいと考えておりますとありました。

現在、農家の方は直接的にダメージを受けているが、飲食店をされている方や一般の方にも物価高騰は波及してくると思う。しっかりと現状を確認し、今後も対策を練ってほしいとの問いに、執行部より、今回は農業者への支援ですが、産業振興部全体で、飲食店や消費者の皆さんも含めて状況を注視しながら、支援を検討してまいりたいと思っております。

また委員より、今回の物価高騰はいろいろなところが、多岐に渡って影響を受けている。影響の受け方にも地域性があり、1次・2次・3次産業の構成で、公共団体によっても違うと思う。「もうだめだ」と言わせないようにしないといけない。その前に我々が「公金を使ってでも、この産業は守るんだ」というためには、情報収集をすることが大切である。情報収集をどうやっていくのかが、分析の要であり、「誰かが言っていた」というくらいではだめで、きちんとした情報収集が次の施策を決める。情報収集を部長をトップとして、部局でトータルの・段階的に集めていくのか、JA等の団体と組んで情報を随時集めていくのか、そういった取組をやっていかなければならず、タイミングが合わなければ、何の役にも立たない。情報収集によってその後の計画は立てられるという基本原則を覚えておいてほしい。商売は情報収集や肌で感じる所がないと売れる商品は作れない。世の中が、どういう風に動いているのかを注視して情報収集に励んでいただきたいとの問いに、執行部より、今後指摘がありました点につきましては、日々情報収集に努めているところであります。例えば肥料については国の基金制度がなく、また、尿素原料の供給元であるロシアのウクライナ侵攻や中国の国内供給優先・輸出規制が原因となり、最大9割の値上げとなっております。また、商品券の事業、企業業態転換の事業につきましても、情報収集をしております。役場のみの情報では、情報に間違いがあると政策の立て方も間違ってしまうので、商工会さんやJAさん、その上部団体と突合・整合し、政策のすり合わせを行い、組立てを行っております。財源が限られていますが、場合によっては随時補正をお願いすることもでてくるかと思えます。タイミングを逃がさないように、しっかり注視していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしますと

答弁がありました。

また意見といたしまして、財源はないかもしれないが、こういう時こそ貯金を吐き出さないといけないときがくるかもしれない。また何波もくるのであれば、覚悟が必要であり、そのために財政調整基金等があるではないかとの意見も出ておりました。

産業振興部商業観光課におきましては、委員より、大津町起業創業事業費補助金は補助金上限100万円とあるが、今後、増額する計画はあるのかとの問いに、執行部より、国の中小企業等事業再構築補助金があり、補助金の下限額が100万円となっております。町としては、下限要件に国の補助事業に該当しなかった事業者に対し補助を行いたいと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、補助金の支払いの流れはどうなるのかとの問いに、執行部より、申請を受けた後に、補助金交付決定し、事業完了後に実績報告を提出してもらい、実績に応じて補助金を交付することになりますと答弁がありました。

また委員より、要綱等を整備することになるが、いつ頃になるのかとの問いに、執行部より、事業を開始する7月までに要綱等を整備し、町ホームページや役場窓口に設置し、案内したいと思っておりますとありました。

また委員より、今後実施する起業や新分野へ進出する事業において、国の持続化補助金や事業再構築補助金と併用していいのかとの問いに、執行部より、併用はできないこととしております。事業実施にあたり商工会と連携して行っていくしますので、他の国、県の事業に該当するかどうか見定めながら実施していきたいと思っておりますとありました。

また委員より、新分野進出の判断は難しいのではないのかとの問いに、執行部より、新分野進出の判断につきましては、日本標準産業分類の中分類以上の業態変化で判断していきますと答弁がありました。

委員より、商品券の交付は、近隣自治体で同様の方法をとっているところはあるのかとの問いに、執行部より、プレミアム商品券の販売を実施するところが多くあります。プレミアム商品になると、一度購入する必要があり、購入することが難しい方もおられますので、今回は商品券を交付することとしましたとありました。

また委員より、様々な考え方があろうと思うが、プレミアム商品券がお得感があるという意見や、事業者としてもプレミアム商品券の方が経済効果があるのではないかという意見が多いがどのような考えかとの問いに、執行部より、昨年実施しましたワクチン接種負担軽減事業での商品券の使用状況は、大型店での利用が多くありましたが、地元の飲食店や小売店でも使用がっております。また、使用額においても、2千円以上を使い購入されている方も多くみられましたので、一定の経済効果はあったと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、事業者として、コロナの影響で資金を借入れて営業されており、厳しい状況が続いている。次回、同等の事業を行う際は、プレミアム商品券も検討してほしいとの問いに、執行部より、コロナ対策として令和2年度、3年度は飲食業、宿泊業の事業者を中心に支援をしてきました。今回の臨時交付金で、生活者支援と事業者支援に使用することとなっているため、両方の視点

から商品券の交付を考えました。これは新型コロナが長期化する中での対処的な事業となります。対処的な事業として農業者の支援も提案させていただいております。もう一つが、これまで新しい取組等される事業者への支援がありませんでしたので、今回、起業創業事業費補助金を提案したところであります。事業の結果をもとに、起業、業態変化、事業承継等を含め、今後、町独自の事業として行っていくなど、検証していきたいと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、商品券事業の事業費に対し経費が大きすぎるのではないかとの問いに、執行部より、電子クーポンによる交付も考えましたが、期間が限られている中で、迅速に進めていく必要があります。また、全町民を対象としていますので、使えない方もいると考え、今回は商品券とさせていただきます。その中でも、できる限り経費の削減は必要ですので、家族分を世帯主に郵送することで経費の削減を考えましたと答弁がありました。

また委員より、もし、町民全員がマイナンバーカードを持っていたならば、電子クーポンでの交付もできたのではないかと。マイナンバーカードを作ってもらうことで、行政の経費が大幅に削減でき、その分を福祉や教育などに充てていくなど説明し、町民に理解してもらい、協力してもらうことを推進していくことが必要ではないのか。DXを活用した新しい方法も考えられるため、知恵を絞って今後していく必要があるのではないかと問いに、執行部より、マイナンバーカードの利用までは至りませんでした。これを機にキャッシュレス化を推進し、事業者にも協力してもらい、事業を実施することも考えました。しかし、スピード感や、どうしても取り組めない方もいますので、今回は商品券の交付となりました。ただ、今後を見据えたときに、DXを導入することで経費が削減できるならば、取り組んでいきたいと思っております。昨日の質疑で事業費に対する経費が高すぎるのではないかと本会議においてでありますりましたが、郵送料は決まっていますので、世帯主に郵送することで経費削減を図ったところです。ただし、個別に送付しなければならない人につきましては、関係各課で連携を取りながら周知、対応していきたいと思っております。今回、8千912万4千円で計上していますが、できる限り経費削減に努めていきますと答弁がありました。

意見といたしまして様々な取組の中で、経費削減のためにも、町としてDXデジタルトランスフォーメーションを進めていくことが今後の課題だと思っております。

都市整備部建設課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第52号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済建設常任委員会の報告は終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。ただいまから、令和4年6月8日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会議事規則第77条の規定により、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第52号関連、そして請願第1号の6件であります。

当委員会は審議に先立って、6月9日に関係する3か所の現地調査を行い、その後、委員会室401において執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議の結果については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず、議案第42号、大津町公立保育園等再編検討委員会設置条例の制定についてであります。

委員より、民営化後、現在働いている会計年度任用職員はどうなるのか。公立を希望する会計年度任用職員もいると思うとの問いに、執行部より、移譲先事業者へは、公募にあたって会計年度任用職員の継続雇用についてもお願いする予定です。また、会計年度任用職員には説明を行い、希望をとるなど、私立・公立いずれを希望されても、一人一人丁寧に対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

意見として、しっかり協議をしてお互いに納得できるよう、配慮をお願いしたいとありました。討論はありませんでした。

採決の結果、議案第42号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、大津町立大津幼稚園民営化に係る事業者選定委員会設置条例の制定についてであります。

委員より、委員構成において、教育及び保育関係者に町内保育施設等の代表等が入るのは利害関係にあたり不適切ではないかとの問いに、執行部より、今回の民営化に係る事業者選定に関しては、設置するのが認定こども園となるため、幼稚園部門と保育園部門両方の関係者が必要だと考えています。その中で、利害関係者は保育関係だけでなく、どの委員にも関係することなので、選定委員については、当初選定委員をお願いするときに、公正かつ中立な立場を保持するものとして特定の者の利益、不利益となる審査を行わないことをお願いした上で、特定の者に利益があると判明したときには審査から除斥することの誓約をいただくことを考えていますとの答弁がありました。

委員より、民営化スケジュールにある保護者説明会では、反対意見はなかったかとの問いに、執行部より、大津幼稚園での説明会では特に反対意見はなく、移行にあたっての具体的な質問がありました。陣内幼稚園での説明会では、地域性を生かして、陣内幼稚園を残してほしいという意見がありましたとの答弁がありました。

委員より、令和4年に年少クラスの園児は、令和6年の移行時には年長クラスになるが、スライドして認定こども園に入ることができるのかとの問いに、執行部より、基本的にはそのまま認定こども園に行っていただく予定です。他の園を希望される方は私立園か、私立園が難しい場合は公立園で必ず受け入れるようにしますとの答弁がありました。

委員より、選定委員のうち法人の経営についての専門家は、税理士で大丈夫なのかとの問いに、執行部より、経営関係については、過去の指定管理や民営化の際には、公認会計士をお願いしたこともありました。今回もその事例を参考に、専門性が高まるよう考えていきたいと思っておりますとの答

弁がありました。

委員より、選定の基準というのはできているのかとの問いに、執行部より、幼稚園や保育園の民営化については、周辺市町村も含めて事例も多くありますので、参考にしつつ、選定委員会にも諮りながら仕様書や基準などを作っていきたいと思いたいとの答弁がありました。

委員より、公募の範囲を限定することで、応募が1者しかないということにはならないよう、その辺りはどう考えているのかとの問いに、執行部より、公募の範囲は公募条件の一つで大きなところですが、単に競争原理だけでいいのか、逆に競争させたほうがより良い提案が出てくるのではないかということもあります。区域にある程度制限を付ける方法もあると思いますが、選定委員会で意見をいただきながら決めていきたいと思いたいとの答弁がありました。

委員より、民営化の際に建物の売却に対して補助があるのかとの問いに、執行部より、民間の認定こども園移行時に建物を有償譲渡する際、条件によっては補助に該当する場合があります。民営化後の建物の増築や改築等についても、施設整備のための補助金がありますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第43号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第44号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、大津町菊阿体育館条例等の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今後のスケジュールについて、利用団体等からの意見聴取をしなければならないと思うが、いつから始めるのかとの問いに、執行部より、町の体育協会やクラブにおおづに意見を聴取しています。また、今後は実際に利用されている方にもアンケートや話を聞かせていただき、運営に生かしていくところですのでとの答弁がありました。

委員より、指定管理については、振興総合計画本編には記載されているが概要版にはこのことは掲載されていない。町づくり基本条例にもあるように企画立案の時点で説明や意見聴取を行うべきではないのかとの問いに、執行部より、今回、広く町民の意見を聴取できていないことは、反省しています。今後の進捗に併せ関係団体等への説明や周知を計画し利用者の不利益にならないように指定管理者に受渡しを行いますとの答弁がありました。

委員より、関係団体と協議した内容を明確にするべきではないか。各団体に説明するような会議を開き、意見交換の場を設けて理解を得るべきではないのかとの問いに、執行部より、関係団体と協議した内容や意見を明確にし、理解していただけるよう丁寧な説明を行いますとの答弁がありました。

委員より、利用されている方が納得してもらわなければならない。不安や不満や苦情があつてはならないのではないのかとの問いに、執行部より、利用にあたっては、これまでどおり、町民の利用

者が優先的に利用できるよう取り組みます。また、不安などがないようにしっかり説明を行ってまいりますとの答弁がありました。

委員より、利用団体などに説明がなされていない状態で進めるのは難しいのではないかとの問いに、執行部より、利用者に情報提供ができていなかったことは反省します。町体育協会等とは意見交換を行っていましたが、利用者が不安にならないよう、また、不利益にならないように進めてまいりますとの答弁がありました。

委員より、指定管理の費用は債務負担行為の上限額で大丈夫なのかとの問いに、執行部より、債務負担行為については、5年間の上限額で算出しています。他の自治体では過去3年から5年の決算額を平均した額で募集をされています。その場合、かなり抑えた金額になりますので、昨今の経済情勢や電気代、人件費などを考慮し、直近の令和3年度決算及び令和4年度の契約額等で算出しています。指定管理者にはその範囲内で運営をお願いするところですよとの答弁がありました。

委員より、指定管理者がしっかりと運営されているかどうか、施設の管理をされているのかわか、対応が良いのかわかとの判断方法及び対応はあるのかとの問いに、執行部より、毎年1回のモニタリングと毎月の管理運営会議を行い管理状況などの確認を行います。また、利用者へのアンケート調査の実施や、職員が直接現場を巡回して確認するなど、チェック体制を築いていきますとの答弁がありました。

意見として、町が指定管理者と協議し、情報共有ができるようなマニュアルを作るようにとありました。

委員より、町総合体育館は避難所となっているが、運営にあたっての指定管理者との調整は問題ないのかとの問いに、執行部より、選挙や短期的な避難所については、優先してもらおうところです。また、熊本地震のような長期的にわたる場合は、災害時の協定を結んでいきますとの答弁がありました。

意見として、考えられることは、全て仕様書に条件として盛り込むようにとありました。

委員より、公共施設総合管理計画とどう調整するのかとの問いに、執行部より、3年後に町総合体育館の屋根・外壁などの大規模改修を計画しています。また、4～5年後に天然芝の更新を計画していますが、天然芝の方向性については、指定管理者の専門的な意見も参考に早期に方向性を検討してまいりますとの答弁がありました。

委員より、公募して1社しかないということにはならないのかとの問いに、執行部より、事前に話を伺う中では、大津町の施設は魅力的であるということで、数社より興味をいただいていますとの答弁がありました。

意見として、応募が多数あるように魅力的な仕様書の作成をすることとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第45号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より感染者数が減少しているが、若

い年代の感染者は多いようだ。感染状況はどうかとの問いに、執行部より、感染者数は少しずつ減少しており、菊池保健所管内におきましても、12日間連続で前週より下回っている状況です。しかし、本町での感染者数は日々増えたり減ったりの状態でもありますので、予断を許さない状況です。接種率が低い若い年代の方の感染者数が多い状況となっていますとの答弁がありました。

委員より、予防接種の副反応や後遺症を心配して、子供さんをお持ちの保護者などは接種させたくないという意見も聞く。予防接種の副反応についての補償はあるのかとの問いに、執行部より、ワクチン接種は予防接種法の臨時接種に位置づけされ、接種の対象者は努力義務として自分の意思で接種することになります。本町としては、国が進めている政策ですので、継続して積極的に勧奨していきたいと思います。ワクチンの効果として重症化予防や発症予防があること、予防接種の後遺症や健康被害救済制度、副反応についても接種券に同封している資料などで詳しく情報提供していますとの答弁がありました。

委員より、モデルナ社製のワクチンを廃棄したという自治体が報道されているが、ワクチンに対する副反応などを懸念して接種率が進んでいないという報道を見た。本町でも同じような状況かとの問いに、執行部より、発熱等の副反応でモデルナ社製のワクチンは敬遠される傾向にあるのは本町でも同様です。9月から有効期限を迎えるワクチンがありますが、有効期限を早く迎えるものから使用するようにして、効率的に使用したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、若い年代の接種率など、ワクチン接種の状況はどうかとの問いに、執行部より、若い年代の接種率は伸び悩んでいる状況です。先日、医療機関で話を聞いたところ、10代の子供さんは高校総体や中体連などのため接種を控えている人がいるという話を聞きました。町では高校総体後、若い年代の接種枠を増やして、町公式LINEで情報提供をしたところ、予約が増加した状況があります。4回目接種が始まると若い方々の3回目接種の予約が取りづらくなる恐れがあるので、予約枠を分けるなどを行い、中体連後や夏休みなどを活用した接種勧奨を行っていききたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、4回目接種のワクチンはファイザー社製が主体となるのかとの問いに、執行部より、本町に国から配分される4回目用のワクチンは、全国どこの自治体も同様にモデルナ社製8割、ファイザー社製2割となっています。18歳未満の3回目追加接種はファイザー社製となります。よって、4回目接種では、ファイザー社製を取り扱う医療機関が少なくなり、モデルナ社製ワクチンの積極的な使用をお願いしています。どちらのワクチンも国が承認したものであり、安全性と有効性について、接種券に同封する資料や町ホームページで情報提供を行ってまいりますとの答弁がありました。

健康福祉部福祉課関係では、意見として、地域移動販売事業について、地域によって売上げに差があると聞く。利用されている方からは非常にありがたいとの声も聞いているので、安定的に事業が継続できるよう事業のPRや買いに行きたくなるような工夫をしていただきたいとありました。

また意見として、給付金事業について、家計急変世帯等は申請が必要である。申請漏れがないように周知徹底とわかりやすい情報提供を行うように。また、全国的にも給付金等の支給誤りが発生

しているため、迅速かつ適切に事務を執行するようにとありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、特に質疑はありませんでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、新型コロナウイルス感染症対策の観点から修学旅行の日程を早めることはできないのかとの問いに、執行部より、修学旅行の日程は、各学校において効果的な学習ができるよう他の行事や教育課程などを調整して決定しており、宿泊先の調整からも早めることは難しい状況ですとの答弁がありました。

委員より、今年度の修学旅行はどのような計画で行われるのか。また、昨年度の実施状況はどうかとの問いに、執行部より、今年度は10月から12月で実施予定です。昨年度は、小学校では予定通り実施されましたが、中学校では、感染状況から当初予定していた沖縄県から行き先が変更になり、最終的に県内の日帰り旅行で実施されましたとの答弁がありました。

次に、教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、値上げ分の補助金として1食8円ということだが、10月頃からまた値上げがあるという報道もあっている。今後も質を落とさず安定的な給食の提供をすべきではないのかとの問いに、執行部より、今回の補助額の設定は、現時点での見込みですので、今後の推移を見ながら、安定した給食の提供に努めますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、指定管理委託料には事業者がPRするための宣伝費用は含まれているのかとの問いに、執行部より、指定管理者が対外的にPRやホームページの作成等を行う場合は、委託費の範囲内で行っていただくこととなりますとの答弁がありました。

委員より、老朽化等で大きな修繕がでた場合、町と指定管理者どちらが修繕を行うかの線引きはあるのかとの問いに、基本的には1件あたり130万円以上の修繕については町が行いますとの答弁がありました。

委員より、修繕場所の把握はできているのかとの問いに、執行部より、具体的な調査については今後、早急に行ってまいりますとの答弁がありました。

委員より、9か所の施設を1社の指定管理者に任せるのかとの問いに、執行部より、1社もしくは、グループ企業等の指定管理者で9か所の管理を行いますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課図書館関係では、特に質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第52号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号、「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」提出の請願についてであります。

紹介議員である大塚議員より請願内容について説明いただいたのち、審議を行いました。

委員より、請願理由に記載のあるシルバー人材センターの会員数は必要か。人数を記載すると見る人によっては圧力を感じる場合があるのでないかとの問いに、紹介議員より、シルバー人材センターの在籍人数を記載しているのは影響を受ける人数を示すため、圧力をかける意図はありません。

んとの答弁がありました。

委員より、インボイス制度が開始されるのは来年の話であるが、今請願を提出する必要があるかとの問いに、紹介議員より来年10月の制度開始に伴い、今出しておかないと予算編成等に影響するため、今回請願していますとの答弁がありました。

委員より、インボイス制度に関して国の動向はどうなっているか。水面下で今回の請願に関する検討は進んでいるかとの問いに、紹介議員より、議論は全国的にも展開されていますが、国の具体的な動向は不明です。菊池郡市においては全て6月定例会に請願予定ですとの答弁がありました。

委員より、インボイス制度が適用された場合、シルバー人材センター会員の一人当たりの影響額はどのくらいかとの問いに、紹介議員より、会員の平均月額収入は3万円から4万円、年額収入は40万円から50万円程度であり、仮に会員への配分金が引き下げられるようなことになると年間50万円程度の影響が予想されますとの答弁がありました。

委員より、このままインボイス制度が導入されたら、シルバー人材センターの場合、誰が消費税を支払うのかとの問いに、紹介議員より、シルバー人材センターの会員は収入が1千万円以下の免税事業者であり、会員からインボイスが発行できないためシルバー人材センターが負担することになります。そこで二つの方法がありますが、会員への配分金を引き下げる方法を選択した場合は会員のモチベーションが下がり、辞めてしまうケースも考えられます。また、依頼者からいただく事務費を引き上げる方法を選択した場合は依頼する事業者が減る可能性があります。どちらの方法を選択した場合にも影響がでるため、今回シルバー人材センターをインボイス制度の適用対象から外してほしいという請願を提出するものですとの答弁がありました。

委員より、インボイス制度は、シルバー人材センター以外の団体等にも影響があるのではないかと問いに、紹介議員より、影響がある他の団体もそれぞれ動かれています。今回はあくまでもシルバー人材センターとしての請願となりますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、請願第1号については、全員賛成で原案のとおり採決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時より再開いたします。

午前10時50分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、令和4年6月8日に総務常任委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号、第47号、第48号、第49号、第50号、

第51号、第52号関連の7件であります。

当委員会は、審議に先立って6月9日、午前中に関係する2か所の現地調査を行い、その後委員会室402におきまして、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第41号、押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

委員より、押印を廃止するということだが、書類は本人が提出したという事実が重要だと思う。署名させることによって、本人から提出された書類であることを確認するののかとの問いに、執行部より、本人の意思により提出された書類であることの確認が重要であり、署名や身分証の提示などにより、本人確認することになりますとの答弁でありました。

委員より、各課の判断によって押印を廃止する書類と廃止しない書類に違いがあり、整合性が取れていないと聞かすが、今後どのように整理をしていくのかとの質疑に、執行部より、今回の押印廃止に向けて、全庁的に押印を求めている書類のリストアップ及び廃止可否の調査を行いました。押印廃止できるものは廃止することを基本に各課へ依頼したところですが、今一步踏み込めていない状況です。今後は、請求書関係の押印廃止も検討していきますので、引き続き精査をし、少しでも押印廃止できる書類を増やす方向で進めてまいりますとの答弁でした。

意見として、補助金申請で虚偽の申請があり裁判となった場合、最初に提出された書類が、本人の意思によって作成された書類であるかどうかの判断になるので、特にお金が絡む書類については、署名と本人確認が重要であるとの意見でありました。

また委員より、押印以外にも性別記載欄の削除も行っているが、押印廃止する書類を確認する際に性別記載欄を見つけた場合のみ改正をしたのか、あるいは性別記載欄がないかの調査も行ったのかとの質疑に、執行部より、性別記載欄については、令和元年度に調査を行い、例規等の改正は各課で実施していますので、改正漏れ等があるかもしれません。今後も例規等の改正がある時は、性別記載欄も同時に改正するよう法制執務係で確認をしていきますとの答弁でした。

委員より、職員のサービスの宣誓に関する条例で、「面前において」いわゆる上司の面前においてを削除した趣旨は対面規制によるものと思うが、サービスの宣誓は単なる行政手続ではなく、厳粛な儀式であり、面前で宣誓することで自分の責任を認識するものであるから、「面前において」まで削除する必要があるのかとの質疑に、執行部より、今回の改正内容は、政令の改正例と熊本県の改正内容を参酌したものになります。「面前において」を削除しますが、運用上は今までどおり任命権者の面前で宣誓し、町民の皆様にお誓いすることとしますとの答弁でした。

意見として、運用上は今までどおりということだが、条例に書いてないではないかとなる可能性もあるので、決め事はあった方が良くと思われるとの意見がございました。

委員より、町からの許可などの証明などの公印も廃止をするのかとの質疑に、執行部より、公印については、廃止しない方向で考えていますとの答弁でした。

意見として、公印はとても重みのあるものであり、自治体の威厳を損なうような押印の廃止は行

わないでいただきたいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第41号について全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第47号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてであります。

委員より、一部事務組合等で名称の変更や自治体の加入というのは、軽微な変更なので議会の一部を町長に委任する、専決の中に入れるというやり方はできないのかとの質疑に、執行部より、地方自治法に基づいた手続であり、議会に諮って関係者の同文議決が大原則となります。町長の専決事項に追加することもできないことはないかもしれませんが、現行の運用で行わせていただきたいとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第47号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

特に質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第48号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、菊池環境保全組合の解散について及び議案第50号、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分についてであります。

委員より、旧東部清掃工場について、解体後土地を町に返還することになっているが、今後のスケジュールはどうなっているかとの問いに、執行部より、解体費用として、8億円を積立てる予定となっており、令和4年度に2市2町で4億円を積立て、令和5年度から令和8年度まで、2市2町合計で毎年1億円ずつ積立てることになっています。また、解体工事については、令和6年度に解体設計を行い、令和7年、8年度で解体工事を行う予定となっていますとの答弁でした。

委員より、旧東部清掃工場の跡地については、環境保全組合から菊池広域連合へ移行するが、書面に残してきちんと引継いでもらいたいとの問いに、執行部より、行政として、協議書を作成し、それを基に協議すべきところは協議し、漏れがないようにやっていきますとの答弁でした。

意見として、人的資源が大事であり、事業継承の中で、廃棄物処理とか技術的に高い部分が求められるので、職員の経験がしっかり受け継がれるようお願いしたいとの意見がありました。

また委員より、環境美化センターは、あと何年使用する予定となっているかとの問いに、執行部より、令和3年度から令和12年度まで、菊池環境保全組合が関連業者と包括管理業務契約を結んでおり、それ以降の計画については、今後広域連合と統一した後に関係4市町で協議すると聞いていますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第49号及び議案第50号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてであります。委員より、環境保全組合との合併後の議会委員会の構成はどうなるのかとの質疑に、執行部より、現

在の菊池広域連合の委員会構成は総務厚生常任委員会8名、消防常任委員会8名であり、合併は8名追加となりますので、一般廃棄物に特化した委員会を検討していると思われるとの答弁でした。

意見として、委員会構成については、先々集約できるのではないかとされる。どこかで分割ゾーンをなくすために合併するわけなので、合併したことのメリットというのはつくっていかねばならない。定数の問題と委員会構成については、今後も議会として検討をしなくてはならないと思われるとの意見がございました。

討論はなく、採決の結果、議案第51号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

総務部総合政策課で、委員より、くまモン活用地域資源創出事業負担金について、事業計画では負担金のうち30万円をオープンイベントに充てることになっているが、12月に予定されているビジターセンターのくまモンステーションオープンイベント、くまモンの誕生日に合わせた3月のイベント、どちらに充てるのかとの質疑に、執行部より、本補助事業は2月末までに支払いまで完了しなければならず、今のところ12月にくまモンステーションとしてお披露目する際の費用に充てる予定としています。3月のくまモンの誕生日でも何かしらのイベントを実施したいと考えていますが、本補助金は活用できないため、費用のかからない形で考えていきます。別途、地方創生の事業との連携の可能性も模索していますが、詳細は未定です。県がくまモンの統一したコンセプトの形成を考えられているため、県の戦略によって、現在の事業計画や予算配分などが今後変更になることも考えられますとの答弁でした。

委員より、3月に阿蘇くまもと空港の新空港ビルがオープンするが、それに関連した事業への補助金の活用はできないのかとの質疑に、執行部より、新空港ビルのオープンに合わせて3月に何らかのイベントを行いたいと思っています。本事業とは別に県の交通政策課等へアプローチをしながら、連動した企画を検討してまいりますとの答弁でした。

委員より、負担金200万円をすべて町で負担しなければならないのか、実行委員会にも一定の負担を求めるのか、という点について、どう検討がなされたかとの質疑に、執行部より、本事業は4月に募集、5月上旬の締切りであったため、実行委員会の会長とは御相談をしましたが、実行委員会の開催には暇がなかったことから、実行委員会の費用負担についての話はできていません。駅を核とした周辺整備によるにぎわいを創出することは今後のまちづくりを考える上で重要な部分であるため、町としては積極的に取組を検討していきますとの答弁でした。

意見として、本補助事業は募集期限が短かったこともあり、様々な事情はあると思うが、実行委員会と協働で行った事業としての成果が必要である。実行委員会と一緒に進めるための工夫をお願いをしたいとの意見がありました。

次に、委員よりIPAmj明朝文字を標準化システムで使用する流れは理解できるが、将来的にユニバーサルデザイン化される見込みはあるかとの質疑に、執行部より、今回、IPAmj明朝文字を標準化したシステムで使用していくことが、平成24年に閣議決定されました世界最先端IT

国家創造宣言の中で、活用を原則とする方針を決定したことにより、決定されたところです。公開されている標準化の仕様書の中でユニバーサルデザイン化の方針までは確認できておりませんとの答弁でした。

委員より、戸籍などの文字も統一するのかとの質疑に、執行部より、ほとんどの文字を統一するところですとの答弁でした。

委員より、デジタル基盤改革支援補助金はどこから交付をされるのかとの質疑に、執行部より、総務省がJ-LISに基金を設け、交付するものとなりますとの答弁でした。

次に、総務部財政課では、委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使用の妥当性について国で議論されているが、感染症対策として「入札参加資格申請システム導入事業」に当該交付金を充当した理由は何かとの質疑に、執行部より、入札参加資格申請の受付は、2年に1度の事務で、1回あたり1千500件ほどの申請があっている状況です。申請方法としては、郵送もありますが、窓口を持ってこられるところもあります。そういう状況の中、当該システムを導入することにより、人との接触を減らし、オンライン化することで、感染症対策につながると考え、該当交付金を充当していますとの答弁でした。

意見として、当該事業について、経常的な事業の側面があり、電子化するのは普通のことだと思われる。対面が駄目なら他にもやらなければならないことがたくさんある。熊本地震の復興基金などの使い方を含め、交付金・補助金については、本当に必要な事業に活用してもらいたいとの意見がありました。

執行部から、必要な事業に対して、効果的な支援・対策につながるよう、しっかりと調整していきますとの答弁がありました。

次に、総務部人権推進課で委員より、隣保館人権講座配信事業について、開催時期と周知の方法についての質疑に、執行部より、隣保館講座につきましては、今まで夏、秋の2回開催してまいりましたので、まだ、日時は決まっておりませんが、その時期に開催する予定です。周知の方法につきましては、ホームページから視聴できるよう考えていますとの答弁でした。

委員より、ホームページだけでは足りないのではないのかとの質疑に、執行部より、ホームページ以外につきましても、町公式LINEやからいも君メールも活用して行いたいと思いますとの答弁でした。

住民生活部税務課では、委員より、固定資産税（土地）の住宅用地特例誤りにより生じる加算金の割合について、20年の平均とはどういう意味かとの質疑に、執行部より、加算金には特定基準割合があり、今回最長で平成14年度からの還付になります。平成14年度から平成18年度までは4.1%、平成19年度から4.4%、平成20年度から4.7%と変化しております。試算では、還付の基準日を9月1日としまして、還付額が年額1万円とした場合、還付金が20万円、加算金が4万5千400円で合計が24万5千500円となり、本税還付金に対し22.75%の加算金となりますとの答弁でした。

意見として、予算書の説明欄では、過誤納還付金としか記載していないが、加算金も含んでいる

のであればわかりやすい説明をしてもらいたいとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第52号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他の所管事項としまして、住民生活部環境保全課及び総務部防災交通課により、町北部のメガソーラーに関し、既に稼働している4か所の現状と課題の説明並びに質疑を行いました。町北部に建設されておりますメガソーラーに関しましては、モアノートに地図等を掲載しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。質疑の中で、町北部のメガソーラーについては、昨年度からメガソーラーに関する役場内の関係各課、区長等の地元住民、開発業者の3者で「調整池」「沈砂池」等の現地視察を行い、課題を聞き、改善が必要な事項を要望しています。なお、視察時に土砂等の堆積が確認された調整池や沈砂池については、浚渫を要望し、浚渫を実施されたところもあります。地元住民からは、線状降水帯などの大雨時に、メガソーラーからの雨水が地元の川に流れてくることにより、大災害になることが心配されています。現在の地元からの要望としては、「協議会の設立」「監視体制及び緊急時の連絡体制の確立」などが求められており、現在も協議しています。また、メガソーラーは熊本県の林地開発の許可により進められている状況でありますので、今後、町においても条例等の策定を検討していますという説明に対し、意見として、協議会の設立とあるが、その中でも、県や町が監視する仕組みづくりが重要と思われる。条例等の策定についても、行政指導や従わない場合の対応についても明記する必要があると思われる。林地開発時の流量計算等の基準について、想定以上の豪雨にも対応できるよう県に要望することが必要ではないかとの意見がありました。

最後に、町議会においても、メガソーラーの現地確認を行うことが必要と思われるという意見が出されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれましては当委員会の決定に御賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 文教厚生常任委員長報告に対して質疑を行います。また、総務常任委員長に対しても質疑を行います。

文教厚生常任委員会で審議されました請願についてであります。インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書の提出の請願ということで、実はこのインボイス制度というものは、適格請求書等保存方式と言いまして、そもそも私の解釈におきましては、間接税であります消費税ですね、消費税が公平性を保たれていない部分に対して導入されるものではないかなど。そういうふうには私は解釈しているつもりです。ですから、このインボイス制に対して国が厳密に進めますよという中で、例えばこのシルバー人材センター、重要な機関であります。ここを維持して今後も発展させていくためにはこの点をはっきりしておかないとい

けないと思うので、質疑するわけではありますが、このインボイス制度を導入することによってシルバー人材センターは免税事業者ですよ。ですから、そういうことを考えますれば、益税業者なんですよ。言うならば消費税は売ったならば取り上げますけれども、納税はしないと。これって公平の原則から実はずれているんです。例えば国税局の税の基本原則にしても租税原則私はアダムスミスのほうですけれども、公平の原則というのは必ず出てきて、インボイス制度に対する厳密性を求めることは私は良いことだと思っております。しかし、この請願をよくよく何度もこれを読みました。最終的には導入は致し方ないという書き方ですね、これは。導入後もセンターの安定的な事業運営が可能となるようセンター間への配分金について適用除外ということは、国税に対して、これは別に特例か何か設けてくれというようなものなのか。課税というのは国として、これ国税ですから定めるものですよね。我々国民も3大義務として納税しなければならない。それは認めるけれども、特例を作れというのか、減免という措置を作れというのか、この点がよくわからんのですよ。結局今インフレの状態です。いろんなものが値上げということを考えますれば、様々な企業はまずどうするかというならば経費削減をまずするんですね。経費削減で、そういった今まで使わなくていいよねという削減をして利益の確保に努める。請願におきましては、経費削減の努力が見えないんです。その経費削減をしてもどうしても利益が上がらなくなったらその次考えるのは、実は価格転嫁なんですよ、値上げですよ。値上げをする。先ほどの説明の中で値上げをすると、お客さんが逃げてしまうかもしれないという説明までありましたよね。ところが、シルバー人材センターとしての努力として、やってもどうしようもなかったということであるならば、なるほどねと。努力されても課税が、実際課税と言っても当たり前のことと言う形の国税ですけれども、これをそこが見えないと何か承認したくないなど。努力しましたと、努力して、そういった話というのは聞かれなかったかということですね。審議の中で重要な点だと思いますので、この点について質疑いたします。

総務委員長に対して、議案第52号ですね、補正予算書を見ております。13ページでありますけれども、やはり過誤納還付金について質疑いたします。7千200万円という巨大な額になっております。全て一般財源ですね、町税の課税ミスということなんで、要は20年遡るということだったんで、聞きたいことは一つですよ。課税ミス解釈の違いだったというものは全員協議会でも説明されましたよね。ということは逆にもっと解釈の違いではなくて、そういった解釈の違いがあるならば、別の課税ミスですね。これは多く取り過ぎていた部分ですよ。ところがとらなくてはならないのにとってなかったという課税ミスというのも同時にあるんじゃないかなと。そういった話が出てなかったかなと、審議の中で。それって表裏一体のような気がするんですよ。だからそのところの確認というのは必要ではないかなとそういうふうに思います。質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 永田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

この質疑の中で、インボイス制度の導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書提出の請願理由というものを、紹介議員の大塚議員から最初に説明をして

いただきました。その中に、シルバー人材センター自身は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しているというシルバー人材センターさんです。というような公益事業を行うシルバー人材センターということで、そもそも利益を追及していない団体ですので、公益の団体ですから利益を追及すればそこから何らかの削減ができるかもしれませんが、もともと公益事業をされているということで、削減する利益の中から削減するということができないということが一つと、インボイス制度の適用に関しては、適用除外という措置を講ずるよう強く求めるということで、適用を除外する等の措置を講じるよう強く要望していくということで請願理由にありますので、しっかりこのことを理解した上で質疑を行いましたので、言われるような質疑はでませんでした。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 一般会計の補正予算で約7千200万円のこれまで固定資産税が行政によって過大に納付されていたということを今度還付するという議案が出されまして、今回の議案につきましては、取り過ぎた税を還付して、その中で元金と利息に当たる加算金がどうなっているかと、そういう質疑はございましたけど、そもそも税務課の仕事でありますことでミスがなかったかどうかについては質疑はございませんでした。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第41号、押印廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、大津町公立保育園等再編検討委員会条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり

り決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、大津町立大津幼稚園民営化に係る先事業者選定委員会設置条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、大津町菊阿体育館条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第46号、大津町山村広場条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、熊本県広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員多数です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、菊池環境保全組合の解散についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、菊池環境保全組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、菊池広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第52号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書についてを採決します。なお、本議案については議長の権限により、大津町シルバー人材センター理事長である佐方副町長の退場を求めます。

〔副町長佐方美紀さん 退場〕

○議長（桐原則雄） この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は採択す

るものです。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

佐方副町長の入場を許可します。

〔副町長佐方美紀さん 入場〕

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、タブレットに配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和4年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄） 日程第4 令和4年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、タブレットに配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、令和4年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第5 発議第2号 「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第5 発議第2号、「インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

提案者、大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 皆様、こんにちは。発議第2号、インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書（案）について説明します。

シルバー人材は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律等に基づき、設定された団体で地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに寄与しています。令和5年10月に消費税において適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が導入される予定になっています。現在、センターは仕入税額控除が認められており、請負額に係る消費税、預り消費税からセンターの会員に支払った配分に係る消費税、預り消費税と同額を控除していることから納税の必要はありません。同制度が導入されると、インボイスを介在した取引のみ仕入税額控除が認められ、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことからセンターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預り消費税分を納税する必要が生じます。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はありません。センターにとってインボイス制度の導入に伴う新たな税負担はまさに運営上の死活問題であります。よって国におかれては適格請求書等保存方式導入後もセンターの安定的な事業運営が可能となるようセンター会員への配分について適用除外とする等の措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。なお、意見書の提出は、資料に記載のとおりです。

議員各位におかれましては、意見書に賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 以上で、提案者の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 意見書提出につきまして質疑を行います。

委員会審議におきましての審議内容はお聞きしまして、確かにそれまでの議論をされたということで理解しました。続きまして、今度は意見書を提出ということになりますと、今度は違うものになってきますので。例えば今趣旨説明はありましたけれども、先ほど利益を迫及するものではないというような委員長からの答弁はあったんですね。収支相償が原則というならば、これはその分の消費税なり、なんなり料金に上乘せするのが当たり前のことであります。シルバー人材センターにおきましても、確かにそういった広域的なみんなの利益になるよというそれはわかるんです。ただ、先ほど質疑で言いましたけれども、いろんな形のこの事業運営が可能となる措置を求めるといったときに乾いた雑巾を絞るような努力をするって商売人は言うんですよ。ですから、シルバー人材セ

ンターが、そこに存在することの意義はあると思います。

ところが、そこで仕事をするからには需要と供給なんですよ。ですから、きちんとした料金を請求していただくのならば、これはインボイス制度の流れに添っていると私は考えるんですね。だから、もしこれがシルバー人材センターだけにそういった措置が国が行うということをしたならば、免税事業者がシルバー人材センターだけではないですよ。そういったところには、そういった措置はないで、シルバー人材センターだけ求めたということになるならば、それでは民間の事業者だけが負担が多くなると。今までの免税業者の方だけがですね。というふうにも考えられるんですよ。ということは、民業圧迫になるということです。そこに大きな差が生まれるのではないかという疑義が生まれてくるんです。我々はシルバー人材センターも守らなくてはならないけれども、全体も守らなくてはならないということです。ここで本来ならば意見書を出されるにあたって、恐らくこの議会に来る前までにいろんな議論があったと思うんですよ。この文章でよかろうかと。シルバー人材センター自体はこんな努力をしたけれども、要約するとこれになるよねというふうな形だったならば、その手前の我々はいろんな形で検討したけれども運営はどれも難しいぞと生き抜いていかれんぞというようなそういった議論があったと思われるんですよ。その点について議会ではなくて、以前にこれを出すまでにいろんな意見があったと思われるので、その点について根拠となるようなそういった意見等があればそういったものを教えていただきたいなと思います。

質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 永田議員の質疑にお答えします。

一応シルバー人材センターは、先ほども言われましたように公益の事業として60歳以上の方が働いておられます。シルバー人材センターは、会員はシルバーセンターしか仕事ができないという条件がありますので、そういったことでの意見ということではシルバー人材からは聞いております。だから今回、私もシルバー人材に働いていたんですけども、会員から搾り取るということとはかなり影響が出てくるということで考えております。特に意見としてはございませんでした。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは、質疑をいたします。

まずはインボイス制度の話を、これは国のほうとかで様々な政党の方がこれを議論をしています。参院選も近づきまして、そういったところは国のほうでは争点の一つになっているということですね。インボイス制度というものがどれくらいの人たちに周知をされているかというところがあります。この話を事業者の方、あるいはサラリーマンの方、農家の方、そういった方々に課税事業者、非課税事業者と言われる方に、そういった方にインボイスどうだって思いますという話をするとはわからないという意見がかなりあるんですね。このインボイスの仕組みを様々なネットでの情報とかで紐解いている、そういう情報を出しているところが、例えば日本生命の研究所であるとか、課税対象、要するに税理士さんの団体であったりとか、行政書士さんの団体であったりとか、そう

いうところがしっかり周知をする資料を作っているんですが、今一つわからないというのが皆さんのところだと思います。この消費税というのが非課税の事業者の方が、それを支払いを免除されています。要は110円の品物があって、課税事業者に110円の品物を買いますよね、私たち消費者は買うと10円は国に行く。だけど非課税の人は税を免除されているからいけないという根本的な仕組みがインボイスの争点だったんですけれども、こちらの周知とかもできなければ、今シルバーさんという特定の公益団体の方のインボイス制度に対するとおり、非常に深まりがやっぱりなかなかいかないんですよ。私もシルバー人材センターの事務局長のほうにお話を伺いにいきました。インボイスのことについてレクチャーも受けました。シルバー人材センターが置かれている状況もしっかり見ました。だからこそ、この課税事業者と非課税事業者の違いをちょっと超えて、要するにシルバー人材センターが非課税事業者のままでは運営できない。だから特別な措置が何らか必要だというその観点の一つ質疑お示しいただきたい。しっかりと。それともう一つあります。これは先ほどは質疑の中で、ほかの事業者の民業を圧迫になるよって非課税事業者が税を免じられることで安い価格で仕事ができることが民業圧迫になるかもしれないという争点だったんですけど、町民が3万3千人以上おって、この消費税というのは、老若男女払うんですよ。だからどんな小さなお子さんだってお店に行けば消費税払うんですね。消費税を払っている町民に対して、シルバー人材さん300人の構成員がいる。3万3千任の町民と、要するにそれだけの便宜というか特別な配慮をするだけのやはり理由これを説明する対象がやはり町民であると思いますので、町民3万3千人を超えるその人たちにこのシルバー人材に対して特別な配慮を図ることがどのような利益が生じるのかということがあるわけです。

その2点についてお尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 時松議員の質疑にお答えします。

それは委員長から説明された資料のとおりとは思いますが、会員はインボイスが発行できないというのが一番ポイントだと思います。

○3番（時松智弘議員） 町民3万3千人が税を払っている。シルバー人材センターさんがその税を免除されるということは、町民に対してどのような……。

○5番（大塚益雄議員） 利益というよりも役場のほうから仕事をいただいているということで、シルバー人材が受けております。そのインボイス制度が導入されると、費用面も上がるというところで町民の税から負担がかかるという影響が出てくると思います。答えになっているかどうかわかりませんが、ニュアンス的には費用を会員からとるか、インボイス制度が導入されたら会員からとるか、仕事のお客さんからとるか、この二つの論点になりますので、役場のほうから出してる仕事の費用が高くなる。税金から払わなくちゃいかんというところの内容になるかと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再質疑いたします。

シルバーさんをけなしたり、立場を損ねたりしたわけではないですよ。ただ1点、私が質疑となるのかどうかわかりませんが、言い回しをさせていただきますと、町民3万3千の人たちにシルバー人材センターの仕事がしっかりと貢献をしているというところが、要はシルバーの人たちの仕事というのは公的な事業が4割です。この町では、私的な民間の事業主の人もいらっしゃいます、個人の方もいらっしゃいます、そこから仕事を受けるのは6割あると聞いたんですね。だからその人たちの頼む額が上がってしまっただけで申し訳ないからシルバーさんはそれを抑えようとしている。逆に言うと雇用している日本全体で今どんどん高齢化が進んでいるのに、シルバー人材センターの人材はどんどん減っているんですよ。全国組織で70万人を割ったんですよ。だからそのシルバーの会員の人たちを守らなければいけないという板挟みを非常に苦しいので、町民の皆さんにその利益負担を求めたいですよというのが本心なんですね。だけどそれも回避するためにこの請願書があったんではないんですかという話なんですよ。要は皆さんの利益に準じてシルバーさんの会員も守る、町民の利益も守る、事業者さんも守るという形だからこの請願があるんだというふうに私は理解しているんですけども、そのとおりでよろしいですか。質疑します。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） はい、言われたとおりでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、この件に関して質疑させていただきます。

私としては税の基本は負うの負担、ある所からとって、ない所からとらないで確かに今回はセンターさんだけの話ですけど、これははっきり言って全国500万の零細企業の方々にも密接に関係しているし、大津町の町民にも関係しています。

今までの議論の中で私が思ったのは、これは裁判で決着している問題なんですよ。東京地裁平成2年の判決によりますと、消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまでも商品や役務の提供に対する対価の一部であって、預かり税ではないんです。要は事業者が該当消費税分について課不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではない。こうした判決が出ています。要は消費税は対価の一部であり、預り金ではない。事業者が過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではないという判決が出ています。だから、私はこの議論をする必要もそもそもないと。これは賛成するべきだと私は思っておりますが、その点について質疑いたします。

この認識で良いのかどうかをお聞かせください。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 私もその認識でいいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑をなしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦議員。反対討論ね。

○13番（永田和彦議員） 討論を行います。

そもそもこれはすんなり通そうかと私も思っておりましたけれども、今何か質疑か討論かわからないようなものが出たので、価格に対して消費税が何%で幾らですよと言われた場合は税なんですよ。税金であって、それは価格の一部ではありません。税金です、あくまでも。そういった間違っただ認識がこういった議論がゆがめられるんです。税金は税ですよ。これは価格ではないです。それは違う解釈だと私は思いますので、この点について私はそういった意見からこれは反対せざるを得ない状況です。それと認めたわけですから、反対します。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） インボイス制度が導入されるにあたって、国会の質疑でもシルバー人材センターに対して特別なインボイス制度を除外する考えはないかということに対して、政府は除外既定は考えていないと答弁がなされております。そもそもこの問題の本質は、シルバー人材センターの運営が大変になるということではありますが、そこで働いておられるお一人お一人が請負業者扱いになるんですね。草刈りをしたり、あるいはどっかで事務をしたりとかいうことで、お一人お一人が課税業者になるんです。このまま法が施行されますと、働いておられるお一人お一人が請負業者として消費税の申告をして納税をしなくちゃならないという羽目になってしまうわけです。

ところが法律では年間の売上が1千万円以下の方は消費税は免税申告しなくてもいいし、納めなくてもいいとなっているわけです。それはなぜかということと零細業者ですよ。そういう人たちは価格に転嫁しなくちゃいけないわけですから。価格転嫁が困難な零細業者に対しては政府も1千万円以下は免税しましょうということで認めざるを得ない。それが零細業者を守っているわけでありまして。ところがインボイスが導入されると今言ったように、このコロナで困難な状況におかれている飲食業年間1千万円以下だった人たちも消費税を納めざるを得ない。消費税課税業者にならざるを得ないという仕組みになるわけです。

今回の意見書はシルバー人材センターで働くお一人お一人がそういった請負業者として扱われる。センターそのものは消費税を納めればいいんですけども、そこで働いているお一人お一人が消費税の課税業者になって、例えば50万円年間売上があったら、ざっと言って10%、約5万円消費税を申告して払わなくちゃいかん羽目になるという。これが最大の問題だと思うわけでありまして。そのことが結果として、シルバー人材センターの安定的な事業運営に大変な足かせになるということでありまして。そういう意味で、この意見書案はぜひとも政府に提出をするべきであると。賛成の意見といたします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。反対の方お願いします。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは、インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書、反対の立場で討論いたします。

先ほどちょっと指摘はさせていただきましたが、3万3千人の人たちがインボイス制度というのをわかっている、消費税がどこに収められてという議論がどれだけ深まるかという話なんです。要はその税金がどうやって流れていくかというのは、租税というものがあればそれを周知するというのがそれが対になっていなきゃいけないと思うんですが、なかなかそれだけの周知が至っていないというところで、インボイス制度を適用していないことによりどれだけの消費税がここに入っていないかという5千億とも6千億とも言われております。これは非常に大変な財源でありまして、やはりそれがしっかりと徴収ができる制度というのをしっかりとつくれば、税を最初に払っているスタートは、町民ですよ。最初に払っているスタートは、課税事業者とか非課税事業者がその税をどうするかと言ってるわけじゃないんですよ。皆さんが皆さんの仕事の対価であったり、商品の対価であったりというものを税として払っているわけなんです。だからその税がどこにいったかということについて、あやふやなものになったとしたらどう思われますかという話なんです。町民の理解ができるのかどうか。私が払った110円の10円はどこかに消えてしまったということであればこれは国会の、国家のみならず地方自治というものの根幹を揺るがすような事態にはしないかなと思います。私はそういったところが明確に示されていれば、今後もシルバー人材センターを救う手立てはあると思います。例えばこの安定的な事業運営が可能になる措置の中では、インボイス制度に対応できるような、新たな例えばそういった公益性が高いものであれば、その利用者に対して町が補助をするとかそういう考え方もできると思います。先ほど委員会の報告の中にもありましたとおりですけれども、委員長の方は発言をされませんでした。指定管理者、要するに町の中の施設ですね、そういうところの草刈りであるとか設定をするとき指定管理者制度を来年とろうとしていますが、実はシルバー人材センターはその指定管理者から業務委託を受けることができないという仕組みになっています。要するに再委託を受けられないという状況になっているのを特別な措置を講じて委員会の審議の中であったと思います。そういった指定管理者にシルバーさんにちゃんと仕事をさせてあげるような仕組みをつくと書いてあるわけですよ。だからそういった仕組みを整備を行って行けば、十分にシルバー人材センターの人たちの仕事を奪うこともなく仕事もなくなることもなく、町民の利益にしっかりと還元できるものと考えます。そういった形のこと、もっとつぶさにしっかりと審議されているのであればと思ったんですが、現時点ではもうちょっと住民の理解を得るために審議が必要なのかなと考えておりますので、反対を表明させていただきます。

議員各位の賛同を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 私は賛成の立場から討論いたします。

今回出ておりますシルバー人材センターからの意見書であります。まずシルバー人材センター

とは先ほどから何度も出ておりますが、臨時的かつ短期的、または軽易な就業を通じて、自分の能力を活用し、それによって臨時的な収入を得るとともに自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の健康と生きがいづくりを目的に法律に基づき設立された公益財団法人であります。ここに出てくる法律とは、高齢者等の雇用の安定に関する法律であり、来年10月から始まるインボイス制度をシルバー人材センターの事業にも適用することは、雇用の安定とはかけ離れた制度と思いますし、先ほどの目的以外にもシルバーの会員さんは、子どもたちの登下校の見守りや70歳以上の方のみが利用できるワンコインサービスの事業を展開するなど、地域にとっては欠かせない存在となっております。今回の制度が導入されますと、会員の働く意欲が著しく低下し、生きがいややりがい、また健康増進を奪いかねないと考えます。

そのような観点も踏まえ、本意見書の提出には強く賛同したいと思います。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第2号、インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる措置を求める意見書についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時から再開したいと思います。

午後0時20分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます

日程第6 議案第53号から日程第8 議案第55号まで一括上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第6 議案第53号、「大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第8 議案第55号、「大津町一般会計補正予算（第3号）について」までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第53号から議案第55号までの3件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号から議案第55号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案者の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。

本定例会に追加提案しました案件の説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本定例会に御提案しました、全ての案件につきまして、御議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

では、続きまして、追加提案した案件の、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第53号、「大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、6月7日に開催されました議会全員協議会において、説明させていただき、また今議会で関連予算を慎重に審議可決いただきましたが、住宅用地の固定資産税を軽減する特例措置の適用を誤り、過大に課税する不適切な事務処理について職員を監督する立場としての責を負うため令和4年7月の1か月間給料を100分の10、金額にして月額7万4千700円を減額し44万8千200円にしようとするものです。議案第53号は、条例の一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、不適切な事務に関係した当時の部長、課長、係長に対し指導上の措置を行うこととしました。今回の不適切な事務処理は税務行政の信用を失墜させ、町財政に更なる負担をかけるとともに、町への信頼を損なうものです。町民の皆様には多大な御迷惑をおかけしておりますことを深くお詫びを申し上げます。今後におきましては、職員全体に適正な事務処理の執行について指導徹底を図り、町民の皆様の信頼回復に全力で当たる所存ですので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、議案第54号、「大津町立大津北中学校校体育館屋根改修工事請負契約の締結について」は、令和4年4月14日に、条件付一般競争入札の公告を行い、5月26日に入札を実施しました。入札の結果、肥後木村・上田建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役、澤村奈古様と5千761万8千円で工事請負契約を締結したいと思うものです。そのため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約につき議会の議決を求めるものです。

次に議案第55号、「令和4年度大津町一般会計補正予算（第3号）について」は、議案第53号、大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例に関連する減額補正及びホンダ熊本公式野球部に係る都市対抗野球応援団派遣事業補助金の増額補正であり、既定の歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ同額とし歳入歳出それぞれ150億5千707万4千円とするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議のうえ、御議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。

議案第54号の天津町立天津北中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。

議案集は3ページから4ページ、説明資料集は2ページからになります。

今回の工事請負契約案件につきましては、天津町立天津北中学校体育館の屋根改修工事ですけれども、工事の概要等につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

天津町の一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施をいたしております。

説明資料の2ページをお願いいたします。建設工事の種類は建築一式工事で特定建設工事共同企業体への発注工事とし、天津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づき甲型の共同施工方式とし共同企業体の構成員数は2社もしくは3社としております。代表構成員は町の格付け建築A、それから構成員には町格付BまたはC、構成員3は町格付Cとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成2及び構成3とも町内に主たる営業所を有することとしております。施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成20年度以降、元請として熊本県内において完成したRC造、S造または木造の建築一式工事で請負金額が4千万円以上の新築増築改築または改修工事の施工実績を有すること。また配置予定技術者に関する事項でその資格要件といたしまして、代表構成員は①として先の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で監理技術者、支援技術者または現場代理人として施工経験を有すること。②としまして建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するもの。全構成員が①として当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3か月以上あるものと。この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。令和4年の4月14日に条件付一般競争入札の公告を行い、それを踏まえ入札の参加資格を確認しました。当初、4社からの共同体の提出がございましたけれども、そのうち1企業体において、その企業体を構成する建設会社が令和3年の2月に民間工事の死亡事故を受けまして、労働安全衛生法違反による罰金刑が確定をしております。それに伴いまして、熊本県が令和4年の4月28日から2週間指名停止の措置を行いました。またあわせて町におきましても、町の指名停止措置要綱に基づきまして、同様4月28日から2週間、指名停止措置を行いました。それを行ったことによりまして入札参加資格要件を満たしませんので、その1企業体については認めないということになっております。そういった状況から3社におきまして、5月26日に、入札を実施しております。

3ページをお願いいたします。

入札の結果について御説明をいたします。入札参加者は3社で入札参加者、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。入札の結果、肥後木村・上田建設工事共同企業体代表者の菊池郡大津町大字大林310番地の肥後木村組株式会社、代表取締役の澤村奈古様が、5千238万円で落札をされ契約金額は、5千761万8千円となっております。工期は議会の議決と承認を得まして、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和4年の12月20日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

続きまして、議案第55号、「令和4年度大津町一般会計補正予算（第3号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第53号、大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例に伴う減額補正、それからホンダ熊本硬式野球部に係ります都市対抗野球応援団派遣事業補助金の増額補正になっております。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせまして、別紙補正予算の概要も御参照いただきたいと思っております。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし歳入歳出それぞれ150億5千707万4千円とするものです。

歳出について説明いたします。10ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費、節2給料は議案第53号で説明しました固定資産税の課税誤りに係る不適切な事務処理事案に伴う町長の給料減額分になります。款7、項1、目3観光費、節18補助金の7都市対抗野球応援団派遣事業補助金については、ホンダ熊本硬式野球部が先般行われました都市対抗野球大会九州予選を勝ち抜き、大津町代表として7月からの本大会に出場することとなりましたので、町民応援団の派遣やパブリックビューイング等応援に関する事業費を都市対抗野球大会大津町代表応援団派遣実行委員会へ補助をするものになります。なお、内容の詳細につきましては、補正の概要に記載のとおりでございます。

款13の予備費で所要の財源を調整しております。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、私のほうから大津町立大津北中学校体育館屋根改修工事の概要について御説明をさせていただきます。

説明資料集の4ページから7ページ目が資料となります。

大津北中学校体育館は、平成10年建築で鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造で2階建て、延床面積が2千63平米の建物となります。数年前から屋根からの雨漏りが報告されているところですが、部分的な修繕による対策では、対応が困難となっており今回屋根全体の改修工事を行うものです。

工事の概要としましては、合板屋根部分のカバー工法による屋根改修工事と1階の東側の部分に

ミーティングルームがございますが、そのミーティングルームの外壁の一部防水改修工事をあわせて行うものです。北中体育館の屋根の現況としましては、素材は合板の屋根で、5ページ目の図面を見ていただければと思います。5ページ目が南側の方向から見た場合の体育館の立面図です。それから下半分のほうが西側から体育館を見た場合の立面図となります。南側から見た図面を見ますと大きくウェーブをしているような形となっております。そのため今回の屋根改修工事は、塩化ビニールシートによるカバー工法の施行を計画をしております。これは既存の屋根をそのまま残した状態でその上から新しい防水層を形成する工法となっております。改修工事では、屋根の部分の改修工事になりますので、体育館を利用しながら改修工事を行うことが可能となっております。ただし、施工に際しては仮設計画を十分検討して安全面に留意しながら工事を進めていく予定でございます。あわせまして実施予定後の1階部分のミーティングルームの一部外壁の防水改修については外部から内部にまで通じる亀裂が確認されましたので、クラック処理後、防水塗装を行うものです。

工期は12月の年内完了を予定しております。

以上が工事の概要となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 体育館の屋根工事についてですけど、既存の屋根の上に塩ビシート防水を施すとなっておりますけど、貸与年数はどのくらいを見込んでおられるのか、お尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 荒木委員さんの御質問ですけど、耐用年数は一応15年ということでお聞きしております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） すいません、現在はアルミの素材の屋根でして、何年経つのかちょっと聞き逃しましたけど、経過年数が何年で、これからやり替えて15年しかもたないということであれば、安かろう悪かろうになりかねないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 北中学校の体育館が平成10年に建築されておまして、現在築23年が経過しております。先ほど耐用年数は一応15年ということで御説明をしましたがけれども、15年で全然使えなくなってしまうところではないようです。耐用年数は一応15年ですが15年以上も使えるということで、そこから先また維持管理あたりも必要になってくるかと思いますが、一応そういったところで考えておるところです。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 耐用年数を過ぎてももつかもしいない。しかし翌年過ぎたら雨漏りまたやっても誰ももうだめですよとかねないですね。ほかに何か15年、少なくとも20年、30年使

えるような方法、検討はなされなかったんですね。するべきなかったかお尋ねしたいです。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 今回、施工に際しましてはいろいろ検討させていただきました。今回先ほど説明の中で、体育館の形状がドーム型のような形で少し緩やかにカーブしたような形状となっております。そういった部分で、現在継ぎ目の部分から劣化して雨漏りが発生しているような状況がございます。その部分をまずは解消するために今回塩ビシートを使った、そのカバー方式というところで計画をさせていただきました。耐用年数の部分につきましては、ほかの工法もあるかと思えますけれども、大体15年から20年ぐらいと聞いております。更に30年、40年ともつようなものがあればその辺もだったんですけども、その中で費用的な部分とか工期的な部分とかで今回このカバー工法ということで選択をさせていただいたところです。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私も今のお話について続きと言いますか、質疑をさせていただきたいと思えます。

まず考え方なんですけれども、先ほど15年だと言われました。耐用年数がですね。15年は15年でそれしか選択肢がなかったということであればそれはいいかと思うんですけども、その後と言われました、それ以上使えるかもしれないからということと言われたんですね。それは、今の公共施設の管理のあり方として本当にいいのかということなんです。15年しかもたないという前提があるのであれば、それに向けてどういう準備をしていくという考え方が、今の公共施設の管理のあり方だと思います。ですから、検討の段階でどの程度もつのか、その間にどういうふうな管理が必要なのか。その期間が終えたときにどういうことをしなければいけないのかというその先の先まできちんと考えた計画で進めていくべきだったのではないかと思いますというのがまず一つ。

それから全く別の話になりますけれども、現在もちろんいろんな物価の高騰、資材の流通の悪さというか障害がたくさん出ているわけなんですけれども、そうした中で、今回これ進めていくにあたって、一つは資材とかによる今後価格が上昇しなければならないというようなリスク。あるいは調達が遅れることによって工期が長引いてしまうようなリスクというものについて、どのような想定をされて対応される予定なのかということについてお尋ねをしたいと思えます。

2点お願いします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員さんの質問2点ですが、最初に公共施設の管理の考え方というところでおっしゃって、15年で先々を見据えた計画をとということで、確かに今現在公共施設の管理計画の中でも大体同じ15年、20年スパンで改修あたりを行っていくというような計画に基づいて個別計画のほうが作成されております。ですので、そういったところを踏まえて今後の計画のほうは考えていきたいと思っております。そういった部分で今回手法を選定させていただいております。

それから2点目の資材の価格の件ですけれども、今後いろんな物価高騰が続くなかで、今回屋根工事をしますので、そういった部分も関係業者のほうにも確認をさせていただいております。今のところ納品の期間ですとか、価格の部分では予定どおり進めていけるようなところで確認をしているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 前半の分に関してはしっかりと考えていただければということで止めますけれども、後半の部分については、今のところ確認できてますということと言われるんですが、お尋ねしているのは今のところの話ではなくて、これからのリスクをどう見えますかということをお尋ねしているんです。もう一度お願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 失礼しました。これからのリスクについてもしっかりといろいろな部分を注視しながら、また情報を収集しながら適正な工期期間内に終了することを進めてまいりたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第54号について質疑いたします。

続きになるような感じですがけれども、価格に対してこの資材関係というのが、今為替回りも大きく変更して原油価格いろんなものに影響が出てきております。それがどんどんいろんなものに波及していくのはこれからという話がありますよね。ですから、例えば完成予定が半年後というふうになっておりますけれども、半年間ぐらいならば資材購入のタイミングというのは、非常に貴重な価格の上下、言うならばこの業者が儲けにかなり反映されるところだろうと思います。大元の仕入ですから。ですから例えば前払金の増額をもって資材の確保を早めにしてもらおうとかいろんなやり方があると思うんですよ。それってタイミングの問題です。町は予算主義ですから、年間の予算の中でいろんなことをさばっていきますけれども、そのために予備費があったりとか、基金もっているわけですから、こういった変動が大きいときにそういった柔軟な姿勢で対処することで税の支出が抑えられるかもしれない。今この提示された額を見てみますと、上がりはすれども下がりはないような感じがするんですね。となったら、途中で今度9月定例ですけれども、それまでにすでに専決処分のお願いかなんか業者から出てくる可能性だって出てきますよ。だからそういった支払い面に対してのそういった工夫というのは、考えられなかったのか。それと説明資料を見ております。5ページ、6ページ開いておりますけれども、ここに改修前と改修後あたり、小さい文字で書いてありますけれども、これを見ておまして結局見方が私わからないところがあって、今度の改修をすることによって相当なトン数、重さが上に載ってしまうような資料と思われるんですが、私が見方が悪いんですかね。改修後とかにいろんなものがTイコール31とかいろいろ書いてあるでしょ。これトンじゃないんですかね。TはどのTの意味ですかね。ここのところの解釈がわからんもんで、もしその通りに重さとしたならば頭の上が重くなるわけですから、地震に非常に弱いで

すよね。熊本地震のときにも屋根が重いというのが非常に問題になりましたので、ちょっとこの単なる疑義になります。ここの説明の所をもう少し詳細に聞かせていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩させていただきます。

午後1時27分 休憩

△

午後1時30分 再開

○議長（桐原則雄） 失礼しました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 先に前払いの件でお答えしたいと思います。

仮契約書のあの中で、前払金については10分の4まで請求できるということになっておりますので、十分事業者と話をする中で早め早めの対応をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 先ほど、Tの31というところでTというのはトンなのか、重さなのかということでしたけれども、これは素材の厚みになります。Tの31のほうがシステムの断熱ボードということで、それとその左側にありますルベツルーがTの1.5と書いてますね。1.5の厚みがあるということです。重さ的には現在が金属性の合板の素材の屋根となっておりますので、その上に重さの関係もございまして、軽量の塩ビシートを今回は施工しますので、重さ的には全然大丈夫の重みでございます。すみませんでした。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

さっきちょっと聞き忘れがありました。実は前段でほかの議員が聞かれたんですけども、この工法とは別の工法を考えなかったのか。15年ということをお二人の議員さんが言われましたよね。その中で検討しましたというのも15年サイクルのほうが結果的には経費削減になるんだよと。実際15年じゃなくて20年もつやつもある。しかしこれは価格が高くなって、その後もいい状況も生まれません。やはりそういった改修コストというのをサイクル的に見るならばこの方法がいいんだよというような説明が適正かと思うんですよ。例えば蛍光灯あたりをLEDとかに替えたじゃないですか。初期投資はあるけれどもLEDだってだめにはなるんですよ。しかしながら長期で見たときには、やっぱりこっちのほうが安いんだっていうコスト計算をしますよね。要はそこが重要だろうと思うんですよ。ほかにも検討しましたじゃわかりません。その結果、ほかと比較すればこういう結果で経費は削減されるものになりますという説明が好ましいかと思えます。

この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 今回、カバー工法という手法を選択をさせていただいております。まずはこの体育館の屋根の形状が緩やかにカーブしているという部分で特殊な素材を使ってあるところがありますので、それに合う素材というところで検討しております。それから現在合板でして

いる部分を再度合板を剥いでまた施工するという方法もありますが、これをしますとまた合板を剥いで処分をする処分料とか廃棄処理量の経皮的な部分もありますし、費用的な部分もありますので、そういったところでは、そぐわない部分がございます。

したがいまして、あとウレタンの塗膜防水とか、雨漏りをする場合はありますが今回は特殊なウエーブのかかった屋根の部分を適切に処理するために現在の塩ビシートによるカバー工法が一番最適であるというところを判断しましてこの手法を選択しているところです。もちろん経費的な部分も含めましてこの手法でいかせていただいております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 議案第53号について質疑をいたします。

町長の減給10分の1とされるとのことなんですが、簡明に質疑をさせていただきますが、先にそういう事例があって10分の1というのを決められているように思うんですが、先行事例と照らし合わせてどのような感じなのか質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 近隣でも今回の固定資産の課税誤りという事例は全国的に多々あっております。そういったところを調べる中で今回提案した案件が一番多いということで、予定をしたところでございます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

これは、大津町職員懲戒処分等の指針というところを今見っていますが、この中の処分の概要のところですね、第4処分の過重または軽減というところがあるんですね。係る非行為があった場合に、それが対処が悪かったら罰を過重します、良かったら軽減しますみたいなものがあると思うんですけども、先ほど私が言ったのは、他の市町村の実態で税の誤徴収がありました。しかし、その他非行為の是正に向けて一生懸命頑張っておられる結果、あるいは町でこの事案が発生した、要するに原因となったところはもう何年も前の話であって、そこから町長がいろんな調査等重ねた結果、誤徴収がわかったというところであるということを考えて、重いのか軽いのかというところ。判断ですね、こちらも教えていただければと思います。質疑します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） すみません、質問の趣旨に沿ってなかったら申し訳ないんですけども、今回全国的に様々な事象が発生しております。確か平成27年頃から報道され始めて取り組んでるところもあります。ただ、本町に関しましては、地震等の影響もありまして調査が少し遅れたというところがございます。気づける可能性というのがあったのか、なかったのかというと、全国の事例を踏まえると非常に難しかったと思います。ただ不可能であったかというところではないと思っております。また、町長も変わっておりますけれども、結果としてやはり組織としての責任を取る

必要があるというところ、その責任を取れるのはやはり長しかいませんので、民間企業でも社長が変わったからと言って今の社長が責任を取りませんとはなりませんので、そういったこともしっかりと住民の皆様にお示しすると共に、町としても再発防止にしっかり取り組む意気込みというか、反省そういったものも込めましてこのような対応とさせていただきます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第53号及び55号について反対の立場から討論いたします。

今質疑もあっておりましたとおり、20年前まで遡るということでもありますけれども、これはその当時の流れとしてその当時の解釈ではそれが正解と思われてきたものです。ですからそれがかまけていたから、業務をきちんとやっていなかったからというものには当たらないと思うんですよ。その流れ的なものを考えますれば、そういったミスを指摘、見つけてくれてありがたいのほうが強くないかなと。しっかりした自治体を作っていくためには、そういった間違いは訂正します。これはありきと思うんですよ。その時に過去の事例をずっと今の現町長が、確かに責任は町長です。ところがそれをとっていきなりきがないと思います。例えばこの事例に対して悪意があったのかなと考えたときに悪意はないと思います。その箇所箇所の人間も能力はいろいろありますから、理解の仕方、その取り組み方いろいろあるでしょうが、その当時の法律の解釈の仕方がそうであったとしか思えないので、この点については53号及び55号、これについては妥当ではないように私は思います。やっぱりこれから先もいろんな事例が出てくるかと思われませんが、それに取り組む職員の姿勢モチベーションを上げるためには、そういった過去に間違いがあったんだというものをちゃんと探し出して、より良き町を作っていくためには通過点に過ぎない。私はそう思います。

そういう理由から53号及び55号におきましては、反対の立場を表明いたします。議員各位の御賛同よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうは同じ議案について賛成の立場から討論をしたいと思います。

先ほども言葉がありましたけれども、悪意があったのか、なかったのかという話でした。これまでもこの手の話が出るたびに悪意という言葉が出てきたんですけども、そもそも悪意の有無というのは行政法においてどの程度適用されるかということなんです。例えば刑法であると誰かが人を殺してしまいましたと。そのときに殺意があったのか、なかったのか、それによって罪状が変わってくるんです。それは基本的に刑法によってやってはいけないことが定められていて、それを

やってしまったからそこに悪意の有無が問題になるということです。

しかし行政関係の法律の場合はたいていの場合はこのようにしなければならないんです。このようにしなければならないことをしなかったのはすでに悪意なんですよ。ですからそういった意味において、やるべきことができなかつたということは当然責任を負うべきことになります。

そしてその中で先ほど町長が言われたように、責任を取るべき立場は町長にあるということです。量の大きい小さいは別にしまして責任は何らかの形で取らなければならないという意味から賛成したいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第53号、大津町長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、大津町立大津北中学校体育館屋根改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第4回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月16日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 部 良 二

大津町議会議員 山 本 富士夫